

再処理施設、廃棄物管理施設、
加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、
加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請書

補足説明資料

2020年7月27日

日 本 原 燃 株 式 会 社

目 次

資料① 品質マネジメントシステムに係る許可整合性について	3
別紙-1 再処理施設 許可整合性説明資料	5
別紙-2 廃棄物管理施設 許可整合性説明資料	58
別紙-3 加工施設(濃縮) 許可整合性説明資料	103
別紙-4 廃棄物埋設施設 許可整合性説明資料	156
別紙-5 加工施設(MOX) 許可整合性説明資料	201
資料② 各施設保安規定(品質マネジメントシステム計画)	
各施設の比較について	231
別紙 各施設保安規定(品質マネジメントシステム計画)比較表	233
資料③ CAPシステムについて	276
別紙-1 当社におけるCAPシステムの展開	279
別紙-2 社内標準類 CAPシステム要則	280
別紙-3 文書体系における「CAPシステム要則」の位置付け	283
参考資料 品証技術基準(第18回新検査制度WG提示案)に基づく CAPシステム全体像(案)	284
資料④ 各施設保安規定	
【品質マネジメントシステム計画以外(主な変更)】比較表	285
資料⑤ 施設管理について	327
別紙-1 再処理施設及び廃棄物管理施設における 施設管理の具体的な内容及び保安規定への展開	338
別紙-2 施設管理の概要図 (再処理施設/廃棄物管理施設)	370
資料⑥ 施設の操作について	372
資料⑦ 放射性廃棄物管理及び放射線管理について	391
資料⑧ 段階的に定める保安規定の制定時期の考え方について	429

注:本日の審査会合資料番号は、資料2-1, 資料2-2の構成であるが、資料①~⑧の記載において資料2-2は、略して資料1-2と示している。

以 上

品質マネジメントシステムに係る
許可整合性について

1. はじめに

本資料は、本年 4 月 1 日に届出^(※)を実施した各施設の「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」(事業指定(又は許可)の本文事項)と保安規定「品質マネジメントシステム計画」との整合性を説明するものである。

(※)4 月 1 日の届出書

施設名	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則
再処理施設	第 5 条第 6 項を準用する第 4 条第 1 項に基づく届出
廃棄物管理施設	第 5 条第 7 項を準用する第 4 条第 1 項に基づく届出
加工施設(濃縮)	第 5 条第 1 項を準用する第 4 条第 1 項に基づく届出
廃棄物埋設施設	第 5 条第 7 項を準用する第 4 条第 1 項に基づく届出
加工施設(MOX)	第 5 条第 1 項を準用する第 4 条第 1 項に基づく届出

2. 「届出書」と保安規定「品質マネジメントシステム計画」の記載の考え方

(1)届出書

- ・品質管理基準規則に適合するよう記載

(2)保安規定 品質マネジメントシステム計画

- ・品質管理基準規則および同規則解釈、上記届出書を踏まえた記載
- ・また、要求事項を踏まえたプロセス関連図、品質マネジメントシステムの文書の構成概念図および社内文書を記載

3. 品質マネジメントシステムに係る許可整合性の確認結果

別紙-1から別紙-5のとおり、届出書と保安規定「品質マネジメントシステム計画」との整合性を確認した結果、保安規定「品質マネジメントシステム計画」は、届出書の内容を網羅していることから、整合性が確保されていることを確認した。

(別紙-1)再処理施設 保安規定 (品質マネジメントシステム計画)

許可整合性説明資料

(別紙-2)廃棄物管理施設 保安規定 (品質マネジメントシステム計画)

許可整合性説明資料

(別紙-3)加工施設(濃縮) 保安規定 (品質マネジメントシステム計画)

許可整合性説明資料

(別紙-4)廃棄物埋設施設 保安規定 (品質マネジメントシステム計画)

許可整合性説明資料

(別紙-5)加工施設(MOX) 保安規定 (品質マネジメントシステム計画)

許可整合性説明資料

以上

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
1.	第 1 章 総則 (目的)		再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	第 1 章の 2 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第 5 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	・用いる用語の違いによる差異	第 1 節の 2 品質保証体制	
2.	第 1 章 総則 (目的)	第 1 章総則 (目的)	A. 目的	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (以下「品質管理に関する事項」という。) は、再処理施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」 (以下「品質管理基準規則」という。) に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	差異なし (見出し記号の差異は記載しない) (以下、空欄は、差異なしであり、記載しない。)		
3.	第 1 章 総則 (目的)	第 1 章この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に、原子力の安全を確保することを目的とする①。	再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (以下「品質管理に関する事項」という。) は、再処理施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」 (以下「品質管理基準規則」という。) に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (以下「品質管理に関する事項」という。) は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」 (以下「品質管理基準規則」という。) に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	・保安規定第 5 条は、品質管理基準規則の解釈まで含めた品質マネジメントシステムとしている。 なお、「…品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し…」の「評価確認し」については、記載反映漏れのため修正を行う。	(品質保証計画) 第 4 条の 3 社長は、原子力発電所における安全のための品質保証規程 (以下「JEAC4111-2009」という。) に基づき、品質保証計画を定め、「全社品質保証計画」として文書化するとともに、品質マネジメントシステムの確立、維持及びその有効性の継続的な改善を推進する。	
4.	(適用範囲)		B. 適用範囲	2 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の保安活動に適用する。		(適用範囲)	(適用範囲)
5.	第 3 章 次章から第 6 章までの規定は、原子力施設(使用施設等)であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十三年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。		品質管理に関する事項は、再処理施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の保安活動に適用する。	・用いる用語の違いによる差異	第 2 条 この規定は、再処理施設 (第 1 ガラス固化体貯蔵建屋西棟及びそれに係る施設は除く。) の保安に係る運用に関して適用する。	
6.	(定義)		C. 定義	3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。	・用いる用語の違いによる差異		
7.	第 2 章 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。			3.用語の定義、関連文書
8.	「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		黄色ハッチング：品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目に該当する箇所を示す。 水色ハッチング：事業指指定本文 9 号との整合箇所を示す。				
9.	「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。						
10.	「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。						

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
11.	四「品質マネジメントシステムとは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。」	2 第 2 項第 4 号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第 57 条の 8 に規定する者をいう。 3 第 2 項第 4 号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。	—	—	—	—	
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第 2 項第 5 号に規定する「要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。	—	—	—	—	
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第 2 項第 6 号及び第 7 号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。	—	—	—	—	
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえ、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第 2 項第 7 号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう（第 53 条第 1 項において同じ。）。	—	—	—	—	
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。	—	—	—	—	—	
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。	—	—	—	—	—	
17.	—	—	a. 再処理施設 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 44 条第 2 項第 2 号に規定する再処理施設をいう。 b. 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、再処理施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。	(1)再処理施設 法第 44 条第 2 項第 2 号に規定する再処理施設をいう。	—	—	
18.	—	—	—	—	・保安規定においては、4.1 一般要求事項に、組織の定義を記載	—	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定		
						保安規定	全社品質保証計画書	
19.				(2)ニューシニア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことという。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、ニューシニアの定義を記載	—	—	
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第 2 章 品質マネジメントシステム	D. 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム				
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	a. 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項				
22.	第四条 原子力事業者等(使用者)であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第 1 項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることという。 2 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムの運用の蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることという。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことという。	(a)組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	(1)第 16 条に定める組織（以下「組織」という。）は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることという。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことという。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 各職位は、本計画書に従って、2.2 項の適用規格および規則の要求事項を満たす品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。		
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。②	3 第 2 項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(b)組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「(保安活動の重要度)とは、事故が発生した場合に再処理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。」	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) 各職位は、品質マネジメントシステム運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。		
24.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度②		(1)再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度				
25.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさとは、原子力の安全に	4 第 2 項第 2 号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさとは、原子力の安全に	(1)再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影	b.再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) c. 検査または試験による原子力		

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	響の大きさ②	影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	響の大きさ (ハ)機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより生じ得る影響	響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。） c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより生じ得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）		安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 d. 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 e. 運転開始後の各施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度	
26.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより生じ得る影響②	5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	(ハ)機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより生じ得る影響		・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) c. 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 d. 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 e. 運転開始後の各施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度	
27.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他の品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならぬ。④		(c)組織は、再処理施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他の品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、再処理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他の品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。		4.品質マネジメントシステム 4.2 文書化に関する要求 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図4.2.1に示す。なお、記録は適正に作成する。 7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項	
28.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(d)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) 各職位は、次の事項を実施する。 a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。プロセス関連図を図4.1に示す。	
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		(イ)プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。	a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。プロセス関連図を図4.1に示す。	
30.	二 プロセスの順序及び相互の関係	6 第4項第2号に規定する「プロセス	(ロ)プロセスの順序及び相互の関係	b. プロセスの順序及び相互の関係	・保安規定においては、品質管理基準	4. 品質マネジメントシステム	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	を明確に定めること。	スの順序及び相互の関係)には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	を明確にすること。	(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にすること。プロセス関連図を図 1 に示す。	準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な図 1 を記載		4.1 一般要求事項 (2) a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容 (当該プロセスにより達成される結果を含む。)およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。プロセス関連図を図 4.1 に示す。
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標 (以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。⑭	7 第 4 項第 3 号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号)第 5 条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	(ハ)プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標 (以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標 (以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。(「保安活動指標」には、安全実績指標 (特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) b. これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を明確にする。
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定 (以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること (責任及び権限の明確化を含む。)		(ニ)プロセスの運用並びに監視及び測定 (以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること (責任及び権限の明確化を含む。)	d. プロセスの運用並びに監視及び測定 (以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) c. これらのプロセスの運用および監視の支援をするために必要な資源および情報を活用できることを確実にする。
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		(ホ)プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) d. これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第 4 項第 6 号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	(ハ)プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。(「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) e. これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと統合的なものとすること。		(ト)プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと統合的なものとすること。	g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと統合的なものとすること。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) f. これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。⑮	9 第 4 項第 8 号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。⑮」には、セキユリティ対策が原子力の安全に係る潜在的な影響がセキユリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。	(チ)原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」には、セキユリティ対策が原子力の安全に係る潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響を特定し解決することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5.2 原子力安全の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。また、顧客満足度の向上を目指して、顧客要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
37.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。⑤	10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を指している。⑥ <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場面があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 	(e)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場面があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	保安規定 (安全文化の醸成) 第4条の2 社長は、この規定に基づき保安活動を実施するに当たり、安全文化の醸成のための活動を第1節の2に定める品質保証体制に基づき実施させる。 2 各職位は、安全文化の醸成のための活動を実施する。	全社品質保証計画書	
38.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとされたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。②	(f)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとされたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとされたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (5) 各職位は、原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、7.4 項の調達のプロセスに基づいて管理する。			
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。②	(g)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) 各職位は、品質マネジメントシステムの利用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。			
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	b. 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
41.			(a)一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの構成概念図を図 2 に示す。	・保安規定においては、具体的な図 2 を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図 4.2.1 に示す。なお、記録は適正に作成する。
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		(イ)品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 a. 文書化した、品質方針および品質目標の表明（「安全文化醸成活動に係る規程」を含む）
43.	一 品質方針及び品質目標		(ロ)品質マニュアル	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 b. 全社品質保証計画書（本計画書）
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		(ハ)実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表 1 に示す文書	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 d. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した記録を含む文書
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		(ニ)品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 2 に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 c. 本計画書が要求する“文書化された手順”および記録
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		(ホ)品質マニュアル 組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	4.2.2 品質マニュアル 社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） 社長は次の事項を含む本計画書を作成し、維持する。
47.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	(イ)品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） a. 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		(ロ)保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） b. 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		(ハ)品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） a. 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		(ニ)品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） c. 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”まで

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
53.	五 プロセスの相互の関係		(ホ)プロセスの相互の関係	e. プロセスの相互の関係	・保安規定においては、具体的な図 1 を記載	たはそれらを参照できる情報 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） d. 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述	
54.	(文書の管理)	(文書の管理)	(c)文書の管理	4.2.3 文書の管理			
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならぬ。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならぬ」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ¹⁷ ・文書の組織外への流出等の防止 ¹⁷ ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 ¹⁸	(イ)組織は、品質マネジメント文書を管理する。	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。[(品質マネジメント文書を管理する)には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。]	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は、文書の一環ではあるが、4.2.5 項の要求事項に従って管理する。	
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよ、品質マネジメント文書に関する事項に掲げる事項を定め、手順書等を作成しなければならない。	2 第 2 項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。 ¹⁸	(ロ)組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよ、品質マネジメント文書に関する事項を定め、手順書等を作成する。	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよ、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。[(適切な品質マネジメント文書を利用できる)には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。]	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) 室、各本部・事業部長は、次の活動に必要な管理についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。 d. 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要とすることで使用可能な状態であることを確実にする。	
57.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 ¹⁶		1)品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること	a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) a. 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。	
58.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。 ¹⁶	3 第 2 項第 2 号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第 1 号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認すること ¹⁸ をいう。	2)品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。[(改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する)とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認すること。]	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) b. 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。	
59.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参照させること。 ¹⁶	4 第 2 項第 3 号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	3)品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参照させること。	c. a. 及び b. の審査並びに b. の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参照させること。[(「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。)]	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) a. 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 b. 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。	
60.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		4)品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) c. 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。	
61.	五 改訂のあった品質マネジメント文		5)改訂のあった品質マネジメント文	e. 改訂のあった品質マネジメント文書		4.2 文書化に関する要求事項	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。			4.2.4 文書管理 (2) d. 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態であることを確実にする。
62.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		6)品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) e. 文書は読みやすく、容易に識別可能な状態であることを確実にする。
63.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		7)組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) f. 品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
64.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		8)廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) g. 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。
65.	(記録の管理)	(記録の管理)	(d)記録の管理	4.2.4 記録の管理			
66.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		(1)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図4.2.1 に示す。なお、記録は適正に作成する。 4.2.5 記録の管理 (1) 各職位は、要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効率的運用の証拠を示すために作成された記録の対象を明確にし、当該記録を管理する。 (3) 各職位は、記録を読みやすく、容易に識別可能で、検索可能なものとする。
67.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		(0)組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	(2)安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.5 記録の管理 (2) 室、各本部・事業部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理についての文書を4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
68.	第三章 経営責任者等の責任	第 3 章 経営責任者等の責任	E 経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任			
69.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	a. 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ			
70.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによる実証しなくてはならない。③		品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによる実証する。	品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによる実証する。		社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を次の事項によって示す。	
71.	一 品質方針を定めること。		(a)品質方針を定めること。	a.品質方針を定めること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント b. 品質方針を設定する。	
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		(b)品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント c. 品質目標が設定されることを確実にする。	
73.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。⑤	1 第 3 号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	(c)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」は、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント f. 安全文化を醸成するための活動を促進する。(注) (注) 具体的な要領については、安全・品質本部長が定める「安全文化醸成活動に係る規程」による。	
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		(d)E.f.(a)に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント d. マネジメントレビューを実施する。	
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		(e)資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント e. 資源が使用できることを確実にする。	
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		(f)関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。	
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。③		(g)保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。	
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。③		(h)全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。	
79.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	b. 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視			
80.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個人業務等要求事項に適合し、かつ、工期等によって原子力の安全が損なわれないこと。①	1 第 10 条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個人業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにすること。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個人業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにすること。		5. 経営者の責任 5.2 原子力安全の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。	
81.	(品質方針)	(品質方針)	c. 品質方針	5.3 品質方針			
82.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第 11 条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに含まれる⑤。この場合において、技術的、	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにすること。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにすること。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに含まれるもの		(品質方針の設定) 第 6 条 社長は、次の事項に配慮して、法令の遵守及び原子力安全の重要性を含めた品質方針を設定	
						5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) 社長は、品質方針について次の事項を確実にする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定期本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定期本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に對して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を旨として設定していること。⑥		を含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に對して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を旨として設定していること。		し、文書化する。 (3) 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。	c. 関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化醸成に関する事項を含む。
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第 1 号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	(a)組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 6 条 (1) 日本原燃株式会社経営方針及び理念に対して適切なものであること。	5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) a. 組織の目的に対して適切である。 g. 組織運営に関する方針と整合性がとれている。
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		(b)要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。		第 6 条 (2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。	
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。		(c)品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。		第 6 条 (4) 品質目標の設定及び社長による評価における枠組みを与える。	5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) b. 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 d. 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。 f. 適切性の持続のためにレビューする。
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		(d)要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。		第 6 条 (5) 社内全体に伝達され、理解されるようにする。	5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) e. 組織全体に伝達され、理解される。
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		(e)品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。		第 6 条 (2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 (6) 品質方針が組織の目的に適切であり続けるために、変更の必要性をレビューする。	5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) b. 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 f. 適切性の持続のためにレビューする。
88.			d. 計画	5.4 計画			
89.	(品質目標)	(品質目標)	(a)品質目標	5.4.1 品質目標	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められる際には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源	(イ)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。(「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び		第 7 条 監査室長は、監査室長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。 2 安全・品質本部長は、安全・品質目標の設定)	5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、組織内のしかるべき部門および階層で、品質目標が設定されていることを確実にする。その品質目標には、策定した安全文化醸成活動の取組みのうち特に重要

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		<ul style="list-style-type: none"> ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法 		「結果の評価方法」を含む。）		<p>質本部長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。</p> <p>3 事業部長は、再処理施設に係る保安業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、再処理事業部の当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。</p> <p>4 技術本部長は、技術本部長が統括する業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。</p>	<p>な事項、業務・施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含める。</p>
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第 2 項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(1)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(1)その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>	<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</p>	<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</p>
92.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	(b)品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画			
93.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		(1)社長は、品質マネジメントシステムが D. a. の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。		<p>4 安全・品質本部長は、安全・品質本部長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。</p> <p>2 安全・品質本部長は、安全・品質本部長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。</p> <p>3 事業部長は、再処理施設に係る保安業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、再処理事業部の当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。</p> <p>4 技術本部長は、技術本部長が統括する業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。</p>	<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、次の事項を確実にする。</p> <p>(1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マ</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
94.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしななければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。 ^⑨	1 第 2 項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(1)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 (「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	ジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) 各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。 5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。	
95.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 ^⑨	2 第 2 項第 1 号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第 23 条第 3 項第 1 号において同じ。) ・当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	1)品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。	
96.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持 ^⑨		2)品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持		5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。	
97.	三 資源の利用可能性 ^⑨		3)資源の利用可能性	c.資源の利用可能性		5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							<p>(1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p>
98.	四 責任及び権限の割当て④		4)責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て		<p>5.経営者の責任</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、次の事項を確実にする。</p> <p>(1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p>	
99.			C. 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション			
100.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	(a)責任及び権限	5.5.1 責任及び権限			
101.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じた、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じた、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>	<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任および権限</p> <p>社長は、品質保証活動に係る機構とその分掌業務および職位について、組織全体に周知する。具体的な要領は、「職制規程」および「職務権限規程」による。</p> <p>さらに炉規制法で規定される保安規定に責任および権限を定め、組織全体に周知する。</p> <p>社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>安全・品質本部長は、5. 経営者の責任に関する社長が行う品質保証に係る業務の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。また、補佐するための具体的な事項についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部長の全社品質保証計画書運用要則に定める。</p>	<p>第 5 条 社長は、保安教育等により再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に、この規定に定める責任及び権限を周知する。</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
102.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	(再掲) 1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じ、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(再掲) 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 5 条 社長は、保安教育等により再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に、この規定に定める責任及び権限を周知する。 5.5.1 責任および権限 社長は、品質保証活動に係る機構とその分掌業務および職位について、組織全体に周知する。具体的な必要領は、「職制規程」および「職務権限規程」による。 さらに炉規制法で規定される保安規定に責任および権限を定め、組織全体に周知する。 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。 安全・品質本部長は、5. 経営者の責任に関する社長が行う品質保証に係る業務の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。また、補佐するための具体的な事項についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。	5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、品質保証活動に係る機構とその分掌業務および職位について、組織全体に周知する。具体的な必要領は、「職制規程」および「職務権限規程」による。 さらに炉規制法で規定される保安規定に責任および権限を定め、組織全体に周知する。 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。 安全・品質本部長は、5. 経営者の責任に関する社長が行う品質保証に係る業務の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。また、補佐するための具体的な事項についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
103.			(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	保安規定においては、監査室の独立性の確保を明記	第 5 条 1 の 2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部及び事業部から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	
104.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(b)品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者			
105.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第 17 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	保安規定においては、他の条文中に管理責任者が定められているため、当該条文を引用		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (1) 社長は、監査室長、安全・品質本部長、濃縮事業部長、埋設事業部長、再処理事業部長、技術本部長および燃料製造事業部長を、表 5.5.2 に示す各部署の業務に関する管理責任者に任命する。
106.	一 プロセスが確立され、実施されるときともに、その実効性が維持されているようにすること。		(イ)プロセスが確立され、実施されるときともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるときともに、その実効性が維持されているようにすること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) 管理責任者は与えられている他の責任とかわりなく次に示す責任および権限をもつ。 a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確保にすること。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
107.	品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		(1)品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) b. 品質マネジメントシステムの実施状況および改善の必要性の有無について社長に報告する。	
108.	健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		(ハ)健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	
109.	四 関係法令を遵守すること。		(ニ)関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	
110.	(管理者)	(管理者)	(c)管理者	5.5.3 管理者			
111.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第 1 項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(イ)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。)		5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。	
112.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		1)個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。	
113.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		2)要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。	
114.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		3)個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。	
115.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		4)健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。	
116.	五 関係法令を遵守すること。④		5)関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。		7.業務の計画、実施	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
117.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。③		(1)管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施すること。			7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項 5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。	
118.	1 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。③		1)品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を監視測定すること。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。	
119.	2 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。③		2)要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。	
120.	3 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。③		3)原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施する	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							<p>とともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
121.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。③		4)常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。			<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
122.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。③		5)要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。			<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
123.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。⑨	<p>2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。</p> <p>3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮</p>	(ハ)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。「(自己評価)には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>		<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)		に入れて設定された間隔をいう。)			務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
124.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	(d)組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達			
125.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているように、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。⑦	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されている」とは、品質マネジメントシステムの実効性に必要に応じて行われる場や仕組みを定め、実行することをいう。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているように、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.再処理安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているように、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.再処理安全委員会	・保安規定においては、具体的な社内会議体名称を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名称を表1に記載		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.4 内部コミュニケーション 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。 (1) 安全・品質改革委員会 品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行う。※社長は、安全・品質改革委員会の構成、運営等についての具体的な要領は、「安全・品質改革委員会規程」に定める。 ※社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を出すことができる。 (2) 品質・保安会議 品質保証活動方針、品質保証活動状況および品質保証活動に係る重要な事項について、品質・保安会議で審議、報告を行う。安全・品質本部長は、品質・保安会議の構成、運営等についての具体的な要領は、「品質・保安会議規程」に定める。 (3) 安全委員会 保安に関する品質保証に係る事項については、保安規定に定める安全委員会が審議を行う。
126.		2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有しているこという。					
127.		(マネジメントレビュー)	f. マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー			
128.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)	(a)一般	5.6.1 一般			
129.	第十八条 経営責任者は、品質マ		社長は、品質マネジメントシステムの	社長は、品質マネジメントシステムの	・保安規定においては、「あらかじめ	(社長による評価)	5. 経営者の責任

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、改善活動の推進に必要措置を講ずるため、保安活動の改善に必要措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	定められた期間]について、「年1回以上」と明確化	第8条 社長は、品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回以上評価を行う。この評価では、品質マネジメントシステムの改善の機会を評価、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ、有効であることを確実にするために、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。
130.	(マネジメントレビュー)に用いる情報	(マネジメントレビュー)に用いる情報	(b) マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報			
131.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。		第8条 2 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。
132.	一 内部監査の結果		(イ) 内部監査の結果	a. 内部監査の結果		第8条 2 (1) 監査の結果	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット a. 監査の結果（内部監査および第三者監査等を含む。）
133.	二 組織の外部の者の意見	1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることという。	(ロ) 組織の外部の者の意見	b. 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることという。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット a. 監査の結果（内部監査および第三者監査等を含む。） b. 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット a. 監査の結果（内部監査および第三者監査等を含む。） b. 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方
134.	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものという。	(ハ) プロセスの運用状況	c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものという。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第8条 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット c. プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）、検査および試験の結果ならびに製品の適合性
135.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものという(第48条において同じ。))。	(ニ) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものという。）		第8条 2 (2) 保安検査、施設定期検査等の法律に基づく検査の状況及び法令に定める要求事項の変更	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット c. プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）、検査および試験の結果ならびに製品の適合性
136.	五 品質目標の達成状況		(ホ) 品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況			5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット c. プロセスの成果を含む実施状況

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
145.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(c)マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置		保安規定	全社品質保証計画書
146.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならぬ。		(イ)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。		第 8 条 3 社長は、第 1 項の評価において、次の各号に定める事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 20 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。
147.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第 1 号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	1)品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 (改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 8 条 3 (1)品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の改善	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の改善
148.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		2)個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		第 8 条 3 (2)業務の計画および実施に係る改善	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット b. 業務の計画および実施に係る改善
149.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		3)品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		第 8 条 3 (3)資源の必要性	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット c. 資源の必要性
150.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善⑤	2 第 4 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	4)健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 8 条 3 社長は、第 1 項の評価において、次の各号に定める事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 20 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット d. その他、改善が必要な事項
151.	五 関係法令の遵守に関する改善④		5)関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善		第 8 条 3 社長は、第 1 項の評価において、次の各号に定める事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 20 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット d. その他、改善が必要な事項

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
152.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(0)組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。		5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (3) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する。	
153.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(1)組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。 (ハ)組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。		第 8 条 3 社長は、第 1 項の評価において、次の各号に定める事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 20 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
154.	第四章 資源の管理	第 4 章 資源の管理	F 資源の管理	6 資源の管理			
155.	(資源の確保)	(資源の確保)	a. 資源の確保	6.1 資源の確保			
156.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確保するために必要な資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第 2 1 条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第 2 条 4 に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。 ^㉔ 2 第 2 号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS 90 01 の「インフラストラクチャ」をいう。 3 第 3 号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。	組織は、原子力の安全を確保するために必要な資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	組織は、原子力の安全を確保するために必要な資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 社長は、室、各本部・事業部長が明確にした以下の事項に必要な資源を提供する。		
157.	一 要員		(a)要員	a. 要員		6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.1 一般 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員には、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。	
158.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		(b)個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）		6. 資源の運用管理 6.3 インフラストラクチャー 各職位は、保安規定に基づき、原子力安全の達成するうえで必要なインフラストラクチャーを明確にし、提供し、かつ、維持する。	
159.	三 作業環境		(c)作業環境	c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。）		6. 資源の運用管理 6.4 作業環境 各職位は、原子力安全を達成するために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
160.	四 その他必要な資源		(d)その他必要な資源	d.その他必要な資源			6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 社長は、室、各本部・事業部長が明確にした以下の事項に必要な資源を提供する。
161.	(要員の力量の確保及び教育訓練) 第二十二條 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証されなければならぬ。	(要員の力量の確保及び教育訓練) 1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。 ⑥	b. 要員の力量の確保及び教育訓練 (a)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。) (2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.1 一般 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員には、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。
163.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(b)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。				6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 各職位は、以下の事項を実施する。また、室、各本部・事業部長は、必要な力量の設定および必要な力量が持てるようにするために教育・訓練についての文書を4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
164.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		(1)要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 a. 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員(管理責任者を含む。)に必要な力量を明確にする。
165.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	(1)要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 (「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 b. 該当する場合には、必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。
166.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		(1)教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 c. 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。
167.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		(2)要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
168.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		1) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献		成に向けて自らのように貢献できるかを認識することを実施する。	6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らのように貢献できるかを認識することを実施する。
169.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		2) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らのように貢献できるかを認識することを実施する。	6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らのように貢献できるかを認識することを実施する。
170.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		3) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らのように貢献できるかを認識することを実施する。	6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らのように貢献できるかを認識することを実施する。
171.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		(ホ) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 e. 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する。	6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 e. 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する。
172.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第 5 章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施			
173.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	a. 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画			
174.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第 1 項に規定する「計画を策定する」には、第 4 条第 2 項第 3 号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	(a) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 事業部長は、第 3 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章、第 7 章及び第 8 章に掲げる業務を計画し、実施するため、次の各号を含む業務の計画及び実施に係る事項を「再処理事業部全社品質保証計画書運用要則」において定める。	7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 各職位は、業務に必要なプロセスを計画して、構築する。
175.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第 2 項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(b) 組織は、(a)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (1) 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合性を確保する。
176.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	3 第 3 項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の整備	(c) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (2) 各職位は、業務の計画に当たっては、業務の計画に当

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
							保安規定	全社品質保証計画書
		な変更を含む。)を含む。		プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。				
177.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果⑯		(イ)個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果			7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 各職位は、業務に必要なプロセスを計画して、構築する。 (1) 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。	
178.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		(ロ)機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項			7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 a. 業務・施設に対する品質目標および要求事項	
179.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		(ハ)機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源			7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (2) b. 業務・施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性	
180.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		(ニ)使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)			7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (2) c. その業務・施設のための検証、妥当性確認、監視、検査および試験活動、ならびにこれらの合否判定基準	
181.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		(ホ)個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録			7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (2) d. 業務・施設のプロセスおよびその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	
182.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適用しない。		(ド)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適用しない。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適用しない。			7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (3) 各職位は、この計画のアウトプットを、組織の運営方法に適した形式とする。	
183.			b. 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス				
184.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(a)個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項			(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (1) 業務の計画に当たっては、次の事項について適切に明確化する。また、品質マネジメントシステムの他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。	
185.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 各職位は、次の事項を明確にする。	
186.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		(イ)組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
187.	二 関係法令		(D)関係法令	b. 関係法令		項の明確化 b. 明示されていないが、業務・施設に不可欠な要求事項	
188.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		(H) (1), (D)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項		7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規制要求事項	
189.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)	(b) 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査			
190.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。		(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (2) 業務に対する要求事項について、業務を行う前にレビューするとともに、レビューの結果及びレビューを受けて採った措置を記録する。	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項をレビューする。
191.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(D) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、(1) の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。		(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (2) 業務に対する要求事項について、業務を行う前にレビューするとともに、レビューの結果及びレビューを受けて採った措置を記録する。	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) 各職位は、レビューでは次の事項を確実にする。
192.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		1) 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。		7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) a. 業務・施設に対する要求事項が定められている。	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) a. 業務・施設に対する要求事項が定められている。
193.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合には、その相違点が説明されていること。		2) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合には、その相違点が説明されていること。	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合には、その相違点が説明されていること。		7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) b. 業務・施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) b. 業務・施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
194.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		3) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
195.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、(イ)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (2) 業務に対する要求事項について、業務を行う前にレビューするとともに、レビューの結果及びレビューを受けて採った措置を記録する。	(2) c. 定められた要求事項を満たす能力をもっている。 7.業務の計画、実施 7.2.業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2.業務・施設に対する要求事項のレビュー (3) 各職位は、このレビューの結果の記録およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。
196.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。		(ニ)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。		7.業務の計画、実施 7.2.業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2.業務・施設に対する要求事項のレビュー (5) 各職位は、業務・施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。	
197.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(c)組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等			
198.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。	1 第 26 条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7.業務の計画、実施 7.2.業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3.外部とのコミュニケーション 各職位は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るために、表 7.2.3.1 に示す方法で情報収集および意見交換を行う。	
199.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法		a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7.業務の計画、実施 7.2.業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3.外部とのコミュニケーション	
200.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡する方法		b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7.業務の計画、実施 7.2.業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3.外部とのコミュニケーション	
201.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法		c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7.業務の計画、実施 7.2.業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3.外部とのコミュニケーション	
202.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法		d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7.業務の計画、実施 7.2.業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3.外部とのコミュニケーション	
203.			c. 設計開発	7.3 設計開発			
204.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	(a)設計開発計画	7.3.1 設計開発計画			
205.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理し	1 第 1 項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計	(イ)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(再処理施設の設計) 第 11 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、再処理施設の改造における設計の管理について、次の各号の事項を含む「再処	7.業務の計画、実施 7.3.設計・開発 7.3.1.設計・開発の計画 (1) 各職位は、各施設設計・開発の計画を策定し、管理する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	なければならぬ。	開発については、新規規定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うこと④を含む。		開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規規定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。			理事業部「設計管理要領」を定め、文書化する。 (1) 各段階における要求事項を含めた管理方法を改造計画に定め、実施する。
206.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(1)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (2) 各職位は、各施設設計・開発の計画において次の事項を明確にする。
207.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		1)設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (2) a. 設計・開発の段階
208.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		2)設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (2) b. 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認
209.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		3)設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (2) c. 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限
210.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		4)設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源			6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供
211.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるように、設計開発に関する各者間の連絡を管理しなければならない。		(ハ)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるように、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるように、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。			7. 業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (3) 各職位は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、各施設設計・開発に関するグループ間のインタフェースを运营管理する。
212.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(ニ)組織は、(イ)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (4) 各職位は、各施設設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。
213.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	(b)設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報			
214.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開		(イ)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつ	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつ			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		て、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	て、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。		(2) 要求事項を明確にし、適切性をレビューする。 なお、レビューには当該改造に関する職位を含める。	7.3.2 設計・開発へのインプット (1) 各職位は、各施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには次の事項を含める。
215.	一 機能及び性能に係る要求事項		1) 機能及び性能に係る要求事項	a. 機能及び性能に係る要求事項		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) a. 意図した使用方法に応じた機能および性能に関する要求事項	
216.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		2) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) c. 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報	
217.	三 関係法令		3) 関係法令	c. 関係法令		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) b. 適用される法令・規制要求事項	
218.	四 その他設計開発に必要な要求事項		4) その他設計開発に必要な要求事項	d. その他設計開発に必要な要求事項		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) d. 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	
219.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(0) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (2) 各職位は、これらのインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないものとする。	
220.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	(c) 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報			
221.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(イ) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 各職位は、各施設的设计・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。	
222.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		(0) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。		(再処理施設的设计) 第 11 条 (3) 各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。 なお、検証は原設計者以外の者が行う。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 各職位は、各施設的设计・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。
223.	3 原子力事業者等は、設計開発		(ハ) 組織は、設計開発の結果に係る	(3) 組織は、設計開発の結果に係る		7.業務の計画、実施	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。			7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) 各職位は、各施設的设计・開発からのアウトプットは次の状態にする。
224.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		1)設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a.設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) a. 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
225.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		2)調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) b. 調達、業務の実施および施設の使用ならびに製造・サービス提供に対して適切な情報を提供する。
226.	三 台否判定基準を含むものであること。		3)台否判定基準を含むものであること。	c.台否判定基準を含むものであること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) c. 関係する検査および試験ならびに製品の台否判定基準を含むか、またはそれを参照している。
227.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		4)機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) d. 安全な使用および適正な使用に不可欠な各施設の特性を明確にする。
228.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	(d)設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー			
229.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		(イ)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。			(再処理施設的设计) 第 11 条 (2) 要求事項を明確にし、適切性をレビューする。 なお、レビューには当該改造に関係する職位を含める。
230.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		1)設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a.設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) a. 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。
231.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		2)設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b.設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) b. 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
232.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発段階に関する設計開発段階に連する部門の代表者及び当該設計		(ロ)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に連する部門の代表者及び当該設計	(2)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に連する部門の代表者及び当該設計			(再処理施設的设计) 第 11 条 (2) 要求事項を明確にし、適切性をレビューする。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	開発に係る専門家を参加させなければならぬ。		専門家を参加させる。	専門家を参加させる。		なお、レビューには当該改造に関する職位を含める。	者として、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
233.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (2) 各職位は、レビューへの参加者として、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
234.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	(e)設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証			
235.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確認するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画」に従って検証を実施しなければならない。プロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	(イ)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確認するために、設計開発計画に従って検証を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確認するために、設計開発計画に従って検証を実施する。(「設計開発計画」に従って検証を実施する際には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(再処理施設の設計) 第11条 (3)各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。 なお、検証は原設計者以外の者が行う。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.5 設計・開発の検証 (1) 各職位は、各施設的设计・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確認するために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
236.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ロ)組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2)組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.5 設計・開発の検証 (1) 各職位は、各施設的设计・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確認するために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
237.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		(ハ)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。		(再処理施設の設計) 第11条 (3)各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。 なお、検証は原設計者以外の者が行う。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.5 設計・開発の検証 (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。
238.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	(フ)設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認			
239.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」は、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うこと	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認」には、機器等の設置後でなければ妥当性	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(再処理施設の設計) 第11条 (4)使用前に妥当性を確認する。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1) 各職位は、結果として得られる各施設が、指定された用途または意図された用途に於いた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		とを含む。		確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）			発の妥当性確認を実施する。
240.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(1)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (4) 使用前に妥当性を確認する。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (2) 各職位は、実行可能な場合にはいつでも、各施設の使用前に、妥当性確認を完了する。
241.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (3) 各職位は、妥当性確認の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
242.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	(g)設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理			
243.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (1) 各職位は、各施設的设计・開発の変更を明確にし、記録を維持する。
244.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(1)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (5) 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。変更のレビューには、再処理施設に及ぼす影響の評価を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (2) 各職位は、変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
245.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(1)組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価(当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価(当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (5) 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。変更のレビューには、再処理施設に及ぼす影響の評価を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (3) 各職位は、各施設的设计・開発の変更のレビューには、その変更が、当該各施設を構成する要素および関連する各施設に及ぼす影響の評価(施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。
246.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2)組織は、(1)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (4) 各職位は、変更のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
247.			d. 調達	7.4 調達			
248.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	(a)調達プロセス	7.4.1 調達プロセス			
249.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は業務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようしなければならない。		(1)組織は、調達する物品又は業務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は業務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。		(調達) 第 12 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、物品及び役務の調達について、次の各号の事項を含む「再処理事業部 調達管理要領」を定め、文書化する。	7. 業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (1) 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。室、各本部・事業部長は、調達プロセスに関する管理

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
250.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を明確に定めることを含む。 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うこと。をいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	(1)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合においては、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合においては、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(調達) 第12条 (1) 調達製品の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)の提供に係る要求事項を含む。)を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査する。	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (1) 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。室、各本部・事業部長は、調達プロセスに関する管理についての文書を4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。 (2) 各職位は、供給者および調達製品に対する管理の方式と程度を調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。
251.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		(1)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。		(調達) 第12条 (2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (3) 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価および再評価の基準を定める。
252.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(2)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (3) 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価および再評価の基準を定める。
253.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3)組織は、(1)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(調達) 第12条 (3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があれは、その記録を維持すること。	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (4) 各職位は、評価の結果の記録があれは、その記録を維持すること。
254.	6 原子力事業者等は、調達物品		(4)組織は、調達物品等を調達する	(6)組織は、調達物品等を調達する			7.業務の計画、実施

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(再処理施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するに必要措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(再処理施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するに必要措置に関する事項を含む。)を定める。	場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(再処理施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するに必要措置に関する事項を含む。)を定める。		7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (5) 各職位は、調達製品の調達後における、維持または運用に必要な保安に係る技術情報取得するための方法および他の組織と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。	
255.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	(b)調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項			
256.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		(イ)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを定める。	(1)組織は、調達物品等要求事項のうち、該当するものを定める。		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) 各職位は、調達要求事項では、調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。	
257.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		1)調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) a. 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項	
258.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		2)調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) b. 要員の適格性確認に関する要求事項	
259.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		3)調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項	
260.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	4)調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 (「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。)		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) d. 不適合の報告および処理に関する要求事項	
261.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		5)調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	
262.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項①		6)一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項	
263.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		7)その他調達物品等に必要な要求事項	g. その他調達物品等に必要な要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	な情報が利用できる体制にあること。	の保安のために必要な「情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	な情報が利用できる体制にあること。	な情報が利用できる体制にあること。 (イ)再処理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。	準規則の解釈を反映	7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理 a. 原子力安全との関わりを述べた情報が利用できる。	
274.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		(ロ)手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理 b. 必要に応じて、作業手順が利用できる。	
275.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		(ハ)当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理、製造 c. 適切な設備を使用している。	
276.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		(ニ)監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理、製造 d. 監視機器および測定機器が利用できる、使用している。	
277.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		(ホ)H. b. (c)に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理、製造 e. 規定された監視および測定が実施されている。	
278.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		(ハ)品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	・用いる用語の違いによる差異	7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理、製造 f. 業務のリリースが規定されたとおりに実施されている。	
279.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(b)個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (1) 各職位は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。	
280.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行わなければならない。		(イ)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (2) 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	
281.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(ロ)組織は、(イ)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(イ)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(イ)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(イ)の妥当性確認によって実証する。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (2) 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	
282.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	ない。						<p>性確認 (3) 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち適用できるものを含んだ手続を確立する。 d. 記録に関する要求事項</p>
283.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないこと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。	(二)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないこと認められるものを除く。)を明確にする。	(四)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないこと認められるものを除く。)を明確にする。			<p>7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち適用できるものを含んだ手続を確立する。</p>	
284.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	1)当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準			<p>7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) a. プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準</p>	
285.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	2)妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法			<p>7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) b. 設備の承認および要員の適格性確認</p>	
286.	三 妥当性確認の方法	1 第 4 項第 3 号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	3)妥当性確認の方法	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)		<p>7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) c. 所定の方法および手順の適用 e. 妥当性の再確認</p>	
287.	(識別管理)	(識別管理)	(c)識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保			
288.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第 39 条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(イ)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。		<p>7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.3 識別およびトレーサビリティ (1) 各職位は、必要な場合には、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務・施設を識別する。 (2) 各職位は、監視および測定要求事項に関連して、業務・施設の状態を識別する。</p>	
289.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)(の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)	(ロ)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)(の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)(の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。		<p>7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.3 識別およびトレーサビリティ (3) 各職位は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。</p>	
290.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	(d)組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
291.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じて、記録を作成し、記録を管理しなければならない。	1 第 4 1 条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じて、記録を作成し、これを管理する。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じて、記録を作成し、これを管理する。 (「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.4 組織外の所有物（知的所有権も含む） 各職位は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。	
292.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)	(e) 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。	7.5.5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.5 調達製品の保存 各職位は、調達製品の検証後、受入れから据付け（使用）までの間、調達製品を適合した状態のまま保存する。この保存には、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。	
294.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)	f. 監視測定のための設備の管理 (a) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。		7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視および測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を明確にする。	
296.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性がとれた方法で実施しなければならない。		(b) 組織は、(a) の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性がとれた方法で実施する。	(2) 組織は、(1) の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性がとれた方法で実施する。		7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (2) 各職位は、監視および測定の方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。	
297.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(c) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。		7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。	
298.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。	1 第 3 項第 1 号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第 2 3 条第 1 項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	(イ) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。	a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1) に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) a. 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトラス可能な計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する。	
299.	二 校正の状態が明確になるよう、	(ロ) 校正の状態が明確になるよう、	(ロ) 校正の状態が明確になるよう、	b. 校正の状態が明確になるよう、		7.業務の計画、実施	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	識別されていること。		別されていること。	別されていること。			7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) c. 校正の状態が明確にできる識別をする。
300.	三 所要の調整がなされていること。		(ハ)所要の調整がなされていること。	c. 所要の調整がなされていること。			7. 業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) b. 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。
301.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		(ニ)監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。			7. 業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) d. 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
302.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		(ホ)取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。			7. 業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) e. 取扱い、保守、保管において、損傷および劣化しないように保護する。
303.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(ド)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。			7. 業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (4) 各職位は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。
304.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(エ)組織は、(d)の場合において、当該監視測定のための設備及び(d)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。			7. 業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (5) その機器および影響を受けた業務・施設に対して、適切な処置をとる。
305.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(フ)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。			7. 業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (6) 校正および検証の結果の記録を維持する。
306.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することしときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されなければならない。		(グ)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することしときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することしときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。			7. 業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (7) 各職位は、規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。
307.	第六章 評価及び改善	第 6 章 評価及び改善	H. 評価及び改善	8 評価及び改善			
308.	(監視測定、分析、評価及び改善)	(監視測定、分析、評価及び改善)	a. 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
309.	善) 第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	善) 1 第 1 項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	善 (a)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。	善 (1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	8.評価および改善 8.1 一般 (1) 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画（適用する検査試験の方法（統計学的方法を含む。）および当該方法の適用の範囲の明確化を含む。）し、実施する。	
310.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第 2 項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(b)組織は、要員が(a)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。 (「要員が(1)の監視測定の結果を情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	8.評価および改善 8.1 一般 (1) a. 業務・施設に対する要求事項への適合を裏証する。 b. 品質マネジメントシステムの適合性を確保にする。 c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
311.		(組織の外部の者の意見)	b. 監視測定	8.2 監視及び測定			
312.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	(a)組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見			
313.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	1 第 1 項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	(イ)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.1 原子力安全の達成および顧客満足 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用方法を決める。	
314.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(ロ)組織は、(イ)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.1 原子力安全の達成および顧客満足 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用方法を決める。	
315.	(内部監査)	(内部監査)	(b)内部監査	8.2.2 内部監査			
316.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に關し、必要に応じて、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に關し、必要に応じて、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	(イ)組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要性に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1)組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要性に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(内部監査) 第 13 条 監査室長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監視について、「全社品質保証計画」に基づき、次の各号の事項を含む「監査室」内部監査要則」を定め、文書化する。監査は、年 1 回以上行うものとする。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (1) 監査室長は、本計画書に基づき業務全体について、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているかどうかを明確にするため、年 1 回以上、客観的な評価を行う部門または外部の組織により内部監査を実施する。なお、監査室長が実施する内部監査は、室、各本部・事業部長が実施する業務を対象とする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
317.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		1)品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステムに基づく品質保証計画に係る要求事項		(内部監査) 第13条 監査室長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、「全社品質保証計画」に基づき、次の各号の事項を含む「監査室 内部監査要則」を定め、文書化する。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (1) a. 品質マネジメントシステムが、業務の計画に適合しているか、2.2 項の適用規格および規則の要求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
318.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		2)実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持		(内部監査) 第13条 監査室長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、「全社品質保証計画」に基づき、次の各号の事項を含む「監査室 内部監査要則」を定め、文書化する。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (1) b. 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。
319.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(ロ)組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。		(内部監査) 第13条 (1) 監査室長の選定基準	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (2) 監査室長は、監査の対象となるプロセスおよび領域の状態と重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 a. 監査の基準、範囲、頻度および方法を規定すること。
320.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の形態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(ハ)組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の形態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の形態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。		(内部監査) 第13条 2 監査室長は、安全・品質本部、事業部及び技術本部から独立した監査を行うため、前項の規定に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画を策定して監査を実施する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (2) 監査室長は、監査の対象となるプロセスおよび領域の状態と重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 a. 監査の基準、範囲、頻度および方法を規定すること。
321.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(ニ)組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (2) b. 監査室長の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。
322.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせなければならない。		(ホ)組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。		(内部監査) 第13条 5 監査室長は、監査員として必要な教育を受けた者で、対象となる業務を実施した者以外の者に、第2項の監査を実施させる。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (2) c. 監査員は自らの業務は監査しないこと。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
323.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(ハ)組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。	(6)監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (3) 監査室長は、監査の計画および実施ならびに記録の作成および結果の報告について、その責任および権限ならびに要求事項についての文書を「監査室 内部監査要則」として定める。	
324.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(ト)組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7)監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (4) 監査室長は、監査およびその結果の記録を維持する。(4.2.5 項参照)	
325.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(チ)組織は、不適合が発見された場合には、(ト)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8)監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(内部監査) 第13条 3 前項の監査を受けた職位は、不適合が判明した場合及び予防処置を要すると判断した場合は、「監査室 内部監査要則」に基づき必要な措置を講じるとともに、監査室長に報告する。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (5) 監査された領域に責任を持つ各職位は、発見された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく処置がとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める。	
326.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定) 1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	(c)プロセスの監視測定 (イ)組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	8.2.3 プロセスの監視測定 (1)組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。	
328.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。 ⁽⁴⁾		(ロ)組織は、(イ)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2)組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。	
329.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(ハ)組織は、(イ)の方法により、プロセスがE. d. (b)(イ)及びG. a. (a)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3)組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (2) 各職位は、これらの方法を、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。	
330.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(ニ)組織は、(イ)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4)組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (3) 各職位は、計画どおりの結	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
331.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三條第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		(ホ)組織は、E、d、(b)(イ)及びG、a、(a)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題に対して適切な措置を講じる。	(5)組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該問題に対して適切な措置を講じる。		果が達成できない場合には、業務・施設に対する要求事項の適合性を確保するために適切に修正および是正処置をとる。	
332.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	(d)機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等			
333.	第四十八條 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。		(イ)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (3) 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、業務・施設に対する要求事項の適合性を確保するために適切に修正および是正処置をとる。	
334.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 2 項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(ロ)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (3) 各職位は、合否判定基準への適合の記録を維持する。記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者を記録する。	
335.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定する必要がある。記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができ、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができ、これを管理する。		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (3) 各職位は、合否判定基準への適合の記録を維持する。記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者を記録する。	
336.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(ニ)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (4) 各職位は、業務の計画で決めた検査および試験が完了するまでは当該施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。	
337.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする部門に属することにより、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと）を確保しなければならない。⑧	2 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする部門に属することにより、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと）を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されている。	(ホ)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする部門に属することにより、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと）を確保する。	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする部門に属することにより、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（部門を異にする要員とすること）を確保する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (2) 各職位は、検査および試験要員の独立の程度を定める。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		い原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与しない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第 5 項に規定する「部門を異にする要員」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれなないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。		は、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれなないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)			
338.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧		(ア)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員をその対象とする機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれなないことをいう。)を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。自主検査等の独立性を確保するとは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれなないことをいう。)			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (2) 各職位は、検査および試験要員の独立の程度を定める。
339.	(不適合の管理)	(不適合の管理) 1 第 1 項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならぬ」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、これを管理しなければならない。	c. 不適合の管理 (a)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	8.3 不適合の管理 (1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。 (「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)			(不適合管理) 第 14 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、不適合が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限について、次の各号の事項を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合管理要領」を定め、文書化する。
340.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。						8.評価および改善 8.3 不適合管理 (1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。室、各本部・事業部長は、不適合の処理に關する管理およびそれに関する責任および権限についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要領に定める。
341.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第 2 項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。	(b)組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要領」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。)			(不適合管理) 第 14 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、不適合が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限について、次の各号の事項を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」
							8.評価および改善 8.3 不適合管理 (1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。室、各本部・事業部長は、不適合の処理に關する管理およびそれに関する責任および権限についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要領に定める。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						及び再処理事業部 不適等管理要領」を定め、文書化する。	部の全社品質保証計画書運用要領に定める。
342.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(c)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。		(不適等管理) 第 14 条 (1) 次の一つ又はそれ以上の方法で不適合を処理する。	8.評価および改善 8.3 不適等管理 (2) 各職位は、該当する場合には、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。
343.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		(イ)発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		(不適等管理) 第 14 条 (1) ① 検出された不適合を除去するための措置をとる。	8.評価および改善 8.3 不適等管理 (2) a. 検出された不適合を除去するための措置をとる。
344.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		(ロ)不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		(不適等管理) 第 14 条 (1) ② 当該の権限をもつ者が特別採用によって、その使用、リリース又は合格と判定することを正式に許可する。	8.評価および改善 8.3 不適等管理 (2) b. 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し) もしくは出荷、または合格と判定することを正式に許可する。
345.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		(ハ)機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		(不適等管理) 第 14 条 (1) ③ 本来の意図された使用又は適用ができないような措置をとる。	8.評価および改善 8.3 不適等管理 (2) c. 本来の意図された使用または適用ができないような措置をとる。
346.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		(ニ)機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		(不適等管理) 第 14 条 (4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な措置をとる。	8.評価および改善 8.3 不適等管理 (2) d. 各職位は、外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な措置をとる。
347.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならぬ。		(ド)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。		(不適等管理) 第 14 条 (2) 不適合の性質の記録及び不適合に対して講じた措置の記録を維持する。	8.評価および改善 8.3 不適等管理 (3) 各職位は、不適合の性質の記録および、不適合に対して講じた特別採用を含む措置の記録を維持する。
348.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を検証するための検証を行わなければならない。		(エ)組織は、(c)(イ)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を検証するための検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を検証するための検証を行う。		(不適等管理) 第 14 条 (3) 不適合を修正した場合は、要求事項への適合性を検証するための再検証を行う。	8.評価および改善 8.3 不適等管理 (4) 各職位は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合性を検証するための再検証を行う。
349.			(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースアハ登録することにより、情報の公開を行う。	(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースアハ登録することにより、情報の公開を行う。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、情報の公開を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(不適等管理) 第 14 条 (5) 再処理施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を「ニュースアハおよびニュースの文書」を「ニュースの文書」に定める。不適合の内容を原子力施設情報公開ライ	8.評価および改善 8.3 不適等管理 (5) 安全・品質本部長は、原子力安全の向上を図る観点から、公開の基準についての文書を「ニュースの文書」に定める。不適合の内容を原子力施設情報公開ライ

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
350.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価) 1 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムの有効性の改善」には、品質マネジメントシステムの有効性に係るデータの分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。	d. データの分析及び評価 (a)組織は、品質マネジメントシステムが有効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの有効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。	8.4 データの分析及び評価 (1)組織は、品質マネジメントシステムが有効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの有効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの有効性の改善」には、品質マネジメントシステムの有効性に係るデータの分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	フリー (ニューシア) へ登録することにより、公開する。	8.評価および改善 8.4 データの分析 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、8.2 項の監視および測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
351.	(データの分析及び評価) 第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが有効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの有効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならぬ。						
352.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(b)組織は、(a)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。			8.評価および改善 8.4 データの分析 (2) 各職位は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
353.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		(イ)組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見			8.評価および改善 8.4 データの分析 a. 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方
354.	二 個別業務等要求事項への適合性		(ロ)個別業務等要求事項への適合性	b. 個別業務等要求事項への適合性			8.評価および改善 8.4 データの分析 b. 業務・施設に対する要求事項への適合
355.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。) (2)	2 第 2 項第 3 号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	(ハ)機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。)	c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)			8.評価および改善 8.4 データの分析 c. 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスと各施設の特性および傾向
356.	四 調達物品等の供給者の供給能力		(ニ)調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力			8.評価および改善 8.4 データの分析 d. 供給者の能力
357.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	e. 改善	8.5 改善			
358.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	(a)継続的な改善	8.5.1 継続的な改善			
359.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第 5 1 条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるた	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.1 継続的な改善 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
360.	(是正処置等)	(是正処置等)	(b)是正処置等	めの継続的な活動をいう。) 8.5.2 是正処置等			
361.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。 ^①	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、是正処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部長 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合管理要領」を定め、文書化する。	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (1) 各職位は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に見合うものとする。 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項について、文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。 8.5.3 予防処置 (1) 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見および他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子力事業者と共有することを含む。 (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に見合ったものとする。 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項について、文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
362.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		1)是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) c. 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 8.5.3 予防処置 (3) b. 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
363.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第 1 項第 1 号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 ^⑥ 2 第 1 項第 1 号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	i)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 (「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第 15 条 (1) 不適合の内容確認 (2) 不適合の原因の特定	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) a. 不適合のレビュー b. 不適合の原因の特定
364.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 ^②		ii)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (1) 起こり得る不適合及びその原因	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3)

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
365.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		2) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		<p>因の特定</p> <p>(是正処置及び予防処置) 第 15 条 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 (3) 必要な処置の決定及び実施</p>	<p>a. 起こり得る不適合およびその原因の特定</p> <p>8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) d. 必要な処置の決定および実施 8.5.3 予防処置 (3) c. 必要な処置の決定および実施</p>
366.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		<p>(是正処置及び予防処置) 第 15 条 (6) とつた是正処置の有効性のレビ ユ一 3 (5) とつた予防処置の有効性のレビ ユ一 8.5.3 予防処置 (3) e. とつた予防処置の有効性のレビ ユ一</p>	<p>8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) f. とつた是正処置の有効性のレビ ユ一 8.5.3 予防処置 (3) e. とつた予防処置の有効性のレビ ユ一</p>
367.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。④		4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みを含む。	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>	<p>(是正処置及び予防処置) 第 15 条 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 (3) 必要な処置の決定及び実施</p>	<p>8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) d. 必要な処置の決定および実施 8.5.3 予防処置 (3) c. 必要な処置の決定および実施</p>
368.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。④		5) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。			<p>8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.1 継続的改善 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p>
369.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第 1 項第 6 号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p> <p>・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載</p>	<p>(是正処置及び予防処置) 第 15 条 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」において、次の各号を満たすように、安全に重大な影響を与える事象について実施する根本原因分析の方法及び体制について定める。 (1) 体制の主體の中立性が確保されていること。 (2) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。 (3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。 (4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</p>	<p>8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 なお、安全・品質本部長は、不適合の原因の特定に当たって必要に応じて実施する根本原因分析要領と文書を「根本原因分析実施要領」として定めるとともに、不適合の再発防止のために行う不適合の人的過誤に係る直接原因分析についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要領に定める。</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業指定 本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
370.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	9. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 (5) とつた処置の結果の記録 3 (4) とつた処置の結果の記録	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) e. とつた処置の結果の記録 8.5.3 予防処置 (3) d. とつた処置の結果の記録
371.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(1) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	(是正処置及び予防処置) 第 15 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処置管理要領」を定め、文書化する。 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処置管理要領」を定め、文書化する。	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。 8.5.3 予防処置 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
372.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、適切な措置を講じなければならない。	4 第 3 項に規定する「適切な措置」を講じなければならないとは、第 1 項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	(1) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、適切な措置を講じる。	(3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、適切な措置を講じる。 (1) 適切な措置を講じるとは、(1)のうち必要なものについて実施することとをいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	(是正処置及び予防処置) 第 15 条 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処置管理要領」を定め、文書化する。	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 なお、安全・品質本部長は、a 項の活動において必要に応じて実施する根本原因分析についての文書を「根本原因分析実施要則」として定めるとともに、不適合の未然防止のために行う不適合の人的過誤に係る直接原因分析についての文書を「接原因分析」について、文書を「根本原因分析」について、文書を「根本原因分析実施要則」として定める。
373.	(未然防止処置)	(未然防止処置)	(c) 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置			
374.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経緯等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止し、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、適切な措置を講じなければならない。	1 第 1 項に規定する「自らの組織」で起こり得る不適合には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経緯等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止し、適切な措置を講じる。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経緯等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止し、適切な措置を講じる。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、予防処	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (1) 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	未然防止処置を講じなければならぬ。 ^①	定した問題を含む。	と。	(「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)		置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合管理要領」を定め、文書化する。 5 監査室長、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長は、予防処置において、この規定に定める業務の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見を活用する。	保安活動の実施によって得られた知見および他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子力事業者と共有することも含む。 (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に見合ったものとする。 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
375.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		1) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (1) 起こり得る不適合及びその原因の特定	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) a. 起こり得る不適合およびその原因の特定
376.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		2) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) b. 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
377.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		3) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) c. 必要な処置の決定および実施
378.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (5) とった予防処置の有効性のレビュー	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) e. とった予防処置の有効性のレビュー
379.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		5) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (4) とった処置の結果の記録	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) d. とった処置の結果の記録
380.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならぬ。		(0) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、予防処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合管理要領」を定め、文書化する。	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
381.	第七章 使用者に関する特例	第七章 使用者に関する特例				—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
382.	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	(令第 4 1 条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	—	—	—	—	—
383.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。		—	—	—		
384.	一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。		—	—	—		
385.	二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		—	—	—		
386.	2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないうようにしなければならない。	1 第 2 項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第 1 0 条 1 を準用する。 2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないうようにしなければならない。	—	—	—		

品質管理基準規則において要求事項が明確となった21項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第1条 第10条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文9号の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第4条第2項 第4条第7項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第9条 第16条第2項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第4条第3項 第16条第1項第5号 第20条第1項第5号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第4条第5項 第9条第1項第3号 第11条 第20条第1項第4号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化の育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューアウトプット）
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第4条第5項 第11条第1項 第22条第1項 第52条第1項第1号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）
⑦	責任と権限のインターフェース	第14条 第17条 第26条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化
⑧	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第48条第5項、6項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第16条第3項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第46条第5項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第35条第2項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況が確認される際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第34条第2項 第35条第1項第6号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第19条第1項第12号、13号	5.6.2l.,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加
⑭	プロセスの監視測定の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第4条第4項第3号 第47条第2項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の1つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第4条第4項第8号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第7条第2項第1号、2号、3号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第7条第1項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第7条第1項、2項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第13条第2項 第23条第1,3項 第27条第1項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化
⑳	外部からの要員確保	第4条第6項 第21条第1項 第34条第2項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第50条第2項3号 第52条 第53条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性のある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築

廃棄物管理施設 保安規定 (品質マネジメントシステム計画) 許可整合性説明資料

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
1.			廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	第1章の2 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第3条の4 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	・用いる用語の違いによる差異	第1章の2 品質保証計画	
2.	第一章 総則 (目的)	第1章総則 (目的)	A. 目的	1 目的	差異なし (見出し記号の差異は記載しない) (以下、空欄は、差異なしであり、記載しない。)	(目的)	(目的)
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする①。	第1条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第2条第7項に規定する原子力施設をいう。	廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (以下「品質管理に関する事項」という。)は、廃棄物管理施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	・保安規定第3条は、品質管理基準規則の解釈まで含めた品質マネジメントシステムとして、なお、「…品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し…」の「評価確認し」については、記載反映漏れのため修正を行う	第3条の2 品質保証計画は、廃棄物管理施設の安全を達成・維持・向上することを目的として、この規定で定める事項を遵守するために必要な、廃棄物管理施設における保安活動に係る品質マネジメントシステム (以下「品質マネジメントシステム」という。) を規定するものである。	
4.	(適用範囲)		B. 適用範囲	2 適用範囲		(適用範囲)	(適用範囲)
5.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。		品質管理に関する事項は、廃棄物管理施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の保安活動に適用する。	・用いる用語の違いによる差異	第3条の3 品質保証計画は、廃棄物管理施設の保安活動に適用する。ここで「保安活動」とは、この規定で定める事項を遵守するための活動をいう。	
6.	(定義)		C. 定義	3 定義		(定義)	(定義)
7.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。	・用いる用語の違いによる差異	第3条の4 品質保証計画における用語の定義は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従うものと	
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		黄色ハッチング：品質管理基準規則において要求事項が明確となった21項目に該当する箇所を示す。 水色ハッチング：事業許可本文6号との整合箇所を示す。				
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。						
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。						

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。 3 第2項第4号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。 4 第2項第5号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。	—	—	—	—	
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。 6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第53条第1項において同じ。)	—	—	—	—	
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	—	—	—	—	—	
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえ、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	—	—	—	—	—	
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。	—	—	—	—	—	
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。	—	—	—	—	—	
17.	—	—	a. 廃棄物管理施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の2第3項第2号に規定する廃棄物管理施設をいう。 b. 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、廃棄物管理施設を運営管理	(1) 廃棄物管理施設 法第51条の2第3項第2号に規定する廃棄物管理施設をいう。	—	—	
18.	—	—	—	—	—	—	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
19.			(運転開始前の管理を含む。)する各部門の総称をいう。	(2)ニューシヤ 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリ)のことをいう。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、ニューシヤの定義を記載	—	—
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	D. 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム		第2節 品質マネジメントシステム	第2節 品質マネジメントシステム
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	a. 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項		(一般要求事項)	(一般要求事項)
22.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことを行う。	(a)組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	(1)第4条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステムに従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことを行う。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5 第5条に定める各職位(以下「各職位」という。)は、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」(以下「管理規則」という。)第26条の3、4、5、6、7、8及び9に定める要求事項並びに「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に従って、保安のために必要な品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持するとともに、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。②	3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(b)組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。(「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5 1の3 各職位は品質マネジメントシステムにおいて、原子力安全に対する重要度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを別表1の2に基づき行う。また、これに基づき、資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。	
24.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度②		(1)廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a. 廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		第3条の5 1の3 (1) プロセス及び廃棄物管理施設の複雑性、独目性、又は斬新性の程度	
25.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある	(0)廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原	b. 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5 1の3	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影	るもの及びこれらに関連する潜在的影	子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影	子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影		(3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 (4) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 (5) 操業開始後の廃棄物管理施設に対する保守、検査及び取替えの難易度	
26.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響②	5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	(ハ)機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5 1の3 (3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 (4) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 (5) 操業開始後の廃棄物管理施設に対する保守、検査及び取替えの難易度	
27.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。④		(c)組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。		4.品質マネジメントシステム 4.2 文書化に関する要求 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図4.2.1に示す。なお、記録は適正に作成する。 7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項	
28.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確に適用するとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(d)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確に適用するとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確に適用するとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。		第3条の5 1の2 各職位は次の事項を実施する。	
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		(イ)プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。	a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。		第3条の5 1の2 (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序及び相互関係を別図1の2に示す。	
30.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	(ロ)プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。	b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な図1を記載	第3条の5 1の2 (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序及び相互関係を別図1の2に示す。	
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動の状況を示す指標」という。）を	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査	(ハ)プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動の状況を示す指標」という。）を	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動の状況を示す指標」という。）を	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5 1の2 (2) これらのプロセスお運用及び	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定期本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定期本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	下「保安活動指標」という。並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。④	等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	動指標という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。(「保安活動指標」には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。)		管理のいづれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。	
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		(二)プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)		第3条の5 1の2 (3) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源および情報を活用できることを確実にする。	
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		(ホ)プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		第3条の5 1の2 (4) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。	
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	(ハ)プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。(「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。)		第3条の5 1の2 (5) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。	
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。		(ト)プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。		第3条の5 1の2 (6) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。	
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。⑤	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響を特定し解決することを含む。	(チ)原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響を特定し、解決することを含む。)		5.2 原子力安全の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。また、顧客満足度の向上を目指して、顧客要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。	
37.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。⑤	10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的に考慮していること。⑥ ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	(e)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び		(安全文化の醸成) 第3条の4の3 社長は、保安活動を実施するにあたり、安全文化を醸成するための活動を第2節に基づき品質マネジメントシステムにて実施させる。 2 第4条の組織は、安全文化を醸成するための活動を実施する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定 本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		<ul style="list-style-type: none"> ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 		<ul style="list-style-type: none"> 学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 			
38.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。②		(f)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。		第3条の5 1の5 各職位は、第3章から第7章に定める業務について原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースしたプロセスに関する管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方法及び程度は、第3条の8の4に定める調達のプロセスの中で定める。	
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。②		(g)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。		第3条の5 1の3 各職位は品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを別表1の2に基づき行う。また、これに基づき、資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。	
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	b. 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化			
41.			(a)一般	4.2.1 一般			
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。		組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの構成概念図を図2に示す。	・保安規定においては、具体的な図2を記載	(文書化に関する要求事項) 第3条の5の2 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。 また、記録は適正に作成する。	
43.	一 品質方針及び品質目標		(1)品質方針及び品質目標	a. 品質方針及び品質目標		第3条の5の2 (1) 保安に関する品質方針及び品質目標	
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		(0)品質マニュアル	b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	第3条の5の2 (2) 本品質保証計画及び「全社品質保証計画書」	
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにする		(H)実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにする	c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにする	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載	第3条の5の2 (4) 組織内のプロセスの効果的	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	ために必要な文書		めに、組織が必要と決定した文書	めに、組織が必要と判断した表1に示す文書		な計画、運用及び管理を確実にするために、組織が必要と決定した別表1の3に定める文書	
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		(二)品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等 (以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載	第3条の5の2 (3) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である別表1の3に定める規定	
47.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	(b)品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル			
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	第3条の5の2 2 社長は次の事項を含む「全社品質保証計画書」を作成し、維持する。	
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		(イ)品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		第3条の5の2 2 (1) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (適用組織を含む。)	
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		(ロ)保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		第3条の5の2 2 (2) 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項	
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		(ハ)品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲		第3条の5の2 2 (1) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (適用組織を含む。)	
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		(ニ)品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		第3条の5の2 2 (3) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報	
53.	五 プロセスの相互の関係		(ホ)プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	・保安規定においては、具体的な図1を記載	第3条の5の2 2 (4) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述	
54.	(文書の管理)	(文書の管理)	(c)文書の管理	4.2.3 文書の管理			
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ¹⁷⁾ ・文書の組織外への流出等の防止 ¹⁷⁾ ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 ¹⁸⁾	(イ)組織は、品質マネジメント文書を管理する。	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。「(品質マネジメント文書を管理する)には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。」	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5の2 3 各職位は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を、第3項の2に定める文書に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、第4項、第4項の2及び第4項の3に規定する要求事項に従って管理する。	
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように、品質マネジメント文書を作成時に使用した根拠等の情報を	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書を作成時に使用した根拠等の情報を	(ロ)組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように、品質マネジメント文書に関する事項	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように、次に掲げる事項を「品質保証計画」に次に掲げる事項を「品質保証計画」に	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載 ・保安規定においては、品質管理基準	第3条の5の2 3の2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の活動に必要な管理を規定するために、“文書	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	が確認できることを含む。 ¹⁸	を定めた手順書等を作成する。	係る文書および記録管理要則に定める。 ¹⁸ （「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）	準規則の解釈を反映	化された手順”を確立する。 (4) 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要なくかつ容易に使用可能な状態であることを確認する。	
57.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 ¹⁶		1)品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること	a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		第3条の5の2 3の2 (1) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。	
58.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。 ¹⁶	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認すること ¹⁸ をいう。	2)品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5の2 3の2 (2) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。	
59.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。 ¹⁶	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	3)品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	c. a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5の2 3の2 (1) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 (2) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。	
60.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		4)品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		第3条の5の2 3の2 (3) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。	
61.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		5)改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		第3条の5の2 3の2 (4) 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要なくかつ容易に使用可能な状態であることを確認する。	
62.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握できるようにすること。		6)品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握できるようにすること。	f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握できるようにすること。		第3条の5の2 3の2 (5) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。	
63.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		7)組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		第3条の5の2 3の2 (6) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。	
64.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		8)廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		第3条の5の2 3の2 (7) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。	
65.	(記録の管理)	(記録の管理)	(d)記録の管理	4.2.4 記録の管理			
66.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシ		(1)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシ	(1)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシ		第3条の5の2 各職位は、品質マネジメントシステムの文書以下の文書を含める。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	システムの有効性を実証する記録を明確にする。当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。		実効性を実証する記録を明確にする。当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	実効性を実証する記録を明確にする。当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。		また、記録は適正に作成する。 4 各職位は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、当該記録を管理する。 4の3 各職位は、記録を読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能なものとする。	
67.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書を作成しなければならない。		(D)組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	(2)安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載	第3条の5の2 4の2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立する。	
68.	第三章 経営責任者等の責任	第3章 経営責任者等の責任	E 経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任			
69.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	a. 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ			
70.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。③		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。		(経営者のコミットメント) 第3条の6 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。	
71.	一 品質方針を定めること。		(a)品質方針を定めること。	a. 品質方針を定めること。		第3条の6 (2) 品質方針を設定する。	
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		(b)品質目標が定められているようにすること。	b. 品質目標が定められているようにすること。		第3条の6 (3) 品質目標が設定されることを確実にする。	
73.	三 要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。⑤	1 第3号に規定する「要員が健全な安全文化を育成し、及び維持すること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	(c)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(1)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することには、安全に貢献できるようにするとは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6 (6) 安全文化を醸成するための活動を促進する。	
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		(d)E.f.(a)に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。		第3条の6 (4) マネジメントレビューを実施する。	
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		(e)資源が利用できる体制を確保すること。	e. 資源が利用できる体制を確保すること。		第3条の6 (5) 資源が利用できることを確実にする。	
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		(f)関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		第3条の6 (1) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。	
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。③		(g)保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を満たすことの重要性を組織内に周知する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。		(h)全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。	
79.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	b. 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視		(原子力安全の重視)	
80.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個人業務等要求事項に適合し、かつ、工期等外なる事由により損なわれないようにしなければならない。①	1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個人業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個人業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。		第3条の6の2 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。	
81.	(品質方針)	(品質方針)	c. 品質方針	5.3 品質方針		(品質方針)	
82.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む⑤。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目標として設定していること。⑥	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目標として設定していること。)		第3条の6の3 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 (3) 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。	
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものを含む。	(a)組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものを含む。)		第3条の6の3 (1) 組織の目的に対して適切である。 (7) 組織運営に関する方針と整合がとれている。	
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		(b)要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。		第3条の6の3 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 (6) 適切性の持続のためにレビューされる。	
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		(c)品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		第3条の6の3 (4) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。	
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		(d)要員に周知され、理解されていること。	d. 要員に周知され、理解されていること。		第3条の6の3 (5) 組織全体に伝達され、理解される。	
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		(e)品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。		第3条の6の3 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 (6) 適切性の持続のためにレビューされる。	
88.			d. 計画	5.4 計画		(計画)	
89.	(品質目標)	(品質目標)	(a)品質目標	5.4.1 品質目標		(計画)	
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められていること。	1 第1項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)」が定められていること。	(イ)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。(「品質		第3条の6の4 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	なければならぬ。	<p>るための計画として、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法 		目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）		保安規定	品質目標が設定されていることを確実にする。
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	<p>第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。</p>	<p>(1)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p>	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の4	第3条の6の4 1の2 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。
92.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	(b)品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画			
93.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		<p>(1)社長は、品質マネジメントシステムがD、a. の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p>	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。		第3条の6の4	第3条の6の4 2 社長は次の事項を確実にする。 (1) 品質目標に加えて第3条の5に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。
94.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。 ¹⁹	<p>1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更に影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。</p>	<p>(1)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p>	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 (「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更に含まれる。また累積的影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の4	第3条の6の4 2 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。 第3条の5 1の3 各職位は品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを別表1の2に基づき行う。また、これに基づき、資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。
95.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 ¹⁹	<p>2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該変更による原子力の安全への影響の程度に基づき講じた措置</p>	1)品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 (「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。	5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
96.	品質マネジメントシステムの有効性の維持 ^⑨		2)品質マネジメントシステムの有効性の維持	b.品質マネジメントシステムの有効性の維持		保安規定	5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
97.	資源の利用可能性 ^⑩		3)資源の利用可能性	c.資源の利用可能性			5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
98.	責任及び権限の割当て ^⑪		4)責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て			5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
99.			e. 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション		(責任・権限及びコミュニケーション)	(責任・権限及びコミュニケーション)
100.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	(a)責任及び権限	5.5.1 責任及び権限			
101.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。 ^⑫	1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)			第3条の6の5 社長は、責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第2章、第2項の2及び第3項に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
102.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。	(再掲) 1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に心して、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(再掲) 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	保安規定において、品質管理基準規則の解釈を反映	5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、品質保証活動に係る機構とその分掌業務および職位について、組織全体に周知する。具体的な要領は、「職制規程」および「職務権限規程」による。 さらに炉規制法で規定される保安規定に責任および権限を定め、組織全体に周知する。 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。 安全・品質本部長は、5. 経営者の責任に関する社長が行う品質保証に係る業務の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。また、補佐するための具体的な事項についての文書を4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。	
103.				(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	保安規定においては、監査室の独立性の確保を明記	第3条の6の5 1の2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部、事業部及び技術本部から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	
104.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(b)品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、第5条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	保安規定においては、他の条文で管理責任者を明確にしているため、当該条文を引用		
105.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。			a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。		第3条の6の5 2 社長は、監査室を第5条第2項第2号に定める業務に関する管理責任者に、安全・品質本部長を同項第3号に定める業務に関する管理責任者に、事業部長を同項第4号及び第5号に定める業務に関する管理責任者に任命する。	
106.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		(イ)プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。		第3条の6の5 2の2 管理責任者は、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。 (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。	
107.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		(ロ)品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。		第3条の6の5 2の2 (2) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定 本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
108.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		(ハ)健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		第3条の6の5 2の2 (3) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	
109.	四 関係法令を遵守すること。		(ニ)関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。		第3条の6の5 2の2 (3) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	
110.	(管理者) 第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	(管理者) 1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(c)管理者 (イ)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	5.5.3 管理者 (1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。)		第3条の6の5 社長は、責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第2章、第2項の2及び第3項に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。 3 プロセス責任者である監査室長、安全・品質本部長、事業部長、技術本部長、再処理工場長、エンジニアリングセンター長、第4条に定める各部長、統括当直長及び各課長は、所管する業務に関して、次に示す責任及び権限をもつ。	
111.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されとともに、その実効性が維持されているようにすること。		1)個別業務のプロセスが確立され、実施されとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されとともに、その実効性が維持されているようにすること。		第3条の6の5 3 (1) プロセスが確立され、実施されるときにも、有効性を継続的に改善する。	
113.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		2)要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		第3条の6の5 3 (2) 業務に従事する要員の業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。	
114.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		3)個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		第3条の6の5 3 (3) 業務の成果を含む実施状況について評価する。	
115.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		4)健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		第3条の6の5 3 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。	
116.	五 関係法令を遵守すること。④		5)関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a.業務・施設に適用される法令・規則要求事項	
117.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。③		(ロ)管理者は、(イ)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
118.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。③		1)品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。		保安規定	<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
119.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。③		2)要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。		保安規定	<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
120.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。③		3)原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。		保安規定	<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
121.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要		4)常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要	d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要		保安規定	<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定 本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。③		要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。			5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
122.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。③		5)要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
123.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。⑨	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの有効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	(ハ)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの有効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
124.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	(d)組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達			
125.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにすること	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにすること」とは、	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメン	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメン	・保安規定においては、具体的な社内内の会議体名称を記載		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定制本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定制本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される。⑦	品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することという。	トシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	トシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.貯蔵管理安全委員会	保安規定において、具体的な社内標準名を表1に記載	5.5.4 内部コミュニケーション社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。 (1) 安全・品質改革委員会 品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行う。＊ 社長は、安全・品質改革委員会の構成、運営等についての具体的な要領は、「安全・品質改革委員会規程」に定める。 ＊社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を出すことができる。 (2) 品質・保安会議 品質保証活動方針、品質保証活動状況および品質保証活動に係る重要な事項について、品質・保安会議で審議、報告を行う。安全・品質本部長は、品質・保安会議の構成、運営等についての具体的な要領は、「品質・保安会議規程」に定める。 (3) 安全委員会 保安に関する品質保証に係る事項については、保安規定に定める安全委員会で審議を行う。	5.5.4 内部コミュニケーション社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。
126.		2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることという。				—	—
127.			f. マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー		(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)
128.			(a) 一般	5.6.1 一般			
129.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要措置を講ずるため、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	保安規定においては、「あらかじめ定められた期間」について、「年1回以上」と明確化	第3条の6の6 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。 1の2 このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	第3条の6の6 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。 1の2 このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。
130.			(b) マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
131.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。		第3条の6の6 2 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。	
132.	一 内部監査の結果		(イ)内部監査の結果	a. 内部監査の結果		第3条の6の6 2 (1) 監査の結果	
133.	二 組織の外部の者の意見	1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	(ロ)組織の外部の者の意見	b. 組織の外部の者の意見 (外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の6 2 (2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方	
134.	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	(ハ)プロセスの運用状況	c. プロセスの運用状況 (「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の6 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況 (品質目標の達成状況を含む。))並びに検査及び試験の結果	
135.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。))並びに自主検査等の結果	3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第48条において同じ。))。	(ニ)使用前事業者検査及び定期事業者検査 (以下「使用前事業者検査等」という。))並びに自主検査等の結果	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査 (以下「使用前事業者検査等」という。))並びに自主検査等の結果 (「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)		第3条の6の6 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況 (品質目標の達成状況を含む。))並びに検査及び試験の結果	
136.	五 品質目標の達成状況		(ホ)品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況		第3条の6の6 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況 (品質目標の達成状況を含む。))並びに検査及び試験の結果	
137.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	(ハ)健全な安全文化の育成及び維持の状況	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の6 2 (5) 安全文化を醸成するための活動の実施状況	
138.	七 関係法令の遵守状況		(ト)関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況		第3条の6の6 2 (6) 関係法令及び保安規定の遵守状況	
139.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたもの)	(チ)不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))、不適合その他の	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の6 2 (4) 予防処置及び是正処置の状況	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		を含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。		事象から得られた教訓を含む。)			
140.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		(リ)従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		第3条の6の6 2 (8) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	
141.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		(ヲ)品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		第3条の6の6 2 (8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	
142.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		(ル)部門又は要員からの改善のための提案	k.部門又は要員からの改善のための提案		第3条の6の6 2 (10) 改善のための提案	
143.	十二 資源の妥当性④		(ヲ)資源の妥当性	l.資源の妥当性		第3条の6の6 2 (9) その他重要な事項(安全・品質改革委員会での審議結果等) (10) 改善のための提案	
144.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性④	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。))。	(リ)保安活動の改善のために講じた措置の実効性	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の6 2 (9) その他重要な事項(安全・品質改革委員会での審議結果等) (10) 改善のための提案	
145.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(c)マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置			
146.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(イ)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。		第3条の6の6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて(関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。)を含め、ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第9条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
147.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	1)品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の6 3 (1) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善	
148.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		2)個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		第3条の6の6 3 (2) 業務の計画及び実施にかかわる改善	
149.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		3)品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		第3条の6の6 3 (3) 資源の必要性	
150.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善⑤	2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	4)健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて(関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		む。					化醸成に関するものを含む。)を含む。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第9条に定める品質・保安会議に諮ることができる。
151.	五 関係法令の遵守に関する改善 ④		5)関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善			第3条の6の6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。）を含む。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第9条に定める品質・保安会議に諮ることができる。
152.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ロ)組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。			第3条の6の6 1の3 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する。
153.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(ハ)組織は、(イ)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。			第3条の6の6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。）を含む。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第9条に定める品質・保安会議に諮ることができる。
154.	第四章 資源の管理	第4章 資源の管理	F 資源の管理	6 資源の管理			(資源の提供)
155.	(資源の確保)	(資源の確保)	a. 資源の確保	6.1 資源の確保			(資源の提供)
156.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確保するために必要と認め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で調達すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。 ²⁰	組織は、原子力の安全を確保するために必要と認め、これを確保し、及び管理する。	組織は、原子力の安全を確保するために必要と認め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で調達すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）			第3条の7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。
157.	一 要員		(a)要員	a. 要員			(人的資源) 第3条の7の2 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。 2 各職位は、次の事項を実施する。 (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
158.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスに係る	2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS 9001 の「インフラストラクチャ」をいう。	(b) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。)	保安規定において、品質管理基準規則の解釈を反映	(2) 該当する場合には、(必要な力量が不足している場合には)、その必要力量に到達することができるとして教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 (3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 (4) 組織の要員が、自らの活動の目標の達成に向けて自らがどのよう貢献できるかを認識することを確実にする。 (5) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。	
159.	三 作業環境	3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。	(c) 作業環境	c. 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(作業環境) 第3条の7の4 各職位は、原子力安全の達成のために必要な管理区域及び周辺監視区域を運営管理する。	
160.	四 その他必要な資源		(d) その他必要な資源	d. その他必要な資源		第3条の7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。	
161.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	b. 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練			
162.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。 ⑥	(a) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者に充てなければならない。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者に充てなければならない。 (「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の7の2 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。	
163.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(b) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載	第3条の7の2 各職位は、次の事項を実施する。	
164.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		(1) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		第3条の7の2	
165.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	(1) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 (「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の7の2 (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 第3条の7の2 (2) 該当する場合には、(必要な力量が不足している場合には)、その必要力量に到達することができるとして教育・訓練を行うか、又は他の	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定 本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
166.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		(ハ)教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。		の処置をとる。	
167.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		(ニ)要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		第3条の7の2 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
168.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		1) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献		第3条の7の2 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
169.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		2) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		第3条の7の2 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
170.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		3) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		第3条の7の2 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
171.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		(ホ) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		第3条の7の2 (5) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。	
172.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施		(業務の計画)	(業務の計画)
173.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	a. 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画		(業務の計画)	(業務の計画)
174.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	(a) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8 各職位は、第3章から第7章に定める業務に必要なプロセスを計画し、構築する。	
175.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(b) 組織は、(a)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムの他のプロセスの要求事項との整合性を確保する。	
176.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」)	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」)	(c) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)	(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8 各職位は、業務の計画に当	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。49	という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(1)個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)		た、次の各事項について適切に明確化する。	
177.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果49		(1)個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果		7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 各職位は、業務に必要なプロセスを計画して、構築する。 (1) 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。	
178.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		(0)機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		第3条の8 1の3 (1) 業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項	
179.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		(ハ)機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		第3条の8 1の3 (2) 業務・廃棄物管理施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性	
180.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		(ニ)使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		第3条の8 1の3 (3) その業務・廃棄物管理施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準	
181.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		(ホ)個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		第3条の8 1の3 (4) 業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	
182.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(ド)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。		第3条の8 1の4 各職位は、この計画のアウトプットを、運営方法に適した形式とする。	
183.			b. 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス		(業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス)	(業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス)
184.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(a)個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項			
185.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。		第3条の8の2 各職位は、次の事項を明確にする。	
186.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		(1)組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		第3条の8の2 (2) 明示してはいないが、業務・廃棄物管理施設に不可欠な要求事項	
187.	二 関係法令		(0)関係法令	b. 関係法令		第3条の8の2 (1) 業務・廃棄物管理施設に適用される法令・規制要求事項	
188.	三 前二号に掲げるもののほか、原		(ハ) (1), (0)に掲げるもののほか、	c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組		第3条の8の2	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定 本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	子力事業者等が必要とする要求事項		組織が必要とする要求事項	組織が必要とする要求事項		(3) その他必要と判断する追加要求事項すべて	
189.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)	(b)個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査			
190.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(1)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。		第3条の8の2 2 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項をレビューする。このレビューでは、その要求事項を適用する業務を行う前に実施する。	
191.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(1)組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。		第3条の8の2 2の2 各職位は、レビューでは、次の事項を確実にする。	
192.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		1)当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。		第3条の8の2 2の2 (1) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が定められている。	
193.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合には、その相違点が説明されていること。		2)当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合には、その相違点が説明されていること。	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合には、その相違点が説明されていること。		第3条の8の2 2の2 (2) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。	
194.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		3)組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		第3条の8の2 2の2 (3) 定められた要求事項を満たす能力を有している。	
195.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の2 2の3 各職位は、このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。	
196.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。		(2)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。		第3条の8の2 2の5 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。	
197.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(c)組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等			
198.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。	1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する」を含む。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。		第3条の8の2 3 各職位は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。	
199.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a. 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション	
200.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション	
201.		・原子力の安全に関連する必要な	・原子力の安全に関連する必要な	c. 原子力の安全に関連する必要な		7.業務の計画、実施	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
202.		情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 ・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法		情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション 7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション	
203.			c. 設計開発	7.3 設計開発	(設計・開発)	(設計・開発)	
204.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	(a)設計開発計画	7.3.1 設計開発計画			
205.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手続等の場合には、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うこと⑩を含む。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。 (2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 1)設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 2)設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 3)設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 4)設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (1)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。 (2)組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。(「設計開発計画」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手続等の場合には、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載	第3条の8の3 各職位は、第27条に定める廃棄物管理施設の改造に係る設計・開発の計画を策定し、管理する。	
206.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(1)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 1)設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 2)設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 3)設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 4)設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		第3条の8の3 各職位は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。 第3条の8の3 1の2 (1) 設計・開発の段階 第3条の8の3 1の2 (2) 設計・開発の各段階に適切なレビュー、検証及び妥当性確認 第3条の8の3 1の2 (3) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限 第3条の7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。	
207.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		1)設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		第3条の8の3 1の2 (1) 設計・開発の段階	
208.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		2)設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		第3条の8の3 1の2 (2) 設計・開発の各段階に適切なレビュー、検証及び妥当性確認	
209.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		3)設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		第3条の8の3 1の2 (3) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限	
210.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		4)設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		第3条の7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。	
211.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理しなければならない。		(1)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。		第3条の8の3 1の3 各職位は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関するグループ間のインタフェースを運営管理する。	
212.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(2)組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。		第3条の8の3 1の4 各職位は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。	

No.	品質管理基準規則 (設計開発に用いる情報)	品質管理基準規則 解釈 (設計開発に用いる情報)	事業指定本文6号 (b)設計開発に用いる情報 (1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	新検査制度 保安規定 7.3.2 設計開発に用いる情報 (1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
213.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	(b)設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報		保安規定	全社品質保証計画書
214.	第二十八條 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の3 2 各職位は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには、次の事項を含める。	
215.	一 機能及び性能に係る要求事項		1)機能及び性能に係る要求事項	a. 機能及び性能に係る要求事項		第3条の8の3 2 (1) 意図した使用方法に応じた機能及び性能に関する要求事項	
216.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		2)従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		第3条の8の3 2 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報	
217.	三 関係法令		3)関係法令	c. 関係法令		第3条の8の3 2 (2) 適用される法令・規制要求事項	
218.	四 その他設計開発に必要な要求事項		4)その他設計開発に必要な要求事項	d. その他設計開発に必要な要求事項		第3条の8の3 2 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	
219.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(1)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。		第3条の8の3 2の2 各職位は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、曖昧でなく、かつ、相反することがないものとする。	
220.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	(c)設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報			
221.	第二十九條 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。		第3条の8の3 3 各職位は、設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。	
222.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報承認しなければならない。		(1)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報承認する。		第3条の8の3 3 各職位は、設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。	
223.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。		第3条の8の3 3の2 各職位は、設計・開発からのアウトプットは、次の状態にする。	
224.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		1)設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		第3条の8の3 3の2 (1) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。	
225.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		2)調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		第3条の8の3 3の2 (2) 調達、業務の実施及び廃棄物管理施設の使用に対して適切な	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
226.	三 台否判定基準を含むものであること。		3)台否判定基準を含むものであること。	c.台否判定基準を含むものであること。		情報を提供する。 第3条の8の3 3の2 (3) 関係する検査及び試験の台否判定基準を含むか、又はそれを参照している。	
227.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		4)機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		第3条の8の3 3の2 (4) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。	
228.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	(d)設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー			
229.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		(1)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。		第3条の8の3 4 各職位は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。	
230.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		1)設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a.設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		第3条の8の3 4 (1) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。	
231.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		2)設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b.設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		第3条の8の3 4 (2) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。	
232.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発段階に関する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家に参加させなければならない。		(0)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家に参加させる。	(2)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家に参加させる。		第3条の8の3 4の2 各職位は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
233.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1)組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の3 4の2 各職位は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
234.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	(e)設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証			
235.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確認するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	(1)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確認するために、設計開発計画に従って検証を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確認するために、設計開発計画に従って検証を実施する。「(設計開発計画)に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。		第3条の8の3 5 各職位は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定 本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
236.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(0)組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2)組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の3 5 各職位は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットと与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
237.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		(1)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3)組織は、当該設計開発の検証をさせない。		第3条の8の3 5の2 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。	
238.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	(f)設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認			
239.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項の適合性を確認するために「設計開発妥当性確認」という用語を実施しなければならない。当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」は、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項の適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項の適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。		第3条の8の3 6 各職位は、結果として得られる廃棄物管理施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。	
240.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(0)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。		第3条の8の3 6の2 各職位は、実行可能な場合にはいつでも、廃棄物管理施設の使用前に、妥当性確認を完了する。	
241.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置を管理しなければならない。		(1)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の3 6の3 各職位は、妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
242.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	(g)設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理			
243.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容とができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1)組織は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の3 7 各職位は、設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。	
244.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(0)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。		第3条の8の3 7の2 各職位は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。	
245.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(1)組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価(当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価(当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。		第3条の8の3 7の3 各職位は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該廃棄物管理施設を構成する要素及び関連する廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価(当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含め	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定 本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
246.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(二)組織は、(D)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		る。 第3条の8の3 7の4 各職位は、変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
247.	(調達プロセス)		d. 調達	7.4 調達		(調達)	(調達)
248.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	(a)調達プロセス	7.4.1 調達プロセス			
249.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合しなければならない。		(イ)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。		第3条の8の4 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。	
250.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合においては、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認する方法及び程度を定める。 ④	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できる」ように、管理の方法及び程度を定めなければならない。例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	(D)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合においては、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認する方法及び程度を定める。 (「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できる方法及び程度を定める。 (「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)		第3条の8の4 1の2 各職位は、供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度を調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。	
251.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		(ハ)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 資材部長(他の職位が実施する事項を除く。)は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。		第3条の8の4 1の3 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。	
252.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(ニ)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。		第3条の8の4 1の3 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
253.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ホ)組織は、(ハ)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		保安規定 価及び再評価の基準を定める。 第3条の8の4 1の4 各職位は、評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。	
254.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後に必要な事項)の維持又は運用に必要な技術情報(廃棄物管理施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		(ハ)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後に必要な事項)の維持又は運用に必要な技術情報(廃棄物管理施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後に必要な事項)の維持又は運用に必要な技術情報(廃棄物管理施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。		第3条の8の4 1の5 各職位は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を定める。	
255.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	(b)調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項			
256.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		(イ)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。		第3条の8の4 2 各職位は、調達要求事項では、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。 第3条の8の4 2 (1) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項	
257.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		第3条の8の4 2 (1) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項	
258.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		第3条の8の4 2 (2) 要員の適格性確認に関する要求事項	
259.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		3) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		第3条の8の4 2 (3) 品質マネジメントシステムに関する要求事項	
260.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	4) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 (「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8の4 2 (4) 不適合の報告及び処理に関する要求事項	
261.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		第3条の8の4 2 (5) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	
262.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項①		6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	
263.	七 その他調達物品等に必要なる要求事項		7) その他調達物品等に必要なる要求事項	g. その他調達物品等に必要なる要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
264.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含まない。	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	(D)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項	
265.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(H)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。		第3条の8の4 2の2 各職位は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確認する。	
266.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(C)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。		第3条の8の4 2の3 各職位は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	
267.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	(C)調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証			
268.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(I)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。		第3条の8の4 3 各職位は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。	
269.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		(D)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。		第3条の8の4 3の2 各職位は、供給者先で検証を実施することとした場合には、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。	
270.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	e. 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理		(業務の実施)	
271.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	(a)個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理		(業務の実施)	
272.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。		第3条の8の5 各職位は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。	
273.	1 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できるところ。 と。 2 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	(I)廃棄物管理施設の保安のために必要な情報が利用できるところ。 こと。	a. 廃棄物管理施設の保安のために必要な情報が利用できるところ。「(I)廃棄物管理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。		第3条の8の5 (1) 原子力安全との関わりを述べた情報が利用できる。	
274.	2 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		(D)手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		第3条の8の5 (2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。	
275.	3 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		(H)当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		第3条の8の5 (3) 適切な設備を使用している。	
276.	4 監視測定のための設備が利用で		(C)監視測定のための設備が利用で	d. 監視測定のための設備が利用で		第3条の8の5	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定 本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	きる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		きる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	きる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		(4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。	
277.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		(ハ)H、b、(c)に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。		第3条の8の5 (5) 監視及び測定が実施されている。	
278.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		(イ)品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		第3条の8の5 (6) 業務のリリースが実施されている。	
279.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(b)個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認			
280.	第三十八條 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)において、妥当性確認を行わなければならない。		(イ)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)において、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)において、妥当性確認を行う。		第3条の8の5 2 各職位は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。	
281.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(ロ)組織は、(イ)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(イ)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。		第3条の8の5 2の2 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	
282.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の5 2の3 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当する者を含んだ手続きを確立する。 (4) 記録に関する要求事項	
283.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないこと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。		(ニ)組織は、(イ)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないこと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないこと認められるものを除く。)を明確にする。		第3条の8の5 2の3 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当する者を含んだ手続きを確立する。	
284.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		1)当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		第3条の8の5 2の3 (1) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準	
285.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び必要員の力量を確認する方法		2)妥当性確認に用いる設備の承認及び必要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び必要員の力量を確認する方法		第3条の8の5 2の3 (2) 設備の承認及び必要員の適格性確認	
286.	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	3)妥当性確認の方法	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)		第3条の8の5 2の3 (3) 所定の方法及び手順の適用 (5) 妥当性の再確認	
287.	(識別管理)	(識別管理)	(c)識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保			
288.	第三十九條 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	(イ)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。		第3条の8の5 3 各職位は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・廃棄物管理施設を識別する。 3の2 各職位は、業務の計画及び	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		務の状態を区別することをいう。				実施の全過程において、監視及び測定要求事項に関連して、業務・廃棄物管理施設の状態を識別する。	
289.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(トレーサビリティの確保)	(a)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。		第3条の8の5 3の3 各職位は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・廃棄物管理施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。	
290.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	(d)組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品			
291.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じて、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q 9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じて、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じて、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)		第3条の8の5 4 各職位は、規制当局の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。	
292.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)	(e)調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理			
293.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。		組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。		第3条の8の5 5 各職位は、調達製品の検証後、受入から振付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存には、取替品、予備品にも適用する。	
294.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)	f. 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理		(監視機器及び測定機器の管理)	(監視機器及び測定機器の管理)
295.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個人業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		(a)組織は、機器等又は個別業務の個人業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個人業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。		第3条の8の6 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。	
296.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(b)組織は、(a)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。		第3条の8の6 1の2 各職位は、監視及び測定の方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。	
297.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(c)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。		第3条の8の6 1の3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。	
298.	1 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	(1)あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録	a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録		第3条の8の6 1の3 (1) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	する方法)により校正又は検証がなされていること。		する方法)により校正又は検証がなされていること。	する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)		しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準の記録を維持する。	
299.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		(ロ)校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		第3条の8の6 1の3 (3) 校正の状態を明確にするために識別を行う。	
300.	三 所要の調整がなされていること。		(ハ)所要の調整がなされていること。	c. 所要の調整がなされていること。		第3条の8の6 1の3 (2) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。	
301.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		(ニ)監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		第3条の8の6 1の3 (4) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。	
302.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		(ホ)取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		第3条の8の6 1の3 (5) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。	
303.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(ド)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。		第3条の8の6 1の3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。 (1)～(5) さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。	
304.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(エ)組織は、(ド)の場合において、当該監視測定のための設備及び(ド)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。		第3条の8の6 1の3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。 (1)～(5) さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。	
305.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(フ)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の6 1の3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。 (1)～(5)	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
306.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとし、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。		(g)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとし、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとし、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。		さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。	
307.	第六章 評価及び改善	第6章 評価及び改善	H. 評価及び改善	8 評価及び改善			
308.	(監視測定、分析、評価及び改善)	(監視測定、分析、評価及び改善)	a. 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善		(一般)	(一般)
309.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の必要性、方針、組織が当該改善の必要性、方針、方法を検討するプロセスを含む。	(a)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の必要性を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 (1) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合を実証する。 (2) 品質マネジメントシステムの適合性を確保にする。 (3) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。	
310.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(b)組織は、要員が(a)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。 〔要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにするには、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。〕	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 (1) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合を実証する。 (2) 品質マネジメントシステムの適合性を確保にする。 (3) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。	
311.			b. 監視測定	8.2 監視及び測定		(監視及び測定)	(監視及び測定)
312.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	(a)組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見			
313.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。		第3条の9の2 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一環として、原子力の安全を達成しているかどうかに関する外部がどのように受け止めているかについての情報を監視する。この情報についての手及び使用の方法を定める。	
314.	2 原子力事業者等は、前項の意		(1)組織は、(1)の意見の把握及び	(2)組織は、(1)の意見の把握及び		第3条の9の2 各職位は、品質	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定 本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	当該意見の反映に係る方法を明確に定める。		マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受け止めているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を定める。	
315.	(内部監査)	(内部監査)	(b)内部監査	8.2.2 内部監査			
316.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要性に応じ、あらかじめ定められた措置が要求されない原子力施設においては、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されない原子力施設においては、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。	(イ)組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要性に応じ、あらかじめ定められた措置が要求されない原子力施設その他の体制により内部監査を実施する。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要性に応じ、あらかじめ定められた措置が要求されない原子力施設その他の体制により内部監査を実施する。(「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施するに当たり、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。)		第3条の9の2 2 監査室長は、この規定に定める業務全般について、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているかを明確にするため、年1回以上、内部監査を実施する。 なお、内部監査の実施に当たっては、客観的な評価を行うことができる組織を確保して実施する。	
317.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		1)品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステムに係る要求事項		第3条の9の2 2 (1) 品質マネジメントシステムが、業務の計画に適合しているか、管理規則第26条の3、4、5、6、7、8及び9の要求事項に適合しているか、及び品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。	
318.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		2)実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持		第3条の9の2 2 (2) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。	
319.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(ロ)組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。		第3条の9の2 2の2 監査室長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 (1) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。	
320.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の形態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に關する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(ハ)組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の形態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に關する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の形態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に關する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。		第3条の9の2 2の2 監査室長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 (1) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。	
321.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(ニ)組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。		第3条の9の2 2の2 (2) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。	
322.	5 原子力事業者等は、内部監査		(ホ)組織は、内部監査員又は管理	(5)監査室長は、内部監査員又は		第3条の9の2	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定 本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 ⁴⁰		者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。		2の2 (3) 監査員は、自らの業務を監査しないこと。	
323.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(ハ)組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「(ハ)権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載	第3条の9の2 2の3 監査室長は、監査の計画及び実施並びに記録の作成及び結果の報告について、その責任及び権限並びに要求事項を規定するために、「文書化された手順」を確立する。	
324.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(ト)組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。		第3条の9の2 2の3 監査室長は、監査の計画及び実施並びに記録の作成及び結果の報告について、その責任及び権限並びに要求事項を規定するために、「文書化された手順」を確立する。 2の4 監査室長は、監査及びその結果の記録を維持する。	
325.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(チ)組織は、不適合が発見された場合には、(ト)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。		第3条の9の2 2の5 各職位は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める。	
326.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)	(c)プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定			
327.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に、当該プロセスの監視測定に関する情報を含め、これを履行しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	(イ)組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の2 3 各職位は、品質マネジメントチームのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。	
328.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。 ⁴¹		(ロ)組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。		第3条の9の2 3 各職位は、品質マネジメントチームのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。	
329.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(ハ)組織は、(1)の方法により、プロセスがE、d、(b)(1)及びG、a、(a)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。		第3条の9の2 3の2 各職位は、これらの方法を、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。	
330.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(ニ)組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。		第3条の9の2 3の3 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定 本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
331.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		(ホ)組織は、E. d. (b)(イ)及びG. a. (a)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5)組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	保安規定	第3条の9の2 3の3 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。	
332.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	(d)機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等			
333.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。		(イ)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	保安規定	第3条の9の2 4 各職位は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、廃棄物管理施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の可否判定基準への適合の証拠を維持する。	
334.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(ロ)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	保安規定	第3条の9の2 4 各職位は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、廃棄物管理施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の可否判定基準への適合の証拠を維持する。	
335.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定する記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定する記録を作成し、これを管理する。		第3条の9の2 4の3 各職位は、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した者を記録する。	
336.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(ニ)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	保安規定	第3条の9の2 4の4 各職位は、業務の計画で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該廃棄物管理施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。	
337.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前提事業者検査等を所管する部門に属すること)を確保し、他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことを行う。⑧	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前提事業者検査等を所管する部門に属すること)を確保し、他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことを行う。⑧」を確保しなければならない。	(ホ)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保する。	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前提事業者検査等を所管する部門に属すること)を確保し、他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことを行う。⑧	保安規定	第3条の9の2 4の2 各職位は、検査及び試験要員の独立の程度を定める。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		<p>ができる。</p> <p>3 第5項に規定する「部門を異にする要員」としては、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることという。</p> <p>4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要なる力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることという。</p>		<p>り、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることという。)</p>			
338.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧		(ハ)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。		第3条の9の2 4の2 各職位は、検査及び試験要員の独立の程度を定める。	
339.	(不適合の管理)	(不適合の管理)	c. 不適合の管理	8.3 不適合の管理		(不適合管理)	
340.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されないこと、又は個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務等が管理しななければならない。	1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務等」を特定し、これを管理しななければならない。2 不適合が全て管理されていることという。	(a)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されないこと、又は個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務等を特定し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されないこと、又は個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務等を特定し、これを管理する。2 不適合が全て管理されていることという。	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の3 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。	
341.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。	(b)組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「ICAP システム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載	第3条の9の3 1の2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために、「文書化された手順」を確立する。	
342.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(c)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。		第3条の9の3 1の3 各職位は、該当する場合には、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。	
343.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		(イ)発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		第3条の9の3 1の3 (1) 検出された不適合を除去するための措置をとる。	
344.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施について承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		(ロ)不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施について承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施について承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		第3条の9の3 1の3 (2) 当該権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。	
345.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		(リ)機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		第3条の9の3 1の3 (3) 本来の意図された使用又は	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
346.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	(二)機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	適用ができないような処置をとる。 第3条の9の3 1の3 (4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。			
347.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならぬ。	(d)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	第3条の9の3 1の5 監査室長、安全・品質本部長、品質保証課長及び技術管理部長は、不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。			
348.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合において、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。	(e)組織は、(c)(i)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	第3条の9の3 1の4 各職位は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合性を実証するための再検証を行う。			
349.			(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースアハ登録することにより、情報の公開を行う。	第3条の9の3 1の6 各職位は、廃棄物管理施設「再処理事業部 不適合等管理要領」に定める公開の基準に基づき、不適合の内容を原子力施設情報公開ライブラリー(ニューシア)に登録することにより公開する。			
350.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)	d. データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価		(データの分析)	
351.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を収集し、及び分析しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(a)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	第3条の9の4 各職位は、品質マネジメントシステムの実効性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。		(データの分析)	
352.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。	(b)組織は、(a)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	第3条の9の4 1の2 各職位は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。		(データの分析)	
353.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	(1)組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	第3条の9の4 1の2 (1) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方			
354.	二 個別業務等要求事項への適合性	(0)個別業務等要求事項への適合性	b. 個別業務等要求事項への適合性	第3条の9の4 1の2 (2) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定 本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
355.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。） ²⁾	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。」	(ハ)機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）	c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。」）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の4 1の2 (3) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の、特性及び傾向	
356.	四 調達物品等の供給者の供給能力		(ニ)調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力		第3条の9の4 1の2 (4) 供給者の能力 (改善)	
357.			e. 改善	8.5 改善		(改善)	
358.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	(a)継続的な改善	8.5.1 継続的な改善			
359.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	(イ)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの継続的な活動をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の5 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
360.	(是正処置等)	(是正処置等)	(b)是正処置等	8.5.2 是正処置等			
361.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。 ²⁾		(イ)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。		第3条の9の5 2 各職位は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。 2の2 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。	
362.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		1)是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。		第3条の9の5 2の3 監査室長、安全・品質部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために「文書化された手順」を確立する。 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 3の3 監査室長、安全・品質部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために「文書化された手順」を確立する。 (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価	
363.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号-Iに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 ⁶⁾ 2 第1項第1号-Iに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	i)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の5 2の3 (1) 不適合のレビュー (2) 不適合の原因の特定 3の3 (1) 起こり得る不適合及びその原因の特定	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
364.	□ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化④		i) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		第3条の9の5 第3条の4 監査室長、安全・品質部長及び事業部長は、第2項の4に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第2項の4各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。	
365.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		2) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		第3条の9の5 2の3 (4) 必要な処置の決定及び実施 3の3 (3) 必要な処置の決定及び実施	
366.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		第3条の9の5 2の3 (6) とつた是正処置の有効性のレビュー 3の3 (5) とつた予防処置の有効性のレビュー	
367.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。④		4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。④ (「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の5 2の3 (4) 必要な処置の決定及び実施 3の3 (3) 必要な処置の決定及び実施	
368.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。④		5) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。		第3条の9の5 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
369.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載	第3条の9の5 2の3 監査室長、安全・品質部長及び事業部長は、安全に重大な影響を与える事象について行う根本原因分析の方法及び体制に関して、次の各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。 (1) 体制の主体の中立性が確保されていること。 (2) 分析結果の客観性及び分析手法の論理性が確保されていること。 (3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。 (4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。	
370.	七 講じた全ての是正処置及びその		7) 講じた全ての是正処置及びその	g. 講じた全ての是正処置及びその結		第3条の9の5	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定 本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	結果の記録を作成し、これを管理すること。		結果の記録を作成し、これを管理すること。	果の記録を作成し、これを管理すること。		2の3 (5) った是正処置の結果の記録 3の3 (4) った処置の結果の記録	
371.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(D)組織は、(イ)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載	第3条の9の5 2の3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。 2の4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、安全に重大な影響を与える事象について行う根本原因分析の方法及び体制に関して、次の各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。 3の3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。 3の4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第2項の4に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第2項の4各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。	
372.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	(H)組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	(3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。 (「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することという。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載	第3条の9の5 3の4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第2項の4に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第2項の4各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。	
373.	(未然防止処置)	(未然防止処置)	(c)未然防止処置	8.5.3 未然防止処置			
374.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性に応じて、適切な未然防止処置を講じなければならない。 ^②	1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	(イ)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性に応じて、次に掲げる通り、適切な未然防止処置を講じること。	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる通り、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の5 3 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。 3の2 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。	
375.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		1)起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a.起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		第3条の9の5 3の3 (1) 起こり得る不適合及びその	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文6号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文6号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
376.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		2)未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b.未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		原因の特定 第3条の9の5 3の3 (2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価	
377.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		3)必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c.必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		第3条の9の5 3の3 (3) 必要な処置の決定及び実施	
378.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		4)講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d.講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		第3条の9の5 3の3 (5) とった予防処置の有効性のレビュー	
379.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		5)講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e.講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		第3条の9の5 3の3 (4) とった処置の結果の記録	
380.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(0)組織は、(イ)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載	第3条の9の5 3の3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。	
381.	第七章 使用者に関する特例	第七章 使用者に関する特例				—	—
382.	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)				—	—
383.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者)に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。					—	—
384.	一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。					—	—
385.	二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。					—	—
386.	2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。				—	—

品質管理基準規則において要求事項が明確となった21項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第1条 第10条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文6号の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第4条第2項 第4条第7項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第9条 第16条第2項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第4条第3項 第16条第1項第5号 第20条第1項第5号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第4条第5項 第9条第1項第3号 第11条 第20条第1項第4号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化の育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューアウトプット）
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第4条第5項 第11条第1項 第22条第1項 第52条第1項第1号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）
⑦	責任と権限のインターフェース	第14条 第17条 第26条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化
⑧	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第48条第5項、6項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第16条第3項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第46条第5項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第35条第2項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況が確認される際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第34条第2項 第35条第1項第6号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第19条第1項第12号、13号	5.6.2l.,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加
⑭	プロセスの監視測定の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第4条第4項第3号 第47条第2項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の1つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第4条第4項第8号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第7条第2項第1号、2号、3号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第7条第1項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切な変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第7条第1項、2項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第13条第2項 第23条第1,3項 第27条第1項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化
⑳	外部からの要員確保	第4条第6項 第21条第1項 第34条第2項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第50条第2項3号 第52条 第53条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築

加工施設(濃縮) 保安規定 (品質マネジメントシステム計画) 許可整合性説明資料

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
1.			加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	第 2 章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第 6 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	・用いる用語の違いによる差異	第 3 章 品質保証	
2.	第 1 章 総則 (目的)	第 1 章 総則 (目的)	1 目的	1 目的	差異なし (見出し記号の差異は記載しない) (以下、空欄は、差異なしであり、記載しない。)		
3.	第 1 条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に必要となる事項を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。	1 第 1 条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)第 2 条第 7 項に規定する原子力施設をいう。	加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (以下「品質管理に関する事項」という。) は、加工施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。) に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。) に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	・保安規定第 6 条は、品質管理基準規則の解釈まで含めた品質マネジメントシステムとして、なお、「品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し…」の「評価確認」については、記載反映漏れのため修正を行う	(品質保証体制の構築、維持及び改善) 第 11 条 社長は、JEAC4111-2009 に基づき、加工施設における保安活動の品質マネジメントシステムを構築し、維持及び改善を推進する。	
4.	(適用範囲)		2 適用範囲	2 適用範囲		(適用範囲)	(適用範囲)
5.	第 2 条 次章から第 6 章までの規定は、原子力施設(使用施設等)及び核原料物質、核燃料物質並びに原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年政令第 324 号。以下「令」という。)第 41 条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。		品質管理に関する事項は、加工施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の保安活動に適用する。	・用いる用語の違いによる差異	(適用範囲) 第 2 条 この規定は、加工施設の保安に係る運用に関して適用する。	
6.	(定義)		3 定義	3 定義			
7.	第 2 条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則において使用する用語の例による。	品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。	・用いる用語の違いによる差異		3.用語の定義、関連文書
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		黄色ハッチング：品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目に該当する箇所を示す。 水色ハッチング：事業変更許可本文 7 号との整合箇所を示す。				
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。						
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作成一連の活動及び手順をいう。						

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第 2 項第 4 号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第 57 条の 8 に規定する者をいう。 3 第 2 項第 4 号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。 4 第 2 項第 5 号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。	—	—	—	—	
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	5 第 2 項第 6 号及び第 7 号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。 6 第 2 項第 7 号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第 53 条第 1 項において同じ。)	—	—	—	—	
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	—	—	—	—	—	
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえ、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	—	—	—	—	—	
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。	—	—	—	—	—	
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。	—	—	—	—	—	
17.	—	—	(1) 加工施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 13 条第 2 項第 2 号に規定する加工施設をいう。 (2) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づ	—	—	—	
18.	—	—	—	—	—	—	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
19.			つき、加工施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。	(2)ニューシニア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人「原子力安全推進協会」が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリ）のことという。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、ニューシニアの定義を記載	—	
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第 2 章 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム			
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第 4 条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項			
22.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く、以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第 1 項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることという。 2 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことという。	(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	(1) 第 7 条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることという。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことという。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質保証体制の構築、維持及び改善) 第 11 条 社長は、JEAC4111-2009 に基づき、加工施設における保安活動の品質マネジメントシステムを構築し、維持及び改善を推進する。	
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。②	3 第 2 項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 2 事業部長は管理責任者として、各課長に保安のための重要度に応じて、「全社品質保証計画書」に定める事項の適用の程度について、次の各号に分けて行わせるとともに、それを設定又は変更させる場合は、濃縮安生委員会における審査がされていることを確認した上で承認し、実施させる。	
24.	1 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度②		a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		(業務の計画及び実施) 第 22 条 2 (1) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性又は斬新性の程度	
25.	2 原子力施設若しくは機器等の品	4 第 2 項第 2 号に規定する「原子	b. 加工施設若しくは機器等の品質	b. 加工施設若しくは機器等の品質	・保安規定においては、品質管理基準	(業務の計画及び実施)	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ②	力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさとは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさとは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）	準規則の解釈を反映	第 22 条 2 (3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 (4) 作業又は製造プロセス、要員、要領及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 (5) 加工施設の保修及び取替えの難易度	
26.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響②	5 第 2 項第 3 号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 2 (3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 (4) 作業又は製造プロセス、要員、要領及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 (5) 加工施設の保修及び取替えの難易度	7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項
27.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。④		(3) 組織は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3) 組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。		(関係法令及び保安規定の遵守) 第 3 条 2 社長は、加工施設における保安活動を実施するにあたり、関係法令及びこの規定の遵守が適切に行われるようにするための活動を第 11 条に基づき品質マネジメントシステムにて実施する。 4 各職位は、別表 30 に定めるこの規定に基づき文書を遵守しなければならない。	
28.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に保安活動を計画させるにあたり、次の各号に定める事項を実施させる。	4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。プロセス関連図を図 4.1 に示す。
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。	a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。プロセス関連図を図 4.1 に示す。
30.	二 プロセスの順序及び相互関係を明確に定めること。	6 第 4 項第 2 号に規定する「プロセスの順序及び相互関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	b. プロセスの順序及び相互関係を明確にすること。	b. プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図 1 に示す。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な図 1 を記載	4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプ	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。 ^④	7 第 4 項第 3 号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号)第 5 条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 (1) プロセスの運用及び管理を効果的なものとするために必要な判断基準及び方法を明確にすること。	プロセスの順序および相互関係を明確にする。プロセス関連図を図 4.1 に示す。
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		d. プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)	d. プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)		(業務の計画及び実施) 第 22 条 (2) プロセスの運用及び監視の支援に必要な資源及び情報を利用できるようにすること。	
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 (3) プロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析すること。	
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第 4 項第 6 号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 (4) プロセスについて計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な活動を行うこと。	
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 (5) プロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析すること。	4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) f. これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。 ^⑤	9 第 4 項第 8 号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」には、セキユリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響とセキユリティ対策に係る潜在的な影響を特定し解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」には、セキユリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響を特定し解決することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 (5) プロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析すること。	5.2 原子力安全の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確認する。また、顧客満足度の向上を目指して、顧客要求事項が決定され、満たされていることを確認する。
37.	五 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。 ^⑤	10 第 5 項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を指していること。⑥ ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自ら行う原子力の安全	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b. 風通しの良い組織文化が形成されている。 c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(安全文化の醸成) 第 3 条の 2 社長は、加工施設における保安活動を実施するため、安全文化醸成のための活動を第 11 条に基づき品質マネジメントシステムにて実施する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。		その業務に責任を持っている。 d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。			
38.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。 ²⁰		(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することときは、当該プロセスが管理されているようにする。		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (5) 各職位は、原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、7.4 項の調達のプロセスに基づいて管理する。	
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。 ²¹		(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) 各職位は、品質マネジメントシステムの利用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。	
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般	4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般			
41.			組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図 2 に示す。			
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。					4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図 4.2.1 に示す。なお、記録は適正に作成する。	
43.	一 品質方針及び品質目標		a. 品質方針及び品質目標	a. 品質方針及び品質目標		4.2 文書化に関する要求事項	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」といふ。)		b. 品質マニュアル	b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	4.2.1 一般 a. 文書化した、品質方針および品質目標の表明（「安全文化醸成活動に係る規程」を含む）	4.2.1 一般 a. 文書化した、品質方針および品質目標の表明（「安全文化醸成活動に係る規程」を含む）
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書	c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表 1 に示す文書	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 d. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した記録を含む文書	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 d. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した記録を含む文書
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」といふ。)		d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」といふ。)	d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 2 に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」といふ。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 c. 本計画書が要求する「文書化された手順」および記録	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 c. 本計画書が要求する「文書化された手順」および記録
47.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル			
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定（本計画書） 社長は次の事項を含む本計画書を作成し、維持する。	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定（本計画書） 社長は次の事項を含む本計画書を作成し、維持する。
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定（本計画書） a. 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定（本計画書） a. 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定（本計画書） b. 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定（本計画書） b. 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	c. 品質マネジメントシステムの適用範囲		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定（本計画書） a. 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定（本計画書） a. 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定（本計画書） c. 品質マネジメントシステムについて確立された「文書化された手順」またはそれらを参照できる情報	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定（本計画書） c. 品質マネジメントシステムについて確立された「文書化された手順」またはそれらを参照できる情報
53.	五 プロセスの相互の関係		e. プロセスの相互の関係	e. プロセスの相互の関係	・保安規定においては、具体的な図 1 を記載	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定（本計画書） d. 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定（本計画書） d. 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述
54.	(文書の管理)	(文書の管理)	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理			
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない		(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。	(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書管理する。」「品質マネジメント文書管理する。」「品質マネジメント文書管理する。」)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(文書及び記録の管理) 第 21 条 監査室長、安全・品質	(文書及び記録の管理) 第 21 条 監査室長、安全・品質

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	らない。	には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ¹⁷ ・文書の組織外への流出等の防止 ¹⁷ ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 ¹⁸		を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）		保安規定 本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について文書管理に関する文書として、「監査室 文書管理要領」、「安全・品質本部 文書管理要領」及び「濃縮事業部 文書管理要領」を作成する。 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に第 1 項に定める文書に基づき、文書管理及び記録の管理を行わせるとともに、第 112 条に基づき保安活動に関する記録を維持させる。	
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるには、品質改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。 ¹⁶	2 第 2 項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、品質改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。 ¹⁸	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよ、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定める手順書等を作成する。	(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよ、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要領」に定める。 (「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 文書管理に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (1) 文書の作成、内容の適切性(保安規定上の位置付けに関することを含む)の審査・承認に関すること。	
57.	1 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 ¹⁶		a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (1) 文書の作成、内容の適切性(保安規定上の位置付けに関することを含む)の審査・承認に関すること。	
58.	1 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。 ¹⁶	3 第 2 項第 2 号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第 1 号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認すること ¹⁸ をいう。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (2) 文書のレビュー及び更新・再承認に関すること。	
59.	3 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参照させること。 ¹⁶	4 第 2 項第 3 号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参照させること。	c. a. 及び b. の審査並びに b. の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参照させること。(「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (1) 文書の作成、内容の適切性(保安規定上の位置付けに関することを含む)の審査・承認に関すること。 (2) 文書のレビュー及び更新・再承認に関すること。	
60.	4 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (3) 文書の識別及び現在有効な版の管理に関すること。	
61.	5 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (3) 文書の識別及び現在有効な版の管理に関すること。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
62.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		版の管理に関すること。 (文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (1) 文書の作成、内容の適切性(保安規定上の位置付けに関することを含む)の審査・承認に関すること。	
63.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (4) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書の管理に関すること。	
64.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (5) 旧版の文書管理に関すること。	
65.	(記録の管理)	(記録の管理)	4.2.4 記録の管理	4.2.4 記録の管理			
66.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。		(文書及び記録の管理) 第 21 条 3 記録の管理に関する文書は、次の各号に定める事項を含むこと。 (1) 記録の作成及び維持に関すること。 (2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄管理に関すること。	
67.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、検索及び廃棄に、所定の管理の方法を定め、手続書を作成しなければならない。		(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、検索、検索、及び廃棄に、所定の管理の方法を定めた手続書等を作成する。	(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、検索、検索及び廃棄に、所定の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(文書及び記録の管理) 第 21 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について文書管理に関する文書として、「監査室 文書管理要領」、「安全・品質本部 文書管理要領」及び「濃縮事業部 文書管理要領」を作成する。 また、記録の管理に関する文書として、「監査室 記録管理要領」、「安全・品質本部 記録管理要領」及び「濃縮事業部 文書管理要領」を作成する。 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に第 1 項に定める文書に基づき、文書管理及び記録の管理を行わせるとともに、第 112 条に基づき保安活動に関する記録を維持させる。	
68.	第三章 経営責任者等の責任	第 3 章 経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任			
69.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダースhip)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダースhip)	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダースhip	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダースhip			
70.	第九条 経営責任者は、原子力の		社長は、原子力の安全のためのリー	社長は、原子力の安全のためのリー			5. 経営者の責任

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。③		リーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	ダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。		5.1 経営者のコミットメント 社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を次の事項によって示す。	
71.	一 品質方針を定めること。		a. 品質方針を定めること。	a. 品質方針を定めること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント b. 品質方針を設定する。	
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		b. 品質目標が定められているようにすること。	b. 品質目標が定められているようにすること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント c. 品質目標を設定されることを確実にする。	
73.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。⑤	1 第 3 号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」は、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持すること」に貢献できるような環境を整えていることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント f. 安全文化を醸成するための活動を促進する。（注） （注）具体的な要領については、安全・品質本部長が定める「安全文化醸成活動に係る規程」による。	
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		d. 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d. 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント d. マネジメントレビューを実施する。	
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		e. 資源が利用できる体制を確保すること。	e. 資源が利用できる体制を確保すること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント e. 資源が使用できることを確実にする。	
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。	
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。③		g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。	g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。	
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。③		h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。	
79.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視			
80.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個人業務等要求事項に適合し、かつ、工期等外の事由により損なわれないようにしなければならない。④	1 第 10 条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個人業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにすること。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個人業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにすること。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	5. 経営者の責任 5.2 原子力安全および顧客の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。	
81.	(品質方針)	(品質方針)	5.3 品質方針	5.3 品質方針			
82.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合している	1 第 1 1 条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにすること。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにすること。（「品質方針」）		(品質方針) 第 14 条 社長は、法令・規制要求	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	ようにしなければならぬ。	し、及び維持することに関するものを含む⑤。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に對して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のありべき姿を旨指して設定していること。⑥		質方針)には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に對して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のありべき姿を旨指して設定していること。		事項の遵守及び原子力安全の重要性について、加工の事業に関する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知するとともに、次の各号に定める事項を配付した保安に関する品質方針（以下「品質方針」という。）を策定する。	
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第 1 号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものを含む。	a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質方針) 第 14 条 (1) 日本原燃株式会社の経営方針や理念に対して適切なものとする。	
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。		(品質方針) 第 14 条 (2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。	
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。		c. 品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。	c. 品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。		(品質方針) 第 14 条 (4) 管理責任者に品質方針に基づき品質目標を設定させ、マネジメントレビューでフォローアップする。	
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		d. 要員に周知され、理解されていること。	d. 要員に周知され、理解されていること。		(品質方針) 第 14 条 (5) 社内全体に品質方針が伝達され、理解されるようにする。	
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。		(品質方針) 第 14 条 (6) 品質方針が組織の目的に適切であり続けるために、変更の必要性をレビューする。	
88.			5.4 計画	5.4 計画			
89.	(品質目標)	(品質目標)	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標			
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められていること、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	1 第 1 項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められていること」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められていること。	(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められていること。「(品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質目標) 第 15 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について前条に定める品質方針に基づき、次の各号に定める事項の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた保安に関する品質目標(以下「品質目標」という。)を毎年度策定する。 (1) 品質方針に示される枠組みに基づき、品質目標を策定し、文書化する。	
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならぬ。	2 第 2 項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「(その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「(その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質目標) 第 15 条 (2) 品質目標が品質方針と整合性がとれており、その達成度が判定可能であることを確認する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
92.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画			
93.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		(1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。		(品質マネジメントシステムの継続的な改善) 第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。	
94.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにし、保安活動の重要性に応じて、次掲げる事項を適切に考慮しなければならない。 ¹⁹	1 第 2 項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要性に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要性に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 (「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質マネジメントシステムの継続的な改善) 第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。 (業務の計画及び実施) 第 22 条 2 事業部長は管理責任者として、各課長に保安のための重要度に応じて、「全社品質保証計画書」に定める事項の適用の程度について、次の各号に定める事項を考慮してグレード分けを行わせるとともに、それを設定又は変更させる場合は、濃縮安全委員会における審議及び移燃料取扱主任者の審査がされていることを確認した上で承認し、実施させる。	
95.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 ¹⁹	2 第 2 項第 1 号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第 23 条第 3 項第 1 号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 (「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質マネジメントシステムの継続的な改善) 第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。	
96.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持 ¹⁹		b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持		(品質マネジメントシステムの継続的な改善) 第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。	
97.	三 資源の利用可能性 ¹⁹		c. 資源の利用可能性	c. 資源の利用可能性		(品質マネジメントシステムの継続的な改善) 第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
98.	四 責任及び権限の割当て⑨		d. 責任及び権限の割当て	d. 責任及び権限の割当て		<p>的改善)</p> <p>第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。</p> <p>(品質マネジメントシステムの継続的な改善)</p> <p>第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。</p>	
99.			5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション			
100.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限			
101.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門間相互の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じた、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門間相互の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門間相互の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。「(部門及び要員の責任)には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。」	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>	(責任及び権限)	<p>第 13 条 社長は、関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた保安活動に関する組織を第 4 条に、またその責任及び権限を第 5 条のとおり定め、この規定の配付により、加工施設の保安に関する業務を行う社員に周知する。</p>
102.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門間相互の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	(再掲) 1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じた、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門間相互の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。		(2)社長は、部門間相互の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。「(部門間相互の業務の手順)とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。」	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>	(責任及び権限)	<p>第 13 条 社長は、関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた保安活動に関する組織を第 4 条に、またその責任及び権限を第 5 条のとおり定め、この規定の配付により、加工施設の保安に関する業務を行う社員に周知する。</p>
103.				(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	<p>・保安規定においては、監査室の独立性の確保を明記</p>	(責任及び権限)	<p>第 13 条 1 の 2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部及び事業部から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p>
104.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者			
105.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		(1) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	<p>社長は、第 8 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げ</p>	<p>・保安規定においては、他の条文中に管理責任者が定められているため、当該条文を引用</p>	(職務)	<p>第 5 条 (3) 監査室長は、安全・品質部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全品質保証計画書
				業務に係る責任及び権限を与える。		保安規定 <p> 関連検査を行うとともに、所管する業務に関し「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(以下「JEAC4111-2009」という。)に定める管理責任者として必要な業務を行う。 (4) 安全・品質本部長は、社長が行う加工の事業に関する品質保証に係る業務の補佐(事業部の品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し JEAC4111-2009 に定める管理責任者として必要な業務を行う。 (5) 事業本部長は、加工施設の保安に関する業務のうち事業本部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、JEAC4111-2009 に定める管理責任者として必要な業務を行う。 (責任及び権限) 第 13 条 2 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業本部長に品質マネジメントシステムを運用させ、継続的な改善をさせるとともに、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について報告させる。 また、加工施設の保安に関する業務を行う社員に、原子力安全について認識を高めさせる。 (責任及び権限) 第 13 条 2 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業本部長に品質マネジメントシステムを運用させ、継続的な改善をさせるとともに、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について報告させる。 また、加工施設の保安に関する業務を行う社員に、原子力安全について認識を高めさせる。 (責任及び権限) 第 13 条 2 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業本部長に品質マネジメントシステムを運用させ、継続的な改善をさせるとともに、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について報告させる。 また、加工施設の保安に関する業務を行う社員に、原子力安全について認識を高めさせる。 </p>	
106.	一 プロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持されているようにすること。		a. プロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持されているようにすること。	a. プロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持されているようにすること。			
107.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
108.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	
109.	四 関係法令を遵守すること。		d. 関係法令を遵守すること。	d. 関係法令を遵守すること。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	
110.	(管理者)	(管理者)	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者			
111.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第 1 項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。		5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。	
112.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。	
113.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。	
114.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。	
115.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。	
116.	五 関係法令を遵守すること。④		e. 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。		7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセスおよび顧客関連のプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項	
117.	2 管理者は、前項の責任及び権		(2) 管理者は、(1)の責任及び権	(2) 管理者は、与えられた責任及び		5. 経営者の責任	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	限の範囲において、原子力の安全のためのリーダシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならぬ。③		限の範囲において、原子力の安全のためのリーダシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施すること。	権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダシップを発揮し、次に掲げる事項を実施すること。		5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。	
118.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。③		a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を監視測定すること。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。	
119.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。③		b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。	
120.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。③		c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
121.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。③		d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。		<p>8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>	<p>8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
122.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。③		e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。		<p>5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>	<p>5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
123.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。⑨	<p>2 第 3 項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。</p> <p>3 第 3 項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの有効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第 18 条において同じ。)</p>	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの有効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>	<p>5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>	<p>5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
124.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達			活動を促進する。
125.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする。品質マネジメントシステムの有効性に、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。⑦	1 第 17 条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを定め、実行することをいう。	(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする。品質マネジメントシステムの有効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする。品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a. 安全・品質改革委員会 b. 品質・保安会議 c. 濃縮安全委員会	・保安規定においては、具体的な社内会議体名称を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(内部コミュニケーション) 第 12 条 社長は、品質・保安会議、濃縮安全委員会及び安全・品質改革委員会における品質マネジメントシステムの有効性に関する審議及び報告により、内部コミュニケーションが適切に行われることを確認する。なお、濃縮安全委員会における審議及び報告については、品質・保安会議及びマネジメントレビューにより確認する。	5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.4 内部コミュニケーション 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。 (1) 安全・品質改革委員会 品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行う。※社長は、安全・品質改革委員会の構成、運営等についての具体的な要領は、「安全・品質改革委員会規程」に定める。 ※社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を出すことができる。 (2) 品質・保安会議 品質保証活動方針、品質保証活動状況および品質保証活動に係る重要な事項について、品質・保安会議で審議、報告を行う。安全・品質本部長は、品質・保安会議の構成、運営等についての具体的な要領は、「品質・保安会議規程」に定める。 (3) 安全委員会 保安に関する品質保証に係る事項については、保安規定に定める安全委員会で審議を行う。
126.		2 第 17 条に規定する「品質マネジメントシステムの有効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第 18 条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの有効性に関する情報の認識を共有していることをいう。					
127.			5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般	5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般			
128.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)	(1) 社長は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の	社長は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の	・保安規定においては、「あらかじめ定められた期間」について、「年 1 回	(マネジメントレビュー) 第 17 条 社長は、管理責任者で	
129.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価す						

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	るとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年 1 回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	以上と明確化	ある監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に対して、品質マネジメントシステムが適切で、妥当で、かつ、有効に機能していることを評価、確認すること及び品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性を評価することを目的としたマネジメントレビューを年 1 回以上実施する。 また、安全・品質本部長にマネジメントレビューの結果の記録を維持させる。	
130.	(マネジメントレビュー)に用いる情報	(マネジメントレビュー)に用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報			
131.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 前条のマネジメントレビューへのインプット（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む）は、次の各号に定める事項のとおりとする。	
132.	一 内部監査の結果		a. 内部監査の結果	a. 内部監査の結果		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (1) 監査の結果	
133.	二 組織の外部の者の意見	1 第 2 号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	b. 組織の外部の者の意見	b. 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (2) 法に基づき検査の状況	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット b. 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方
134.	三 プロセスの運用状況	2 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づき日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	c. プロセスの運用状況	c. プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (3) プロセスの成果を含む実施状況及び検査・試験の結果	
135.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	3 第 4 号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第 48 条において同じ。))。	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (2) 法に基づき検査の状況 (3) プロセスの成果を含む実施状況及び検査・試験の結果	
136.	五 品質目標の達成状況		e. 品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況		(マネジメントレビューへのインプット)	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
137.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第 6 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 18 条 (3) プロセスの成果を含む実施状況及び検査・試験の結果	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット d. 安全文化を醸成するための活動の実施状況
138.	七 関係法令の遵守状況		g. 関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (2) 法に基づく検査の状況 (3) プロセスの成果を含む実施状況及び検査・試験の結果	
139.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第 8 号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (4) 予防処置及び是正処置の状況	
140.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		i. 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i. 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	
141.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (6) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	
142.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		k. 部門又は要員からの改善のための提案	k. 部門又は要員からの改善のための提案		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (8) 改善のための提案	
143.	十二 資源の妥当性⑬		l. 資源の妥当性	l. 資源の妥当性		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (8) 改善のための提案	
144.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性⑬	6 第 13 号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組み(第 52 条第 1 項第 4 号において同じ。)	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組み(第 52 条第 1 項第 4 号において同じ。))	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (8) 改善のための提案	
145.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置			
146.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。		(マネジメントレビューからのアウトプット) 第 19 条 第 17 条のマネジメントレビューからのアウトプット (関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
147.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第 1 号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 (改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(マネジメントレビューからのアウトプット) 第 19 条 (1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの有効性の改善	成に関する事項を含む) は、次の各号に定める事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。
148.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		(マネジメントレビューからのアウトプット) 第 19 条 (2) 業務の計画及び実施にかかわる改善	
149.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		(マネジメントレビューからのアウトプット) 第 19 条 (3) 資源の必要性	
150.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善⑤	2 第 4 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(マネジメントレビューからのアウトプット) 第 19 条 第 17 条のマネジメントレビューからのアウトプット (関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む) は、次の各号に定める事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
151.	五 関係法令の遵守に関する改善④		e. 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善		(マネジメントレビューからのアウトプット) 第 19 条 第 17 条のマネジメントレビューからのアウトプット (関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む) は、次の各号に定める事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
152.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。		(マネジメントレビュー) 第 17 条 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に対して、品質マネジメントシステムが適切で、妥当で、かつ、有効に機能していることを評価、確認すること及び品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性を評価することを目的	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
153.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。		としたマネジメントレビューを年 1 回以上実施する。 また、安全・品質本部長にマネジメントレビューの結果の記録を維持させる。 (マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	
154.	第四章 資源の管理	第四章 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理			
155.	(資源の確保)	(資源の確保)	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保			
156.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。	1 第 2 号に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第 2 条 4 に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることを行う。 2 第 2 号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS 9001 の「インフラストラクチャー」をいう。 3 第 3 号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。	組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。 (3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。 (「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることを行う。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(資源の提供) 第 16 条 社長は、加工施設の保安のために必要な次の各号に定める事項の資源を提供する。	
157.	一 要員		a. 要員	a. 要員		(資源の提供) 第 16 条 (1) 保安活動に必要な要員を提供し、第 13 章に基づき管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に要員の力量を確保させる。	
158.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (JIS Q9001 の「インフラストラクチャー」をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(資源の提供) 第 16 条 (2) 第 30 条に基づき加工施設を提供し、管理責任者である事業部長に維持管理させる。	
159.	三 作業環境		c. 作業環境	c. 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(資源の提供) 第 16 条 (3) 加工施設の保安に必要な作業環境を明確にし、管理責任者である事業部長に運営管理させる。	
160.	四 その他必要な資源		d. その他必要な資源	d. その他必要な資源		(資源の提供) 第 16 条 社長は、加工施設の保安のために必要な次の各号に定める事項の資源を提供する。	
161.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練			
162.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び	1 第 1 項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		6. 資源の運用管理 6.2 人的資源

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証されなければならぬ。	⑥ 組織的側面に関する知識を含む。	結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。	結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)		6.2.1 一般 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員には、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。	
163.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(力量、教育、訓練及び認識) 第 106 条 運営管理課長は、次の各号に定める事項を考慮した保安教育に関する文書として、「加工施設 教育・訓練要領」を作成し、事業部長の承認を得る。	
164.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		(力量、教育、訓練及び認識) 第 106 条 (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員に必要な力量を明確にすること。	
165.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第 2 項第 2 号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 (「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(力量、教育、訓練及び認識) 第 106 条 (2) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとること。	
166.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。		(力量、教育、訓練及び認識) 第 106 条 (3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価すること。 6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育、訓練および認識 c. 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。	
167.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		(力量、教育、訓練及び認識) 第 106 条 (4) 原子力安全についての意識を高め、社員が自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識できるようにすること。	
168.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(力量、教育、訓練及び認識) 第 106 条 (4) 原子力安全についての意識を高め、社員が自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識できるようにすること。	
169.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(力量、教育、訓練及び認識) 第 106 条 (4) 原子力安全についての意識を高め、社員が自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できる	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
170.	八 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		かを認識できるようにすること。	
171.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		(力量、教育・訓練及び認識) 第 106 条 (4) 原子力安全についての意識を高め、社員が自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識できるようにすること。 (力量、教育・訓練及び認識) 第 106 条 (5) 教育・訓練、技能及び経験について該当する記録を維持すること。	
172.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施			
173.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画			
174.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第 1 項に規定する「計画を策定する」には、第 4 条第 2 項第 3 号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に保安活動を計画させるにあたり、次の各号に定める事項を実施させる。	
175.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第 2 項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 3 事業部長は管理責任者として、各課長に第 4 章から第 12 章及び第 14 章に定める保安活動の実施計画として文書を作成させ、承認した後、実施させる。 なお、文書の作成にあたっては、品質マネジメントシステムの他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。 また、管理責任者は、文書を変更する場合は、必要に応じ関連する文書を修正し、文書の配付又は配信により関係者へ周知する。	
176.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならぬ。⑨	3 第 3 項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更に累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更に累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更に累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 3 事業部長は管理責任者として、各課長に第 4 章から第 12 章及び第 14 章に定める保安活動の実施計画として文書を作成させ、承認した後、実施させる。 なお、文書の作成にあたっては、品質マネジメントシステムの他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。 また、管理責任者は、文書を変更する場合は、必要に応じ関連する文書を修正し、文書の配付又は配信により関係者へ周知する。	
177.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更		a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更			7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	更により起こり得る結果⑨		更により起こり得る結果	により起こり得る結果			各職位は、業務に必要なプロセスを計画して、構築する。 (1) 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。
178.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		(業務の計画及び実施) 第 22 条 4 (1) 業務に対する品質目標及び要求事項	
179.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		(業務の計画及び実施) 第 22 条 4 (2) 業務に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性	
180.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。)		(業務の計画及び実施) 第 22 条 4 (3) その業務のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査・試験活動並びにこれらの合否判定基準	
181.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (2) d. 業務・施設のプロセスおよびその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	
182.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。		7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (3) 各職位は、この計画のアウトプットを、組織の運営方法に適した形式とする。	
183.			7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス			
184.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項			
185.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。			7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセスおよび顧客関連のプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化および製品に関連する要求事項の明確化 各職位は、次の事項を明確にする。
186.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 b. 明示されていないが、業務・施設に不可欠な要求事項	
187.	二 関係法令		b. 関係法令	b. 関係法令		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
188.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		c. a. b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項		7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規制要求事項 7.2.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 e. 組織が必要と判断する追加要求事項すべて	
189.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査			
190.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。		(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (2) 業務に対する要求事項について、業務を行う前にレビューするとともに、レビューの結果及びレビューを受けて採った措置を記録する。	
191.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。		7.業務の計画、実施 7.2.業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2.業務・施設に対する要求事項のレビュー 原子力安全に係る業務・施設に対する要求事項のレビューについては(1)～(5)項に示す。	
192.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 (1) 業務に対する品質目標及び要求事項	
193.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合には、その相違点が説明されていること。		b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合には、その相違点が説明されていること。	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合には、その相違点が説明されていること。		7.業務の計画、実施 7.2.業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2.業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) b. 業務・施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。	
194.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		7.業務の計画、実施 7.2.業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2.業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) c. 定められた要求事項を満たす能力を有している。	
195.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		7.業務の計画、実施 7.2.業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2.業務・施設に対する要求事項のレビュー レビューおよび製品に関する	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
196.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。		(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。			(業務の計画及び実施) 第 22 条 3 事業部長は管理責任者として、各課長に第 4 章から第 12 章及び第 14 章に定める保安活動の実施計画として文書を作成させ、承認した後、実施させる。 なお、文書の作成にあたっては、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。 また、管理責任者は、文書を変更する場合は、必要に応じ関連する文書を修正し、文書の配付又は配信により関係者へ周知する。	連する要求事項のレビュー 3) 各職位は、このレビューの結果の記録およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。
197.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等			
198.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。	1 第 26 条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 事業部長は管理責任者として、各課長に業務を実施させるに当たり、必要に応じ次の各号に定める事項を実施させる。 (7) 外部とのコミュニケーション 原子力安全に関して規制当局とのコミュニケーションを図るため、規制当局へのヒアリングを実施すること。	
199.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法		a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション	
200.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション	
201.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法		c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション	
202.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法		d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション	
203.			7.3 設計開発	7.3 設計開発			
204.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画			
205.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するときは、この場合において、原子力の安	1 第 1 項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。	(1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するときは、この場合において、原子力の安	(1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するときは、この場合において、原子力の安	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社	(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	策定するとともに、設計開発を管理しなければならぬ。	全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第 1 項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第 4 条第 2 項第 3 号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うこと④を含む。	に、設計開発を管理する。	もに、設計開発を管理する。(「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発計画」を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)	内標準名を表 1 に記載	第 56 条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。	全社品質保証計画書
206.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理 第 56 条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。	
207.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理 第 56 条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。 ① 改造の各段階における要求事項を含めた管理方法を改造計画に定め、実施する。	
208.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理 第 56 条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。 ③ 改造の各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。なお、検証は設計者以外の者が行う。 ④ 改造された加工施設について、使用前に妥当性を確認する。	
209.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画(2) c. 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。) および権限	
210.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供	
211.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限		(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。		7.3.1 設計・開発の計画 (3) 各職位は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、各施設的设计・開発に関するグループ間のインターフェースを運営管理する。	
212.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理 第 56 条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。 ⑤ 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。 なお、変更のレビューには、加工施設に及ぼす影響の評価を含める。		
213.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報			
214.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) 各職位は、各施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには次の事項を含める。	
215.	一 機能及び性能に係る要求事項		a. 機能及び性能に係る要求事項	a. 機能及び性能に係る要求事項		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) a. 意図した使用方法に応じた機能および性能に関する要求事項	
216.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) c. 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報	
217.	三 関係法令		c. 関係法令	c. 関係法令		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) b. 適用される法令・規制要求事項	
218.	四 その他設計開発に必要な要求事項		d. その他設計開発に必要な要求事項	d. その他設計開発に必要な要求事項		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) d. 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	
219.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (2) 各職位は、これらのインプットについては、その適切性をレビューし、	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
220.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報			承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないものとする。
221.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しななければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 各職位は、各施設設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。
222.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。		(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 各職位は、各施設設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。
223.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) 各職位は、各施設設計・開発からのアウトプットは次の状態にする。
224.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) a. 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
225.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供すること。		b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) b. 調達、業務の実施および施設の使用ならびに製造・サービス提供に対して適切な情報を提供する。
226.	三 台否判定基準を含むものであること。		c. 台否判定基準を含むものであること。	c. 台否判定基準を含むものであること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) c. 関係する検査および試験ならびに製品の台否判定基準を含むか、またはそれを参照している。
227.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) d. 安全な使用および適正な使用に不可欠な各施設および製品の特性を明確にする。
228.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	7.3.4 設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
229.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理 第 56 条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。 ② 改造に係る要求事項を明確にし、適切性をレビューする。	
230.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) a. 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。	
231.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) b. 問題を明確にし、必要な措置を提案する。	
232.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発段階に關連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家に参加させなければならない。		(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発段階に關連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家に参加させる。	(2)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発段階に關連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家に参加させる。		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (2) 各職位は、レビューへの参加者として、レビューの対象となっている設計・開発段階に關連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録および必要な措置があればその記録を維持する。	
233.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (2) 各職位は、レビューへの参加者として、レビューの対象となっている設計・開発段階に關連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録および必要な措置があればその記録を維持する。	
234.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	7.3.5 設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証			
235.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。「(設計開発計画に従って検証を実施する)」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。) (2)組織は、(1)の検証の結果の記		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.5 設計・開発の検証 (1) 各職位は、各施設的设计・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録および必要な措置があればその記録を維持する。	
236.	2 原子力事業者等は、前項の検		(2) 組織は、設計開発の検証の結	(2)組織は、(1)の検証の結果の記		7.業務の計画、実施	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		7.3 設計・開発 7.3.5 設計・開発の検証 (1) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。	
237.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理 (3) 改造の各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。 なお、検証は設計者以外の者が行う。	
238.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	7.3.6 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認			
239.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならないに、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1) 各職位は、結果として得られる各施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。	
240.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理 (4) 改造された加工施設について、使用前に妥当性を確認する。	
241.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (3) 各職位は、妥当性確認の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。	
242.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理			
243.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更の内容を識別するとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (1) 各職位は、各施設の設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。	
244.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理 (5) 計画に変更が生じた場合は、変	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
245.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	更のレビューを行い、承認した後で変更する。 なお、変更のレビューには、加工施設に及ぼす影響の評価を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (3) 各職位は、各施設の設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の各施設を構成する要素および関連する各施設に及ぼす影響の評価(施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。	
246.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (4) 各職位は、変更のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。	
247.			7.4 調達	7.4 調達			
248.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス			
249.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合しなければならない。		(1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(調達管理) 第 23 条 事業部長は管理責任者として、次の各号に定める事項を含めた物品及び役務(以下「調達物品」という。)の調達に関する文書と「濃縮事業部 調達先管理要領」を作成する。		
250.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できる場合に、管理の方法及び程度を定めなければならない。 ^⑫	1 第 2 項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。 ^⑫ 2 第 2 項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第 2 項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できる場合に、管理の方法及び程度を定めなければならない」は、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことを行う。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できる場合に、管理の方法及び程度を定める。この場合において、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できる場合に、管理の方法及び程度を定める。この場合において、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	(2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。また、選定、評価及び再評価の基準を定めること。		

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
251.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。	・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。		(調達管理) 第 23 条 (2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。また、選定、評価及び再評価の基準を定めること。	
252.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。		(調達管理) 第 23 条 (2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。また、選定、評価及び再評価の基準を定めること。	
253.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(調達管理) 第 23 条 (3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。	
254.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係る他の原子力事業者等と共有する事項を含む。))を定めなければならない。		(6) 組織は、調達物品等を調達する場合においては、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係る他の原子力事業者等と共有する事項を含む。))を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合においては、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な技術情報(加工施設の保安に係る他の原子力事業者等と共有する事項を含む。))を定める。		(調達管理) 第 23 条 (6) 調達後における調達製品の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を、必要に応じ濃縮施設を設置している他の加工事業者及び再転換工程を有する加工事業者と共有すること。	
255.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項			
256.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) 各職位は、調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。	
257.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) a. 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項	
258.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) b. 要員の適格性確認に関する要求事項	
259.	三 調達物品等の供給者の品質マ		c. 調達物品等の供給者の品質マ	c. 調達物品等の供給者の品質マ		7.業務の計画、実施	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	ネジメントシステムに係る要求事項		ネジメントシステムに係る要求事項	シメントシステムに係る要求事項		7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項	
260.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第 1 項第 4 号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 (「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) d. 不適合の報告および処理に関する要求事項	
261.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	
262.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項⑫		f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項	
263.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		g. その他調達物品等に必要な要求事項	g. その他調達物品等に必要な要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項	
264.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含まない。⑬	2 第 2 項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項	
265.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならぬ。		(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (2) 各職位は、供給者に伝達する前に規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。	
266.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (3) 各職位は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	
267.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証			
268.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているように必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。		(調達管理) 第 23 条 (4) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために必要な検査又はその他の活動	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
269.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。		(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。		を定めること。 (調達管理) 第 23 条 (5) 供給者先で検証を実施することとした場合、その検証の要領及び調達製品の出荷許可の方法を明確にすること。	
270.			7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理			
271.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理			
272.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しない内容を除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しない内容を除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しない内容を除く。)に適合するように実施する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。	
273.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第 1 号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	a. 加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	a. 加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (「加工施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。 ① 保安活動に必要な情報が利用できる。	
274.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。 ② 業務に必要な文書が利用できる。	
275.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。 ③ 適切な設備を利用できる。	
276.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
277.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		e. 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。		該当する事項を含むこと。 ④ 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 (業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。 ⑤ 規定された監視及び測定が実施されている。 (業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。 ⑥ 次工程への引渡しが規定されたとおりに実施されている。	
278.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		f. 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	・用いる用語の違いによる差異		
279.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認) 第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)において、妥当性確認を行わなければならない。	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)において、妥当性確認を行う。	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)において、妥当性確認を行う。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (3) 業務の妥当性の確認 業務の過程で結果として生じるアウトプットが検証できない場合は、適切な方法を検討し、その業務が計画どおりの結果を出せることの妥当性を確認すること。	
281.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (2) 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	
282.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち適用できるものを含んだ手続きを確立する。 d. 記録に関する要求事項	
283.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないことと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。		(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないことと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないことと認められるものを除く。)を明確にする。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) a. プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
284.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		c. 所定の方法および手順の適用 7. 業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) a. プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準 c. 所定の方法および手順の適用	
285.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		7. 業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) b. 設備の承認および要員の適格性確認 c. 所定の方法および手順の適用	
286.	三 妥当性確認の方法	1 第 4 項第 3 号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	c. 妥当性確認の方法	c. 妥当性確認の方法 (「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7. 業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) c. 所定の方法および手順の適用	
287.	(識別管理)	(識別管理)	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保			
288.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第 39 条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (4) 識別及びトレーサビリティ業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を必要に応じて識別すること。 なお、トレーサビリティが要求事項となっている業務については、一意の識別を管理し、記録を維持すること。	
289.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の履歴、適用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (4) 識別及びトレーサビリティ業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を必要に応じて識別すること。 なお、トレーサビリティが要求事項となっている業務については、一意の識別を管理し、記録を維持すること。	
290.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品			
291.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じて、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 4 1 条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q 9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じて、記録を作成し、これを管理する。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じて、記録を作成し、これを管理する。 (「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (5) 組織外の所有物の管理 規制当局の所有物について、その取扱いに注意を払うとともに、必要に応じて識別し、記録を維持すること。	

No.	品質管理基準規則 (調達物品の管理)	品質管理基準規則 解釈 (調達物品の管理)	事業変更許可申請書 本文 7 号 7.5.5 調達物品の管理 (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	新検査制度 保安規定 7.5.5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
292.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (6) 調達製品の保存 第 23 条に基づき調達した取替品、貯蔵品について、受入れから据付けまでの間、必要に応じ識別、取扱い、包装、保管等の措置を行い、適合した状態で保存すること。	
293.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。						
294.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)	7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (1) 実施すべき監視及び測定並びにそのために必要な機器を明確にすること。	
295.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。						
296.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性がとれた方法で実施しなければならぬ。		(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性がとれた方法で実施する。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性がとれた方法で実施する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (1) 実施すべき監視及び測定並びにそのために必要な機器を明確にすること。	
297.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。	
298.	1 第 3 項第 1 号に規定する「あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合には、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。」	1 第 3 項第 1 号に規定する「あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合には、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。」	a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合には、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合には、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。 ① 定められた間隔又は使用前に必要に応じて校正若しくは検証、又はその両方を行い、その記録を維持すること。	
299.	2 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	2 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。 ③ 校正状態を明確にするために識別をすること。	
300.	3 所要の調整がなされていること。	3 所要の調整がなされていること。	c. 所要の調整がなされていること。	c. 所要の調整がなされていること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。 ② 機器の調整及び必要に応じ再調整すること。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
301.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならぬ場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。 ④ 測定結果が無効となる操作がで きないようにすること…	
302.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならぬ場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。 ⑤ 取扱い、保修、保管において、損傷及び劣化しないように保護すること。	
303.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (3) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価するとともに、その機器及び影響を受けた業務すべてに対して適切な処置を行うこと。 また、校正及び検証の結果の記録を維持すること。	
304.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (3) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価するとともに、その機器及び影響を受けた業務すべてに対して適切な処置を行うこと。 また、校正及び検証の結果の記録を維持すること。	
305.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (3) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価するとともに、その機器及び影響を受けた業務すべてに対して適切な処置を行うこと。 また、校正及び検証の結果の記録を維持すること。	
306.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することし たときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり に当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することし たときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり に当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することし たときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり に当該監視測定に適用されていることを確認する。		7. 業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (7) 各職位は、規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
307.	第六章 評価及び改善	第六章 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善			監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。
308.	(監視測定、分析、評価及び改善)	(監視測定、分析、評価及び改善)	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善			
309.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。 2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。 (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。 (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。 (「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.1 一般 (1) 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画（統計学的方法を検査試験の方法（統計学的方法の適用を含む。）および当該方法の適用の範囲の明確化を含む。）し、実施する。
310.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。 (「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.1 一般 (1) a. 業務・施設に対する要求事項への適合を裏証する。 b. 品質マネジメントシステムの適合性を裏証する。 c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
311.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	8.2 監視測定	8.2 監視及び測定			
312.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見			
313.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.1 原子力安全の達成および顧客満足 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用方法を決める。
314.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.1 原子力安全の達成および顧客満足 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用方法を決める。
315.	(内部監査)	(内部監査)	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査			
316.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要性に応じて、あらかじめ定められた間隔で、	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要性に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要性に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門			(内部監査) 第25条 2 監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならぬ。	設においては、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。	その他の体制により内部監査を実施する。	門その他の体制により内部監査を実施する。(客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施するに当たり、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。)		定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の策定及び年 1 回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。	
317.	この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a. 本品質マネジメントシステムに係る要求事項		(内部監査) 第 25 条 2 監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の策定及び年 1 回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。	
318.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		b. 実効性のある実施及び実効性の維持	b. 実効性のある実施及び実効性の維持		(内部監査) 第 25 条 2 監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の策定及び年 1 回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。	
319.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。		(内部監査) 第 25 条 監査室長は管理責任者として、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施されるか、維持されているかを評価するための監査について、次の各号に定める事項を含めた内部監査に関する文書として、「監査室 内部監査要則」を作成する。 (1) 監査員の選定基準 (2) 監査の計画、実施及び結果の報告 (3) 記録の維持に関する責任 (4) 内部監査に関する要求事項 2 監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
320.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状況及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。		(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状況及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状況及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。		策定及び年 1 回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。 (内部監査) 第 25 条 2 監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の策定及び年 1 回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。	
321.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。		8. 評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (2) 監査室長は、監査の対象となるプロセスおよび領域の状態と重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 b. 監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保すること。	
322.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。		(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。		(内部監査) 第 25 条 2 監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の策定及び年 1 回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。	
323.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第 6 項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。		・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(内部監査) 第 25 条 監査室長は管理責任者として、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するため、この監査について、次の各号に定める事項を含めた内部監査に関する文書として、「監査室 内部監査要則」を作成する。 (1) 監査員の選定基準 (2) 監査の計画、実施及び結果の

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
324.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。		報告 (3) 記録の維持に関する責任 (4) 内部監査に関する要求事項	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (4) 監査室長は、監査およびその結果の記録を維持する。(4.2.5 項参照)
325.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。		(内部監査) 第 25 条 3 前項の内部監査において検出された改善を要する事項については、その監査対象業務を実施した各職位が計画を策定し、改善を実施する。	
326.	(プロセスの監視測定) 第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	(プロセスの監視測定) 1 第 1 項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第 1 項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	8.2.3 プロセスの監視測定 (1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。	8.2.3 プロセスの監視測定 (1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。
328.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。 ⁽⁴⁾		(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。
329.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (2) 各職位は、これらの方法を、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
330.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (3) 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、業務・施設に対する要求事項の適合性を確保するために適切に修正および是正処置をとる。
331.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができる場合又は当該結果を得ることができない場合がある場合には、個別業務等要求事項においては、		(5) 組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができない場合がある場合には、個別業務等要求事項へ	(5) 組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができない場合がある場合には、個別業務等要求事項への適合			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (3) 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、業務・施設

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。		適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。		設に対する要求事項の適合性を確保するために適切に修正および是正処置をとる。	
332.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等			
333.	第四十八條 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。		(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。(「自主検査等とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(検査及び試験) 第 24 条 事業部長は管理責任者として、各課長に第 51 条に定める施設定期自主検査により加工施設の健全性を確認させるに当たり、次の各号に定める事項を実施させる。	
334.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 2 項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(検査及び試験) 第 24 条 (2) 合否判定基準への適合の記録に、次工程への引渡しを正式に許可した者を明記し、その記録を維持させること。	
335.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。		(検査及び試験) 第 24 条 (2) 合否判定基準への適合の記録に、次工程への引渡しを正式に許可した者を明記し、その記録を維持させること。	
336.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(検査及び試験) 第 24 条 (3) 検査及び試験が完了するまでは、当該機器を使用させないこと。ただし、各課長が承認した場合はこの限りでない。	
337.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とする）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことを行う。(8)	2 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用員をその対象とする機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことを行う。」を確保するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与してはならない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。	2 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用員をその対象とする機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とする)その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことを行う。」を確保するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与してはならない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与してはならない要員とする。他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことを行う。(「使用員をその対象とする要員と部門を異にする要員とする」と及び「信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けるとなく、当該検査等を実施できる状態	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(検査及び試験) 第 24 条 (1) 当該検査において、対象となる設備機器の操作を行った者以外の者に検査を実施させること。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		る要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要なる力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。		況にあることをいう。)			
338.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧		(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。		(検査及び試験) 第24条 (1) 当該検査において、対象となる設備機器の操作を行った者以外の者に検査を実施させること。	
339.	(不適合の管理)	(不適合の管理)	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理			
340.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。 (「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)		(不適合管理) 第26条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限を明確にした不適合に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合管理要領」を作成する。	
341.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。	(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要領」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。)		(不適合管理) 第26条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限を明確にした不適合に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合管理要領」を作成する。	
342.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。		(不適合管理) 第26条 2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。	
343.	— 発見された不適合を除去するた		a. 発見された不適合を除去するた	a. 発見された不適合を除去するため		(不適合管理)	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	めの措置を講ずること。		めの措置を講ずること。	の措置を講ずること。		第 26 条 2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (1) 検出された不適合を除去するための処置をとる。	
344.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施について承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施について承認を行うこと (以下「特別採用」という。)	b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施について承認を行うこと (以下「特別採用」という。)		(不適合管理) 第 26 条 2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (2) 当該の権限をもつ者が特別採用によって、その使用、次工程への引渡し又は合格と判断することを正式に許可する。	
345.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		(不適合管理) 第 26 条 2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (3) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。	
346.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		(不適合管理) 第 26 条 2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	
347.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置に係る記録(特別採用を含む。)にければならない。		(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。		(不適合管理) 第 26 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について要求事項に適合しない状態(以下「不適合」という。)が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限を明確にした不適合に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合管理要領」を作成する。	
348.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合において、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。		(不適合管理) 第 26 条 2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (5) 不適合を修正した場合は、要求事項への適合性を実証するための再検証を行う。	
349.			(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をウェブページに記録することにより、情報の公開を行う。	(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をウェブページに記録することにより、情報の公開を行う。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、情報の公開を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(不適合管理) 第 26 条 2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (6) 加工施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定め、保安に関する不適合の情報を原子力施設	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
350.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価) 1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの有効性の改善」には、品質マネジメントシステムの有効性に係るデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。	8.4 データの分析及び評価 (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの有効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。	8.4 データの分析及び評価 (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの有効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの有効性の改善」には、品質マネジメントシステムの有効性に係るデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。)			
351.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの有効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しななければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの有効性の改善」には、品質マネジメントシステムの有効性に係るデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。	8.4 データの分析及び評価 (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの有効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。	8.4 データの分析及び評価 (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの有効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの有効性の改善」には、品質マネジメントシステムの有効性に係るデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。)			8.評価および改善 8.4 データの分析 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、8.2項の監視および測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の該当する情報源からのデータを含まれる。
352.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。	(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。			8.評価および改善 8.4 データの分析 (2) 各職位は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
353.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見 b. 個別業務等要求事項への適合性	a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見 b. 個別業務等要求事項への適合性			8.評価および改善 8.4 データの分析 a. 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 8.評価および改善 8.4 データの分析 b. 業務・施設に対する要求事項への適合
354.	二 個別業務等要求事項への適合性	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	b. 個別業務等要求事項への適合性	b. 個別業務等要求事項への適合性			8.評価および改善 8.4 データの分析 b. 業務・施設に対する要求事項への適合
355.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)			8.評価および改善 8.4 データの分析 c. 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスと各施設の特性および傾向
356.	四 調達物品等の供給者の供給能力		d. 調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力			8.評価および改善 8.4 データの分析 d. 供給者の能力
357.			8.5 改善	8.5 改善			
358.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善			
359.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データ分析並びに是正処置及び未然防止処置の明確化による改善が必要となる事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第5.1条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データ分析並びに是正処置及び未然防止処置の明確化による改善が必要となる事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データ分析並びに是正処置及び未然防止処置の明確化による改善が必要となる事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。			(品質マネジメントシステムの継続的な改善) 第20条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
360.	(是正処置等)	(是正処置等)	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	システムの実効性を向上させたための継続的な活動をいう。		
361.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切に是正処置を講じなければならない。 ^②		(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切に是正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切に是正処置を講じる。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に第 1 項に定める文書に基づき、是正処置及び予防処置を行わせる。	
362.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務に係る不適合に対して、再発防止のための是正処置及び予防処置に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合等管理要領」を作成する。 2 再発防止のための是正処置に関する文書には、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 に定める事故故障等の事象その他の発生した不適合の根本的な原因の究明のために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。	
363.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 1 第 1 項第 1 号-I に規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 ^⑥ 2 第 1 項第 1 号-I に規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。		(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「情報収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第 27 条 2 再発防止のための是正処置に関する文書には、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 に定める事故故障等の事象その他の発生した不適合の根本的な原因の究明のために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。 (1) 不適合の内容確認 (2) 不適合の原因の特定	
364.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 ^⑦		(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) a. 起こり得る不適合およびその原因の特定	
365.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 2 (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
366.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		(3) 必要な処置の決定及び実施 (是正処置及び予防処置) 第 27 条 2 (5) 採った予防処置の有効性のレビュー	
367.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。④		d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第 27 条 2 (5) 採った予防処置の有効性のレビュー	
368.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。④		e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 2 (5) 採った予防処置の有効性のレビュー	
369.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第 1 項第 6 号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(是正処置及び予防処置) 第 27 条 2 再発防止のための是正処置に関する文書には、核燃料物質の加工の事業に関する規則 (以下「加工規則」という。) 第 9 条の 16 に定める事故故障等の事象その他の発生した不適合の根本的な原因の究明のために行う分析 (以下「根本原因分析」という。) の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。	
370.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 2 再発防止のための是正処置に関する文書には、核燃料物質の加工の事業に関する規則 (以下「加工規則」という。) 第 9 条の 16 に定める事故故障等の事象その他の発生した不適合の根本的な原因の究明のために行う分析 (以下「根本原因分析」という。) の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。	
371.	二 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(是正処置及び予防処置) 第 27 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務に係る不適合に対して、再発防止のための是正処置及び予防処置に関する文書として、「監査室不適合管理要領」、「安全・品質本部不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合等管理要領」を作成する。	
372.	三 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象	4 第 3 項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第 1	(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る	(3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	8. 評価および改善 8.5.2 是正処置	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。(1)適切な措置を講じるとは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(3) f. とつた是正処置の有効性のレビュー なお、安全・品質本部長は、不適合の原因の特定に当たって必要に応じて実施する根本原因分析について、文書を「根本原因分析実施要則」として定めるとともに、不適合の再発防止のために行う不適合の人的過誤に係る直接原因分析についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書に規定運用要則に定める。	
373.	(未然防止処置)	(未然防止処置)	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置			
374.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経緯等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じ、適切な措置を講じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。(2)	1 第 1 項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経緯等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じ、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経緯等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じ、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第 27 条 3 予防処置に関する文書には、生じるおそれのある不適合を防止するための予防のために行う根本原因分析の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。 5 前項の予防処置には、加工施設の保安活動の実施によって得られた知見のみならず、必要に応じて他の施設から得られた知見により、不適合の発生を予防するために必要な処置を含めること。	
375.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 3 (1) 不適合及びその原因の特定	
376.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 3 (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価	
377.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	
378.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 3 (5) 採った予防処置の有効性のレビュー	
379.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 3 (4) 採った処置の結果の記録	
380.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(是正処置及び予防処置) 第 27 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務に係る不適合に対して、再発防止のための是正処置及び予防処	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						置に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合等管理要領」を作成する。 2 再発防止のための是正処置に関する文書には、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 に定める事故故障等の事象その他の発生した不適合の根本的な原因の究明のために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。	
381.	第七章 使用者に関する特例	第七章 使用者に関する特例				—	—
382.	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)				—	—
383.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。		—	—	—	—	—
384.	一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。		—	—	—	—	—
385.	二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		—	—	—	—	—
386.	2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようしなければならない。	1 第 2 項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とについては、本規程第 10 条 1 を準用する。	—	—	—	—	—

品質管理基準規則において要求事項が明確となった21項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第1条 第10条	1 5.2	・事業変更許可届出書 本文第7号の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第4条第2項 第4条第7項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第9条 第16条第2項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第4条第3項 第16条第1項第5号 第20条第1項第5号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第4条第5項 第9条第1項第3号 第11条 第20条第1項第4号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化の育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューアウトプット）
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第4条第5項 第11条第1項 第22条第1項 第52条第1項第1号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）
⑦	責任と権限のインターフェース	第14条 第17条 第26条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化
⑧	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第48条第5項、6項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第16条第3項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第46条第5項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第35条第2項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第34条第2項 第35条第1項第6号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第19条第1項第12号、13号	5.6.2l.,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加
⑭	プロセスの監視測定の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第4条第4項第3号 第47条第2項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の1つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第4条第4項第8号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第7条第2項第1号、2号、3号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第7条第1項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第7条第1項、2項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第13条第2項 第23条第1,3項 第27条第1項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化
⑳	外部からの要員確保	第4条第6項 第21条第1項 第34条第2項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第50条第2項3号 第52条 第53条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性のある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築

廃棄物埋設施設 保安規定 (品質マネジメントシステム計画) 許可整合性説明資料

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
1.	品質管理基準規則		廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	(品質マネジメントシステム計画) 第 6 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	用いる用語の違いによる差異	第 1 章の 2 品質保証計画	
2.	第 1 章 総則 (目的)	第 1 章 総則 (目的)	1. 目的	1 目的	差異なし (見出し記号の差異は記載しない) (以下、空欄は、差異なしであり、記載しない。)	(目的)	
3.	第 1 章 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする①。	第 1 章 総則 (目的) 第 1 条に規定する「原子力施設」とは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)第 2 条第 7 項に規定する原子力施設をいう。	廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (以下「品質管理に関する事項」という。)は、廃棄物埋設施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理規則」という。)に基づき、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理規則」という。)に基づき、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	保安規定第 6 条は、品質管理基準規則の解釈まで含めた品質マネジメントシステムとして、必要な、評価確認し、実施し、評価確認し、「評価確認し」については、記載反映漏れのため修正を行う。	第 3 条の 2 品質保証計画は、埋設施設の安全を達成・維持・向上することを目的として、この規定で定める事項を遵守するために必要な、埋設施設における保安活動に係る品質マネジメントシステム (以下「品質マネジメントシステム」という。)を規定するものである。	
4.	(適用範囲)		0. 適用範囲	2 適用範囲		(適用範囲)	
5.	第 3 条 次章から第 6 章までの規定は、原子力施設(使用施設等であつて、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)第 2 条第 7 項に規定する原子力施設)を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。		品質管理に関する事項は、廃棄物埋設施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の保安活動に適用する。	用いる用語の違いによる差異	第 3 条の 3 品質保証計画は、埋設施設の保安活動に適用する。ここで「保安活動」とは、この規定で定める事項を遵守するための活動をいう。	
6.	(定義)		八. 定義	3 定義		(定義)	
7.	第 2 条 この規則において使用する用語は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下の定めものの他品質管理基準規則に従う。	用いる用語の違いによる差異	第 3 条の 4 品質保証計画における用語の定義は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従うものと	
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		黄色ハッチング：品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目に該当する箇所を示す。 水色ハッチング：事業許可本文 7 号との整合箇所を示す。			—	
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。					—	
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。					—	
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、	2 第 2 項第 4 号に規定する「原				—	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業許可 本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	原子力事業者等とは、原子炉等規制法第 57 条の 8 に規定する者をいう。 3 第 2 項第 4 号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。					
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第 2 項第 5 号に規定する「要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。	—	—	—	—	—
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第 2 項第 6 号及び第 7 号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。	—	—	—	—	—
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえ、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第 2 項第 7 号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう（第 53 条第 1 項において同じ。）。	—	—	—	—	—
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であつて、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。		—	—	—	—	—
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。		—	—	—	—	—
17.		(1) 廃棄物埋設施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する廃棄物埋設施設をいう。 (2) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、廃棄物埋設施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。	(1) 埋設施設 法第 51 条の 2 第 2 項に規定する 廃棄物埋設施設をいう。			—	—
18.			—	—	・保安規定においては、4.1 一般要求事項に、組織の定義を記載	—	—
19.			(2) ニューシア	—	・保安規定の審査基準に基づき、保	—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第二章 品質マネジメントシステム	二. 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム		第 2 節 品質マネジメントシステム	第 2 節 品質マネジメントシステム
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第 4 条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)	(1) 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項		(一般要求事項)	(一般要求事項)
22.	第四条 原子力事業者等(使用者)であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第 1 項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(i) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。 (ii) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(1) 第 7 条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。」とは、品質マネジメントシステムの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 第 5 条に定める各職位(以下「各職位」という。)は、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」(以下「管理規則」という。)第 26 条の 3、4、5、6、7、8 及び 9 に定める要求事項並びに「特定埋設施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に従って、保安のために必要な品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持するとともに、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。②	3 第 2 項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(ii) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「(保安活動の重要度)とは、事故が発生した場合に埋設施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。」	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 1 の 3 各職位は品質マネジメントシステムにおいて、原子力安全に対する重要度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを別表 1 の 2 に基づき行う。また、これに基づき、資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。	
24.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度②		a. 廃棄物埋設施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a. 埋設施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		第 3 条の 5 1 の 3 (1) プロセス及び埋設施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度	
25.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ②	4 第 2 項第 2 号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるもの	b. 廃棄物埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	b. 埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 1 の 3 (3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 (4) 作業又は製造プロセス、要	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		を除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。		関連する潜在的影響の大きさとは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。		員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 (5) 操業開始後の埋設施設に対する保守、検査及び取替えの難易度	
26.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響②	5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響(「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5 1の3 (3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 (4) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 (5) 操業開始後の埋設施設に対する保守、検査及び取替えの難易度	
27.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識し、この規則に規定する文書に他の品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記しなければならない。④		(iii) 組織は、廃棄物埋設施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書に他の品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。	(3) 組織は、埋設施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書に他の品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。		4. 品質マネジメントシステム 4.2 文書化に関する要求 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図4.2.1に示す。なお、記録は適正に作成する。 7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項	
28.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行うなければならない。		(iv) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。		第3条の5 1の2 各職位は次の事項を実施する。	
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。	a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。		第3条の5 1の2 (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用、これらプロセスの順序及び相互関係を別図1の2に示す。	
30.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	b. プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。	b. プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な図1を記載	第3条の5 1の2 (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用、これらプロセスの順序及び相互関係を別図1の2に示す。	
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。④	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。(「保安活動指標」には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5 1の2 (2) これらのプロセスお運用及び管理のいづれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要資源及び情報を利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要資源及び情報を利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要資源及び情報を利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)		第3条の5 1の2 (3) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。	
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e.プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		第3条の5 1の2 (4) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。	
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f.プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	f.プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。(「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5 1の2 (5) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。	
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとす。		g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。		第3条の5 1の2 (6) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。	
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。⑤	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。セキユリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響がセキユリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。セキユリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響を特定し、解決することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	5.2 原子力の安全の重視 社長は、原子力の安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。また、顧客満足度の向上を目指して、顧客要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。	
37.	五 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。⑤	10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指すことをいう。⑥ ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかけの姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている	(v) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかけの姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(安全文化の醸成) 第3条の4の3 社長は、保安活動を実施するにあたり、安全文化を醸成するための活動を第2節に基づき品質マネジメントシステムにて実施させる。 2 第4条の組織は、安全文化を醸成するための活動を実施する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業許可 本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		<p>果が関係する要員に共有されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全にはセキユリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキユリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 			
38.	<p>6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適度に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。^②</p>	<p>(vi) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適度に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p>	<p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適度に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p>	<p>第 3 条の 5 1 の 5 各職位は、第 3 章から第 7 章に定める業務について原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースしたプロセスに関しては、アウトソースしたプロセスに関する管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方法及び程度は、第 3 条の 8 の 4 に定める調達のプロセスの中で定める。</p>			
39.	<p>7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。^②</p>	<p>(vii) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>				<p>第 3 条の 5 1 の 3 各職位は品質マネジメントシステムの利用において、原子力安全に対する重要度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを別表 1 の 2 に基づき行う。また、これに基づき、資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。</p>
40.	<p>(品質マネジメントシステムの文書化)</p>	<p>(品質マネジメントシステムの文書化)</p>	<p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般</p>	<p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般</p>			
41.			<p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p>				
42.	<p>第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。</p>		<p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの構成概念図を図 2 に示す。</p>	<p>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの構成概念図を図 2 に示す。</p>			<p>(文書化に関する要求事項) 第 3 条の 5 の 2 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。 また、記録は適正に作成する。</p>
43.	<p>一 品質方針及び品質目標</p>		<p>a.品質方針及び品質目標</p>	<p>a.品質方針及び品質目標</p>			<p>第 3 条の 5 の 2 (1) 保安に関する品質方針及び品質目標</p>
44.	<p>二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)</p>		<p>b.品質マニュアル</p>	<p>b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」</p>			<p>第 3 条の 5 の 2 (2) 本品質保証計画及び「全社品質保証計画書」</p>
45.	<p>三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</p>		<p>c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表 1 に示す文書</p>	<p>c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表 1 に示す文書</p>			<p>第 3 条の 5 の 2 (4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、組織が必要と決定した別表 1 の 3 に定める文書</p>
46.	<p>四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</p>		<p>d.品質管理の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</p>	<p>d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 2 に示す文書(手順書)、及び品質管理基準</p>			<p>第 3 条の 5 の 2 (3) JEAC4111 が要求する「文書化された手順」である別表 1 の 3</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		に定める規定	
47.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	(ii) 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	4.2.2 品質マニュアル 社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	第 3 条の 5 の 2 社長は次の事項を含む「全社品質保証計画書」を作成し、維持する。	
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。						
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		第 3 条の 5 の 2 (1) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (適用組織を含む。)	
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		第 3 条の 5 の 2 (2) 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項	
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	c. 品質マネジメントシステムの適用範囲		第 3 条の 5 の 2 (1) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (適用組織を含む。)	
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		第 3 条の 5 の 2 (3) 品質マネジメントシステムについて確立された「文書化された手順」又はそれらを参照できる情報	
53.	五 プロセスの相互の関係		e. プロセスの相互の関係	e. プロセスの相互の関係	・保安規定においては、具体的な図 1 を記載	第 3 条の 5 の 2 (4) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述	
54.	(文書の管理)	(文書の管理)	(iii) 文書の管理	4.2.3 文書の管理			
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ① ・文書の組織外への流出等の防止 ② ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 ③	a. 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 b. 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。	(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (品質マネジメント文書を管理する)には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 の 2 各職位は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を、第 3 項の 2 に定める文書に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするともに、管理する。ただし、記録は文書の一形態ではあるが、第 4 項、第 4 項の 2 及び第 4 項の 3 に規定する要求事項に従って管理する。	
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第 2 項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。 ④	b. 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。	(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載 保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 の 2 3 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の活動に必要な管理を規定するために、「文書化された手順」を確立する。 (4) 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要となるで使用可能な状態であることを確実にする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
57.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。⑯		(a)品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		第3条の5の2 3の2 (1) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。	
58.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。⑯	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認すること⑯をいう。	(b)品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5の2 3の2 (2) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。	
59.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。⑯	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	(c)品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）	c.a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5の2 3の2 (1) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 (2) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。	
60.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		(d)品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		第3条の5の2 3の2 (3) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。	
61.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		(e)改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		第3条の5の2 3の2 (4) 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要なところで使用可能な状態であることを確実にする。	
62.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		(f)品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		第3条の5の2 3の2 (5) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。	
63.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		(g)組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		第3条の5の2 3の2 (6) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。	
64.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		(h)廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		第3条の5の2 3の2 (7) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。	
65.	(記録の管理)	(記録の管理)	(iv) 記録の管理	4.2.4 記録の管理			
66.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		a.組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。		第3条の5の2 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。 また、記録は適正に作成する。 4 各職位は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、当該記録を管理する。 4の3 各職位は、記録を読みやす	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
67.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に必要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならぬ。		b.組織は、a.の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、必要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、必要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	く、容易に識別可能かつ検索可能なものとする。 第 3 条の 5 の 2 4 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立する。	
68.	第三章 経営責任者等の責任	第三章 経営責任者等の責任	ホ 経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任			
69.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダースhip)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダースhip)	(1) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダースhip	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダースhip			
70.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダースhipを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。③	社長は、原子力の安全のためのリーダースhipを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダースhipを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダースhipを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	(経営者のコミットメント) 第 3 条の 6 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。		
71.	一 品質方針を定めること。		(i) 品質方針を定めること。	a.品質方針を定めること。		第 3 条の 6 (2) 品質方針を設定する。	
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		(ii) 品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。		第 3 条の 6 (3) 品質目標が設定されることを確実にする。	
73.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。⑤	1 第 3 号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	(iii) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持すること」は、安全文化に貢献できるようにするとは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 (6) 安全文化を醸成するための活動を促進する。	
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		(iv) ホ(6) (i) に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。		第 3 条の 6 (4) マネジメントレビューを実施する。	
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		(v) 資源が利用できる体制を確保するようにすること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。		第 3 条の 6 (5) 資源が利用できることを確実にする。	
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		(vi) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知するようにすること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		第 3 条の 6 (1) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。	
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。④		(vii) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させるようにすること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を満たすことの重要性を組織内に周知する。	
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。③		(viii) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。	
79.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	(2)原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視		(原子力安全の重視)	(原子力安全の重視)

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
80.	第十條 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれなければならない。①	1 第 10 条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれなければならない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれなことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれなければならない。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれなければならない。	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	保安規定 第 3 条の 6 の 2 社長は、原子力を最優先に位置付け、業務・埋設施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。	全社品質保証計画書
81.	(品質方針)	(品質方針)	(3)品質方針	5.3 品質方針		(品質方針)	(品質方針)
82.	第十一條 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第 11 条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む⑤。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を指して設定していること。⑥	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を指して設定していること。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 3 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 (3) 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。	
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第 1 号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	(i) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 3 (1) 組織の目的に対して適切である。 (7) 組織運営に関する方針と整合がとれている。	
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		(ii) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の維持に社長が責任を持って関与すること。		第 3 条の 6 の 3 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 (6) 適切性の持続のためにレビューされる。	
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		(iii) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		第 3 条の 6 の 3 (4) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。	
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		(iv) 要員に周知され、理解されていること。	d. 要員に周知され、理解されていること。		第 3 条の 6 の 3 (5) 組織全体に伝達され、理解される。	
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		(v) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。		第 3 条の 6 の 3 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 (6) 適切性の持続のためにレビューされる。	
88.	(品質目標)	(品質目標)	(4)計画	5.4 計画		(計画)	(計画)
89.	(品質目標)	(品質目標)	(i) 品質目標	5.4.1 品質目標			
90.	第十二條 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)」が定められているには、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」「必要な資源」「責任者」「実施事項の完了時期」「結果の評価方法」を含む。	a. 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。	(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」「必要な資源」「責任者」「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 4 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・埋設施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標が設定されていることを確実にする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	2 第 2 項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	b. 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(1)その達成状況を評価し得ることは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 4 1 の 2 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。	
92.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	(ii) 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画			
93.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		a. 社長は、品質マネジメントシステムが(1)の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。		第 3 条の 6 の 4 2 社長は次の事項を確実にする。 (1) 品質目標に加えて第 3 条の 5 に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。	
94.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしななければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。 ^⑨	1 第 2 項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更に影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	b. 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 (「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) 各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。	
95.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 ^⑩	2 第 2 項第 1 号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第 23 条第 3 項第 1 号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	(a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 (「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。	
96.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持 ^⑪		(b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持		5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							<p>要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p>
97.	三 資源の利用可能性⑨		(c) 資源の利用可能性	c. 資源の利用可能性			<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、次の事項を確実にする。</p> <p>(1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p>
98.	四 責任及び権限の割当て⑨		(d) 責任及び権限の割当て	d. 責任及び権限の割当て			<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、次の事項を確実にする。</p> <p>(1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p>
99.			(5) 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション			(責任・権限及びコミュニケーション)
100.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	(i) 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限			
101.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じ、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に及び、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		<p>第 3 条の 6 の 5 社長は、責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第 2 章、第 2 項の 2 及び第 3 項に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。</p>
102.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	(再掲) 1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じ、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。		(2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任および権限</p> <p>社長は、品質保証活動に係る機構とその分掌業務および職位について、組織全体に周知する。具体的な要領は、「職制規程」および「職務</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	品質管理基準規則	業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。		う。)			権限規程による。 さらに炉規制法で規定される保安規定に責任および権限を定め、組織全体に周知する。 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査対象との関与を排除する。また、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。 安全・品質本部長は、5. 経営者の責任に関する社長が行う品質保証に係る業務の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。また、補佐するための具体的な事項についての文書を4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
103.				(3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	・保安規定においては、監査室の独立性の確保を明記	第3条の6の5 1の2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部、事業部及び技術本部から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	
104.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(ii) 品質マネジメントシステム管理責任者 a. 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	5.5.2 品質マネジメントシステムの管理責任者 社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。		第3条の6の5 2 社長は、監査室長を第5条第2項第2号に定める業務に関する管理責任者に、安全・品質本部長を同項第3号に定める業務に関する管理責任者に、事業部長を同項第4号及び第5号に定める業務に関する管理責任者に任命する。	
105.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		a. 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	・保安規定においては、他の条文中で管理責任者を明確にしているため、当該条文を引用	第3条の6の5 2 社長は、監査室長を第5条第2項第2号に定める業務に関する管理責任者に、安全・品質本部長を同項第3号に定める業務に関する管理責任者に、事業部長を同項第4号及び第5号に定める業務に関する管理責任者に任命する。	
106.	一 プロセスが確立され、実施されるときも、その実効性が維持されているようにすること。		(a) プロセスが確立され、実施されるときも、その実効性が維持されているようにすること。	a. プロセスが確立され、実施されるときも、その実効性が維持されているようにすること。		第3条の6の5 2の2 管理責任者は、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。 (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。	
107.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		(b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。		第3条の6の5 2の2 (2) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。	
108.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		(c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		第3条の6の5 2の2 (3) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	
109.	四 関係法令を遵守すること。		(d) 関係法令を遵守すること。	d. 関係法令を遵守すること。		第3条の6の5 2の2	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
110.	(管理者)	(管理者) 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(iii) 管理者 a. 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えらる。	5.5.3 管理者 (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）			(3) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。
111.	(管理者) 第16条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	(管理者) 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(iii) 管理者 a. 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えらる。	5.5.3 管理者 (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）			第3条の6の5 社長は、責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を第2章、第2項の2及び第3項に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。 3 プロセス責任者である監査室長、安全・品質本部長、事業部長、技術本部長、再処理工場長、エンジニアリングセンター長、第4条に定める各部長、統括当直長及び各課長は、所管する業務に関して、次に示す責任及び権限をもつ。
112.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されとともに、その実効性が維持されているようにすること。	(a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施され、かつ、有効性を継続的に改善すること。			第3条の6の5 3 (1) プロセスが確立され、実施されるときに、有効性を継続的に改善すること。
113.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	(b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	(b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。			第3条の6の5 3 (2) 業務に従事する要員の業務、埋設施設に対する要求事項についての認識を高める。
114.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	(c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	(c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。			第3条の6の5 3 (3) 業務の成果を含む実施状況について評価すること。
115.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	(d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	(d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。			第3条の6の5 3 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進すること。
116.	五 関係法令を遵守すること。④	(e) 関係法令を遵守すること。	(e) 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。			7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項
117.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。③	b. 管理者は、a.の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施すること。	(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施すること。	(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施すること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。
118.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。③	(a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を監視測定すること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
119.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。③		(b)要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。		保安規定	<p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
120.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。③		(c)原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。		保安規定	<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
121.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。③		(d)常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物埋設施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に埋設施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。		保安規定	<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
122.	五 要員が、積極的に業務の改善に 対する貢献を行えるようにすること。 ③		(e)要員が、積極的に業務の改善に 対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に 対する貢献を行えるようにすること。		(2) 業務に従事する要員の、業 務・施設に対する要求事項について の認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況につい て評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための 活動を促進する。 5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所 掌する業務に関して、次に示す責任 および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施する とともに、有効性を継続的に改善す る。 (2) 業務に従事する要員の、業 務・施設に対する要求事項について の認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況につい て評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための 活動を促進する。	
123.	3 管理者は、管理監督する業務に 関する自己評価を、あらかじめ定めら れた間隔で行わなければならない。 ⑤	2 第3項に規定する「自己評価」 には、安全文化についての弱点のあ る分野及び強化すべき分野に係るも のを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定 められた間隔」とは、品質マネジメント システムの有効性の維持及び継続 的な改善のために保安活動として取 り組む必要がある課題並びに当該品 質マネジメントシステムの変更を考慮 に入れて設定された間隔をいう(第 18条において同じ。)	c.管理者は、管理監督する業務に 関する自己評価を、あらかじめ定めら れた間隔で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務 に関する自己評価を、あらかじめ定め られた間隔で実施する。(「自己評 価」には、安全文化についての弱点 のある分野及び強化すべき分野に係 るものを含む。また、「あらかじめ定め られた間隔」とは、品質マネジメント システムの有効性の維持及び継続的 な改善のために保安活動として取り 組む必要がある課題並びに当該品 質マネジメントシステムの変更を考慮 に入れて設定された間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基 準規則の解釈を反映	5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所 掌する業務に関して、次に示す責任 および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施する とともに、有効性を継続的に改善す る。 (2) 業務に従事する要員の、業 務・施設に対する要求事項について の認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況につい て評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための 活動を促進する。	
124.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	(iv) 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達			
125.	第十七条 経営責任者は、組織の 内部の情報が適切に伝達される仕組 みが確立されているようにすること に、品質マネジメントシステムの有効 性に関する情報が確実に伝達される ようにしなければならない。⑦	1 第17条に規定する「組織の内 部の情報が適切に伝達される仕組 みが確立されているようにすること」 とは、品質マネジメントシステムの運 営に必要となるコミュニケーションが 必要に応じて行われる場や仕組みを 決め、実行することという。	社長は、組織の内部の情報が適切 に伝達される仕組みが確立されてい るようにするとともに、品質マネジメ ントシステムの有効性に関する情報が 確実に伝達されるようにする。	社長は、組織の内部の情報が適切 に伝達される仕組みが確立されてい るようにするとともに、品質マネジメ ントシステムの有効性に関する情報が 確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必 要となるコミュニケーションは以下 のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議	第3条の6の5 4 社長は、組織内にコミュニケーション のための適切なプロセスが確立され ることを確実にする。また、品質マネ ジメントシステムの有効性に関する情 報交換が行われることを確実にす る。	5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.4 内部コミュニケーション 社長は、組織内にコミュニケーション のための適切なプロセスが確立され ることを確実にする。また、品質マネ ジメントシステムの有効性に関する情 報交換が行われることを確実にす る。 (1) 安全・品質改革委員会	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				c.埋施設安全委員会			品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行う。※社長は、安全・品質改革委員会の構成、運営等についての具体的な要領は、「安全・品質改革委員会規程」に定める。 ※社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を出すことができる。 (2) 品質・保安会議 品質保証活動方針、品質保証活動状況および品質保証活動に係る重要な事項について、品質・保安会議で審議、報告を行う。安全・品質本部長は、品質・保安会議の構成、運営等についての具体的な要領は、「品質・保安会議規程」に定める。 (3) 安全委員会 保安に関する品質保証に係る事項については、保安規定に定める安全委員会が審議を行う。
126.		2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることという。					
127.			(6) マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー			(マネジメントレビュー)
128.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)	(i) 一般	5.6.1 一般			
129.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	・保安規定においては、「あらかじめ定められた期間」について、「年1回以上」と明確化		
130.	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)	(ii) マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報			
131.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。			第3条の6の6 2 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。 第3条の6の6 2 (1) 監査の結果 第3条の6の6
132.	一 内部監査の結果		a. 内部監査の結果	a. 内部監査の結果			
133.	二 組織の外部の者の意見	1 第2号に規定する「組織の外部	b. 組織の外部の者の意見	b. 組織の外部の者の意見（外部監	・保安規定においては、品質管理基		

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。		査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	準規則の解釈を反映	2 (2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方	
134.	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	c. プロセスの運用状況	c. プロセスの運用状況 (「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の6 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果	
135.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第48条において同じ。)	d. 自主検査等の結果	d. 自主検査等の結果 (「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)		第3条の6の6 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果	
136.	五 品質目標の達成状況		e. 品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況		第3条の6の6 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果	
137.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の6 2 (5) 安全文化を醸成するための活動の実施状況	
138.	七 関係法令の遵守状況		g. 関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況		第3条の6の6 2 (6) 関係法令及び保安規定の遵守状況	
139.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の6 2 (4) 予防処置及び是正処置の状況	
140.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		i. 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i. 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		第3条の6の6 2 (8) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	
141.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		第3条の6の6 2 (8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業許可 本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
142.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		k.部門又は要員からの改善のための提案	k.部門又は要員からの改善のための提案		第3条の6の6 2 (10) 改善のための提案	
143.	十二 資源の妥当性⑬		l.資源の妥当性	l.資源の妥当性		第3条の6の6 2 (9) その他重要な事項(安全・品質改革委員会での審議結果等) (10) 改善のための提案	
144.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性⑬	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題に取り組み、当該課題の取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。)	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の6 2 (9) その他重要な事項(安全・品質改革委員会での審議結果等) (10) 改善のための提案	
145.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(iii) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置			
146.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならぬ。		a.組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。		第3条の6の6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて(関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。)を含める。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第9条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
147.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」には、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	(a)品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の6 3 (1) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善	
148.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		(b)個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		第3条の6の6 3 (2) 業務の計画及び実施にかかわる改善	
149.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		(c)品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		第3条の6の6 3 (3) 資源の必要性	
150.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善⑤	2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	(d)健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて(関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。)を含める。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第9条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
151.	五 関係法令の遵守に関する改善④		(e)関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善		第3条の6の6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて(関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。)を含める。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第9条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
152.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		b.組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。		化醸成に関するものを含む。) を含め、ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
153.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		c.組織は、a.の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	・用いる主語の違いによる差異	第 3 条の 6 の 6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。）を含め、ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
154.	第四章 資源の管理	第四章 資源の管理	ハ 資源の管理	6 資源の管理		(資源の提供)	(資源の提供)
155.	(資源の確保)	(資源の確保)	(1) 資源の確保	6.1 資源の確保		(資源の提供)	(資源の提供)
156.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確保するために必要な資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第 2 1 条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第 2 条 4 に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることを行う。 ^㉔ 2 第 2 号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS 9 0 0 1 の「インフラストラクチャ」をいう。 3 第 3 号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。	組織は、原子力の安全を確保するために必要な資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	組織は、原子力の安全を確保するために必要な資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。 ^㉔ （「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることを行う。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 7 社長は、各職位在が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。	
157.	一 要員		(i) 要員	a. 要員		(人的資源) 第 3 条の 7 の 2 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 (2) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要力量に到達することができるよう教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 (3) 教育・訓練又は他の処置の	(人的資源) 第 3 条の 7 の 2 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 (2) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要力量に到達することができるよう教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 (3) 教育・訓練又は他の処置の

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
158.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		(ii) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。)	保安規定において、品質管理基準規則の解釈を反映	有効性を評価する。 (4) 組織の要員が、自らの活動の持つ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのよう貢献できるかを認識することを確実にする。 (5) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。	
159.	三 作業環境		(iii) 作業環境	c. 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(作業環境) 第 3 条の 7 の 4 各職位は、原子力安全の達成のために必要な管理区域及び周辺監視区域を運営管理する。	
160.	四 その他必要な資源		(iv) その他必要な資源	d. その他必要な資源		第 3 条の 7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。	
161.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(2) 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練			
162.	二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第 1 項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。 6	(i) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 7 の 2 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。	
163.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(ii) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	第 3 条の 7 の 2 2 各職位は、次の事項を実施する。	
164.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		第 3 条の 7 の 2 2 (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	
165.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第 2 項第 2 号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 (「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 7 の 2 2 (2) 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には)、その必要な力量に到達することができるよう教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。	
166.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。		第 3 条の 7 の 2 2 (3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
167.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		第3条の7の2 2 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
168.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献		第3条の7の2 2 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
169.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		第3条の7の2 2 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
170.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		第3条の7の2 2 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
171.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		第3条の7の2 2 (5) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。	
172.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	ト 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施		(業務の計画)	(業務の計画)
173.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(1) 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画		(業務の計画)	(業務の計画)
174.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	(イ) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立することを含む。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立することを含む。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8 各職位は、第3章から第7章に定める業務に必要なプロセスを計画し、構築する。	
175.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(ii) 組織は、(i)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8 1の2 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。	
176.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならぬ。	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(iii) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8 1の3 各職位は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
177.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果		a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 d. 自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 d. 自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 各職位は、業務に必要なプロセスを計画して、構築する。 (1) 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。	
178.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		第3条の8 1の3 (1) 業務・埋設施設に対する品質目標及び要求事項	
179.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		第3条の8 1の3 (2) 業務・埋設施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性	
180.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）		d. 自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）	d. 自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）		第3条の8 1の3 (3) その業務・埋設施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準	
181.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		第3条の8 1の3 (4) 業務・埋設施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	
182.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適用したものとしなければならない。		(iv) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適用したものとする。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適用したものとする。		第3条の8 1の4 各職位は、この計画のアウトプットを、運営方法に適した形式とする。	
183.			(2) 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス		(業務・埋設施設に対する要求事項に関するプロセス)	(業務・埋設施設に対する要求事項に関するプロセス)
184.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(i) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項			
185.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。		第3条の8の2 各職位は、次の事項を明確にする。	
186.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		第3条の8の2 (2) 明示されていないが、業務・埋設施設に不可欠な要求事項	
187.	二 関係法令		b. 関係法令	b. 関係法令		第3条の8の2 (1) 業務・埋設施設に適用される法令・規制要求事項	
188.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		c. a. b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項		第3条の8の2 (3) その他必要と判断する追加要求事項すべて	
189.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)	(ii) 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査			
190.	第二十五条 原子力事業者等は、		a. 組織は、機器等の使用又は個別	(1) 組織は、機器等の使用又は個別		第3条の8の2	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。		2 各職位は、業務・埋設施設に対する要求事項をレビューする。このレビューでは、その要求事項を適用する業務を行う前に実施する。	
191.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		b. 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。		第3条の8の2 2の2 各職位は、レビューでは、次の事項を確実にする。	
192.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		(a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。		第3条の8の2 2の2 (1) 業務・埋設施設に対する要求事項が定められている。	
193.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。		(b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。		第3条の8の2 2の2 (2) 業務・埋設施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。	
194.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		(c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		第3条の8の2 2の2 (3) 定められた要求事項を満たす能力をもっている。	
195.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		c. 組織は、a.の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の2 2の3 各職位は、このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。	
196.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に、変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		d. 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に、変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に、変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。		第3条の8の2 2の5 各職位は、業務・埋設施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。	
197.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(iii) 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等			
198.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法「には、次の事項を含む。	1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8の2 3 各職位は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。	
199.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a. 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション	
200.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション	
201.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション	
202.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意	・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意	d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		思決定において適切に考慮する方法		意思決定において適切に考慮する方法			保安規定 7.2.3 外部とのコミュニケーション (設計・開発)
203.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	(3)設計開発 (i) 設計開発計画	7.3 設計開発 7.3.1 設計開発計画		(設計・開発)	(設計・開発)
204.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)」の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するに、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うこと⑩を含む。	a.組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。 b.組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 (a)設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 (b)設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 (c)設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 (d)設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	(1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。(「設計開発計画」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載	第3条の8の3 各職位は、第27条に定める埋設施設の改造に係る設計・開発の計画を策定し、管理する。	
205.							
206.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。			(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		第3条の8の3 1の2 各職位は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。 第3条の8の3 1の2 (1) 設計・開発の段階 第3条の8の3 1の2 (2) 設計・開発の各段階に適切なレビュー、検証及び妥当性確認 第3条の8の3 1の2 (3) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限 第3条の7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。	
207.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度						
208.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制						
209.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限						
210.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源						
211.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるよう、設計開発に関する各者間の連絡を管理しなければならない。						
212.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。						
213.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	(ii) 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報			
214.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開		a.組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつ	(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつ			第3条の8の3 2 各職位は、埋設施設の要求事

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならぬ。		て、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	て、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。		項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには、次の事項を含める。	
215.	一 機能及び性能に係る要求事項		(a)機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項		第 3 条の 8 の 3 2 (1) 意図した使用方法に応じた機能及び性能に関する要求事項	
216.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		(b)従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		第 3 条の 8 の 3 2 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報	
217.	三 関係法令		(c)関係法令	c.関係法令		第 3 条の 8 の 3 2 (2) 適用される法令・規制要求事項	
218.	四 その他設計開発に必要な要求事項		(d)その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項		第 3 条の 8 の 3 2 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	
219.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		b.組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。		第 3 条の 8 の 3 2 の 2 各職位は、埋設施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、曖昧でなく、かつ、相反することがないものとする。	
220.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	(iii) 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報			
221.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができず、管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	a.組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができず、管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができず、管理する。		第 3 条の 8 の 3 3 各職位は、設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比して検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。	
222.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報がない。		b.組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。		第 3 条の 8 の 3 3 各職位は、設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比して検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。	
223.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		c.組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。		第 3 条の 8 の 3 3 の 2 各職位は、設計・開発からのアウトプットは、次の状態にする。	
224.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		(a)設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a.設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		第 3 条の 8 の 3 3 の 2 (1) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。	
225.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		(b)調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		第 3 条の 8 の 3 3 の 2 (2) 調達、業務の実施及び埋設施設の使用に対して適切な情報を提供する。	
226.	三 合否判定基準を含むものである		(c)合否判定基準を含むものである	c.合否判定基準を含むものである		第 3 条の 8 の 3	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	こと。		こと。	と。		3の2 (3) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。	
227.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		(d)機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		第3条の8の3 3の2 (4) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な埋設施設の特性を明確にする。	
228.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	(iv) 設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー		第3条の8の3	
229.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		a.組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。		第4条 (1) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。	
230.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		(a)設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a.設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		第3条の8の3	
231.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		(b)設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b.設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		第4条 (2) 問題を明確にし、必要な措置を提案する。	
232.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家に参加させなければならない。		b.組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家に参加させる。	(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家に参加させる。		第3条の8の3 4の2 各職位は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
233.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		c.組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の3 4の2 各職位は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
234.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	(v) 設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証			
235.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合しなければならぬ場合には、設計開発計画に従って、プロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。		a.組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。(「設計開発計画」に従って検証を実施する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。(「設計開発計画」に従って検証を実施する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)		第3条の8の3 5 各職位は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
236.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成		b.組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成	(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを		第3条の8の3 5 各職位は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプット	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	作成し、これを管理しなければならない。		し、これを管理する。	管理する。			与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。
237.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		c.組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。			第3条の8の3 5の2 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。
238.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	(vi) 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認			
239.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項の適合性を確認するために、設計開発計画に従って、設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」といふ。)を実施しなければならない。において、当該機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」といふ。)を実施しなければならない」は、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	a.組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項の適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」といふ。)を実施する。	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項の適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」といふ。)を実施する。「(当該設計開発の妥当性確認を実施する)には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。」			第3条の8の3 6 各職位は、結果として得られる埋設施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。
240.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		b.組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。			第3条の8の3 6の2 各職位は、実行可能な場合にはいつでも、埋設施設の使用前に、妥当性確認を完了する。
241.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		c.組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			第3条の8の3 6の3 各職位は、妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。
242.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	(vii) 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理			
243.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		a.組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。			第3条の8の3 7 各職位は、設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。
244.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		b.組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。			第3条の8の3 7の2 各職位は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
245.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		c.組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が廃棄物埋設施設に及ぼす影響の評価(当該埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が埋設施設に及ぼす影響の評価(当該埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。			第3条の8の3 7の3 各職位は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該埋設施設を構成する要素及び関連する埋設施設に及ぼす影響の評価(当該埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。
246.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管		d.組織は、b.の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			第3条の8の3 7の4 各職位は、変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
247.	理しななければならない。		(4)調達	7.4 調達		(調達)	
248.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	(1) 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス		(調達)	
249.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合しなければならない。	a.組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	a.組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載		第3条の8の4 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。
250.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合においては、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認できる。② ① 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達方法を定めることを含む。②) ② 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達方法を定めること)」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質管理に定めることを含む。② 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	b.組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合においては、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認できる。② ① 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合においては、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認できる。② ① 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		第3条の8の4 各職位は、供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度を調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。
251.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を選定しなければならない。	c.組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を選定する。	c.組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を選定する。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を選定する。			第3条の8の4 各職位は、供給者等が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を選定し、選定する。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。
252.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。	d.組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	d.組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。			第3条の8の4 各職位は、供給者等が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を選定し、選定する。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。
253.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	e.組織は、c.の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	e.組織は、c.の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			第3条の8の4 各職位は、評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
254.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（埋設施設の保安に係るものに限り。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有する）を含む。）を定めなければならない。	f.組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（廃棄物埋設施設の保安に係るものに限り。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有する）を含む。）を定める。	f.組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（埋設施設の保安に係るものに限り。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有する）を含む。）を定める。	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（埋設施設の保安に係るものに限り。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有する）を含む。）を定める。		第3条の8の4 1の5 各職位は、調達製品の調達後における維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を定める。	
255.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	(ii) 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項			
256.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。	a.組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	a.組織は、調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。		第3条の8の4 2 各職位は、調達要求事項では、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを合める。	
257.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		(a)調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		第3条の8の4 2 (1) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項	
258.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		(b)調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		第3条の8の4 2 (2) 要員の適格性確認に関する要求事項	
259.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		(c)調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		第3条の8の4 2 (3) 品質マネジメントシステムに関する要求事項	
260.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	(d)調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8の4 2 (4) 不適合の報告及び処理に関する要求事項	
261.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		(e)調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		第3条の8の4 2 (5) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	
262.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項②		(f)一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	
263.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		(g)その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関する必要な事項	
264.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行	b.組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関する必要な事項	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		ことという。	への立入りに関することを定める。	への立入りに関することを定める。			な事項
265.	制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定めなければならない。		c.組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。		第3条の8の4 2の2 各職位は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確認する。	
266.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		d.組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。		第3条の8の4 2の3 各職位は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	
267.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	(iii) 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証			
268.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		a.組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。		第3条の8の4 3 各職位は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。	
269.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		b.組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		第3条の8の4 3の2 各職位は、供給者先で検証を実施することとした場合には、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。	
270.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	(5) 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理		(業務の実施)	(業務の実施)
271.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	(i) 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理			
272.	第二十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないことを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項 (当該個別業務の内容等から該当しないことを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項 (当該個別業務の内容等から該当しないことを除く。)に適合するように実施する。		第3条の8の5 各職位は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを定める。	
273.	1 原子力施設の保安のために必要な情報を利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	a. 廃棄物処理施設の保安のために必要な情報を利用できる体制にあること。	a. 理施設の保安のために必要な情報を利用できる体制にあること。 (「理施設」の保安のために必要な機器等又は実施する個別業務の特性)及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8の5 (1) 原子力安全との関わりを述べた情報が利用できる。	
274.	2 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		第3条の8の5 (2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。	
275.	3 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		第3条の8の5 (3) 適切な設備を使用している。	
276.	4 監視測定のための設備が利用できる体制にあること。		d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあること。	d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあること。		第3条の8の5 (4) 監視機器及び測定機器が利用できる、使用している。	
277.	5 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		e. 4(2)(iii) に基づき監視測定を実施していること。	e. 4.2.3 に基づき監視測定を実施していること。		第3条の8の5 (5) 監視及び測定が実施されている。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
278.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		f.品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	・用いる用語の違いによる差異	第 3 条の 8 の 5 (6) 業務のリソースが実施されている。	
279.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(ii) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認			
280.	第三十八條 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)に性確認を行わなければならない。		a.組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)において、妥当性確認を行う。	(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)において、妥当性確認を行う。		第 3 条の 8 の 5 2 各職位は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。	
281.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、a.の妥当性確認によって実証する。		b.組織は、a.のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、a.の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。		第 3 条の 8 の 5 2 の 2 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	
282.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		c.組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 8 の 5 2 の 3 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当する者を含んだ手続きを確立する。 (4) 記録に関する要求事項	
283.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないものを除く。)を認めなければならない。		d.組織は、a.の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないものを除く。)を明確にする。	(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないものを除く。)を明確にする。		第 3 条の 8 の 5 2 の 3 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当する者を含んだ手続きを確立する。	
284.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		(a)当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		第 3 条の 8 の 5 2 の 3 (1) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準	
285.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		(b)妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		第 3 条の 8 の 5 2 の 3 (2) 設備の承認及び要員の適格性確認	
286.	三 妥当性確認の方法	1 第 4 項第 3 号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。 (識別管理)	(c)妥当性確認の方法	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 8 の 5 2 の 3 (3) 所定の方法及び手順の適用 (5) 妥当性の再確認	
287.	(識別管理)	(識別管理)	(iii) 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保			
288.	第三十九條 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第 39 条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐための管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	a.組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。		第 3 条の 8 の 5 3 各職位は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・埋設施設を識別する。 3 の 2 各職位は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の実証事項に関連して、業務・埋設施設の状態を識別する。	
289.	(トレーサビリティの確保) 第四十條 原子力事業者等は、ト	(トレーサビリティの確保)	b.組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る		第 3 条の 8 の 5 3 の 3 各職位は、トレーサビリティが	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	レーザビリティ(機器等)の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。		履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。		要求事項となっている場合には、業務・埋設施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。	
290.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	(iv) 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品			
291.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じて、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q 9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じて、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じて、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8の5 4 各職位は、規制当局の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。	
292.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)	(v) 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理			
293.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。		第3条の8の5 5 各職位は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存には、取替品、予備品にも適用する。	(監視機器及び測定機器の管理)
294.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)	f. 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理			(監視機器及び測定機器の管理)
295.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。	(a)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。		第3条の8の6 各職位は、業務・埋設施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。	(監視機器及び測定機器の管理)
296.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性がとれた方法で実施しなければならぬ。	(b)組織は、(a)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性がとれた方法で実施する。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性がとれた方法で実施する。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性がとれた方法で実施する。		第3条の8の6 1の2 各職位は、監視及び測定の方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。	
297.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。	(c)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。		第3条の8の6 1の3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。	
298.	1 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。」	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。(「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。(「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8の6 1の3 (1) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準の記録を維持する。	
299.	2 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		第3条の8の6 1の3 (3) 校正の状態を明確にするた	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
300.	三 所要の調整がなされていること。		c. 所要の調整がなされていること。	c. 所要の調整がなされていること。		保安規定	めに識別を行う。 第3条の8の6 1の3 (2) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
301.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		保安規定	第3条の8の6 1の3 (4) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
302.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		保安規定	第3条の8の6 1の3 (5) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。
303.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(iv) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。		保安規定	第3条の8の6 1の3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。 (1)～(5) さらに、測定機器が要求事項に適合しないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受ける。また、その機器、及び影響を受ける業務・埋設施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。
304.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(v) 組織は、(iv) の場合において、当該監視測定のための設備及び(v) の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5) 組織は、(4) の場合において、当該監視測定のための設備及び(v) の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。		保安規定	第3条の8の6 1の3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。 (1)～(5) さらに、測定機器が要求事項に適合しないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受ける業務・埋設施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。
305.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(vi) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。		保安規定	第3条の8の6 1の3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。 (1)～(5) さらに、測定機器が要求事項に適合しないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受ける業務・埋設施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
306.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとし、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。		(vi) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとし、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとし、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。		第3条の8の6 1の4 各職位は、規定要求事項に係る監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。	
307.	第六章 評価及び改善	第六章 評価及び改善	チ 評価及び改善	8 評価及び改善		(一般)	
308.	(監視測定、分析、評価及び改善)	(監視測定、分析、評価及び改善)	(1)監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善		(一般)	
309.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法を検討するプロセスを含む。	(i) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 (1) 業務・埋設施設に対する要求事項への適合を証明する。 (2) 品質マネジメントシステムの適合性を確保にする。 (3) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。	
310.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(ii) 組織は、要員が(i)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 (1) 業務・埋設施設に対する要求事項への適合を証明する。 (2) 品質マネジメントシステムの適合性を確保にする。 (3) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。	
311.			(2)監視測定	8.2 監視及び測定		(監視及び測定)	
312.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	(i) 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見		(監視及び測定)	
313.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	a.組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。		第3条の9の2 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受け止めているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を定める。	
314.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		b.組織は、a.の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。		第3条の9の2 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受け止めているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を定める。	
315.	(内部監査)	(内部監査)	(ii) 内部監査	8.2.2 内部監査		(監視及び測定)	
316.	第四十六条 原子力事業者等は、	1 第1項に規定する「客観的な評	a.組織は、品質マネジメントシステム	(1) 監査室長は、品質マネジメント		第3条の9の2	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要性を高めるため、保安活動の重要性を高めるため、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	他の部門その他の体制により内部監査を実施する。	次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要性を高めるため、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	システムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要性を高めるため、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。(「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。)		2 監査室長は、この規定に定める業務全般について、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているかを明瞭にするため、年1回以上、内部監査を実施する。なお、内部監査の実施に当たっては、客観的な評価を行うことができる組織を確保して実施する。	
317.	この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	(a)品質管理に関する事項に係る要求事項		a.品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		第3条の9の2 2 (1) 品質マネジメントシステムが、業務の計画に適合しているか、管理規則第26条の3、4、5、6、7、8及び9の要求事項に適合しているか、及び品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。	
318.	実効性のある実施及び実効性の維持	(b)実効性のある実施及び実効性の維持		b.実効性のある実施及び実効性の維持		第3条の9の2 2 (2) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。	
319.	原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。	b.組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。		(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。		第3条の9の2 2の2 監査室長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 (1) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。	
320.	原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状況及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。	c.組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状況及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。		(3) 監査室長は、内部監査の対象となる部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状況及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。		第3条の9の2 2の2 監査室長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 (1) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。	
321.	原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。	d.組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。		(4) 監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。		第3条の9の2 2の2 (2) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。	
322.	原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせなければならない。	e.組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。		(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。		第3条の9の2 2の2 (3) 監査員は、自らの業務を監査しないこと。	
323.	原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部	f.組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果		(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果		第3条の9の2 2の3 監査室長は、監査の計画	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を規定する手順書等に定める。	監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。	報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。	保安規定において、具体的な社内標準名を表 2 に記載	及び実施並びに記録の作成及び結果の報告について、その責任及び権限並びに要求事項を規定するために、“文書化された手順”を確立する。	
324.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		g.組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。		第 3 条の 9 の 2 2 の 3 監査室長は、監査の計画及び実施並びに記録の作成及び結果の報告について、その責任及び権限並びに要求事項を規定するために、“文書化された手順”を確立する。 2 の 4 監査室長は、監査及びその結果の記録を維持する。	
325.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		h.組織は、不適合が発見された場合には、g.の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。		第 3 条の 9 の 2 2 の 5 各職位は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべかられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める。	
326.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)	(iii) プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定			
327.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これをしなければならない。	1 第 1 項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第 1 項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	a.組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合に関する弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合に関する弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 2 3 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。	
328.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要性に応じて、保安活動指標を用いなければならない。		b.組織は、a.の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要性に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要性に応じて、保安活動指標を用いる。		第 3 条の 9 の 2 3 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。	
329.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスがホ(4) (ii) a.及びホ(1) (i) の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		c.組織は、a.の方法により、プロセスがホ(4) (ii) a.及びホ(1) (i) の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。		第 3 条の 9 の 2 3 の 2 各職位は、これらの方法を、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。	
330.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		d.組織は、a.の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。		第 3 条の 9 の 2 3 の 3 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。	
331.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を		e.組織は、ホ(4) (ii) a.及びホ(1) (i) の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該	(5) 組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該		第 3 条の 9 の 2 3 の 3 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定		
						保安規定	全社品質保証計画書	
	確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。				
332.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	(v) 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等				
333.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、自主検査等を実施する。		a. 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、自主検査等を実施する。	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、自主検査等を実施する。 (「自主検査等とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）」	保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載 保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 2 4 各職位は、埋設施設の要求事項が満たされていることを検証するために、埋設施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する。		
334.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 2 項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	b. 組織は、自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。 (「自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 2 4 各職位は、埋設施設の要求事項が満たされていることを検証するために、埋設施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する。		
335.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		c. 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 9 の 2 4 の 3 各職位は、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者を記録する。		
336.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		d. 組織は、個別業務計画に基づく自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4) 組織は、個別業務計画に基づく自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		第 3 条の 9 の 2 4 の 4 各職位は、業務の計画で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該埋設施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。		
337.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること）の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（8）を確保しなければならない。	2 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること）の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（8）を確保する」に当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に關与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第 5 項に規定する「部門を異にする要員とすること」は、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に	e. 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		照らして、別の部門に所属していることという。 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立的性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることという。					
338.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧					第3条の9の2 4の2 各職位は、検査及び試験要員の独立の程度を定める。	
339.	(不適合の管理)	(不適合の管理) 1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることという。	(3)不適合の管理 a.組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されているこという。)	8.3 不適合の管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されているこという。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(不適合管理) 第3条の9の3 各職位は、業務・埋設施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。	
340.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。						
341.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。	b.組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載	第3条の9の3 1の2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために、“文書化された手順”を確立する。	
342.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		c.組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。		第3条の9の3 1の3 各職位は、該当する場合には、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。	
343.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		(a)発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		第3条の9の3 1の3 (1) 検出された不適合を除去するための措置をとる。	
344.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		(b)不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		第3条の9の3 1の3 (2) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。	
345.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		(c)機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		第3条の9の3 1の3 (3) 本来の意図された使用又は適用ができないような措置をとる。	
346.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		(d)機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		第3条の9の3 1の3 (4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
347.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	d.組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	起り得る影響に対して適切な処置をとる。		第 3 条の 9 の 3 1 の 5 監査室長、安全・品質本部長、品質保証課長及び技術管理部長は、不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。	
348.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を検証する必要がある。	e.組織は、c.(a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を検証するための検証を行う。	(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を検証するための検証を行う。			第 3 条の 9 の 3 1 の 4 各職位は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。	
349.			(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をユーザへ登録することにより、情報の公開を行う。			第 3 条の 9 の 3 1 の 6 各職位は、埋設施設の保安の向上を図る観点から、「再処理事業部 不適合等管理要領」に定める公開の基準に基づき、不適合の内容を原子力施設情報公開ライブラリー(ニューシア)に登録することにより公開する。	
350.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)	(4)データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価		(データの分析) (データの分析)	
351.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(i) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを包含。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを包含。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)		第 3 条の 9 の 4 各職位は、品質マネジメントシステムの実効性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを包含する。	
352.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。	(ii) 組織は、(i)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(ii) 組織は、(i)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。		第 3 条の 9 の 4 1 の 2 各職位は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。	
353.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		第 3 条の 9 の 4 1 の 2 (1) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方	
354.	二 個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性		第 3 条の 9 の 4 1 の 2 (2) 業務・埋設施設に対する要求事項への適合	
355.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	2 第 2 項第 3 号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)		第 3 条の 9 の 4 1 の 2 (3) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び埋設施設の、特性及び傾向	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
356.	四 調達物品等の供給者の供給能力		d. 調達物品等の供給者の供給能力	必要性について検討する機会を得ることをいう。 d. 調達物品等の供給者の供給能力		第 3 条の 9 の 4 1 の 2 (4) 供給者の能力 (改善)	
357.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	(5) 改善	8.5 改善		(改善)	
358.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	(i) 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善			
359.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメンティブレーン及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にする。当該改善の実施その他の措置を講じる。	1 第 5 1 条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」は、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメンティブレーン及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にする。当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメンティブレーン及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にする。当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 5 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメンティブレーンを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
360.	(是正処置等)	(是正処置等)	(ii) 是正処置等	8.5.2 是正処置等			
361.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。		a. 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。		第 3 条の 9 の 5 2 各職位は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。 2 の 2 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。	
362.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		(a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。		第 3 条の 9 の 5 2 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために「文書化された手順」を確立する。 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 3 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために「文書化された手順」を確立する。 (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価	
363.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第 1 項第 1 号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 2 第 1 項第 1 号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメンティブレーンや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	(一) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 (「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメンティブレーンや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (1) 不適合のレビュー (2) 不適合の原因の特定 3 の 3 (1) 起こり得る不適合及びその原因の特定	
364.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		(二) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		第 3 条の 9 の 5 3 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第 2 項の 4 に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
365.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		(b)必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。		生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第 2 項の 4 各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。	第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 の 3 (3) 必要な処置の決定及び実施
366.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		(c)講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (6) とつた是正処置の有効性のレビュー 3 の 3 (5) とつた予防処置の有効性のレビュー	第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 の 3 (3) 必要な処置の決定及び実施
367.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(2)		(d)必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	d.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 の 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 の 3 (3) 必要な処置の決定及び実施
368.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。(2)		(e)必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e.必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。		第 3 条の 9 の 5 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 の 3 (3) 必要な処置の決定及び実施
369.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大い不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第 1 項第 6 号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大い不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	(f)原子力の安全に及ぼす影響の程度が大い不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が大い不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。(「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大い不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	第 3 条の 9 の 5 2 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、安全に重大な影響を与える事象について行う根本原因分析の方法及び体制に関して、次の各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。 (1) 体制の主体の中立性が確保されていること。 (2) 分析結果の客観性及び分析手法の論理性が確保されていること。 (3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。 (4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。	第 3 条の 9 の 5 2 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、安全に重大な影響を与える事象について行う根本原因分析の方法及び体制に関して、次の各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。 (1) 体制の主体の中立性が確保されていること。 (2) 分析結果の客観性及び分析手法の論理性が確保されていること。 (3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。 (4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。
370.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		(g)講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	g.講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (5) とつた是正処置の結果の記録 3 の 3 (4) とつた処置の結果の記録	第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (5) とつた是正処置の結果の記録 3 の 3 (4) とつた処置の結果の記録
371.	2 原子力事業者等は、前項各号		b.組織は、a.に掲げる事項について	(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲	・保安規定においては、具体的な社内	第 3 条の 9 の 5	第 3 条の 9 の 5

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		て、手順書等に定める。	ける事項について、「CAPシステム要則」に定める。	内標準名を表2に記載	2の3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。 2の4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、安全に重大な影響を与える事象について行う根本原因分析の方法及び体制に関して、次の各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。 3の3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。 3の4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第2項の4に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第2項の4各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。	
372.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	c.組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	(3) 組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。(「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載	第3条の9の5 3の4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第2項の4に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第2項の4各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。	
373.	(未然防止処置)	(未然防止処置)	(iii) 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		
374.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じ、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。 ^④	1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	a.組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じ、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じ、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。(「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の5 3 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。 3の2 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。	
375.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		(a) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		第3条の9の5 3の3 (1) 起こり得る不適合及びその原因の特定	
376.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		(b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		第3条の9の5 3の3 (2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価	
377.	三 必要な未然防止処置を明確に		(c) 必要な未然防止処置を明確に	c. 必要な未然防止処置を明確に		第3条の9の5	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	し、実施すること。		し、実施すること。	し、実施すること。		3の3 (3) 必要な処置の決定及び実施	
378.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		(d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		第3条の9の5 3の3 (5) とった予防処置の有効性のレビュー	
379.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		(e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		第3条の9の5 3の3 (4) とった処置の結果の記録	
380.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		b. 組織は、a. に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2) 安全・品質本部長は、(1) に掲げる事項について、「ICAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	第3条の9の5 3の3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。	
381.	第七章 使用者に関する特例	第七章 使用者に関する特例				—	—
382.	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)				—	—
383.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。			—		—	
384.	一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。			—		—	
385.	二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。			—		—	
386.	2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれまいようにならなければならない。	1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。		—		—	

品質管理基準規則において要求事項が明確となった21項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第1条 第10条	1 5.2	・事業変更許可申請届出本文7号（事業許可本文7号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第4条第2項 第4条第7項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第9条 第16条第2項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第4条第3項 第16条第1項第5号 第20条第1項第5号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第4条第5項 第9条第1項第3号 第11条 第20条第1項第4号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化の育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューアウトプット）
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第4条第5項 第11条第1項 第22条第1項 第52条第1項第1号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）
⑦	責任と権限のインターフェース	第14条 第17条 第26条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化
⑧	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第48条第5項、6項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第16条第3項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第46条第5項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第35条第2項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況が確認される際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第34条第2項 第35条第1項第6号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第19条第1項第12号、13号	5.6.2l.,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加
⑭	プロセスの監視測定の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第4条第4項第3号 第47条第2項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の1つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第4条第4項第8号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第7条第2項第1号、2号、3号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第7条第1項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切な変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第7条第1項、2項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第13条第2項 第23条第1,3項 第27条第1項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化
⑳	外部からの要員確保	第4条第6項 第21条第1項 第34条第2項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第50条第2項3号 第52条 第53条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性のある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築

加工施設(MOX) 保安規定 (品質マネジメントシステム計画) 許可整合性説明資料

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明
1.			MOX 燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	第 2 章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第 5 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	・文書の違いによる相違
2.	第一章 総則 (目的)	第 1 章総則 (目的)	イ 目的	1 目的	差異なし (見出し記号の差異は記載しない) (以下、空欄は、差異なしであり、記載しない。)
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、 原子力の安全を確保することを目的とする①。	1 第一条に規定する「原子力施設」とは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。) 第 2 条第 7 項に規定する原子力施設をいう。	MOX 燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (以下「品質管理に関する事項」という。) は、MOX 燃料加工施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。) に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「 原子力施設 」の 保安のための業務に係る品質管理に必要 な体制の 基準に関する規則 及び「 同規則の解釈 」(以下「 品質管理基準規則 」という。) に基づき、社長をトップとした 品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	・保安規定第 5 条は、品質管理基準規則の解釈まで含めた品質マネジメントシステムとしている。 なお、「…品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し…」の「評価確認し」については、記載反映漏れのため修正を行う。
4.	(適用範囲)		ロ. 適用範囲	2 適用範囲	
5.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であつて、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十三年政令第三百二十四号。以下「令」という。))第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。第七條の規定は、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)について適用する。		品質管理に関する事項は、MOX 燃料加工施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、 加工施設の保安活動に適用する。	・用いる用語の違いによる差異
6.	(定義)		ハ. 定義	3 定義	
7.	第二条 この規則において使用する用語は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における 用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	用いる用語の違いによる差異
8.	「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		黄色 ハッチング：品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目に該当する箇所を示す。 水色 ハッチング：事業許可本文 7 号との整合箇所を示す。		
9.	「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。				
10.	「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。				
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第 2 項第 4 号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第 57 条の 8 に規定する者をいう。 3 第 2 項第 4 号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第2項第5号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。	—	—	—
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかつた事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。	—	—	—
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第53条第1項において同じ。)	—	—	—
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。	—	—	—	—
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。	—	—	—	—
17.			(イ) MOX 燃料加工施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。 (ロ) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、MOX 燃料加工施設を運営管理(運転開始前の管理を含む。)する各部門の総称をいう。	(1)加工施設 法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。	
18.					・保安規定においては、4.1 一般要求事項に、組織の定義を記載
19.				(2)ニューシニア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、ニューシニアの定義を記載
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	二. 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第4条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)	(イ) 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明
22.	<p>第四条 原子力事業者等(使用者であつて、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。</p>	<p>品質管理基準規則 解釈</p> <p>1 第 1 項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることという。</p> <p>2 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全が維持されているとともに、その実効性について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことという。</p>	<p>事業許可本文 7 号</p> <p>(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p>	<p>新検査制度 保安規定</p> <p>(1)第 6 条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることという。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことという。)</p>	<p>新検査制度と事業許可本文 7 号との差異説明</p> <p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>
23.	<p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。②</p>	<p>3 第 2 項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いにちなみ、第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。</p>	<p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p>	<p>(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。(「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)</p>	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>
24.	<p>一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度②</p>		<p>① MOX 燃料加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p>	<p>a.加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p>	
25.	<p>二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ②</p>	<p>4 第 2 項第 2 号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。</p>	<p>② MOX 燃料加工若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p>	<p>b.加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)</p>	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>
26.	<p>三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響②</p>	<p>5 第 2 項第 3 号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。</p>	<p>③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p>	<p>c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響(「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)</p>	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>
27.	<p>3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令(以下単に「関係法令」という。)を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記しなければならない。④</p>		<p>(3) 組織は、MOX 燃料加工施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。</p>	<p>(3)組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。</p>	
28.	<p>4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロ</p>		<p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロ</p>	<p>(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロ</p>	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明
	に、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		セスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	セスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		① プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。	a. プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	
30.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第 4 項第 2 号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	② プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。	b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図 5-1 に示す。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な図 5-1 を記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。 ⁴⁹	7 第 4 項第 3 号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 5 条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	③ プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。		④ プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。	d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）	
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		⑤ プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第 4 項第 6 号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	⑥ プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	f. プロセスについて、意図した結果を得、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		⑦ プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。 ⁴⁹	9 第 4 項第 8 号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにするには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。	⑧ 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにするには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
37.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。 ⁵	1 0 第 5 項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していること。 ⁶ ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b. 風通しの良い組織文化が形成されている。 c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	品質管理基準規則	<p>・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する目己満足を戒めている。</p> <p>・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p>		<p>己満足を戒めている。</p> <p>f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p>	
38.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしていたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。 ²⁰		(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。 ²¹		(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	(ロ) 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	
41.			(1) 一般	4.2.1 一般	
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	・保安規定においては、具体的な図 5-2 を記載
43.	一 品質方針及び品質目標		① 品質方針及び品質目標	a. 品質方針及び品質目標	
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		② 品質マニュアル	b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、必要となる文書		③ 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書	c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表 5-1 に示す文書	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-1 に記載
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		④ 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 5-2 に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-2 に記載
47.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	(2) 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		① 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		② 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		③ 品質マネジメントシステムの適用範囲	c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		④ 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	
53.	五 プロセスの相互の関係		⑤ プロセスの相互の関係	e. プロセスの相互の関係	・保安規定においては、具体的な図 5-1 を記載

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
54.	(文書の管理)	(文書の管理)	(3) 文書の管理	4.2.3 文書の管理	
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止① ・文書の組織外への流出等の防止② ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持③	① 組織は、品質マネジメント文書を管理する。	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。④	② 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表5-2に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
57.	1 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。⑤		a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	
58.	2 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。⑥	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認すること⑦をいう。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することという。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
59.	3 前2号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。⑧	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	c.a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。(「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
60.	4 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	
61.	5 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	
62.	6 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	
63.	7 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	
64.	8 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	
65.	(記録の管理)	(記録の管理)	(4) 記録の管理	4.2.4 記録の管理	
66.	第八条 原子力事業者等は、この規則に		① 組織は、品質管理基準規則に規定す	(1)組織は、品質管理基準規則に規定す	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明
	規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	
67.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		② 組織は、①の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-2 に記載
68.	第三章 経営責任者等の責任	第三章 経営責任者等の責任	ホ、経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任	
69.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(イ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	
70.	第九條 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していること、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。③		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	
71.	一 品質方針を定めること。		(1) 品質方針を定めること。	a. 品質方針を定めること。	
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		(2) 品質目標が定められているようにすること。	b. 品質目標が定められているようにすること。	
73.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。⑤	1 第 3 号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。 (イ) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることとは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		(4) ホ、(ハ) (1)に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d. 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。	
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		(5) 資源が利用できる体制を確保すること。	e. 資源が利用できる体制を確保すること。	
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。③		(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。	g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。③		(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	
79.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	(ロ) 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	
80.	第十條 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、工期等によって原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。①	1 第 10 条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	
81.	(品質方針)	(品質方針)	(ハ) 品質方針	5.3 品質方針	
82.	第十一條 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第 1.1 条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに含まれる。⑤。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに含まれるものを含む。この場合において、	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明
	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明
		ひにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を自指して設定していること。⑥		技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を自指して設定していること。	
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第 1 号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持つて関与すること。		(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持つて関与すること。	b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持つて関与すること。	
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		(4) 要員に周知され、理解されていること。	d. 要員に周知され、理解されていること。	
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持つて関与すること。		(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持つて関与すること。	e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持つて関与すること。	
88.			(二) 計画	5.4 計画	
89.	(品質目標)	(品質目標)	(1) 品質目標	5.4.1 品質目標	
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合)の適合のために必要目標を含む。)が定められているようにしなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合)のために必要目標を含む。)が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	① 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合)のために必要目標を含む。)が定められているようにする。	(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合)のために必要目標を含む。)が定められているようにする。(「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第 2 項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることという。	② 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることという。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
92.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	(2) 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	
93.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		① 社長は、品質マネジメントシステムが二.(イ)の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	
94.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているように、保安活動の重要度に応じ、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。⑨	1 第 2 項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	② 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 (「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
95.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果⑩	2 第 2 項 1 号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第 23 条第 3 項第 1 号において同じ。)	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
		<p>・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価</p> <p>・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置</p>		<p>響の程度の分析及び評価、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。</p>	
96.	二 品質マネジメントシステムの有効性の維持 ^⑨		b. 品質マネジメントシステムの有効性の維持	b. 品質マネジメントシステムの有効性の維持	
97.	三 資源の利用可能性 ^⑩		c. 資源の利用可能性	c. 資源の利用可能性	
98.	四 責任及び権限の割当て ^⑪		d. 責任及び権限の割当て	d. 責任及び権限の割当て	
99.			(ホ) 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	
100.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	(1) 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	
101.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の責任を定め、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。 ^⑦	<p>1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の外に對し保安活動の内容について説明する責任を含む。</p> <p>2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。</p>	<p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定め、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>(1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定め、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外部に對し保安活動の内容について説明する責任を含む。)</p>	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>
102.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の責任を定め、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。 ^⑦	<p>(再掲) 1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の外に對し保安活動の内容について説明する責任を含む。</p> <p>2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。</p>		<p>(2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定め、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)</p>	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>
103.				<p>(3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p>	<p>・保安規定においては、監査室の独立性の確保を明記</p>
104.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(2) 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	
105.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		① 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	<p>社長は、第7条第2項(2)、(3)、(5)及び(6)に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p>	<p>・保安規定においては、他の条文中に管理責任者が定められているため、当該条文を引用</p>
106.	一 プロセスが確立され、実施され、かつその有効性が維持されているようにすること。		a. プロセスが確立され、実施され、かつその有効性が維持されているようにすること。	a. プロセスが確立され、実施され、かつその有効性が維持されているようにすること。	
107.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	
108.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	
109.	四 関係法令を遵守すること。		d. 関係法令を遵守すること。	d. 関係法令を遵守すること。	
110.	(管理者)	(管理者)	(3) 管理者	5.5.3 管理者	
111.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業	1 第1項に規定する「管理者」とは、職務	① 社長は、次に掲げる業務を管理監督す	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督す	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明
	<p>務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。))に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p>	<p>権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。</p>	<p>る地位にある者(以下「管理者」という。))に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p>	<p>る地位にある者(以下「管理者」という。))に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合においては、その業務を行わせることができる。)</p>	<p>則の解釈を反映</p>
112.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されることにも、その実効性が維持されているようにすること。		a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されることにも、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されることにも、その実効性が維持されているようにすること。	
113.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	
114.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	
115.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	
116.	五 関係法令を遵守すること。④		e. 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。	
117.	② 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。③		② 管理者は、①の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	② 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	
118.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。③		a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	
119.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。③		b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。	
120.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。③		c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	
121.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。③		d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に MOX 燃料加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	
122.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。③		e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	<p>・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映</p>
123.	③ 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。④	<p>2 第 3 項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。</p> <p>3 第 3 項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更に考慮に入れて設定された間隔をいう(第 18 条において同じ。)</p>	③ 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更に考慮に入れて設定された間隔をいう。	
124.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	(4) 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	
125.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメント	<p>1 第 17 条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシ</p>	① 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に	<p>・保安規定においては、具体的な社内会議体名称を記載</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	システムの有効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。(7)	ムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することを行う。	性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	関する情報が確実に伝達されるようにする。品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.燃料製造安全委員会	保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-2 に記載
126.		2 第 17 条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第 18 条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの有効性に関する情報の認識を共有していることを行う。			
127.		(マネジメントレビュー)	ハ、マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	
128.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)	(1) 一般	5.6.1 一般	
129.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	①社長は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	①社長は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	社長は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年 1 回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	保安規定においては、「あらかじめ定められた期間」について、「年 1 回以上」と明確化
130.	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)	(2) マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	
131.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	
132.	一 内部監査の結果		①内部監査の結果	a. 内部監査の結果	
133.	二 組織の外部の者の意見	1 第 2 号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることを行う。	②組織の外部の者の意見	b. 組織の外部の者の意見 (外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることを行う。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
134.	三 プロセスの運用状況	2 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	③プロセスの運用状況	c. プロセスの運用状況 (「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム」要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001) (以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
135.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	3 第 4 号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第 48 条において同じ。))。	④使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	
136.	五 品質目標の達成状況		⑤ 品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況	
137.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第 6 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」とは、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況	⑥ 健全な安全文化の育成及び維持の状況	f. 健全な安全文化の育成及び維持(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	品質管理基準規則	に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。		理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	
138.	七 関係法令の遵守状況		⑦ 関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況	
139.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	⑧ 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
140.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		⑨ 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i. 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	
141.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		⑩ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	
142.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		⑪ 部門又は要員からの改善のための提案	k. 部門又は要員からの改善のための提案	
143.	十二 資源の妥当性⑬		⑫ 資源の妥当性	l. 資源の妥当性	
144.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性⑭	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組み、当該課題を明確にすることを含む。(第52条第1項第4号において同じ。)	⑬ 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組み、当該課題を明確にすることを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
145.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	⑬ マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	
146.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		⑭ 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	
147.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 (改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
148.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	
149.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	
150.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善⑮	2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
151.	五 関係法令の遵守に関する改善⑯		e. 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善	
152.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		⑯ 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	
153.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		⑯ 組織は、①の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。	
154.	第四章 資源の管理	第四章 資源の管理	ハ、資源の管理	6 資源の管理	
155.	(資源の確保)	(資源の確保)	(イ) 資源の確保	6.1 資源の確保	
156.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確保するために必要な次	1 第21条に規定する「資源を明確に定める」とは、本規程の事項を実施するために必	組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定	組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていること。②	め、これを確保し、及び管理する。	め、これを確保し、及び管理する。 （「資源を明確に定め、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）を明確にし、それを定めていること。」）	
157.	一 要員		(1) 要員	a. 要員	
158.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービス		(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
159.	三 作業環境		(3) 作業環境	c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
160.	四 その他必要な資源		(4) その他必要な資源	d. その他必要な資源	
161.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	
162.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成し、及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。⑥	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
163.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を別表 5-1 に記載
164.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		① 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	
165.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	② 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
166.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		③ 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	
167.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		④ 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	
168.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		a. 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	
169.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		b. 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	
170.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		c. 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	
171.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		⑤ 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	
172.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び	第五章 個別業務に関する計画の策定及び	ト. 個別業務に関する計画の策定及び	7 個別業務に関する計画の策定及び個	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明
	実施しなければならぬ。				
191.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならぬ。		② 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	
192.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	
193.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。		b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。	
194.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	
195.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		③ 組織は、①の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
196.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようしなければならない。		④ 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	
197.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(3) 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	
198.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。	1 第 26 条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。 ・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 ・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 ・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。 a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法 b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法 c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
199.					
200.					
201.					
202.					
203.			(1) 設計開発	7.3 設計開発	
204.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	(1) 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画	
205.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発計画)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第 1 項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)」の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する際には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第 4 条第 2 項第 3 号の事	① 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。(「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。))	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
		項を考慮して行うものを含む。)を行うこと(19)を含む。			
206.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならぬ。		② 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	
207.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	
208.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	
209.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	
210.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	
211.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		③ 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	
212.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		④ 組織は、①により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、①により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	
213.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	(2) 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	
214.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		① 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	
215.	一 機能及び性能に係る要求事項		a. 機能及び性能に係る要求事項	a. 機能及び性能に係る要求事項	
216.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	
217.	三 関係法令		c. 関係法令	c. 関係法令	
218.	四 その他設計開発に必要な要求事項		d. その他設計開発に必要な要求事項	d. その他設計開発に必要な要求事項	
219.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		② 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	
220.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	(3) 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	
221.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	① 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	
222.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		② 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	
223.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		③ 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	
224.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	
225.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の		b. 調達、機器等の使用及び個別業務の	b. 調達、機器等の使用及び個別業務の	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	実施のために適切な情報を提供するものであること。		実施のために適切な情報を提供するものであること。	実施のために適切な情報を提供するものであること。	
226.	三 台否判定基準を含むものであること。		c. 台否判定基準を含むものであること。	c. 台否判定基準を含むものであること。	
227.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	
228.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	(4) 設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー	
229.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		① 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	
230.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	
231.	二 設計開発に問題がある場合において、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		b. 設計開発に問題がある場合において、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	
232.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。		② 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	(2)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	
233.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		③ 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
234.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	(5) 設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証	
235.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」は、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	① 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。(1)設計開発計画に従って検証を実施するには、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)	(1)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。(1)設計開発計画に従って検証を実施するには、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
236.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		② 組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2)組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
237.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		③ 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	
238.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	(6) 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認	
239.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」は、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	① 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(1)当該設計開発の妥当性確認を実施するには、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
240.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設		② 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	計開発妥当性確認を完了しなければならぬ。		妥当性確認を完了する。	妥当性確認を完了する。	
241.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならぬ。		③ 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
242.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	(7) 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	
243.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		① 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	
244.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		② 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	
245.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		③ 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更がMOX燃料加工施設に及ぼす影響の評価(当該MOX燃料加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。 また、組織は、火災区域及び火災区画の変更、設備改造等の設計変更を行う場合においては、内部火災影響評価への影響を確認する。評価結果に影響がある場合は、安全上重要な施設の安全機能を損なうことがないことを確認するため、内部火災影響評価の再評価を実施する。	
246.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		④ 組織は、②の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
247.			(二) 調達	7.4 調達	
248.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	(1) 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	
249.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようしなければならない。		① 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようとする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようとする。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表5-1に記載
250.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等の適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できる場合に、管理の方法及び程度を定める。 ^⑫	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。 ^⑭ 2 第2項に規定する「管理の方法」は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できる場合に、管理の方法及び程度を定めなければならない。」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術	② 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できる場合に、管理の方法及び程度を定める。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度に、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明
	品質管理基準規則	<p>的な評価を行うことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。 			
251.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		③ 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	
252.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		④ 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	
253.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		⑤ 組織は、③の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
254.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		⑥ 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要技術情報(MOX 燃料加工施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	
255.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	(2) 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	
256.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		① 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	
257.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	
258.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	
259.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	
260.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第 1 項第 4 号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 (「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
261.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	
262.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項②		f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	
263.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		g. その他調達物品等に必要な要求事項	g. その他調達物品等に必要な要求事項	
264.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者等による他の個別業務検査等を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等	2 第 2 項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことを行う。	② 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者等による他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者等による他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	への立入りに関することを含めなければならぬ。 ^①		合める。	める。	
265.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		③ 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	
266.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		④ 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	
267.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	(3) 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証	
268.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		① 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているために必要な検証の方法を定め、実施する。	
269.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		② 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	
270.			(ホ) 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	
271.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	(1) 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	
272.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないものを除く。)に適合するよう実施しなければならない。		組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないものを除く。)に適合するよう実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないものを除く。)に適合するよう実施する。	
273.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	① MOX 燃料加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	a.加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「加工施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
274.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		② 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順等が必要な時に利用できる体制にあること。	
275.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		③ 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	
276.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		④ 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	
277.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		⑤ ④(ロ)(3)に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	
278.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		⑥ 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	・用いる用語の違いによる差異
279.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(2) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	
280.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降		① 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明
	又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	
296.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	
297.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとするものではない。		(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	
298.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
299.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	
300.	三 所要の調整がなされていること。		c. 所要の調整がなされていること。	c. 所要の調整がなされていること。	
301.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	
302.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	
303.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	
304.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務については、適切な措置を講じなければならない。		(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	
305.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	
306.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	
307.	第六章 評価及び改善	第六章 評価及び改善	子・評価及び改善	8 評価及び改善	
308.	(監視測定、分析、評価及び改善)	(監視測定、分析、評価及び改善)	(イ) 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	
309.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組みべき改善の必要性、部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。 (「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組みべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
310.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならぬ。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならぬ」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。	が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。 (2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」は、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
311.			(ロ) 監視測定	8.2 監視測定	
312.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	(1) 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	
313.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に對する組織の外部の者の意見を把握しなければならぬ。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	①組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に對する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に對する組織の外部の者の意見を把握する。	
314.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		② 組織は、①の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	
315.	(内部監査)	(内部監査)	(2) 内部監査	8.2.2 内部監査	
316.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。	① 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	
317.	この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		a. 品質管理に関する事項に係る要求事項	a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	
318.	実効性のある実施及び実効性の維持		b. 実効性のある実施及び実効性の維持	b. 実効性のある実施及び実効性の維持	
319.	原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		② 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	
320.	原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		③ 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	
321.	原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		④ 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	・保安規定においては、組織の具体的名称を記載
322.	原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。		⑤ 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	・保安規定においては、組織の具体的名称を記載
323.	原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定めなければならない。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	⑥ 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。	(6)監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必要	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表5-2に記載

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	ない。				
324.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならぬ。		⑦ 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	
325.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		⑧ 組織は、不適合が発見された場合には、⑦の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	
326.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)	(3) プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	
327.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定により、これを行わなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	① 組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
328.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じ、保安活動指標を用いなければならない。		② 組織は、①の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	
329.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		③ 組織は、①の方法により、プロセスがホ、(二)(2)①及び(イ)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	
330.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		④ 組織は、①の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	
331.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		⑤ 組織は、ホ、(二)(2)①及び(イ)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	
332.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	(4) 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	
333.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務の計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。		① 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務の計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務の計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-1 に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
334.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	② 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明
335.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		③ 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	
336.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		④ 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	
337.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員とする）と他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（以下、「信頼性を確保する」という。）を確保しなければならない。⑧	2 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員とする）と他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（以下、「信頼性を確保する」という。）を確保する」に当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に關与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第 5 項に規定する「部門を異にする要員とする」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることという。 4 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれない」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要となる力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることという。	⑤ 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員とする）と他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（以下、「信頼性を確保する」）を確保する。 （「部門を異にする要員とする」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることという。）（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれない」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要となる力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることという。）	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員とする）と他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（以下、「信頼性を確保する」）を確保する。 （「部門を異にする要員とする」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることという。）（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれない」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要となる力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることという。）	•保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
338.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧		⑥ 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員とする）と他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（以下、「信頼性を確保する」という。）を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。（「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を実施する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とする）と他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（以下、「信頼性を確保する」という。）を確保する。	
339.	(不適合の管理)	(不適合の管理)	(イ) 不適合の管理	8.3 不適合の管理	
340.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施され、又は個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等又はいずれも、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることという。	① 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることという。）	•保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明
341.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第 2 項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。	② 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要則」に定める。 (「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-2 に記載
342.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		③ 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	
343.	1 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	
344.	2 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	
345.	3 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	
346.	4 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	
347.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		④ 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	
348.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。		⑤ 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	
349.				(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースアラーム登録することにより、情報の公開を行う。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、情報の公開を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-1 に記載
350.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)	二. データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価	
351.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行う、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
352.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	
353.	1 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		(1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
354.	二 個別業務等要求事項への適合性		(1) 個別業務等要求事項への適合性	b. 個別業務等要求事項への適合性	
355.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。) ㉔	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	(1) 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。)	c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。) (「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
356.	四 調達物品等の供給者の供給能力		(1) 調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力	
357.			(ホ) 改善	8.5 改善	
358.	(継続的な改善)		(1) 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	
359.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。 (「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
360.	(是正処置等)	(是正処置等)	(2) 是正処置等	8.5.2 是正処置等	
361.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切ならなければならない。 ㉕		① 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切なら正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切なら正処置を講じる。	
362.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	
363.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 6	(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 (「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
364.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 ㉖		(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	
365.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。	
366.	三 講じた全ては是正処置の実効性の評価を行うこと。		c. 講じた全ては是正処置の実効性の評価を行うこと。	c. 講じた全ては是正処置の実効性の評価を行うこと。	
367.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。 ㉗		d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。 (「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明
368.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。		e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	
369.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大いすぎない不適合に起因して、根本的な原因を究明するために分析の手順を確立し、実施すること。	3 第 1 項第 6 号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大いすぎない不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度が小さいが、同様の事象が繰り返すことにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれを含む。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大いすぎない不適合に起因して、根本的な原因を究明するために分析の手順を確立し、実施すること。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大いすぎない不適合に起因して、根本的な原因を究明するために分析の手順を確立し、実施すること。 (原子力の安全に及ぼす影響の程度が大いすぎない不適合)には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度が小さいが、同様の事象が繰り返すことにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-1 に記載
370.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録の記録を作成し、これを管理すること。	g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	
371.	二 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		② 組織は、①に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-2 に記載
372.	三 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第 3 項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第 1 項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	③ 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	(3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。(1)のうち必要なものについて実施することを含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-2 に記載
373.	(未然防止処置)		(3) 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	
374.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性に応じて、次に掲げる重要性に基づき、適切な未然防止処置を講じなければならない。	1 第 1 項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	① 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる重要性に基づき、適切な未然防止処置を講じる。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる重要性に基づき、適切な未然防止処置を講じる。(1)自らの組織で起こり得る不適合には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
375.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	
376.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	
377.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	
378.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	
379.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	
380.	二 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		② 組織は、①に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-2 に記載
381.	第七章 使用者に関する特例	第七章 使用者に関する特例			
382.	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要ない体制)	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要ない体制)			
383.	第五十四条使用者(令第四十一条各号				

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。				
384.	一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。		—	—	—
385.	二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		—	—	—
386.	2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。	—	—	—

品質管理基準規則において要求事項が明確となった 2.1 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容（案）
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 第 8 条	・事業許可申請書届出本文 7 号の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	第 8 条 第 5 条第 7 項	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	第 7 条 第 11 条第 6 項	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	第 9 条 第 11 条第 5 項(5) 第 12 条第 3 項(5)	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	第 5 条第 5 項 第 7 条第 1 項(3) 第 9 条 第 12 条第 3 項(4)	・健全な安全文化の育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビュー・インプット、マネジメントレビューアウトプット）
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	第 5 条第 5 項 第 9 条 第 14 条第 1 項 第 25 条第 2 項(1)	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	第 1 条 第 11 条第 8 項 第 16 条第 6 項	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化
⑧	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	第 22 条第 20 項、第 21 項	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	第 11 条第 7 項	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	第 22 条第 7 項	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	第 18 条第 8 項	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	第 18 条第 2 項 第 18 条第 7 項(6)	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号、13 号	第 12 条第 6 項(12)、(13)	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の受当性を追加
⑭	プロセスの監視測定の方法に「安全実績指標（PT）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	第 5 条第 4 項(3) 第 22 条第 12 項	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	第 5 条第 4 項(8)	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	第 6 条第 4 項(1)、(2)、(3)	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	第 6 条第 3 項	・組織として承認されていない文書の使用又は適切な変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	第 6 条第 3 項、第 4 項	・文書改訂時等の必要時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	第 10 条第 4 項 第 15 条第 1 項、第 3 項 第 17 条第 1 項	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	第 5 条第 6 項 第 13 条 第 18 条第 2 項	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	第 24 条第 2 項(3) 第 25 条第 2 項 第 25 条第 3 項	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築

各施設保安規定
(品質マネジメントシステム計画)
各施設の比較について

1. はじめに

本資料は、品質管理基準規則および同規則解釈と、本年 6 月 1 日に申請した各施設の保安規定「品質マネジメントシステム計画」とを横並びに記載し、施設毎に異なる要求事項に応じた記載となっている箇所を説明する資料である。

2. 本資料の記載の考え方

保安規定「品質マネジメントシステム計画」は、品質管理基準規則および同規則解釈が原子力施設共有の要求事項であることから、実用発電用原子炉を参考にしながら、当社各施設の記載を整合し統合した。

その際、品質管理基準規則で要求事項が明確になった事項(21 項目)が反映されていることを説明するとともに、各施設の施設名称や施設に求められる要求事項の違いから記載に差異が生じることから、それを分かるように整理し記載している。

具体的には、以下の事項を明確にしている。

- ①品質管理基準規則において要求事項が明確になった 21 項目に該当する箇所の明確化
- ②各施設の差異箇所の明確化
- ③施設の特徴に応じ、要求事項を反映した箇所の明確化
- ④参考として、実用発電用原子炉(認可を取得している施設)との差異箇所の明確化

上記②、③に関して、各施設の差異箇所のうち、施設の特徴に応じて要求事項を反映した箇所の具体例としては以下のとおり。

(1)8.2.2 内部監査

重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置が要求されていない廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設については、監査の実施部門として内部監査の対象に関与していない要因に実施させることができる旨を記載。(別紙 28/45 参照)

(別紙)各施設 保安規定(品質マネジメントシステム計画)比較表

以上

各施設 保安規定 (品質マネジメントシステム計画) 比較表

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
1.	第一章 総則 (目的)	第1章 総則 (目的)	第1章の2 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第1章の2 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第3条の4 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第3条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。
2.	第一章 総則 (目的)	第1章 総則 (目的)	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」(以下、「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。	1 第1条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子力の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第2条第7項に規定する原子力施設をいう。	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」(以下、「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。
4.	(適用範囲)		2 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の保安活動に適用する。	2 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の保安活動に適用する。	2 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の保安活動に適用する。	2 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の保安活動に適用する。	2 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の保安活動に適用する。	2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。
5.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十三年政令第三十二号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核原料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。		3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。
6.	(定義)	第2条(定義)	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。
7.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。		3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。
8.	「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		—	—	—	—	—	—
9.	「不適合」とは、要求事項に適合していないこという。		—	—	—	—	—	—
10.	「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作業者の一連の活動及び手順をいう。		—	—	—	—	—	—
11.	「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。」 3 第2項第4号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。」 4 品質マネジメントシステムとは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	—	—	—	—	—	—

黄色ハッチング：品質管理基準規則において要求事項が明確となつた21項目に該当する箇所を示す。(関連する社内規定は別紙を参照)
 水色ハッチング：各施設間の相違箇所を示す。
 緑色ハッチング：発電用原子炉施設の保安規定との差異を示す。
 薄緑セル色付：施設の特徴に応じ、要求事項を反映した箇所を示す。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第2項第5号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。	—	—	—	—	—	—
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。	—	—	—	—	—	—
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第53条第1項において同じ。)	—	—	—	—	—	—
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。	—	—	—	—	—	—	—
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。	—	—	—	—	—	—	—
17.		(1)再処理施設 法第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。 (2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(1)再処理施設 法第51条の2第3項第2号に規定する再処理施設をいう。 (2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(1)加工施設 法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。 (2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(1)埋設施設 法第51条の2第2項に規定する廃棄物埋設施設をいう。 (2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(1)加工施設 法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。 (2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(1)原子力施設 原子力等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。 (2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	
18.		(1)再処理施設 法第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。 (2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(1)再処理施設 法第51条の2第2項に規定する再処理施設をいう。 (2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(1)加工施設 法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。 (2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(1)埋設施設 法第51条の2第2項に規定する再処理施設をいう。 (2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(1)加工施設 法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。 (2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(1)原子力施設 原子力等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。 (2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	
19.		—	—	—	—	—	—	(3) PWR事業者連絡会

No.	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
20.	第二章 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステムに係る要求事項)	4 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項
21.	第四條 原子力事業者等(使用者であつて、令第四十一條各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施するものとする。	(1) 第16条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施するものとする。	(1) 第4条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施するものとする。	(1) 第7条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施するものとする。	(1) 第7条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施するものとする。	(1) 第6条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施するものとする。	(1) 原子力部門(第4条 図4に示す組織)は、品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施するものとする。
22.	品質管理基準規則 第四條 原子力事業者等(使用者であつて、令第四十一條各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施するものとする。	(1) 第16条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施するものとする。	(1) 第4条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施するものとする。	(1) 第7条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施するものとする。	(1) 第7条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施するものとする。	(1) 第6条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施するものとする。	(1) 原子力部門(第4条 図4に示す組織)は、品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施するものとする。
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならぬ。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならぬ。 ②	3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いを指す。第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。 ① 保安活動の重要度 ② 事故が発生した場合に再処理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。 ① 保安活動の重要度 ② 事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。 ① 保安活動の重要度 ② 事故が発生した場合に埋設施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。 ① 保安活動の重要度 ② 事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。	(2) 原子力部門は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合い)に応じた、a)・b)およびc)に掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下、「重要度分類指針」という。)に基づき重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表3-2の4.1項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。
24.	1 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 ②	a. 再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	a. 廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	a. 埋設施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	a) 原子力施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度 b) 原子力施設若しくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ
25.	1 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさとは、原子力の安全に影響	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさとは、原子力の安全に影響	a. 廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	a. 埋設施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	a) 原子力施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度 b) 原子力施設若しくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物理施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。(「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。)	f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。(「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。)	f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。(「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。)	f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。(「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。)	f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。(「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。)	f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置(「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。)
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」)には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g) プロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」)には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」)には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」)には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」)には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」)には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」)には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
37.	五 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。⑤	10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。⑥	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。	(5) 原子力部門は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。
38.	六 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。⑦	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 原子力部門は、機器等または個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行うべきでない。 ^②	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化
41.		4.2.1 一般	4.2.1 一般	4.2.1 一般	4.2.1 一般	4.2.1 一般	4.2.1 一般	4.2.1 一般
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般	(7) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図3-2に示す。
43.	一 品質方針及び品質目標	a. 品質方針及び品質目標	a. 品質方針及び品質目標	a. 品質方針及び品質目標	a. 品質方針及び品質目標	a. 品質方針及び品質目標	a. 品質方針及び品質目標	a) 品質方針および品質目標
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)	b. 品質マニュアル(原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程)	b. 品質マニュアル(原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程)	b. 品質マニュアル(原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程)	b. 品質マニュアル(原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程)	b. 品質マニュアル(原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程)	b. 品質マニュアル(原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程)	b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書	c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表5-1に示す文書	d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、原子力部門が必要と決定した表3-2に示す社内標準
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表3-1に示す社内標準、および、品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下、「手順書等」という。)	c) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表3-1に示す社内標準、および、品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下、「手順書等」という。)
47.	(品質マニュアル)	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。	社員は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社員は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社員は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社員は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社員は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社員は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	原子力部門は、品質マニュアルである「原子力発電の安全に係る品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲	c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	c) 品質マネジメントシステムの適用範囲
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
53.	五 プロセスの相互の関係	e. プロセスの相互の関係	e. プロセスの相互の関係	e. プロセスの相互の関係	e. プロセスの相互の関係	e. プロセスの相互の関係	e. プロセスの相互の関係	e) プロセスの相互の関係(図3-1参照)
54.	(文書の管理)	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (品質マネジメント文書管理に関する)には、組織として承認されていない文書の使用、適切でない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (品質マネジメント文書管理に関する)には、組織として承認されていない文書の使用、適切でない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (品質マネジメント文書管理に関する)には、組織として承認されていない文書の使用、適切でない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (品質マネジメント文書管理に関する)には、組織として承認されていない文書の使用、適切でない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (品質マネジメント文書管理に関する)には、組織として承認されていない文書の使用、適切でない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (品質マネジメント文書管理に関する)には、組織として承認されていない文書の使用、適切でない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1) 原子力部門は、次の事項を含む。品質マネジメント文書を管理する。 a) 原子力部門として承認されていない文書の使用、または適切でない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定するに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように、文	(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定するに当たり、適切な品質マ	(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定するに当たり、適切な品質マ	(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定するに当たり、適切な品質マ	(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定するに当たり、適切な品質マ	(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定するに当たり、適切な品質マ	(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定するに当たり、適切な品質マ	(2) 原子力部門は、要員が判断および決定するに当たり、適切な品質マ

No.	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則
57.	品質管理基準規則 品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則
58.	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則
59.	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則
60.	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則
61.	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則
62.	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則
63.	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則
64.	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則
65.	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則
66.	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則
67.	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則	品質管理基準規則

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
96.	品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果⑨	2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の分析及び評価」・当該変更による原子力の安全への影響の分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の分析及び評価」・当該変更による原子力の安全への影響の分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の分析及び評価」・当該変更による原子力の安全への影響の分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の分析及び評価」・当該変更による原子力の安全への影響の分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の分析及び評価」・当該変更による原子力の安全への影響の分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の分析及び評価」・当該変更による原子力の安全への影響の分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
97.	品質マネジメントシステムの有効性の維持⑩	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持
98.	資源の利用可能性⑩	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c) 資源の利用可能性
99.	責任及び権限の割当て⑩	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d) 責任および権限の割当て
100.		5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限およびコミュニケーション
101.	(責任及び権限)	第14条(責任及び権限)	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任および権限
102.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任並びに権限並びに部門相互間の業務の順序を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の順序」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を断続することなく)遂行できる仕組みをいう。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。「(部門)及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。「(部門)及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。「(部門)及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。「(部門)及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。「(部門)及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 (情報伝達を断続することなく)遂行できる仕組みをいう。	社長は、第5条、第10条および第10条の2に定める責任(担当業務に応じて、原子力部門の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限(並びに部門相互間の業務の順序(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を断続することなく)遂行できる仕組みをいう。))を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。
103.	(再掲)第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任並びに権限並びに部門相互間の業務の順序を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	(再掲)1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の順序」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を断続することなく)遂行できる仕組みをいう。	(2)社長は、部門相互間の業務の順序を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。「(部門)相互間の業務の順序」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(2)社長は、部門相互間の業務の順序を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。「(部門)相互間の業務の順序」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(2)社長は、部門相互間の業務の順序を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。「(部門)相互間の業務の順序」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(2)社長は、部門相互間の業務の順序を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。「(部門)相互間の業務の順序」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(2)社長は、部門相互間の業務の順序を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。「(部門)相互間の業務の順序」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(2)社長は、部門相互間の業務の順序を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。「(部門)相互間の業務の順序」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。
104.			(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。
105.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者
106.								(1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門(経営監査室を除く。)の品質マネジメントシステム管理責任者として、経営監査室長を経営監査室の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。
107.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限	社長は、第17条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理	社長は、第5条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理	社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理	社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理	社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理	社長は、第7条第2項(2)、(3)、(5)及び(6)に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任	(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。

No.	品質管理基準規則	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
124.	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈
125.	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈
126.	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈
127.	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈
128.	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈
129.	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈
130.	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈
131.	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈
132.	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈
133.	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈	品質管理基準規則 解釈

No.	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	に掲げる情報を報告しなければならぬ。						
134.	一 内部監査の結果	a. 内部監査の結果 b. 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。」「(外部監査)とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることを行う。	a. 内部監査の結果 b. 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。」「(外部監査)とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることを行う。	a. 内部監査の結果 b. 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。」「(外部監査)とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることを行う。	a. 内部監査の結果 b. 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。」「(外部監査)とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることを行う。	a. 内部監査の結果 b. 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。」「(外部監査)とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることを行う。	a) 内部監査の結果 b) 原子力部門が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、原子力部門の外部の者の意見
135.	二 組織の外部の者の意見	a. 内部監査の結果 b. 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。」「(外部監査)とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることを行う。	a. 内部監査の結果 b. 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。」「(外部監査)とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることを行う。	a. 内部監査の結果 b. 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。」「(外部監査)とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることを行う。	a. 内部監査の結果 b. 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。」「(外部監査)とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることを行う。	a. 内部監査の結果 b. 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。」「(外部監査)とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることを行う。	
136.	三 プロセスの運用状況	c. プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」は、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものを行う。	c. プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」は、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものを行う。	c. プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」は、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものを行う。	c. プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」は、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものを行う。	c. プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」は、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものを行う。	c) プロセスの運用状況 (JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンス並びに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものを行う。)
137.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査の結果	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。))並びに自主検査の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものを行う。)	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。))並びに自主検査の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものを行う。)	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。))並びに自主検査の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものを行う。)	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。))並びに自主検査の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものを行う。)	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。))並びに自主検査の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものを行う。)	d) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下、「使用前事業者検査等」という。))ならびに自主検査等の結果 ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力部門が使用前事業者検査等のほかに自主的に、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものを行う。
138.	五 品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況	e) 品質目標の達成状況
139.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに、管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに、管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに、管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに、管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに、管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果)並びに、管理者による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果について、弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。
140.	七 関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況	g) 関係法令の遵守状況
141.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況(原子力部門の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))、ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)
142.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
143.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
144.	十一 部門又は要員からの改善のための提案	k. 部門又は要員からの改善のための提案	k. 部門又は要員からの改善のための提案	k. 部門又は要員からの改善のための提案	k. 部門又は要員からの改善のための提案	k. 部門又は要員からの改善のための提案	k) 部門または要員からの改善のための提案
145.	十二 資源の妥当性	l. 資源の妥当性	l. 資源の妥当性	l. 資源の妥当性	l. 資源の妥当性	l. 資源の妥当性	l) 資源の妥当性
146.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与え	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与え	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与え	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与え	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与え	m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれの

No.	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
147.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	第20条 (マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	第20条 (マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	第20条 (マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	第20条 (マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	第20条 (マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	第20条 (マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)
148.	方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組み、当該課題第4号において同じ。)	方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組み、当該課題第4号において同じ。)	方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組み、当該課題第4号において同じ。)	方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組み、当該課題第4号において同じ。)	方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組み、当該課題第4号において同じ。)	方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組み、当該課題第4号において同じ。)	方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組み、当該課題第4号において同じ。)
149.	第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。
150.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	二 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善
151.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源
152.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	二 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	二 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	二 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	二 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	二 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	四 健全な安全文化の育成および維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)
153.	五 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善
154.	二 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。	(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。
155.	三 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。	(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。
156.	第四章 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6. 資源の管理
157.	(資源の確保)	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保
158.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確保するために必要な資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	組織は、原子力の安全を確保するために必要な資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。 (「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源 (組織の外部から調達する者を含む。)) とを明確に定めるこという。)	組織は、原子力の安全を確保するために必要な資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。 (「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源 (組織の外部から調達する者を含む。)) とを明確に定めるこという。)	組織は、原子力の安全を確保するために必要な資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。 (「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源 (組織の外部から調達する者を含む。)) とを明確に定めるこという。)	組織は、原子力の安全を確保するために必要な資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。 (「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源 (組織の外部から調達する者を含む。)) とを明確に定めるこという。)	組織は、原子力の安全を確保するために必要な資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。 (「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源 (組織の外部から調達する者を含む。)) とを明確に定めるこという。)	原子力部門は、原子力の安全を確保するために必要な資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。 (「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源 (組織の外部から調達する者を含む。)) とを明確に定めるこという。)
159.	一 要員	a. 要員	a. 要員	a. 要員	a. 要員	a. 要員	a) 要員
160.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサージの体系	b. 個別業務に必要な施設、設備及びサージの体系 (JIS Q9001の「イン	b. 個別業務に必要な施設、設備及びサージの体系 (JIS Q9001の「イン	b. 個別業務に必要な施設、設備及びサージの体系 (JIS Q9001の「イン	b. 個別業務に必要な施設、設備及びサージの体系 (JIS Q9001の「イン	b. 個別業務に必要な施設、設備及びサージの体系 (JIS Q9001の「イン	b) 個別業務に必要な施設、設備、およびサージの体系 (JIS Q9001の「イン

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
161.	三 作業環境		フラストラクチャをいう。) c. 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	フラストラクチャをいう。) c. 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	フラストラクチャをいう。) c. 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	フラストラクチャをいう。) c. 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	フラストラクチャをいう。) c. 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	「インフラストラクチャをいう。)
162.	四 その他必要な資源		d. その他必要な資源	d. その他必要な資源	d. その他必要な資源	d. その他必要な資源	d. その他必要な資源	d) その他必要な資源
163.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	第22条 (要員の力量の確保及び教育訓練)	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6. 2 要員の力量の確保および教育訓練
164.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能を適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。⑥	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	(1) 原子力部門は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能を適用する能力(以下、「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。また、力量には、原子力部門が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。
165.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要性に応じて、次に掲げる業務を行う。		(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要性に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要性に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要性に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要性に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要性に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要性に応じて、次に掲げる業務を行う。
166.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
167.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。
168.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
169.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。
170.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
171.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
172.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
173.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。
174.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施
175.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	第23条 (個別業務に必要なプロセスの計画)	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画
176.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1) 原子力部門は、表3-1の4.2.3項および表3-2の7.1項に係る社内標準に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロ

No.	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
177.	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を確保しなければならない。	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	セスを確立する。 (2)原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。
178.	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。))の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更に影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。))の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更に影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。))の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更に影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。))の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更に影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。))の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更に影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。))の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更に影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3)原子力部門は、個別業務に関する計画(以下、「個別業務計画」という。))の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。))を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。
179.	(第13条再掲) 2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a) 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、ならびに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
180.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b) 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項
181.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c) 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源
182.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下、「合否判定基準」という。)
183.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
184.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適用し、	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適用したものとす。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適用したものとす。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適用したものとす。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適用したものとす。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適用したものとす。	(4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適用したものとす。
185.	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス
186.	(個別業務等要求事項として明確にするべき事項)	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にするべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にするべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にするべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にするべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にするべき事項	7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にするべき事項
187.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。
188.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a) 原子力部門の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項
189.	二 関係法令	b. 関係法令	b. 関係法令	b. 関係法令	b. 関係法令	b. 関係法令	b) 関係法令
190.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項	c.a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c.a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c.a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c.a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c.a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c) a) および b) に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項

No.	品質管理基準規則	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物理施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物理施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
250.		7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達
251.							原子力部門は、表3-2の7.4項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。
252.	第34条 (調達プロセス)	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス
253.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようしなければならない。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)原子力部門は、調達する物品または役務(以下、「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下、「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。
254.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	(2)原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法(調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を原子力部門の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用品については、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。
255.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)原子力部門は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
256.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)原子力部門は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。
257.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)原子力部門は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

No.	品質管理基準規則	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物理施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	成し、これを管理しなければならぬ。	理する。	理する。	理する。	理する。	理する。	これを管理する。
287.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないこと認められるものを除く。)を明確にし、	(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないこと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないこと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないこと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないこと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないこと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないこと認められるものを除く。)を明確にする。
288.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a) 当該プロセスの審査および承認のための判定基準
289.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b) 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法
290.	三 妥当性確認の方法 1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	c. 妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	c. 妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	c. 妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	c. 妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	c. 妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)
291.	(識別管理)	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7. 5. 3 識別管理およびトレーサビリティの確保
292.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならぬ。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 原子力部門は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。
293.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務等要求事項であることを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務等要求事項であることを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務等要求事項であることを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務等要求事項であることを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務等要求事項であることを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務等要求事項であることを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 原子力部門は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務等要求事項であることを記録するとともに、当該記録を管理する。
294.	(組織の外部の者の物品) 第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	7. 5. 4 組織の外部の者の物品
295.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまで、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装及び保護を含む。)	7.5.5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまで、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)	7.5.5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまで、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)	7.5.5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまで、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)	7.5.5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまで、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)	7.5.5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまで、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)	7. 5. 5 調達物品の管理 (1) 原子力部門は、調達した物品が使用されるまで、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。
296.	(調達物品の管理)	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7. 5. 5 調達物品の管理
297.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまで、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装及び保護を含む。)	7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の	7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の	7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の	7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の	7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の	(1) 原子力部門は、調達した物品が使用されるまで、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。 (2) 原子力部門は、調達物品の管理に係る事項について、表3-2の7.5.5項に係る社内標準を確立する。
298.	(監視測定のための設備の管理)	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7. 6 監視測定のための設備の管理
299.	第四十二条 原子力事業者等は、機	(1) 組織は、機器等又は個別業務の	(1) 組織は、機器等又は個別業務の	(1) 組織は、機器等又は個別業務の	(1) 組織は、機器等又は個別業務の	(1) 組織は、機器等又は個別業務の	(1) 原子力部門は、機器等または個

No.	品質管理基準規則	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)	
	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)	
	の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。	を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	
325.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 監督室長 は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 監督室長 は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 監督室長 は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 監督室長 は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 監督室長 は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 原子力部門は、内部監査を行う要員(以下、「内部監査員」という。)の選定および内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	
326.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせなければならない。	(5) 監督室長 は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監督室長 は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監督室長 は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監督室長 は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監督室長 は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 原子力部門は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	
327.	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(6) 監督室長 は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)	(6) 監督室長 は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)	(6) 監督室長 は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)	(6) 監督室長 は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)	(6) 監督室長 は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)	(6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を、表3-1の8.2.2項に係る社内標準に定める。	
328.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。	(7) 監督室長 は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監督室長 は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監督室長 は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監督室長 は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監督室長 は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 原子力部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	
329.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。	(8) 監督室長 は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監督室長 は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監督室長 は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監督室長 は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監督室長 は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 原子力部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	
330.	(プロセスの監視測定)	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	
331.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを評価する。	(1) 組織 は、プロセスの監視測定を行う定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	(1) 組織 は、プロセスの監視測定を行う定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	(1) 組織 は、プロセスの監視測定を行う定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	(1) 組織 は、プロセスの監視測定を行う定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	(1) 組織 は、プロセスの監視測定を行う定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	(1) 組織 は、プロセスの監視測定を行う定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	(1) 原子力部門は、プロセスの監視測定(対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを評価しなければならない。
332.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。	(2) 組織 は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織 は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織 は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織 は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織 は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 原子力部門は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	
333.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織 は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織 は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織 は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織 は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織 は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 原子力部門は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
385.	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料 物質を使用しない使用施設等に係る 品質管理に必要な体制)	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料 物質を使用しない使用施設等に係る 品質管理に必要な体制)	—	—	—	—	—	—
386.	第五十四条使用者(令第四十一条 各号に掲げる核燃料物質を使用しな い者に限る。以下同じ。)は、使用施 設等の保安のための業務に係る品質 管理に関し、次に掲げる措置を講じな ければならない。 一 個別業務に関し、継続的な改善 を計画的に実施し、これを評価するこ と。 二 前号の措置に係る記録を作成し、 これを管理すること。 2 使用者は、前項に規定する措置 に関し、原子力の安全を確保すること の重要性を認識し、原子力の安全が それ以外の事由により損なわれないよ うにしなければならぬ。	1 第2項に規定する「原子力の安 全がそれ以外の事由により損なわれな い」とについては、本規程第10条1を 準用する。	—	—	—	—	—	—

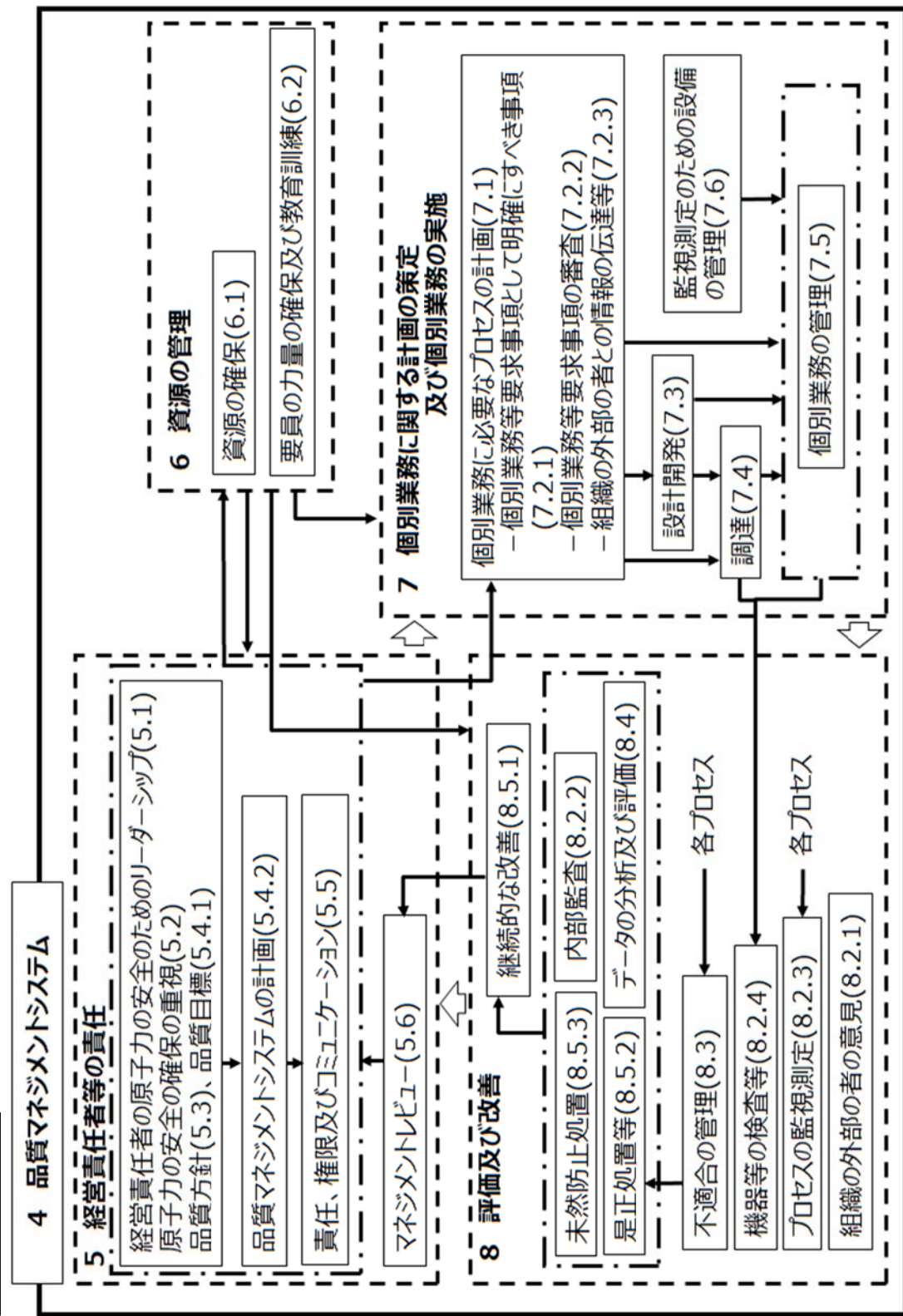


図1 プロセス関連図

基本プロセス
中プロセス
小プロセス

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則 調達室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則 安全・品質本部 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長 調達室長 安全・品質本部長	-
4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則 再処理事業部 品質重要度分類基準(要領)	事業部長	第74条
4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パワー・ランス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則 安全・品質改革委員会規程 品質・保安協議規程	安全・品質本部長 安全・品質本部長 安全・品質本部長	第21条の2 第20条
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	再処理事業部 再処理安全委員会運営要領	事業部長	第21条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則 監査室 教育訓練要領 調達室 教育訓練要領	安全・品質本部長 監査室長 調達室長	-
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	再処理事業部 教育訓練要領 再処理事業部 教育訓練要領	安全・品質本部長 事業部長	-
7.1	再処理施設の操作、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	再処理事業部 再処理施設保安規定運用要領	事業部長	第1条~第3条、第24条~第60条、第63条、第73条、第76条、第81条~第106条、第121条、第122条
7.3	施設管理	再処理事業部 施設管理要領	事業部長	第74条~第76条
7.4	非常時の措置	再処理事業部 異常・非常時対策要領	事業部長	第109条~第119条、第123条、第126条
8.2.4	機器等の検査等	再処理事業部 設計管理要領 調達管理要則	事業部長 調達室長	第75条
8.3	不適合の管理	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第74条、第76条~第78条、第105条、第106条
8.5.2	是正処置等	トラブル情報等の社外への共有要則 根本原因分析要則	安全・品質本部長 安全・品質本部長	-

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理		
8.5.2	是正処置等	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.3	未然防止処置		

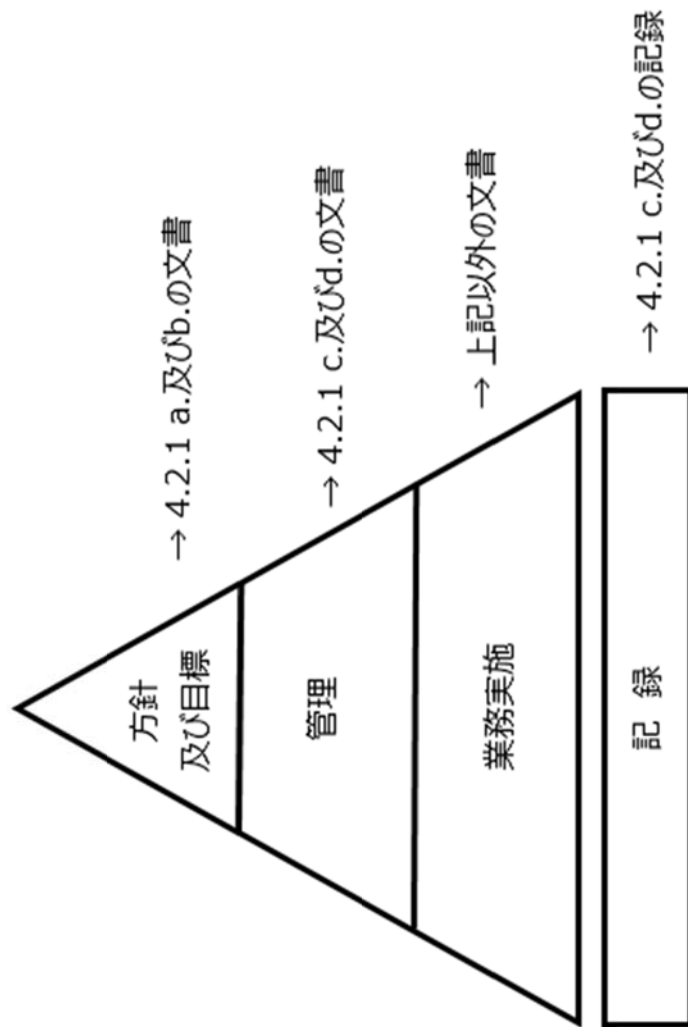


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

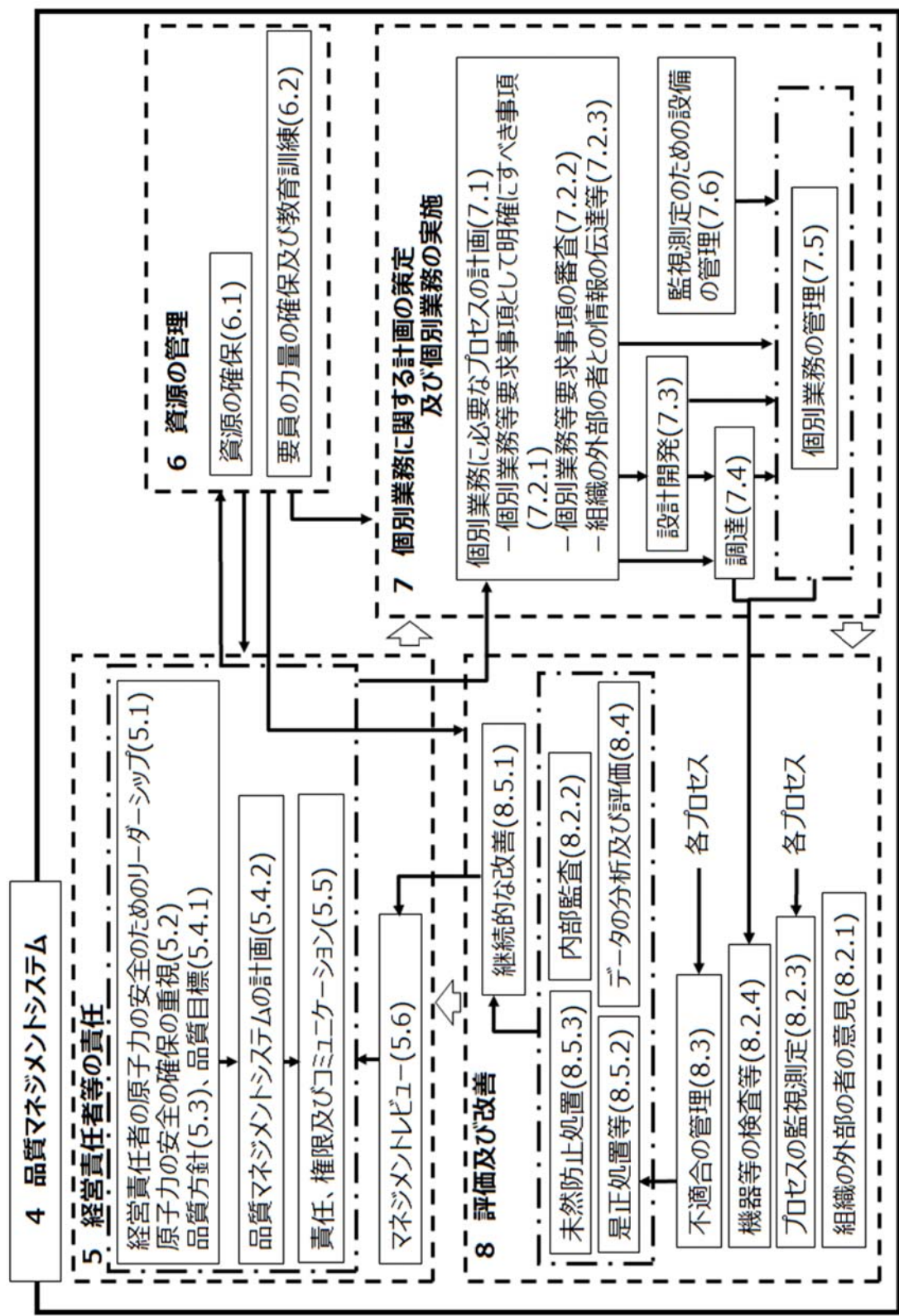


図1 プロセス関連図

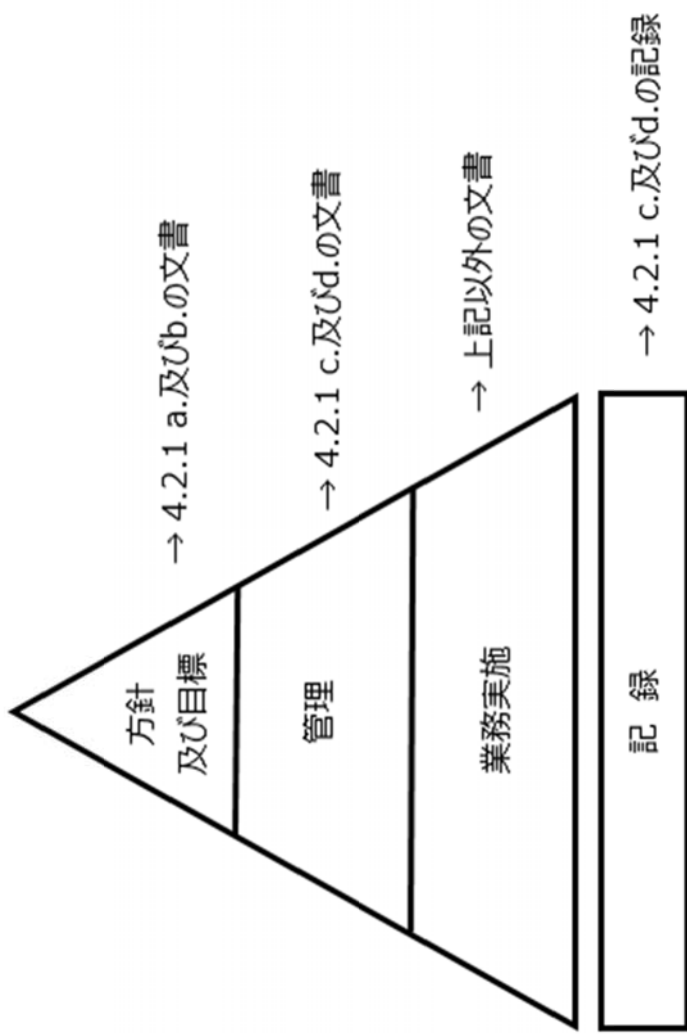


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則 調達室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則 安全・品質本部 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則 再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則 再処理事業部 品質重要度分類基準(要領)	監査室長 調達室長 安全・品質本部長 事業部長 事業部長	- - - - 第23条
4.1	保安活動の重要度	パフォーマンステータス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1.8.2.3	プロセスの監視測定	安全文化要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	安全・品質本部長	-
5.4.2、7.1、7.3	管理者	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	組織の内部の情報の伝達	自己アセスメント要則 安全・品質改革委員会規程 品質・保安議程	安全・品質本部長 第10条の2 第9条	-
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	再処理事業部 貯蔵管理安全委員会運営要領	事業部長	第10条
5.6	マネジメントレビュー	監査室 教育訓練要領 調達室 教育訓練要領	安全・品質本部長 監査室長 調達室長	- - -
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	安全・品質本部 教育訓練要領 再処理事業部 教育訓練要領	安全・品質本部長 事業部長	- -
7.1	廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	再処理事業部 施設管理要領 再処理事業部 異常・非常時対策要領 再処理事業部 設計管理要領	事業部長 事業部長 事業部長	第1条~第3条、第10条の3~第23条、第25条、第28条の2~第45条の2、第57条
7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	事業部長	第23条~第25条、第28条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	第46条~第56条、第58条、第61条
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第23条、第25条、第26条、第44条、第45条
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.3	未然防止処置	未然防止処置	安全・品質本部長

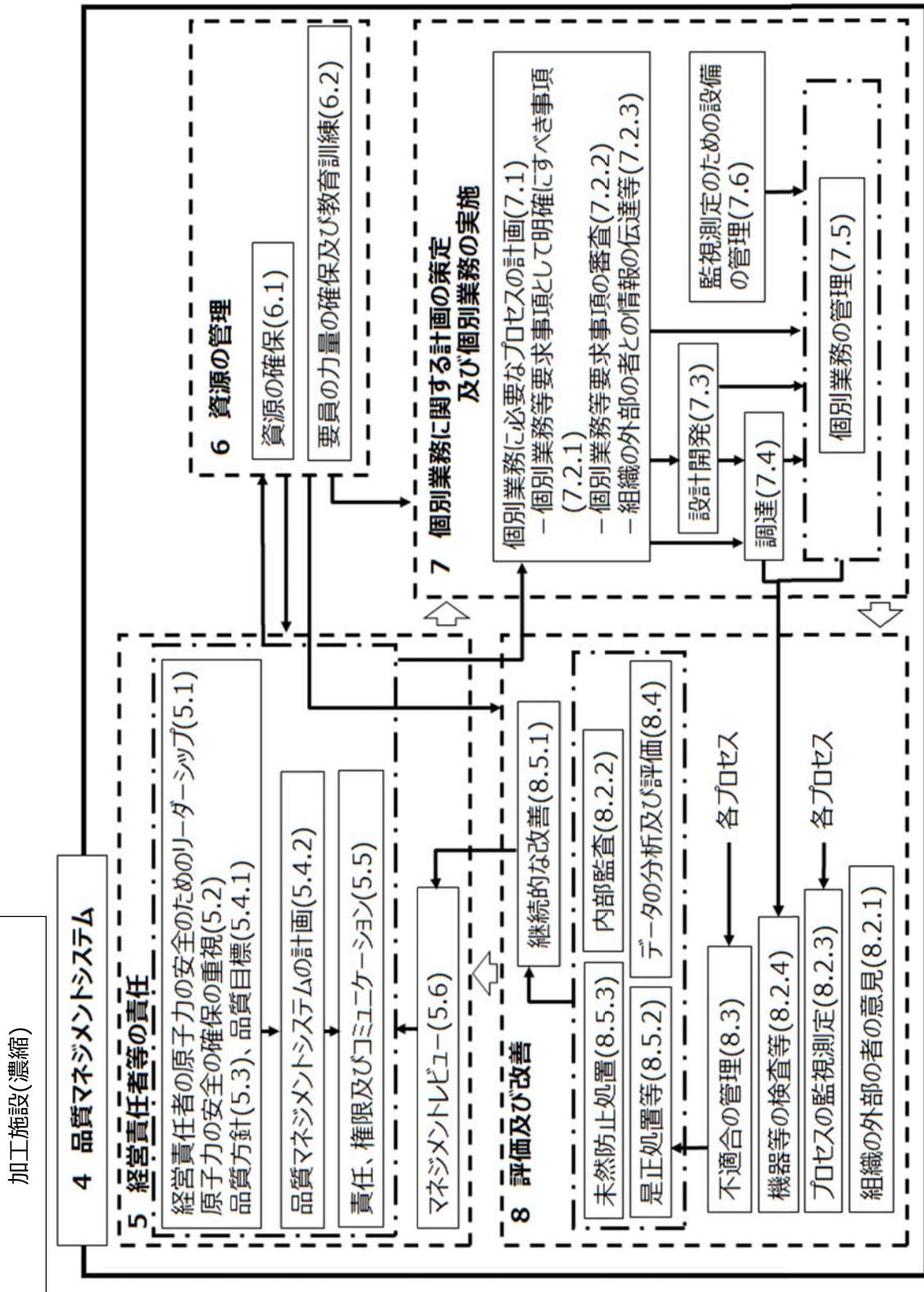


図1 プロセス関連図

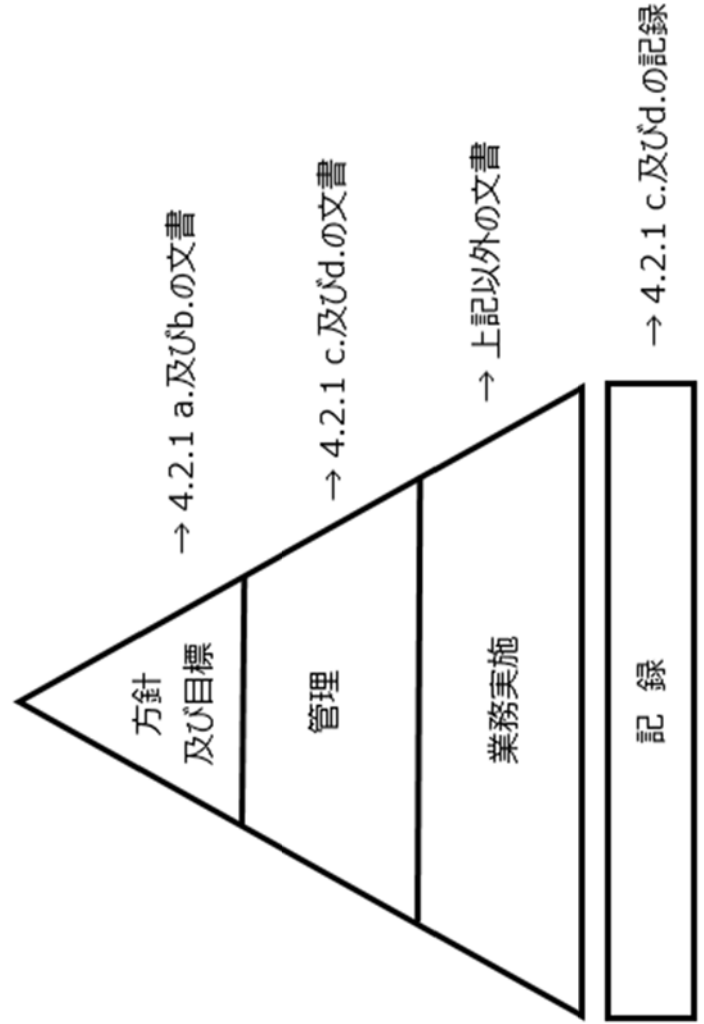


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必須と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安 規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則 調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則 安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則 調達室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長 調達室長 安全・品質本部長 事業部長	- - - -
4.1. 8.2.3	プロセスの監視測定	プロセス監視要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2. 7.1. 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	品質マネジメント要則 自己アセスメント要則 安全・品質改革委員会規程 品質・保安規程	安全・品質本部長 安全・品質本部長 安全・品質本部長 安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	加工施設 業務安全委員会運営要領	事業部長	-
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	マネジメントレビュー要則 監査室 教育訓練要領 調達室 教育訓練要領	安全・品質本部長 監査室長 調達室長	- - -
5.6	マネジメントレビュー	安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	加工施設 教育・訓練要領 加工施設 運転総括要領 加工施設 核燃料物質等管理要領 施設管理 施設管理要領 放射性廃棄物管理 放射性廃棄物管理要領 放射線管理 放射線管理要領 濃縮・理設事業所 周辺監視区域等出入管理要領	事業部長 事業部長 事業部長 事業部長 事業部長 事業部長 事業部長 事業部長	第87条、第88条 第14条～第30条 第31条～第35条 第36条～第41条 第42条～第52条 第53条～第58条、第61条～第70条 第59条、第60条
7.1	火災防護活動のための体制の整備、自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備	火災防護計画	事業部長	第71条、第72条
7.3	設計開発	加工施設 定期安全レビュー実施要領	事業部長	第89条
7.4	調達	加工施設 施設管理要領	事業部長	第37条
8.2.4	機器等の検査等	調達管理要則	調達室長	-
8.3	不適合の管理	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第39条、第40条
8.5.2	是正処置等	トラブル情報等の社外への共有要則 根本原因分析要則	安全・品質本部長 安全・品質本部長	- -

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.3	未然防止処置	CAPシステム要則	安全・品質本部長

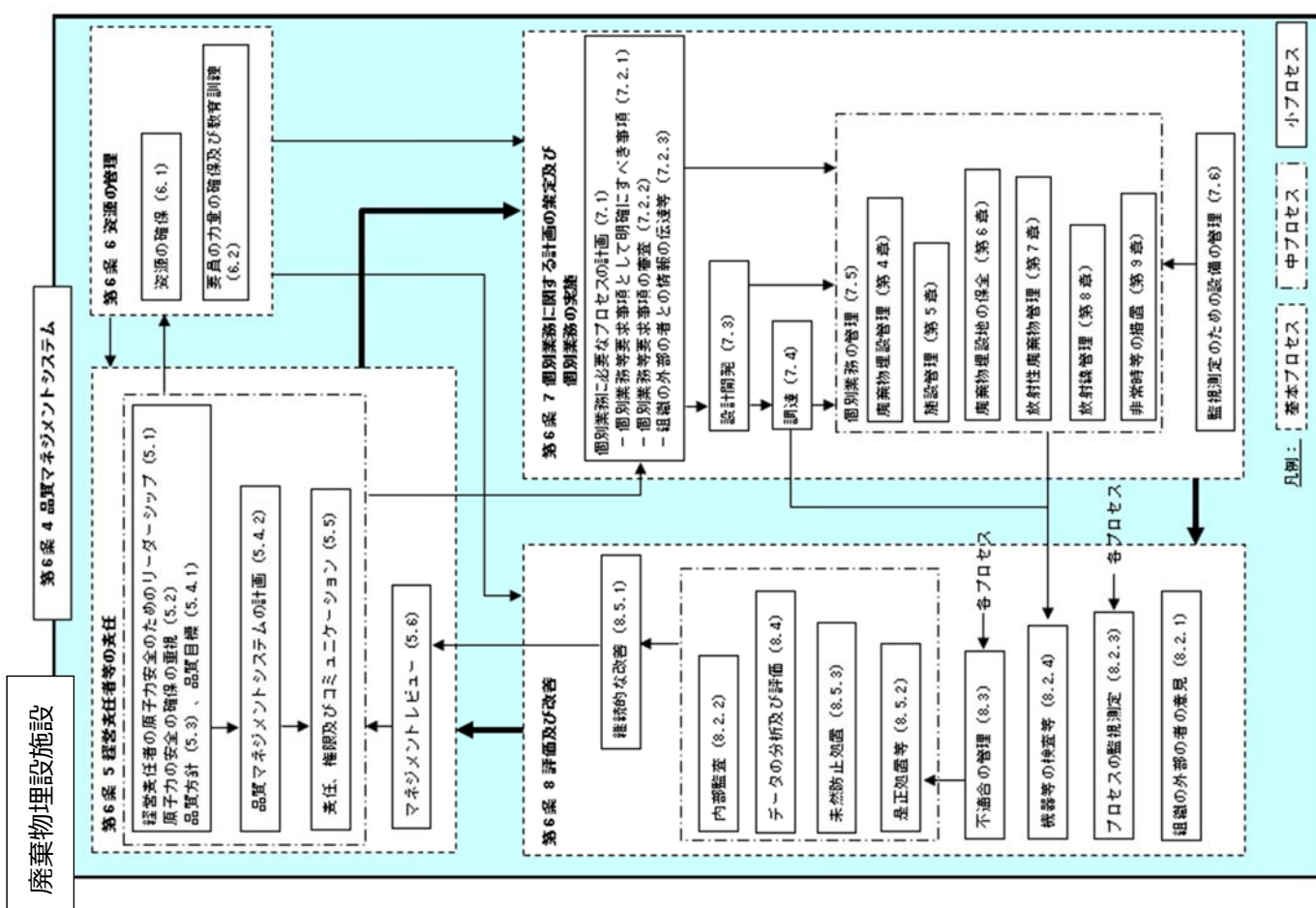


図1 プロセス関連図(第6条 4.1 関係)

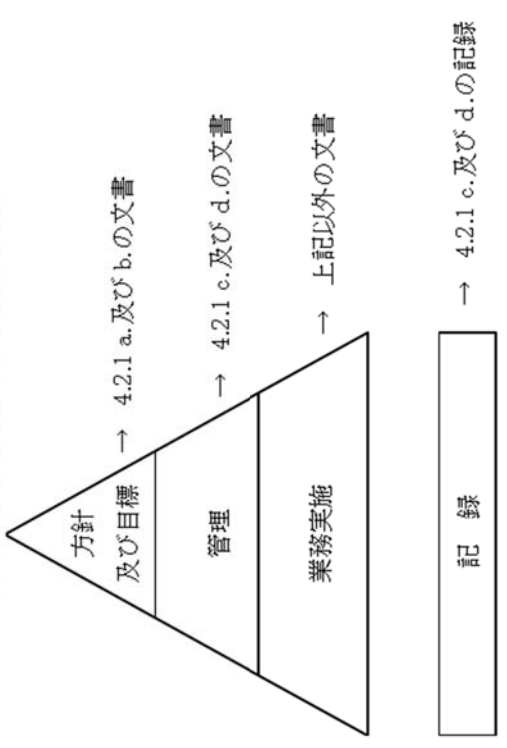


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図(第6条 4.2 関係)

表1 品質マネジメントシステム計画関連項目及び従属規定項目と組織が必要と決定した社内文書との関係(第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連項目	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連項目
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および放射線に係る品質マネジメントシステム維持運用要則	監査室長	品質マネジメントシステム計画以外の関連項目
		監査室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム維持運用要則	監査室長	
		安全・品質本部 原子力安全および放射線に係る品質マネジメントシステム維持運用要則	安全・品質本部長	
		放射線管理課 原子力安全に係る品質マネジメント運用要則	課長	
		放射線管理課 原子力安全に係る品質マネジメント運用要則	課長	
		放射線管理課 放射線管理要則	課長	
		放射線管理課 放射線管理要則	課長	
		放射線管理課 放射線管理要則	課長	
		放射線管理課 放射線管理要則	課長	
		放射線管理課 放射線管理要則	課長	
4.1. 8.2.3	プロセスの監視及び測定	安全・品質本部長	品質マネジメントシステム計画以外の関連項目	
4.1	安全文化	安全・品質本部長		
5.4.1	品質目標	安全・品質本部長		
5.4.2. 7.1. 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	安全・品質本部長		
5.5.3	管理者	安全・品質本部長		
5.5.4	組織内部の情報伝達	安全・品質本部長		
5.6	マネジメントレビュー	安全・品質本部長		
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	安全・品質本部長		
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	監査室 教育訓練要則		監査室長
		監査室 教育訓練要則		監査室長
		安全・品質本部 教育訓練要則	安全・品質本部長	
		放射線管理課 放射線教育実施要則	課長	
		放射線管理課 放射線教育実施要則	課長	
		放射線管理課 放射線教育実施要則	課長	
		放射線管理課 放射線教育実施要則	課長	
		放射線管理課 放射線教育実施要則	課長	
		放射線管理課 放射線教育実施要則	課長	
		放射線管理課 放射線教育実施要則	課長	
7.3	設計開発	設計課長	品質マネジメントシステム計画以外の関連項目	
7.4	調達	調達課長		
8.2.4	機器等の検査等	検査および記録管理課長		
8.3	不適合管理	安全・品質本部長		
8.5.2	是正処置等	安全・品質本部長		

表2 品質マネジメントシステム計画関連項目と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する社内文書との関係(第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連項目	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPSシステム要則	安全・品質本部長
	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置	未然防止処置要則	安全・品質本部長

再処理施設 品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号（事業許可申請書本文 8 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化	「再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）」、「パフォーマンステータス要領」	1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要領」	1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューアウトプット）	「安全文化要領」、「マネジメントレビュー要領」、「自己アセスメント要領」、「安全・品質改革委員会規程」	1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）	「安全文化要領」、「自己アセスメント要領」、「監査室 教育訓練要領」、「調達室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」、「再処理事業部 教育訓練要領」、「根本原因分析要領」	1
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立性の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化	「検査および試験管理要領」	1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスメントの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施	「自己アセスメント要領」	1
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化	「内部監査要領」	2
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入り可能な措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加	「調達管理要領」	1
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する方法及び程度を明確化	「調達管理要領」	1
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号、13 号	5.6.2l,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「マネジメントレビュー要領」	1
⑭	プロセスの監視測定の見直しに「安全業績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パフォーマンス指標要領」	1
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要領」	2
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要領」	2
⑱	文書改訂手続と入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項 第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	4.2.3(1),(2) 5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・文書改訂時等の必要に応じて当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化 ・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要領」 「変更管理要領」、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」、「再処理事業部 施設管理要領」、「再処理事業部 異常・非常時対策要領」、「再処理事業部 設計管理要領」、「変更管理要領」	1
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要領」	1
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項第 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「CAP システム要領」	2

注：「監査室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要領」、「調達室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要領」、「再処理事業部 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要領」は全項目に適用するため記載をしていない。

廃棄物管理施設 品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号 (事業許可申請書本文 8 号) の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮 (原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ) したグレード分けを適用することを明確化	「再処理事業部 品質重要度分類基準 (要領)」、「パフォーマンステータス要領」	1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要領」	1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化 (経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューアウトプット) ・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化 (品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練)	「安全文化要領」、「マネジメントレビュー要領」、「自己アセスメント要領」、「安全・品質改革委員会規程」	1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 14 条 第 17 条 第 26 条 第 48 条第 5 項、6 項	5.5.1 5.5.4 7.2.3 8.2.4(5),(6)	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任 (組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。) と権限を明確化 ・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化	「安全文化要領」、「自己アセスメント要領」、「監査室 教育訓練要領」、「調達室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」、「再処理事業部 教育訓練要領」、「根本原因分析要領」	1
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任 (組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。) と権限を明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施	「検査および試験管理要領」	1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスメントの追加	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監視に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監視をさせるはならないことを明確化	「内部監査要領」	2
⑩	調達プロセスへの規制機関の立ち入り可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加	「調達管理要領」	1
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入り可能とする措置の追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号 第 19 条第 1 項第 12 号、13 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f. 5.6.2l,m.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化 ・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「調達管理要領」 「マネジメントレビュー要領」	1
⑫	プロセスの監視測定の方法の追加	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標 (P I (Performance Indicator)) を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パフォーマンス指標要領」	1
⑬	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑭	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要領」	2
⑮	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要領」	2
⑯	文書改訂手続と入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要に応じて当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要領」	2
⑰	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「再処理事業部 廃棄物管理施設保安規定運用要領」、「再処理事業部 施設管理要領」、「再処理事業部 異常・非常時対応策要領」、「再処理事業部 設計管理要領」、「変更管理要領」	1
⑱	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要領」	1
⑳	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象 (未然防止処置を含む。) にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「パフォーマンス要領」 「CAP システム要領」	2

注：「監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要領」、「調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要領」、「再処理事業部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要領」は全項に適合するため記載をしていない。

加工施設(濃縮) 品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号 (事業許可申請書本文 8 号) の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮 (原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ) したグレード分けを適用することを明確化	「パフォーマンステータス指標要則」	1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要則」	1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化 (経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューアウトプット) ・人的、技術的及び組織間の相互作用 (HTO) を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化 (品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練)	「安全文化要則」、「マネジメントレビュー要則」、「自己アセスメント要則」、「安全・品質改革委員会規程」	1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任 (組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。) と権限を明確化	「安全文化要則」、「自己アセスメント要則」 「監査室 教育訓練要領」、「調達室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」、「加工施設 教育・訓練要領」、「根本原因分析要則」	1
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3		「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要性に応じた検査の独立性の確保の明確化	「検査および試験管理要則」	1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスメントの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施	「自己アセスメント要則」	1
⑩	内部監査を行う者の独立性 (自らの管轄下にある業務以外の業務) の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化	「内部監査要則」	2
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入り可能な措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加	「調達管理要則」	1
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する方法及び程度を明確化	「調達管理要則」	1
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号、13 号	5.6.2l,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「マネジメントレビュー要則」	1
⑭	プロセスの監視測定の見直しに「安全業績指標 (PI) の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標 (P I (Performance Indicator)) を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パフォーマンス指標要則」	1
⑮	安全とセキユリティーのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキユリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑱	文書改訂手続と入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「加工施設 運転総括要領」、「加工施設 核燃料物質等管理要領」、「加工施設 施設管理要領」、「加工施設 放射性廃棄物管理要領」、「加工施設 放射線管理要領」、「濃縮・埋設事業所 周辺監視区域等出入管理要領」、「火災防護計画」、「加工施設 異常事象対策要領」、「加工施設 定期安全レビュー実施要領」、「変更管理要則」	1
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要則」	1
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象 (未然防止処置を含む。) にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「CAP システム要則」	2

注：「監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「濃縮事業部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」は全項目に適合するため記載をしていない。

廃棄物処理施設 品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号（事業許可申請書本文 8 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化	「燃料製造事業部 品質重要度分類（要領）」、「パワーマンス指標要領」	1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要領」	1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 9 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューインプット、マネジメントレビューアウトプット）	「安全文化要領」、「マネジメントレビュー要領」、「自己アセスメント要領」、「安全・品質改革委員会規程」	1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）	「安全文化要領」、「自己アセスメント要領」、「監査室 教育訓練要領」、「調達室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」、「廃棄物処理施設保安教育実施要領」、「根本原因分析要領」	1
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立性の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化	「検査および試験管理要領」	1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスメントの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかわる評価等を実施	「自己アセスメント要領」	1
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関する管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化	「内部監査要領」	2
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入り可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加	「調達管理要領」	1
⑫	調達プロセスへの一般産業用品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化	「調達管理要領」	1
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号、13 号	5.6.2l.,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「マネジメントレビュー要領」	1
⑭	プロセスの監視測定の見直しに際して「安全業績指標 (PI) の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パワーマンス指標要領」	1
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要領」	2
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要領」	2
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要領」	2
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「廃棄物処理施設廃棄物取扱主任者業務実施要領」、「廃棄物処理施設設計画作成要領」、「廃棄物処理施設設計画作成要領」、「廃棄物処理施設設計画作成要領」、「設計管理要領」、「土木管理要領」、「埋設事業部保全の継続的な改善に関する運用要領」、「技術情報管理要領」、「廃棄物処理施設設計画作成要領」、「設置および改造工事に係る設計管理要領」、「建物管理要領」、「廃棄物処理施設放射線管理総括要領」、「設計管理要領」、「廃棄物処理施設排水・地下水監視要領」、「濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領」、「廃棄物処理施設設置異常・非常時対策要領」、「廃棄物処理施設定期的な評価実施要領」、「変更管理要領」	1
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要領」	1
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「CAP システム要領」	2

注：「監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム規程運用要領」、「調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム規程運用要領」、「埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要領」は全項に適合するた
め記載していない。

加工施設(MOX) 品質管理基準規則において要求事項が明確となった21項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第1条 第10条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文9号(事業許可申請書本文8号)の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第4条第2項 第4条第7項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮(原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ)したグレード分けを適用することを明確化	「燃料製造事業部 品質重要度分類(要領)」、「パフォーマンステータス要領」	5-1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第9条 第16条第2項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持ってQMSを構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを發揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要領」	5-1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第4条第3項 第16条第1項第5号 第20条第1項第5号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	5-1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第9条第1項第3号 第11条 第20条第1項第4号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化(経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューアウトプット) ・人的、技術的及び組織間の相互作用(HTO)を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化(品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練)	「安全文化要領」、「マネジメントレビュー要領」、「自己アセスメント要領」、「安全・品質改革委員会規程」	5-1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第14条 第17条 第26条 第48条第5項、6項	5.5.1 5.5.4 7.2.3 8.2.4(5),(6)	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任(組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。)と権限を明確化 ・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第16条第3項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施	「検査および試験管理要領」	5-1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスメントの追加	第46条第5項	8.2.2(5)	・監視に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監視をさせてはならないことを明確化	「内部監査要領」	5-2
⑩	調達プロセスへの規制機関の立ち入り可能な措置の追加	第35条第2項 第34条第2項 第35条第1項第6号 第19条第1項第12号、13号	7.4.2(2) 7.4.1(2) 7.4.2(1)f. 5.6.2l,m.	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加 ・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化 ・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「調達管理要領」 「調達管理要領」 「調達管理要領」 「マネジメントレビュー要領」	5-1 5-1 5-1
⑭	プロセスの監視測定の見直しに「安全・品質・環境指標(PI)の活用」を明確化	第4条第4項第3号 第47条第2項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の1つとしてパフォーマンスを示す指標(P I (Performance Indicator))を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パフォーマンス指標要領」	5-1
⑮	安全とセキユリティーのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第4条第4項第8号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキユリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第7条第2項第1号、2号、3号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要領」	5-2
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第7条第1項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要領」	5-2
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第7条第1項、2項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要領」	5-2
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第13条第2項 第23条第1,3項 第27条第1項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「燃料製造事業部 品質目標・業務目標管理要領」、「燃料製造事業部 設計管理要領」、「燃料製造事業部 設工認申請・使用前事業部 検査運用要領」、「燃料製造事業部 製作および据付・施工管理要領」、「燃料製造事業部 検査および試験管理要領」、「燃料製造事業部 使用前事業者検査実施要領」、「燃料製造事業部 保守管理要領」、「変更管理要領」	5-1
⑳	外部からの要員確保	第4条第6項 第21条第1項 第34条第2項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要領」	5-1
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第50条第2項第3号 第52条 第53条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象(未然防止処置を含む。)にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「CAPシステム要領」	5-2

注:「監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要領」、「調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要領」、「燃料製造事業部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要領」は全項目に適合するため記載されていない。

CAP システムについて

1. はじめに

本資料は、2020年4月1日の品質管理基準規則の施行に伴い、品質マネジメントシステムの継続的な改善に資することを目的に、実用発電原子炉と同様 CAP システムを導入した。本資料は、当社における CAP システムの概要を示した資料である。

2. CAP システムの概要

- ・ CAP システムでは、品質管理基準規則の要求事項である「不適合の管理」「是正処置等」「未然防止処置」を含め、事業者自ら、幅広い気づき事項を CR (コンディションレポート) として収集、スクリーニングし、安全上の重要度に応じた処置を実施するとともに、パフォーマンス評価、監視及び測定を行う。

項目	概要
①状態報告 (CR)	幅広い気づき事項を CR として収集する。
②スクリーニング (PICo/PIM)	収集した CR を分析するために、情報を収集、整理し、不適合の判断および CAQ (原子力安全に影響を及ぼす状態) / Non-CAQ (原子力安全に影響を及ぼさない状態) などの重要度を判断した上で処置の割り振りを行う。
③処置の実施(1) [是正処置管理]	②で是正処置管理が必要と判断した CR に対して、重要度に応じて是正処置または未然防止処置を実施する。
④処置の実施(2) [通業業務としてのマネジメント管理]	②で通常業務としてのマネジメント管理と判断した CR に対して、通常の業務として、対応を実施する。
⑤パフォーマンス評価、監視及び測定	処置の状況のフォローアップや問題の傾向を把握し、問題や弱点を特定する

- ・ 別紙 1 に当社における CAP システムの概要を、別紙 2 に具体的な社内標準 (CAP システム要則) への展開を示す。当社は、再処理施設、廃棄物管理施設など複数の異なる施設を運営しているが、全社統一の仕組みとしているため、施設毎の運用の差はない。
- ・ なお、参考資料に電力が原子力規制庁殿へ説明した CAP システムの全体像 (第 18 回新検査制度 WG 掲示案) を示すが、当社における CAP システムと同等の仕組みである。

3. 文書体系におけるCAPシステム要則の位置づけ

CAP システムは、社内規定「CAP システム要則」に定めており、保安規定では「表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則に基づき作成する文書」に対応する文書として整理する。(別紙-3 参照)

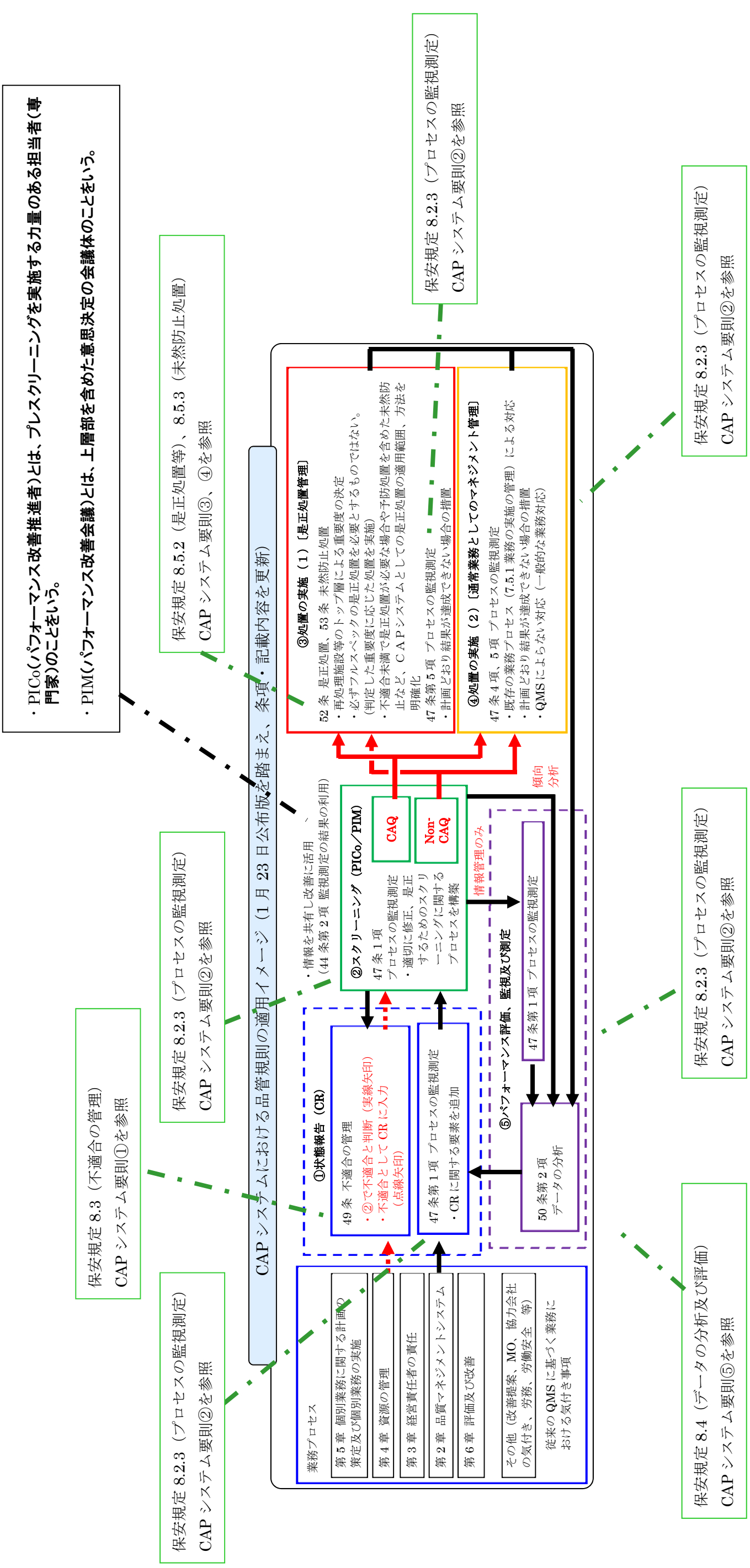
【別 紙】

- ・別紙-1 当社におけるCAPシステムの展開
- ・別紙-2 社内標準類 CAP システム要則
- ・別紙-3 文書体系における「CAP システム要則」の位置づけ
- ・参考資料 品証技術基準(第18回新検査制度WG提示案)に基づくCAPシステム全体像(案)

以 上

【当社におけるCAPシステムの展開】

下図に、当社CAPシステムのプロセスの展開と関連する保安規定の項を示す。各プロセスの具体的運用については、社内標準（CAPシステム要則）に定めている。



※本フロー図は、過去の品質管理基準規則案 (参考資料) をベースに作成しているため、2020年1月23日公開版をベースに条項・記載内容を更新している。

社内標準名	条文(抜粋)	前頁のシステム関連図との関連
CAP システム要則	<p>5. CR の処理</p> <p>(1) CR 登録の考え方</p> <p>経営層を含む各階層の管理者および各要員は、当社の企業活動におけるパフォーマンスギャップ、気づいた問題および要望・推奨事項等を含む要改善点等、何らかの情報を認識した際は、報告事項として CR を登録する。</p> <p>また、CR を登録した内容およびこれに対する処理の結果は、当社施設の安全性を向上させるため、原則として社内に表示・共有するものとする。</p> <p>(4) スクリーニング</p> <p>PICo (パフォーマンス改善推進者) は、受付処理が完了した報告事項について、速やかに、以下 a. ~f. (以下、「スクリーニング」という。) を実施し、CAQ、Non-CAQ の判定を行い、その結果を CR 台帳に入力する。</p> <p>a. 事象のレビューおよび不適合の特定</p> <p>PICo は、報告事項に対して、情報を収集および整理し、技術的、人的および組織的側面等を考慮した上で、問題点を含む以下の内容を明確化し、CR 台帳に入力する。</p> <p>b. CAQ の特定</p> <p>PICo は、報告事項に対して CAQ の特定を行い、CR 台帳に入力する。</p> <p>CAQ 判定は以下の 2 つの評価を勧奨し、調査レベルを設定する。</p> <p>(a) 原因の不確かさ評価</p> <p>(b) 原子力安全への影響度 (リスク評価)</p> <p>これらの組み合わせで調査レベルを判定し、CAQ を特定し、必要な対処を検討する。</p> <p>d. 処置実施箇所の選定</p> <p>PICo は、報告事項に対して、状態の是正 (不適合の処理またはその他の事象の処理) および原因の是正 (是正処置または未然防止処置) を実施する処置実施箇所を選定し、CR 台帳に入力する。</p> <p>e. コーディング</p> <p>PICo は、報告事項に対して、以下の分類を実施し、CR 台帳に入力する。</p> <p>f. 情報共有・水平展開要否の判定</p> <p>PICo は、報告事項に対して、類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の調査および他の組織への知見とするために、情報共有すべき事項、水平展開 (同様事象調査および同様原因調査) の要否およびその範囲を判定し、CR 台帳に入力する。</p> <p>原因が曖昧または複雑などにより、同様原因調査の要否がスクリーニングの段階で判断できない場合は、原因および対策の方針を決定した段階で、実施する。</p> <p>h. PIM でのスクリーニングの確定</p> <p>PIM (パフォーマンス改善会議) は、a. ~f. で PICo が実施したスクリーニング結果を審議し、スクリーニングを確定する。</p> <p>(5) 処置計画の策定および実施</p> <p>処置実施箇所は、処置計画を策定し、実施する。</p> <p>a. CAQ の処置</p> <p>(a) 状態の是正 (不適合の処理)</p>	<p>①、②</p> <p>②</p> <p>②、③</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>①、③、④</p> <p>②、⑤</p> <p>③、④</p> <p>②</p> <p>①</p>

社内標準名	条文（抜粋）	前頁のシステム関連図との関連
	<p>イ. 処置実施箇所は、不適合の処理の計画を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。 処置実施箇所は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合処理を計画し、実施する。</p> <p>① 発見された不適合を除去するための措置 ② 特別採用 ③ 識別表示・隔離・廃棄 ④ 外部への引渡し後等の措置</p> <p>ウ. 処置実施箇所は、不適合の処理の結果を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>(b) 原因の是正（是正処置） 是正処置は以下のとおり、実施する。</p> <p>イ. 処置実施箇所は、調査レベルの判定結果をもとに、重要度や原因の複雑性を考慮した上で、是正処置の計画を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>エ. 処置実施箇所は、是正処置を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>オ. 処置実施箇所は、是正処置が再発防止を達成させるための活動として有効であったかについて評価するためのレビューを実施し、CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>(c) 未然防止処置</p> <p>イ. 処置実施箇所は、起こり得る不適合の重要度や原因を考慮した上で、処置の計画を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>ウ. 処置実施箇所は、未然防止処置の結果を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>エ. 処置実施箇所は、未然防止処置が未然防止を達成させるための活動として有効であったかについて評価するためのレビューを実施し、CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>c. Non-CAQ (a) 不適合の処理、是正処置または未然防止処置 a. CAQ の処置と同様</p> <p>(b) その他（不適合の処理、是正処置または未然防止処置以外）の処置</p> <p>イ. 処置実施箇所は、CR 台帳に処置計画を入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、上覧手続きを行う。 ウ. 処置実施箇所は、CR 台帳に処理結果を入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、上覧手続きを行う。</p> <p>(6) フォローアップ</p> <p>b. 処置実施箇所は、未実施の対策を定期的なレビューし、対策の放置または不適切な延長がなされていないかを確認する。 c. PICo は、処置実施箇所における CAQ および Non-CAQ の対処の状況（進捗を含む）を確認し、各事業部における改善活動の適時性および処置範囲等について、組織および施設のパフォーマンス向上の観点から支援・指導する。なお、進捗の大幅な遅れや無理な工程など管理に問題がある場合、必要な処置が行われていない場</p>	<p>③</p> <p>④</p> <p>①、③、④</p> <p>②</p> <p>②</p>

社内標準名	条文 (抜粋)	前頁のシステム関連図との関連
	<p>合は、CR を登録する。</p> <p>d. PICO は、CAQ の処置の進捗状況を定期的に PIM に報告する。</p> <p>6. 傾向分析および改善 パフォーマンス評価の一環として、CAP システムによって得られたデータを傾向分析し、パフォーマンス改善を実施した場合の効果が高い領域（組織の弱み）を特定し、改善を進めることにより、重要な問題の未然防止など組織のパフォーマンスを継続的に向上させる。</p> <p>7. 社内展開検討データベースの運用 (1) 社内展開検討データベースへの登録 a. 国内外の運転経験情報 国内外で発生した事故・トラブル等の重要な情報を当社設備やプロセスに反映させ、安全性を向上させるために、安全・品質本部は以下の国内外の運転経験情報（以下、OE 情報という）を収集する。</p> <p>b. 当社内の水平展開と判断した事象 PICO はスクリーニングにて水平展開が必要とした事象については、社内展開検討データベースに登録する。</p> <p>(2) 水平展開の要否判断 各事業部の PICO は社内展開検討データベースに登録された事象に対して、施設や業務プロセスの特徴を踏まえ、類似の不適合その他の事象の有無もしくは当該類似の事象が発生する可能性の調査または起こり得る不適合およびその原因の調査として、水平展開（同様事象調査および同様原因調査）などの事業部の対応が必要か判断する。</p> <p>PICO は、水平展開の結果、事業部で是正処置または未然防止処置を含む対応が必要と判断した事象については、CR を登録する。</p> <p>PICO は、水平展開の対応要否の判断結果を定期的に PIM に報告し、PIM は、PICO の判断結果を確認し、必要な指示を行う。</p>	<p>⑤</p> <p>②、④</p> <p>②、③、④</p> <p>③、④</p>

【文書体系における「CAP システム要則」の位置づけ】

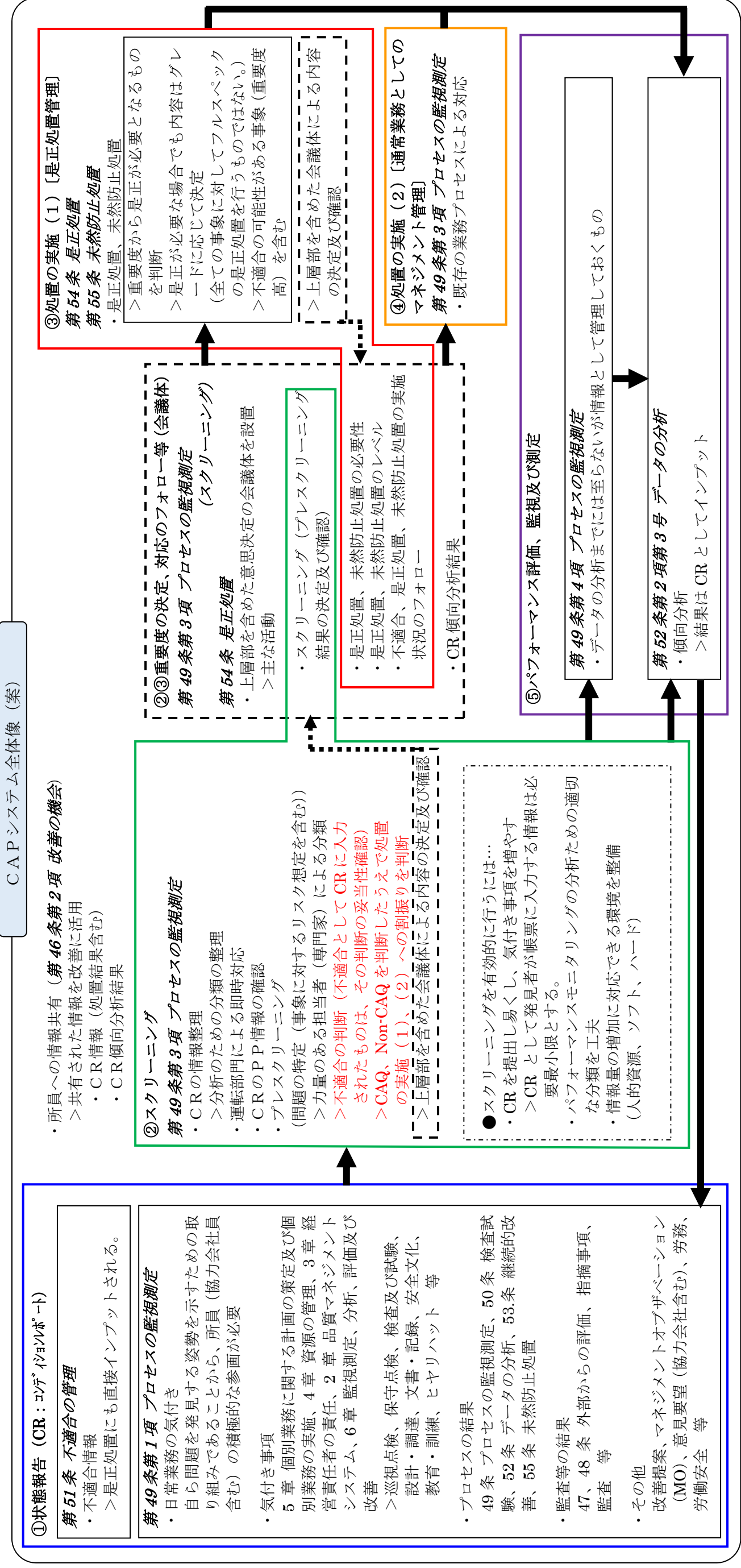
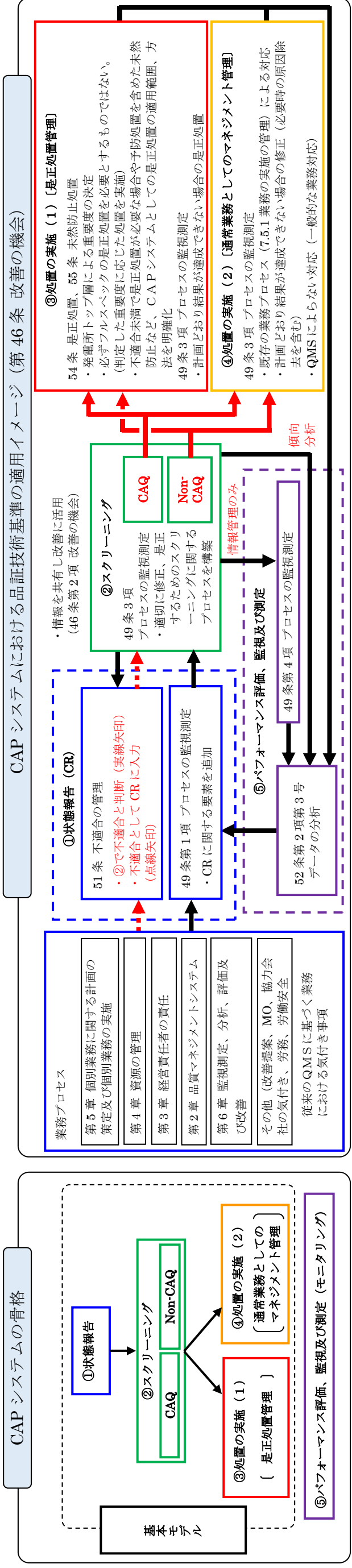
別紙-3では、「再処理施設 保安規定」を例に、保安規定におけるCAP システム要則の位置づけを下記(表2の青枠)のとおり示す。

表1：品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	説明		
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則			
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則			
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則			
		再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則			
		再処理事業部 品質重要度分類基準(要領)			
		パフォーマンスマンズ指標要則			
		安全文化要則			
		品質目標要則			
		変更管理要則			
		自己アセスメント要則			
		安全・品質改革委員会規程			
		品質・保安会議規程			
		再処理事業部 貯蔵管理安全委員会運営要領			
		マネジメントレビュー要則			
		監査室 教育訓練要領			
		調達室 教育訓練要領			
安全・品質本部 教育訓練要領					
再処理事業部 教育訓練要領					
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領			
		再処理事業部 施設管理要領			
		再処理事業部 異常・非常時対策要領			
		再処理事業部 設計管理要領			
		調達管理要領			
		検査および試験管理要則			
		トラブル情報等の社外への共有要則			
		根本原因分析要則			
		7.1	廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	施設管理	
				非常時等の措置	
				設計開発	
				調達	
				機器等の検査等	
				不適合の管理	
				是正処置等	
				7.3	不適合の管理
内部監査要則					
不適合の管理					
是正処置等					
未然防止処置					
CAP システム要則	CAP の関連事項(不適合の管理、是正処置等、未然防止処置)について、CAP システム要則に記載したため、8.3、8.5.2、8.5.3に当該二次文書を追記。				

表2：品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	説明
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	
		記録の管理	
		内部監査	
		不適合の管理	
		是正処置等	
8.5.2	未然防止処置	CAP システム要則	CAP の関連事項(不適合の管理、是正処置等、未然防止処置)について、CAP システム要則に記載したため、8.3、8.5.2、8.5.3に当該二次文書を追記。



各施設保安規定【品質マネジメントシステム計画以外(主な変更)】比較表

本資料のうち、■内の記載事項は公開制限情報に属するものであり、公開できませんので削除しております。

各施設 保安規定【品質マネジメントシステム計画以外（主な変更）】比較表

No.	再処理施設 第2章 保安管理体制	廃棄物管理施設 第2章 保安管理体制	加工施設(濃縮) 第3章 保安管理体制	廃棄物埋設施設 第3章 保安管理体制	加工施設(MOX) 第3章 保安管理体制	(参考)実用炉保安規定	差異説明	
1	<p>(職務) 第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (略) (35) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。 (略) (62) 第77条第1項又は第78条第1項に基づき選任された使用前事業者検査又は定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。 (略)</p>	<p>(職務) 第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (略) (38) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。 (略) (53) 第26条第1項又は第27条第1項に基づき選任された使用前事業者検査又は定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。 (略)</p>	<p>(職務) 第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (略) (22) 第39条に定める使用前事業者検査又は第40条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。 (略)</p>	<p>(職務) 第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (略) (12) 検査課長は、埋設施設確認及び廃棄物確認に係る検査を行う。 (略)</p>	<p>(職務) 第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (略) (23) 第26条第2項に基づき選任された使用前事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。 (略)</p>	<p>(職務) 第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (略)</p>	<p>(参考)実用炉保安規定</p>	<p>■品質保証に係る事項及び文書の制定等について各施設間の記載の違いは、表現の違いであり、規定内容は同じ。 再処理(5)、廃棄物(4)、濃縮(4)(7)、埋設(3)、MOX(4)(5)に記載</p>
2	<p>(再処理安全委員会)の審議事項、構成等 第21条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を保安業務全体の観点から審議する。 (1) 再処理の事業変更許可申請に関する事項 (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更</p> <p>(4) 第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定</p> <p>(5) この規定に基づく以下の計画 ① ガラス固化体の受入れ計画</p> <p>(6) 再処理施設の使用計画</p> <p>③ 第5条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p>④ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画 ⑤ 保安教育の実施計画 ⑥ 再処理施設の定期的な評価の実施計画</p>	<p>(貯蔵管理安全委員会)の審議事項、構成等 第10条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。 (1) 廃棄物管理の事業変更許可申請に関する事項 (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更</p> <p>(4) 第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定</p> <p>(5) 第41条に基づき加工施設の経年劣化に関する技術的な評価結果及び第89条に基づく加工施設の定期的な評価結果</p> <p>(6) 第41条に基づき長期施設管理方針</p> <p>(7) 第6条の表1に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃</p> <p>(8) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更 ① 第23条に基づきカスケード設備の運転条件(ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。) ② 第23条に基づきカスケード設備運転条件設定方法 ③ 第25条に基づき年間液化回数 ④ 第38条に基づき作業管理に係る実施計画 ⑤ 第37条に基づき設計開発に係る実施計画 ⑥ 第87条に基づき保安教育の実施計画 ⑦ 第41条に基づき加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画及び第89条に基づき加工施設の定期的な評価の実施計画</p>	<p>(濃縮安全委員会)の審議事項、構成等 第12条 濃縮安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を事業部全体の観点から審議する。 (1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項 (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更</p> <p>(4) 加工施設の品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守、安全向上に関する事項を含む)</p> <p>(5) 表1に掲げる事業部長が制定する規定</p> <p>(6) この規定に基づく以下の計画 イ 廃棄物埋設計画 ロ 施設管理実施計画 ハ 調査計画 ニ 修復計画</p> <p>ホ 保安教育実施計画 ヘ 定期的な評価の計画</p>	<p>(燃料製造安全委員会)の審議事項、構成等 第9条 燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安業務全体の観点から審議する。 (1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項 (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更及び認可申請に関する事項 (4) 加工施設の品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む)</p> <p>(5) 表5-1及び表5-2に基づき事業部長が定める文書の制定及び改廃</p> <p>(6) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更</p> <p>a. 保安教育実施計画</p>	<p>(燃料製造安全委員会)の審議事項、構成等 第9条 燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安業務全体の観点から審議する。 (1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項 (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更及び認可申請に関する事項 (4) 加工施設の品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む)</p> <p>(5) 表5-1及び表5-2に基づき事業部長が定める文書の制定及び改廃</p> <p>(6) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更</p> <p>a. 保安教育実施計画</p>			

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>(5) 第5条の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が定める規定</p> <p>(6) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(7) 第124条第1項に基づく定期的な評価の結果</p> <p>(8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(核燃料取扱主任者)において代行者を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があるかつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4、5、6 (略)</p>	<p>(6) 第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(7) 第59条に基づく定期的な評価の結果</p> <p>(8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 貯蔵管理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 貯蔵管理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(核燃料取扱主任者)において代行者を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があるかつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4、5 (略)</p>	<p>(9) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 濃縮安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 濃縮安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(核燃料取扱主任者)において代行者を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があるかつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。</p> <p>6 事業部長は、前項の報告を尊重するとともに、第1項第2号の規定を定める。</p>	<p>(5) 第25条に基づく評価の結果</p> <p>(6) 第70条に基づく評価の結果</p> <p>(7) 保安に関する品質保証に係る事項</p> <p>(8) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 埋設施設安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 埋設施設安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(廃棄物取扱主任者)において代行者を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があるかつ、委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重するとともに、第1項第2号の規定を定める。</p>	<p>(7) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 燃料製造安全委員会は、事業部長が任命する委員長、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 燃料製造安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名したものが委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人を出席させることができる。</p> <p>(4) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があるかつ、委員会の開催が困難な場合は、委員長及び過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、審議結果を事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p>	(参考)実用炉保安規定	<p>■経年劣化及び定期的な評価の結果並びに長期施設管理方針について各施設間の記載の違いは、表現の違いであり、規定内容は同じ。(各事業への要求に応じて記載)</p> <p>再処理(6)(7)、廃棄物(6)(7)、濃縮(5)(6)、埋設(6)に記載</p> <p>■安全委員の代理人について各施設間の記載の違いは、表現の違いであり、規定内容は同じ。</p>
3	<p>第3章 再処理施設の操作</p> <p>(操作員の確保)</p> <p>第24条 工場長は、再処理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために再処理施設を操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で、第4項に基づき訓練を受ける者が守るべき事項を守らせる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 工場長は、再処理施設の操作に当たって別表2に定める人員を確保するとともに、操作に応じて必要な人員をそろえる。</p> <p>4 事業部長は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に、第1項の訓練を受ける者が守るべき事項を定める。</p>	<p>第3章 廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理</p> <p>(操作員の確保)</p> <p>第10条の3 工場長は、廃棄物管理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために廃棄物管理施設を操作させる場合であって、第3項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定める。操作員の監督の下にこれを守らせる。</p>	<p>第4章 加工施設の操作</p> <p>(操作員の確保)</p> <p>第15条 各課長は、第87条に基づき加工施設の操作に必要な保安教育を実施した者に操作させる。</p> <p>2 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。</p> <p>3 運転管理課長は、1直当たり4名以上の当直員をそろえる。</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(-)</p> <p>(今回の規定範囲外)</p>	<p>(-)</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】再処理規則第17条第1項第6号 廃棄物管理規則第34条第1項第6号 加工規則第8条第1項第6号</p> <p>■廃棄物管理施設は、操作員の数の確保に対する要求はない。</p> <p>■加工施設(濃縮)の訓練操作を行う場合の遵守事項は、下位文書に規定</p>

No.	再処理施設 (巡視・点検) 第25条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第74条に定める観点を含めて行う。	廃棄物管理施設 (巡視・点検) 第11条 統括当直長及び貯蔵管理課長は、毎日1回以上、別表2に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第29条に定める観点を含めて行う。	加工施設(濃縮) (巡視・点検) 第16条 巡視点検を担当する課長(以下「巡視点検担当課長」という。)は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第36条に定める観点を含めて行う。ただし、休祭日における巡視点検については、運転管理課長が行う。	廃棄物埋設施設 (削除)	加工施設(MOX) (今回の規定範囲外)	(参考)実用炉保安規定 (巡視点検) 第14条 当直課長(1、2号炉担当含む)は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器内、第112条第1項で定める区域ならびに系統より隔離されている施設※1を除く)を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第125条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 2. 発電室長は、原子炉格納容器内および第112条第1項で定める区域については、第112条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長(1、2号炉担当含む)は、その定めに従い、巡視点検を実施する。 3. 各課(室)長は、系統より隔離されている施設について一定期間※2毎に巡視し、点検を行う。 ※1: 系統より隔離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。 ※2: 一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数に低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。 また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査毎とする。	差異説明 【該当する保安規定審査基準項目】再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 ■ 廃棄物埋設施設は、施設管理の巡視に統合することで記載を削除
4							
5	(操作上の一般事項) 第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作(第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。)について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。 ① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること ② 警報作動時の対応内容に関すること 2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要なる分析について、分析試験の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。 3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。 4 5 6 7 (略) 8 統括当直長は、第3章(第2節は除く。)、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合(第56条第1項第3号に該当する場合を除く。)は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。	(操作上の一般事項) 第12条 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、その結果及び異常の場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。 ① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること ② 警報発信時の対応内容に関すること 2 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、前項に基づき手順書を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。 (削除) 3 貯蔵管理課長は、ガラス固化体受入れ建屋の玄関付近に管理上の注意事項を掲示する。	(操作上の一般事項) 第17条 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。 (1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること。 (2) 設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関すること。 (3) 警報作動時の対応内容に関すること。 2 各課長は、前項の手順書の制定に当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。 3 各課長は、当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	(運転管理業務) 第13条の2 各課(室)長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮し、原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1) 発電室長は、原子炉施設(系統より隔離されている施設※1を除く)の運転に関する次の業務を実施する。 (a) 原子炉施設の運転に必要な監視項目※2を定め、中央制御室における監視、第14条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各課(室)長に通知する。 (b) 運転操作(系統管理を含む)に係る事項を定め運用する。 (c) 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。 (d) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。 (2) 各課(室)長は、系統より隔離されている施設に関する次の業務を実施する。 (a) 第14条第3項の巡視点検を実施する。その結果、設備故障があれば関係各課(室)長に通知する。 (b) 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。 (c) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。	【該当する保安規定審査基準項目】再処理規則第17条第1項第6号 廃棄物管理規則第34条第1項第6号 加工規則第8条第1項第6号 ■ 加工施設(濃縮)の設備作禁止は、新規基準において既に反映済の項目

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
6	<p>(引 継) 第27条 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合には、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。</p>	<p>(引 継) 第12条の2 貯蔵管理課長は、当直日誌の引渡し及び引継時に実施すべきその他の事項を定め、操作責任者に実施させる。</p> <p>2 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合は、当直日誌を確実に申し送る。</p>	<p>(引 継) 第18条 運転管理課長は、当直長がその業務を次の当直長に引き継ぐ場合は、引継簿を確実に引き渡させるとともに、操作の状況を的確に申し送りさせる。</p>	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	<p>(3) 発電室長は、運転操作(系統管理を含む)が必要な場合は、関係各課(室)長の依頼に基づき、第1号(b)による運転操作(系統管理を含む)を実施する。また、関係各課(室)長は、発電室長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 各課(室)長は、第3節(第92条から第95条を除く)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために、原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第17条に従い実施する。</p> <p>※1: 系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2: 運転に必要な監視項目とは、第3節(第92条から第95条を除く)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】再処理規則第17条第1項第6号 廃棄物管理規則第34条第1項第6号 加工規則第8条第1項第6号</p> <p>■廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)は、保安の責任を有する職位(貯蔵管理課長、運転管理課長)が、操作員(当直長)の引継ぎ時に実施させる事項を規定</p>
7	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要十分な分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。</p> <p>3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等を複数の者に行わせる。また、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要十分な分析を行う場合は、標準試料と逐次並行分析を行わせるとともに、測定を複数回行わせる。</p> <p>6 統括当直長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に係る溶液の移送手段を複数し、開錠する場合は、当直長を含む複数の者に臨界防止に係る確認を行わせ、その結果を報告させた上で行う。</p> <p>7 統括当直長は、別表5に定める臨界警報装置が動作可能でないと判断した場合、監視対象区域における核燃料物質の移動及び人の立入りを禁止する措置を講じる。</p> <p>ただし、保安上必要な場合を除く。</p> <p>8 (略)</p> <p>第3章第2節に臨界防止に係る安全上重要な施設(計測制御設備)の管理を規定</p> <p>第3章第3節以降に各施設別に再処理施設の操作における臨界管理に係る措置を規定</p> <p>第4章に核燃料物質の取り扱いに係る臨界管理に係る措置を規定</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(臨界安全管理)</p> <p>第23条 運転管理課長は、別表6に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ[]によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。</p> <p>ただし、新素材を用いた遠心分離機(以下「新型遠心機」という。)のみを運転する場合は、[]による運転条件とすることができる。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>3 運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第1項の運転条件を遵守する。</p> <p>4 運転管理課長は、毎日1回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>なお、濃縮度測定装置の保守点検等によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに生産を停止する。</p> <p>5 運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>6 運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンダ内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。</p> <p>7 運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表7に示す設備及</p>	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	(該当なし)	

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
			加工施設(濃縮) ひ容器を使用する。 8 廃棄物管理課長は、使用済み NaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物(以下「分析沈殿物」という。)をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が別表8に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を別表8に定める最大ウラン含有量以下にする。 9 運転管理課長は、製品シリンドラ(ANSI又はISO規格30B)及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が16kg-U以下であることを確認する。 10 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱ウラン量を別表9に定める最大取扱ウラン量以下とするとともに、取扱設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。 11 運転管理課長は、臨界警報装置の保守点検等を行っているときに臨界を感知した場合には、ベージング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。 ※火災、自然災害、重大事故、非常時の措置については、第9章～第12章に規定している。		加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	
8	第5章 施設管理 (施設管理計画) 第74条 再処理施設について再処理事業指定(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。	第4章 施設管理 (施設管理計画) 第23条 廃棄物管理施設について廃棄物管理事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。	第6章 施設管理 (施設管理計画) 第36条 加工施設について核燃料物質加工事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。	第5章 施設管理 —	第8章 施設管理 (施設管理に係る計画、実施、評価及び改善) 第11条 表7-1に示す加工施設について「加工施設の事業の許可(変更許可)」を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定める。	(施設管理計画) 第125条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号
9	1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。 (2) さらに、第79条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理方針に反映する。 (3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、廃棄物管理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。 (2) さらに、第28条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理方針に反映する。 (3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。 (2) さらに、社長は、第41条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理方針に反映する。 (3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。	(施設管理方針) 第22条 社長は、埋設施設の施設管理に関する方針(以下「施設管理方針」という。)を定める。 (施設管理目標) 第23条 事業部長は、前条の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(以下「施設管理目標」という。)を定める。	第12条 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、社長は、施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。 2 事業部長は、次に掲げる事項について実施する。 (1) 施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。 (2) 施設管理の結果の確認、評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。	1. 施設管理の実施方針および施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第125条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。 (3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号
10	2 保全プログラムの策定 各職位は、1の施設管理目標を達成するために3から10の保全の実施に必要なプロ	2 保全プログラムの策定 各職位は、1の施設管理目標を達成するために3から10の保全の実施に必要なプロ	2 保全プログラムの策定 各職位は、1の施設管理目標を達成するために3から10の保全の実施に必要なプロ	(施設管理に係る個別業務計画の策定) 第13条 事業部長は、各職位に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するた	2. 保全プログラムの策定 原子力部門は、1.の施設管理目標を達成するため3.より10.からなる保全プログラム	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号	

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	セスを保全プログラムとして策定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	セスを保全プログラムとして策定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。		<p>加工施設(MOX)の個別業務計画を策定させる。</p> <p>(1) 施設管理対象範囲の選定</p> <p>(2) 施設管理の重要度の設定</p> <p>(3) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(4) 施設管理に関する計画の策定</p> <p>(5) 施設管理の実施</p> <p>(6) 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置</p> <p>(8) 施設管理の有効性評価</p> <p>(9) 構成管理</p> <p>(10) 設計管理</p> <p>(11) 作業管理</p> <p>(12) 使用前事業者検査の実施</p> <p>2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。</p>	<p>グラムを策定する。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>加工規則第8条第1項第16号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■加工施設(MOX)の規定との差異は、表現の違い。(各施設とも施設管理の運用ルールを策定することを規定するもので内容に違いはない。)</p>
11	3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、再処理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。	3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、廃棄物管理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。	3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。	—	<p>(施設管理対象範囲の選定)</p> <p>第14条 事業部長は、加工施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。</p> <p>(1) 「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備(表7-1)</p> <p>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備(表7-1)</p>	<p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>原子力部門は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各号の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置(変更)許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備</p> <p>(4) 多様性孤張設備※1</p> <p>(5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(6) その他自ら定める設備</p> <p>※1: 多様性孤張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>■実用炉の施設固有の規定は反映しない。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p> <p>加工規則第8条第1項第16号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■実用炉の施設固有の規定は反映しない。</p>
12	4 施設管理の重要度の設定 4.1 保全重要度の設定 管理担当課長は、3の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。	4 施設管理の重要度の設定 4.1 保全重要度の設定 管理担当課長は、3の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。	4 施設管理の重要度の設定 管理担当課長は、3の保全対象範囲について、系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に関する重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、加工施設の安全性を確保するため、重大事故に至るおそれがある事故への影響及び安全機能等への影響を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。	—	<p>(施設管理の重要度の設定)</p> <p>第15条 表7-1に示す施設を所管する燃料製造建設所の課長(以下「施設所管課長」という。)は、施設管理対象範囲に対して、加工施設の安全性を確保するため、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能分類上の重要度、重大事故等対処設備の該当有無を考慮した施設管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。</p>	<p>4. 施設管理の重要度の設定</p> <p>で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下、「保全重要度」という。))と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p> <p>加工規則第8条第1項第16号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■再処理施設、廃棄物管理施設では、施設管理として実施する活動に参与する組織の職務分担を考慮し、使用中施設の維持に係る保全の重要度と、新規設置、改造等に係る工事の重要度の設定を分割して記載。</p> <p>また、系統については、安全上重要な施設等、重大事故等対処施設等に応じて管理の程度を分けることから、分類との表現としている。</p>

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定を考慮することができる。	差異説明
	<p>機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(2) 構築物の保安重要度は、(1)に基づき設定する。</p> <p>(3) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>4.2 設計及びび工事の重要度の設定 (1) 設計及びび工事を実施する各職位は、再処理施設の安全性を確保するため、事業指定期間に基づき安全機能分類上の重要度を考慮して設計及びび工事の重要度を設定する。 (2) 次項以降の設計及びび工事は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(2) 構築物の保安重要度は、(1)に基づき設定する。</p> <p>(3) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>4.2 設計及びび工事の重要度の設定 (1) 設計及びび工事を実施する各職位は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、事業指定期間に基づき安全機能分類上の重要度を考慮して設計及びび工事の重要度を設定する。 (2) 次項以降の設計及びび工事は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及びび工事に用いる重要度は、加工施設の安全性確保を考慮して設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	—	<p>(施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視) 第16条 燃料製造建設所長は、施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。</p> <p>5 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 原子力部門は、保安の有効性を監視、評価するために4.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保安活動管理指標を設定する。 a. プラントレベルの保安活動管理指標 プラントレベルの保安活動管理指標として、以下のものを設定する。 ① 7000臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数 ② 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数 b. 系統レベルの保安活動管理指標 系統レベルの保安活動管理指標として、4. (1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。 ① 予防可能故障(MPFF)回数 ② 非待機(UA)時間※2 ※2. 非待機(UA)時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する(以下、本条において同じ)。</p> <p>(2) 燃料製造建設所長は、施設管理の目標値を設定する。また、10の保安の有効性評価の結果を踏まえ、保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>3 燃料製造建設所長は、施設管理の目標の確認、評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。</p>	<p>(参考)実用炉保安規定を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保安活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■各施設間の記載の違いは、表現の違いであり、規定内容は同じ。 ■実用炉の施設固有の規定は反映しない。</p>
13	<p>(2) 保安技術課長は、前号の保安活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保安技術課長は、再処理施設又は系統の供用開始(供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。)までに、</p>	<p>(2) 保安技術課長は、前号の保安活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保安技術課長は、廃棄物管理施設又は系統の供用開始(供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。)までに、</p>	<p>(2) 保安管理課長は、前号の保安活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保安管理課長は、プラント又は系統の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に</p>	—	<p>2 燃料製造建設所長は、施設管理の目標値を設定する。また、10の保安の有効性評価の結果を踏まえ、保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>3 燃料製造建設所長は、施設管理の目標の確認、評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。</p> <p>4 燃料製造建設所長は、施設管理の目標値を設定する。また、10の保安の有効性評価の結果を踏まえ、保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p>	<p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保安活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標 プラントレベルの保安活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。 b. 系統レベルの保安活動管理指標 ① 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 ② 非待機(UA)時間の目標値は、点検率継続および第4章第3節(運転上の制限)第20条から第91条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたは系統の供用開始までに、保安活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に</p>	<p>■実用炉の施設固有の規定は反映しない。</p>

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>保安活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関する事項を含める。</p> <p>(4) 保安技術課長は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>保安活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関する事項を含める。</p> <p>(4) 保安技術課長は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関する事項を含める。</p> <p>(4) 保安管理課長は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関する事項を含める。</p> <p>5 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施させる。その結果を記録させる。</p>	<p>定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関する事項を含める。</p> <p>5 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施させる。その結果を記録させる。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■実用炉に対し、規則への適合を明確にする観点で、施設管理実施計画に含めるべき項目を記載。</p> <p>■実用炉では、保安を施設管理と同義と定義し、計画の名称は従前のものを使用</p>	
	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保安対象範囲に対して実施する保安活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対して、計から6.3の計画に基づき次のa-eを含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 再処理施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 再処理施設の監視(再処理施設の保安のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(再処理施設の稼働中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 新たな確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関する事項</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保安対象範囲に対して実施する保安活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対して、計から6.3の計画に基づき次のa-eを含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 再処理施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 再処理施設の監視(再処理施設の保安のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(再処理施設の稼働中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 新たな確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関する事項</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 保安管理課長は、3の保安対象範囲に対し、保安管理課長及び検査実施責任者が作成する計から6.3の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、当該計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項。</p> <p>(2) 埋設施設の設計及び工事に関する事項。</p> <p>(3) 埋設施設の巡視(埋設施設の保安のために実施するものに限る。)</p> <p>(4) 埋設施設の点検、検査等(以下「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期(埋設施設の稼働中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>(5) 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項。</p> <p>(6) 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関する事項。</p> <p>(7) (6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>(8) 埋設施設の施設管理に関する記録に関する事項。</p> <p>2 事業部長は、施設管理実施計画を策定するに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>(施設管理実施計画)</p> <p>第24条 事業部長は、前条に規定する施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項。</p> <p>(2) 埋設施設の設計及び工事に関する事項。</p> <p>(3) 埋設施設の巡視(埋設施設の保安のために実施するものに限る。)</p> <p>(4) 埋設施設の点検、検査等(以下「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期(埋設施設の稼働中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>(5) 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項。</p> <p>(6) 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関する事項。</p> <p>(7) (6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>(8) 埋設施設の施設管理に関する記録に関する事項。</p> <p>2 事業部長は、施設管理実施計画を策定するに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、3.の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期および期間に関する事項を含める。</p> <p>a. 点検計画(6.1参照)</p> <p>b. 設計および工事の計画(6.2参照)</p> <p>c. 特別な保安計画(6.3参照)</p>		
	<p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保安管理課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p>	<p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保安管理課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p>	<p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保安管理課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p>	<p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保安管理課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p>	<p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p>		

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>(2) 廃修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 廃修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視、点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は廃修担当課長は、</p>	<p>(2) 廃修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 廃修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視、点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は廃修担当課長は、</p>	<p>(2) 廃修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 廃修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視、点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は廃修担当課長は、</p>	<p>(2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 原子力部門は、点検を実施する構築</p>			

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	あることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期	あることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期	あることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期	しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。 (a) 点検の具体的方法 (b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 (c) 点検の実施時期 3 各職位は、施設管理の結果の評価の計画の踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。	あることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■実用炉では、作業管理として規定している巡視の実施を7.に規定。 ■加工施設(MOX)については、建設中施設のため、運転している設備の偶発的な故障等は発生しないことから、当該目的のための巡視を規定していない。	
15	7 施設管理の実施 (1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6で定められた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。 (2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第75条による設計管理、第76条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第77条、第78条に従う。 3. 各課長及び結核当課長は、再処理施設の状況を定期的に確認し、偶発故障等の発生を念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる状態が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第11.条による巡視を定期的に行う。 (4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。	7 施設管理の実施 (1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6で定められた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。 (2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第24条による設計管理及び第25条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第28条、第27条に従う。 3. 各課長及び結核当課長は、再処理施設の状況を定期的に確認し、偶発故障等の発生を念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる状態が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第11.条による巡視を定期的に行う。 (4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。	7 保全の実施 (1) 保修担当課長は、6で定められた施設管理実施計画に従って保全を実施する。 (2) 保修担当課長は、保全の実施に当たって、第37条による設計管理及び第38条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第39条、第40条に従う。 3. 保修担当課長及び点検員は、再処理施設の状況を定期的に確認し、偶発故障等の発生を念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる状態が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第11.条による巡視を定期的に行う。 (4) 保修担当課長及び巡視員は、点検当課長は、保全の結果について記録する。	—	7. 保全の実施 (1) 原子力部門は、6.で定められた保全計画にしたがって保全を実施する。 (2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第125条の2による設計管理および第125条の3による作業管理を実施する。 (3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■主語、文言、引用条項の違いのみで、規定内容は同じ。	
16	8 施設管理の結果の確認・評価 (1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定められた施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 (2) 施設管理を実施した各職位は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもつて検証するため、使用前事業者検査を実施する。 (3) 各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定められたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 ※2:所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事、点検等の完了時をいう。	8 施設管理の結果の確認・評価 (1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定められた施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 (2) 施設管理を実施した各職位は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもつて検証するため、使用前事業者検査を実施する。 (3) 各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定められたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 ※2:所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事、点検等の完了時をいう。	8 保全の結果の確認・評価 (1) 保修担当課長は、あらかじめ定められた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 (2) 検査実施責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもつて検証するため、使用前事業者検査等を実施する。 (3) 保修担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定められたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 ※2:所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。	—	(施設管理の結果の確認・評価) 第19条 施設所管課長及び事業者検査員は、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能が要求される時又はあらかじめ定められた施設管理の完了時までに、次に掲げる事項を実施する。 (1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成 (2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成 (3) 合否判定をもつて検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成 (4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成 (5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■主語、文言、引用条項の違いのみで、規定内容は同じ。	
17	9 不適合管理、是正処置及び未然防止 (1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。 a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定められたプロセスに基づき、保全が実施されていることが	9 不適合管理、是正処置及び未然防止 (1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。 a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定められたプロセスに基づき、保全が実施されていることが	9 不適合管理、是正処置及び未然防止 (1) 保修担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。 a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定められたプロセスに基づき、保全が実施されていることが	—	9. 不適合管理、是正処置および未然防止 (1) 原子力部門は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下のa.およびb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要に応じて是正処置を講じ、必要に応じて、以下のa.およびb.に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。 a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定められたプロセスに基づき、保全が実施されていることが	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■主語、文言、引用条項の違いのみで、規定内容は同じ。	

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
18	<p>確認・評価できない場合</p> <p>(2) 各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未燃防止処置を講じる。</p> <p>(3) 各職位は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>廃修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 廃修担当課長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等運転経験</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 廃修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 廃修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>確認・評価できない場合</p> <p>(2) 各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未燃防止処置を講じる。</p> <p>(3) 各職位は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>廃修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 廃修担当課長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等運転経験</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 廃修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 廃修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>確認・評価できない場合</p> <p>(2) 廃修担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未燃防止処置を講じる。</p> <p>(3) 廃修担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>廃修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 廃修担当課長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等運転経験</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 廃修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 廃修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録し、保全管理課長へ通知する。</p>	<p>確認・評価できない場合</p> <p>(2) 廃修担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未燃防止処置を講じる。</p> <p>(3) 廃修担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>廃修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 廃修担当課長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等運転経験</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 廃修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 廃修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録し、保全管理課長へ通知する。</p>	<p>確認・評価できない場合</p> <p>(2) 廃修担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未燃防止処置を講じる。</p> <p>(3) 廃修担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>廃修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 廃修担当課長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等運転経験</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 廃修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 廃修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録し、保全管理課長へ通知する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p> <p>加工規則第8条第1項第16号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■加工施設(MOX)については、建設中施設のため、性能の維持のために実施する保全の有効性評価は実施せず、施設管理の有効性評価において施設管理目標の達成状況を含めて評価。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p> <p>加工規則第8条第1項第16号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■加工施設(MOX)は、施設管理の有効性評価において施設管理目標の達成状況を含めて評価。</p> <p>■他の施設は、主語、文言、引用条項の違いのみで、規定内容は同じ。</p>
19	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び11の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び11の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び11の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録し、施設管理課長へ通知する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び11の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録し、施設管理課長へ通知する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び11の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録し、施設管理課長へ通知する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び11の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録し、施設管理課長へ通知する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p> <p>加工規則第8条第1項第16号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■加工施設(MOX)は、施設管理の有効性評価において施設管理目標の達成状況を含めて評価。</p> <p>■他の施設は、主語、文言、引用条項の違いのみで、規定内容は同じ。</p>

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
20	<p>【第74条6.3に規定】</p> <p>12 構成管理 施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件(第5条 7.2.1)に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、システム及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第75条で実施する設計に対する要求事項をいう。 b. 施設構成情報(「構築物、システム及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報)をいう。 c. 物理的構成(実際の構築物、システム及び機器をいう。)</p>	<p>【第23条6.3に規定】</p> <p>12 構成管理 施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件(第3条の4 7.2.1)に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、システム及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第24条で実施する設計に対する要求事項をいう。 b. 施設構成情報(「構築物、システム及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報)をいう。 c. 物理的構成(実際の構築物、システム及び機器をいう。)</p>	<p>【第36条6.3に規定】</p> <p>12 構成管理 保修担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件(第6条 7.2.1)に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、システム及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第37条で実施する設計に対する要求事項をいう。 (2) 施設構成情報(「構築物、システム及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報)をいう。 (3) 物理的構成(実際の構築物、システム及び機器をいう。)</p>	<p>【埋設施設が特別な状態にある場合の特 別な措置】 第26条 事業部長は、埋設施設の操作を相当期間停止する場合その他埋設施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該埋設施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画を策定し、実施する。</p>	<p>【第17条第2項第4号に規定】</p> <p>(構成管理) 第22条 施設所管課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。 (1) 設計要件(第5条 7.1)に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第5条 7.3で実施する設計に対する要求事項をいう。 (2) 施設構成情報(構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報)をいう。 (3) 物理的構成(実際の構築物、系統、及び機器をいう。)</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第15号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■埋設施設以外は、6. 施設管理実施計画において特別な状態にある場合の計画の策定を規定</p>	
21	<p>12 構成管理 施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件(第5条 7.2.1)に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、システム及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第24条で実施する設計に対する要求事項をいう。 b. 施設構成情報(「構築物、システム及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報)をいう。 c. 物理的構成(実際の構築物、システム及び機器をいう。)</p>	<p>12 構成管理 保修担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件(第6条 7.2.1)に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、システム及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第29条で実施する設計に対する要求事項をいう。 (2) 施設構成情報(設計の結果として作成する「設備がどのようなものか」を示す図書、情報)をいう。 (3) 物理的構成(実際の設備をいう。)</p>	<p>13 情報共有 保修担当課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するため必要な技術情報を、他の加工事業者と情報共有を行う。</p>	<p>(情報共有) 第27条 施設所管課長は、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を他の事業者と共有する。</p>	<p>13. 情報共有 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連合会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第18号 廃棄物管理規則第34条第1項第17号 加工規則第8条第1項第17号 第二種埋設規則第20条第1項第19号</p>	
22	<p>13 情報共有 6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に基づき、点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第5条 7.4に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p>	<p>13 情報共有 6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に基づき、点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第5条 7.4に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p>	<p>13 情報共有 保修担当課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するため必要な技術情報を、他の加工事業者と情報共有を行う。</p>	<p>(情報共有) 第27条 施設所管課長は、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を他の事業者と共有する。</p>	<p>13. 情報共有 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連合会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第18号 廃棄物管理規則第34条第1項第17号 加工規則第8条第1項第17号 第二種埋設規則第20条第1項第19号</p>	
23	<p>(設計管理) 第75条 各職位は、再処理施設の工事をを行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関する設計結果の変更を判断する。 2 各職位は、第1項において第5条 7.3の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3に従って設計を実施する。 3 本条に基づき実施する第5条 7.3の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次案に定める作業管理及び第77条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>(設計管理) 第24条 各職位は、廃棄物管理施設の工事をを行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関する設計結果の変更を判断する。 2 各職位は、第1項において第3条の4 7.3の適用の対象と判断した場合、第3条の4 7.3に従って設計を実施する。 3 本条に基づき実施する第3条の4 7.3の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次案に定める作業管理及び第20条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>(設計管理) 第29条 保修担当課長は、加工施設の工事をを行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関する設計結果の変更を判断する。 2 保修担当課長は、第1項において第6条 7.3の適用の対象と判断した場合、第6条 7.3に従って設計を実施する。</p>	<p>(設計管理) 第29条 各職位は、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更を行う場合、第6条 7.3に従って実施する。 2 前項における設計には、第30条に定める作業管理を考慮する。</p>	<p>(設計管理) 第24条 施設所管課長は、加工施設の工事をを行う場合、第5条 7.3の適用対象となる新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関する設計結果の変更を判断する。 2 施設所管課長は、前項において第5条 7.3の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。 (1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3 前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■実用炉の2. (1)~(4)は、品質マネジメントシステム計画の7.3設計開発の要求事項に含まれる事項のため省略 ■加工施設(濃縮)の第3項は、従来からの運用を反映したものである。</p>	

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>(作業管理) 第76条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止 (3) 使用開始後の管理上重要な初期データーの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第7章に基づく放射線管理 3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議する。また、核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 第56条第1項に該当する場合に行う補修 (2) 再処理施設の改造(設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る) 4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を得、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。 ただし、第56条第1項第1号に掲げる設備以外の設備において別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を第26条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。 (1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業内容及び保安上必要な措置 (6) 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第5条 7.3 適用の対象と判断した工事については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認する場合は、事業部長と協議する。 6 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表8～別表19に定める「設備」に求められる状態「外」に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した</p>	<p>(作業管理) 第25条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の廃棄物管理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の廃棄物管理施設に対する悪影響の防止 (3) 使用開始後の管理上重要な初期データーの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第5章に基づく放射線管理 (7) 第6章に基づく放射線管理 3 各職位は、作業の実施に当たっては、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。 4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業(予め計画された試験及び検査を第12条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。)を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を得、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。 (1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業内容及び保安上必要な措置 (6) 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第3条の4 7.3 適用の対象と判断した工事については、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認する場合は、事業部長と協議する。</p>	<p>5 本条における設計管理には、保安の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第39条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。 (作業管理) 第38条 保修担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 保修担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の加工施設に対する悪影響の防止 (3) 使用開始後の管理上重要な初期データーの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第7章に基づく放射線管理 (7) 第8章に基づく放射線管理 3 保修担当課長は、前項のうち保安上重要と判断される加工施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 工事の目的 (2) 工事を行う設備等 (3) 工程 (4) 実施体制 (5) 工事内容及び保安上必要な措置 (6) 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p>	<p>(作業管理) 第30条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 各職位は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の埋設施設に対する悪影響の防止 (3) 使用開始後の管理上重要な初期データーの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第7章に基づく放射線管理 (7) 第8章に基づく放射線管理 3 施設所管課長は、前項の作業管理の実績を確認し、加工施設の安全が確保されていることを評価し記録する。</p>	<p>(作業管理) 第25条 施設所管課長は、設計のアウトプットに基づき工事を実施する。 2 施設所管課長は、加工施設の点検及び点検を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次に掲げる事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設に対する悪影響の防止 (2) 加工施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データーの採取 (3) 作業工程の管理 (4) 加工施設の使用開始までの作業対象設備の管理 3 施設所管課長は、前項の作業管理の実績を確認し、加工施設の安全が確保されていることを評価し記録する。</p>	<p>(作業管理) 第125条の3 原子力部門は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 原子力部門は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データーの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第7章に基づく放射線管理 3 原子力部門は、原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第14条による巡視点検を定期的に行う。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■加工施設(MOX)については、建設中の施設のため、他の施設及び周辺環境からの影響による核燃料物質等の漏えい等は発生しないことから、当該内容を規定していない。 ■当社施設においては、巡視の実施は、施設管理の実施に含めて規定 ■再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)の第3項以降は、従来からの運用を反映したものである。</p>

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明	
	<p>場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。</p> <p>7 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。</p> <p>8 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>6 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長に通知する。</p> <p>7 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>8 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第28条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる廃棄物管理施設の設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設」に関する規程に従って行われたものであること、「再処理施設」の技術基準に適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第26条 品質保証部長は使用前事業者検査の統括責任者として、設計及び工事の計画の届出(以下本条において「設工認」という。)の対象となる加工施設の設置又は変更の工事にあたり、設工認に基づき行われたものであること、「加工施設」の技術基準に関する規程へ適合していることを確認するための使用前事業者検査(以下本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 品質保証部長は事業者検査課長を検査責任者とし、次の事項の検査実施体制を確立させるとともに、検査を管理させる。また、品質保証部長は検査実施責任者の候補者を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業者検査課長は次に掲げる各号を実施する。</p> <p>(1) 事業者検査課長自身を含む検査実施責任者の候補者の中から検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>(2) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(3) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(4) 検査対象の加工施設が以下の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目及び検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に基づき行われたものであること。</p> <p>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(5) 検査要領書に基づき検査実施責任者に検査を実施させる。</p> <p>(※1) 検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③ その他設置又は変更の工事がその設</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第39条 ウラン濃縮工場長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる加工施設の設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設」の技術基準に関する規程へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第125条の4 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規程」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>なお、新燃料の製造時に行う検査については、原子燃料部門統括が統括する。</p> <p>2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。なお、新燃料の製造時に行う検査については、原子燃料部門統括が指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p> <p>加工規則第8条第1項第16号</p> <p>■加工施設(MOX)では、事業者検査課長を検査責任者とし、事業者検査課長または検査対象となる工事等を実施した組織とは別の組織を検査実施責任者とする。</p> <p>■加工施設(MOX)では、工事実施箇所から独立した事業者検査課長が要領書を策定する。</p>
25	<p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>① 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>② 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p>	<p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>① 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>② 「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p>	<p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a.及び b.の基準に適合することを最終判断する。</p>	<p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b.の基準に適合することを最終判断する。</p>	<p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b.の基準に適合することを最終判断する。</p>	<p>■検査要領書について各施設間の記載の違いは、表現の違いであり、規定内容は同じ。濃縮は7-1に記載。</p>		

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>③ その他設置又は変更の工事からその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者を</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>③ その他設置又は変更の工事からその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者を</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関係していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事に関係していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1: 検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>(6) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の①～③の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの合否判定を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる施設の設置又は変更の工事を実施した組織(課)とは別の組織(課)の者。</p> <p>(2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者を。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査に係る記録を作成し維持する。</p> <p>(2) 検査に係る要員の力量を確認する。</p> <p>(3) 検査に係る業務を調達する場合、当該業務の供給者を管理する。</p>	<p>(参考)実用炉保安規定</p> <p>4. 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6. 各課(室)長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>■再処理施設、廃棄物管理施設の検査の計画に基づく実施管理は、事業許可(指定)記載事項の反映</p> <p>加工施設(濃縮)は、他施設に合わせた反映</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号</p>	
26	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第78条 事業者検査課長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するために「検査」という。を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第27条 事業者検査課長は、廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するために「検査」という。を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第40条 ウラン濃縮工場長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するために「検査」という。を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(今回の規定範囲外)</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第125条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課(室)とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p>	

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保修担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に実行されることを管理する。</p>	<p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準」に適合するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保修担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に実行されることを管理する。</p>	<p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準」に適合するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に実行されることを管理する。</p> <p>※1: プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a、bによる方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準」に適合するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 各課(室)長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1: 各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験操作その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a、bによる方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<p>■再処理施設、廃棄物管理施設の検査の計画に基づく実施管理は、事業許可(指定)記載事項の反映</p> <p>加工施設(濃縮)は、他施設に合わせた反映</p>		

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) 第79条 保安技術課長は、再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 2 保安技術課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。 4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。 5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。 6 保安技術課長は、第4項の結果を作成するとともに、再処理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。 7 事業部長は、前項の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。 8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。	(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価) 第28条 保安技術課長は、事業開始後20年を経過する日までに、廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 2 保安技術課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。 4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。 5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。 6 保安技術課長は、第4項の結果を作成するとともに、廃棄物管理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。 7 事業部長は、前項の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、品質・保安会議における審議を受ける。 8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。	(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価) 第41条 保安管理課長は、事業開始後20年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 2 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 3 事業部長は、第1項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 4 各課長は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。 5 各課長は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。 6 保安管理課長は、第4項の結果を作成するとともに、加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。 7 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会及び品質・保安会議における審議並びに核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 8 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針) 第125条の6 原子炉技術部門統括(原子炉技術)は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物※1ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※2(以下、本条において「機器および構造物」という。)について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。 (1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定※3 2. 原子炉技術部門統括(原子炉技術)は、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長申請※4をする場合において、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。 3. 原子炉技術部門統括(原子炉技術)は、機器および構造物について、各号炉毎、認可※5を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。 4. 原子炉技術部門統括(原子炉技術)は、第12条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、またはその他第1項、第2項もしくは第3項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項、第2項または第3項において策定した長期施設管理方針を変更する。 ※1: 動作する機能を有する機器および構造物に限り、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2: 「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう。 ※3: 30年を経過する日までに策定する場合又は10年間の満了日までの場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。 ※4: 原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。 ※5: 原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号
27							■実用炉では、運転期間延長について規定している。
28	(放射性廃棄物管理) 第81条 再処理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	(放射性廃棄物管理) 第28条の2 廃棄物管理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	(放射性廃棄物管理) 第42条 加工施設における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。	第7章 放射性廃棄物管理 第36条 埋設施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	(今回の規定範囲外)	(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第105条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第16号 廃棄物管理規則第34条第1項第11号 加工規則第8条第1項第12号 第二種埋設規則第20条第1項第13号
29	(放射性固体廃棄物の保管・廃棄の方法等) 第83条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において雑固体(せん断・溶解に	(放射性固体廃棄物) 第29条 技術管理部長、設計部長、プロジェクト部長、再処理計画部長、新基準設計部長、保全企画部長、統括当直長及び	(放射性固体廃棄物) 第44条(略) 第9 廃棄物管理課長は、別表16の放射性	(放射性固体廃棄物) 第37条 各課長は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。	(今回の規定範囲外)	(放射性固体廃棄物の管理) 第105条の2 (中略) 5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第16号 廃棄物管理規則第34条第1項第11号 加工規則第8条第1項第12号

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>伴い発生する雑固体であって第12項第5号に基づき保管廃棄する場合は除く。)が発生した場合、当該雑固体を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入し、当該容器に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第60条に基づき記録と照合できる整理番号を表示するほか、「核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」(以下「管理規則」という。)第33条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施を確認する。</p> <p>14、15 (略)</p>	<p>固体廃棄物の保管場所に搬入された放射性固体廃棄物の保管場所は、加工規則第7条の各号の措置のほか、加工規則第8条の8に規定されている必要な措置を講じ、放射線管理課長は、前項の放射性固体廃棄物の保管場所内で移動する容器は、必要に応じて別表16の放射性固体廃棄物の保管場所内で移動することができ、かつ、第71条に基づき記録と照合できる整理番号を付す。</p> <p>4 運営課長は、前項のドラム缶等を固体廃棄物処理室に搬入する。</p> <p>5 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室に搬入されたドラム缶等を保管廃棄する。</p> <p>6 運営課長は、放射性液体廃棄物又は使用済樹脂等の放射性廃棄物を別表2又は別表2の2に定める廃棄物受入基準(埋設規則第8条第2項に定める廃棄物受入基準)を満足する(埋設規則第8条第2項に定める)を満足する技術上の基準を包含する。)を満足する方法により容器に固型化し、固体廃棄物処理室に保管又は廃棄物埋設地に埋設する。</p> <p>7 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室における放射性固体廃棄物の保管廃棄場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>8 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>※廃棄前の措置の実施状況確認については、第45条スラッジ、第48条有機溶剤、第50条IF5、第52条IF7においても同様の変更を実施。</p>	<p>2 運営課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入する。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項のドラム缶等に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第71条に基づき記録と照合できる整理番号を付す。</p> <p>4 運営課長は、前項のドラム缶等を固体廃棄物処理室に搬入する。</p> <p>5 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室に搬入されたドラム缶等を保管廃棄する。</p> <p>6 運営課長は、放射性液体廃棄物又は使用済樹脂等の放射性廃棄物を別表2又は別表2の2に定める廃棄物受入基準(埋設規則第8条第2項に定める)を満足する技術上の基準を包含する。)を満足する方法により容器に固型化し、固体廃棄物処理室に保管又は廃棄物埋設地に埋設する。</p> <p>7 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室における放射性固体廃棄物の保管廃棄場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>8 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>2 運営課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入する。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項のドラム缶等に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第71条に基づき記録と照合できる整理番号を付す。</p> <p>4 運営課長は、前項のドラム缶等を固体廃棄物処理室に搬入する。</p> <p>5 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室に搬入されたドラム缶等を保管廃棄する。</p> <p>6 運営課長は、放射性液体廃棄物又は使用済樹脂等の放射性廃棄物を別表2又は別表2の2に定める廃棄物受入基準(埋設規則第8条第2項に定める)を満足する技術上の基準を包含する。)を満足する方法により容器に固型化し、固体廃棄物処理室に保管又は廃棄物埋設地に埋設する。</p> <p>7 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室における放射性固体廃棄物の保管廃棄場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>8 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射線密度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>第二種埋設規則第20条第1項第13号</p> <p>■実用炉では、廃棄物の運搬前および外各施設は、廃棄施設への保管廃棄前の措置の確認を規定。</p> <p>■廃棄物埋設施設における廃棄前の措置の実施状況確認は従前の仕組み(埋設の確認)にて対応。</p>	

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明	
30	<p>(海洋への放出)</p> <p>第86条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性液体廃棄物を放出する場合は、海洋放出管の海洋放出口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が、平成27年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等)に基づき線量限度等を定める告示(以下「線量告示」という。)第8条に定める放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量限度を超えないようにする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表39に定める放出管理目標値を超えないようにする。</p> <p>(3) 第1放出前貯槽及び第2放出前貯槽から同時に放出しない。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表40に基づき放出する放射性液体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第30条 貯蔵管理課長は、管理区域内で発生した放射性液体廃棄物を廃水貯槽に保管廃棄する。</p> <p>2 放射線管理課長は、廃水貯槽内における廃水中の放射性物質濃度を測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、廃水貯槽内における廃水の保管状況が適切であることを第11条に基づき巡視・点検により確認する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第47条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 運転管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出する。</p> <p>(2) 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、平成27年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等)の規定に基づき線量限度等を定める告示(以下「線量告示」という。)第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 廃棄物管理課長は、処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度が別表17に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の年間廃水量が別表18に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(5) 運転管理課長は、別表20に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表21に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>ただし、別表21に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できない場合は、加工施設外で測定することができる。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第39条 運転管理課長は、次の液体を廃棄しようとする場合は、放射性液体廃棄物として管理する。</p> <p>(1) 埋設施設の汚染区域から発生する液体</p> <p>(2) 排水・監視設備から排水される液体</p> <p>(第31条第3項に該当する場合)</p> <p>2 運転管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度が別表9に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表10に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表11に示す放出管理用計測器により測定し、運転管理課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第40条 運転管理課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合は、放射性液体廃棄物として管理する。</p> <p>2 運転管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表9に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表10に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表11に示す放出管理用計測器により測定し、運転管理課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>	<p>(今回の規定範囲外)</p>	<p>(参考)実用炉保安規定</p>	
31	<p>(大気への放出)</p> <p>第88条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表41に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表42に定める放出管理目標値を超えないようにする。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第31条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表8に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表9に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表10に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第51条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタにより監視し、排気口から放出する。</p> <p>(2) 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(3) 廃棄物管理課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表19に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>(4) 運転管理課長は、別表20に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表21に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>ただし、別表21に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できない場合は、加工施設外で測定することができる。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第40条 運転管理課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合は、放射性気体廃棄物として管理する。</p> <p>2 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表9に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表10に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表11に示す放出管理用計測器により測定し、運転管理課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>	<p>(今回の規定範囲外)</p>			

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
32	<p>【放射線管理に係る基本方針】 第89条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線作業従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>【放射線管理に係る基本方針】 第31条の2 廃棄物管理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線作業従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>【放射線管理に係る基本方針】 第53条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線作業従事者(一時立入者を含む)の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。</p>	<p>【放射線管理に係る基本方針】 第41条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線作業従事者の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>【放射線管理に係る基本方針】 再処理規則第17条第1項第11号 廃棄物管理規則第34条第1項第10号 加工規則第8条第1項第9号 第二種埋設規則第20条第1項第9号</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針) 第110条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線作業従事者の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	
33	<p>(管理区域への出入管理) 第95条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。 (1) 放射線作業従事者：業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者：放射線作業従事者以外の者であって、放射線作業従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者 2 放射線作業従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。 (1) 放射線管理課長は、放射線作業従事者の指定を行う。 (2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。 3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。 (1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線安全課長に通知する。 (2) 放射線安全課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行うとともに、放射線管理課長に通知する。 4 放射線安全課長は、第2項及び前項による指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 5 放射線安全課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。 6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 管理区域出入管理室を経由すること。 ただし、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (3) 管理区域域用被服又は放射線安全課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。 (4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から汚染のおそれのない区域に移動する場合及び汚染のおそれのない区域以外の管理区域から管理区域外に退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認する。 7 放射線安全課長は、前項の退出又は移動に当たって、退出又は移動する者の身体及び身体に着用している物の</p>	<p>(管理区域への出入管理) 第36条 管理区域へ立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。 (1) 放射線作業従事者：業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者：放射線作業従事者以外の者であって、放射線作業従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者 2 放射線作業従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。 (1) 放射線管理課長は、放射線作業従事者の指定を行う。 (2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。 3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。 (1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線安全課長に通知する。 (2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行うとともに、放射線管理課長に通知する。 4 放射線管理課長は、第2項及び第3項による指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 5 放射線管理課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。 6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 所定の管理区域出入口を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号の一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (3) 放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。 (4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすること。 7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に当たって、退出する者の身体及び身体に着</p>	<p>(管理区域への出入管理) 第46条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。 (1) 放射線作業従事者：業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者：放射線作業従事者以外の者であって、放射線作業従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者 2 放射線作業従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。 (1) 放射線管理課長は、放射線作業従事者の指定を行う。 (2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。 3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。 (1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。 (2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行う。 4 放射線管理課長は、前2項に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 5 放射線管理課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。 6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 管理区域出入管理室を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (3) 管理区域域用被服又は放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。 (4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認すること。 7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に当たって、退出する者の身体及び身</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針) 第58条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。 (1) 放射線作業従事者：業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者：放射線作業従事者以外の者であって、放射線作業従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者 2 放射線作業従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。 (1) 放射線管理課長は、放射線作業従事者の指定を行う。 (2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。 3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。 (1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。 (2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行う。 4 放射線管理課長は、第2項及び第3項による指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 5 放射線管理課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。 6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 所定の管理区域出入口を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号の一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (3) 放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。 (4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすること。 7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に当たって、退出する者の身体及び身</p>	<p>(管理区域への出入管理) 第46条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。 (1) 放射線作業従事者：業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者：放射線作業従事者以外の者であって、放射線作業従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者 2 放射線作業従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。 (1) 放射線管理課長は、放射線作業従事者の指定を行う。 (2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。 3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。 (1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。 (2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行う。 4 放射線管理課長は、前2項に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 5 放射線管理課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。 6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 管理区域出入管理室を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (3) 管理区域域用被服又は放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。 (4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認すること。 7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に当たって、退出する者の身体及び身</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針) 第41条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線作業従事者の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
34	<p>表面密度が別表 49 に定める値を超えないような措置を講じる。</p> <p>(保安区域) 第 96 条 保安区域は、別図 4 に示す区域とする。 2 警備課長は、前項の保安区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(保安区域) 第 59 条 保安区域は、別図 3 に示す区域とする。 2 警備課長は、前項の保安区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。</p>	<p>体に着用している物の表面密度が別表 12 に定める値を超えないような措置を講じる。</p> <p>(第 6 章 廃棄物埋設地の保安) (埋設保安区域) 第 35 条 埋設保安区域は、別図 3 に示す区域とする。 ただし、第 21 条に基づき覆土が終了するまでの期間においては、別図 3 に示す区域内で設定又は変更することができる。 2 運営課長は、廃棄物が定置された廃棄物埋設地に埋設保安区域を設定し、埋設保安区域の周囲に埋設保安区域である旨を示す標識を設ける等の方法により、明らかに他の場所と区別する。 3 運営課長は、埋設保安区域を設定又は変更する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 埋設保安区域の設定又は変更を行う場合には、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を受けること。 (2) 埋設保安区域の設定又は変更を行った場合には、その旨を廃棄物埋設の事業に関する業務を行う者に周知すること。 4 運営課長は、廃棄物が定置された廃棄物埋設地の出入口付近に、廃棄物埋設地であることを及び次の事項を表示した立札等を設置し、常に見やすい状態にしておく。 (1) 放射性廃棄物の種類 (2) 埋設を開始した日及び埋設を終了した日 (3) 保安のための注意事項 5 運営課長は、前項の立札等に表示した事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え、その他の必要な措置を講じる。</p>	(今回の規定範囲外)		【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第 17 条第 1 項第 7 号 加工規則第 8 条第 1 項第 7 号 第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 7 号
35	<p>(作業に伴う放射線管理) 第 99 条 統括当直長及び各課長は、第 91 条に定める通常人の立入りを禁止する区域若しくは第 93 条第 1 項各号に定める区域において作業を行う場合又は作業に区別において作業を行う場合は、作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。 (以下略)</p>	<p>(作業に伴う放射線管理) 第 39 条 各課長等は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。 (以下略)</p>	<p>(作業に伴う放射線管理) 第 62 条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。 なお、各課長は放射線管理課長の承認後、作業を行うに当たり、作業訓練を行う。 (以下略)</p>	<p>(作業に伴う放射線管理) 第 49 条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。 (以下略)</p>			
36	<p>(放射線測定器類の管理) 第 102 条 放射線施設課長は、別表 47 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線施設課長は、別表 47 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理) 第 42 条 放射線施設課長は、別表 17 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線施設課長は、別表 17 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理) 第 66 条 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表 28 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表 28 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理) 第 52 条 放射線管理課長及び運営課長は、別表 16 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理課長及び運営課長は、別表 16 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>			
37	<p>(線量当量等の測定) 第 101 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 46 に定めるところにより測定する。 ただし、人の立入りを禁止する措置を</p>	<p>(線量当量等の測定) 第 41 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 15 に定めるところにより測定する。 ただし、別表 11 に定める通常作業時に人</p>	<p>(線量当量等の測定) 第 65 条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表 27 に定めるところにより測定する。</p>	<p>(線量当量等の測定) 第 51 条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表 15 に定めるところにより測定する。</p>	(今回の規定範囲外)	(平常時の環境放射線モニタリング) 第 119 条の 2 環境モニタリングセンター所長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第 17 条第 1 項第 12 号 廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 11 号 加工規則第 8 条第 1 項第 12 号 第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 13 号

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定 つき測定を行い評価する。	差異説明
	<p>講じた区域については、この限りではない。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等と連絡し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>(環境監視) 第103条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表48に定めるところにより測定する。</p> <p>2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第86条又は第88条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合、環境監視の強化等の措置を講じる。</p> <p>3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第86条及び第88条の放射性物質の放出量に基づき評価する。</p>	<p>2 放射線安全課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。</p>	<p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。</p>	<p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p>			<p>■各施設とも、それぞれの事業許可に則り、平常時の環境モニタリングの具体的措置が別表等に記載されているため、既存の記述を踏襲した。</p>
	<p>講じた区域については、この限りではない。</p> <p>2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表16に定めるところにより測定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>4 環境管理課長は、第2項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。</p>	<p>(事業所において行われる運搬) 第44条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、管理規則第32条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p>	<p>(事業所において行われる運搬) 第68条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認すること。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (3) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (4) 運搬経路に標識を設けること、員張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。 (5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。 (6) 核燃料物質等の取扱に関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (7) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表18に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受け、 3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬」の取付け等、再処理規則第14条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p>	<p>(事業所において行われる運搬) 第54条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、管理規則第18条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</p>	<p>(使用済燃料の運搬) 第104条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて使用済燃料ピットクレーンを使用する。 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて使用済燃料輸送容器に収納すること。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (5) 使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。 (6) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。 (7) 補助建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること。 3. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第7号 廃棄物管理規則第34条第1項第7号 加工規則第8条第1項第7号 第二種埋設規則第20条第1項第7号 ■加工施設(濃縮)では、規則の事業所内運搬の要求を踏まえ、具体的措置を追記。再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設は、既存の記述を踏襲した。</p>	
38	<p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率及び線量当量率を別表49に定める値を超えないことについて放射線安全課長の確認を受け、 3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬」の取付け等、再処理規則第14条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p>	<p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表17に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受け、 3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)</p>	<p>(事業所において行われる運搬) 第88条 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表17に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受け、 3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)</p>				

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明				
	搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。	搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。	搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。			法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 6. 原子燃料課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。 7. 検査を実施する課(室)長※1は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するため、次の検査を実施する。 (1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査 8. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 ※1: 検査を実施する課(室)長は、検査の独立性を確保するため、第4条に定める保安に関する組織のうち、本条第7項(1)から(3)および(5)から(9)の検査は原子燃料課長とは別の組織の者、(4)および(10)の検査は放射線管理課長とは別の組織の者とする。 (発電所外への運搬) 第122条 各課(室)長(品質保証室長および当直課長を除く。)は、核燃料物質等(第99条、第104条および第105条の2に定める物を除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 2. 各課(室)長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。 3. 各課(室)長は、運搬前に次の事項を					
39	(事業所外への運搬) 第106条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。 2 各課長は、核燃料物質等を事業所外	(事業所外への運搬) 第45条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。 2 各課長は、核燃料物質等を事業所外	(事業所外への運搬) 第69条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。 2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。 3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に	(事業所外への運搬) 第55条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、標識の取付け等、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における車両運搬規則」及び「核燃料物質等」を講じる。	(今回の規定範囲外)		【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第9号 再処理規則第17条第1項第11号 廃棄物管理規則第34条第1項第9号 廃棄物管理規則第34条第1項第11号 3 加工規則第8条第1項第9号 加工規則第8条第1項第11号				

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
40	<p>へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>(2) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては第3号を除く。)について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) 容器等の表面汚染密度が別表49に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 容器等の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</p> <p>(該当なし)</p>	<p>へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>(2) 外運搬規則に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては第3号を除く。)について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) 容器等の表面密度が別表18に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 容器等の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。</p> <p>(ガラス固化体を納めた輸送物の運搬)</p> <p>第45条の2 輸送技術課長は、ガラス固化体を納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 吊上げ検査 (3) 重量検査 (4) 表面密度検査 (5) 線量当量率検査 (6) 収納物検査 (7) 温度測定検査 (8) 気密漏えい検査 (9) 圧力測定検査</p>	<p>措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表29に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度を省略できる。</p>	<p>(該当なし)</p> <p>(原燃料ウランを納めた輸送物の運搬)</p> <p>第70条 機械保安課長は、原料ウランを納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 固縛検査 (3) 表面密度検査 (4) 線量当量率検査 (5) 収納物検査 (6) 重量検査</p>	<p>(該当なし)</p> <p>(今回の規定範囲外)</p>	<p>確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</p> <p>(4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第9号 廃棄物管理規則第34条第1項第11号 加工規則第8条第1項第9号 加工規則第8条第1項第11号</p> <p>■検査項目の違いは、収納物の違いによるもの</p>
41	<p>第3章 再処理施設</p> <p>第30条 管理担当課長は、あらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 各職位は、再処理施設に火災が発生した場合、早期消火及び延焼の防止に努め、管理担当課長は、鎮火後所管する</p>	<p>第7章 非常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第46条 廃棄物管理施設において異常を発生した者は、直ちに第12条第1項第1号に基づき手順書等に従い、必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>ただし、建屋外の電気設備に係る異常においては統括当直長に、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気箱及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常においては</p>	<p>第9章 火災防護活動のための体制の整備</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第56条 埋設施設において異常を発生した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>ただし、放射線管理に係る異常においては、放射線管理課長に対して通報する。</p>	<p>第9章 非常時等の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第56条 埋設施設において異常を発生した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>ただし、放射線管理に係る異常においては、放射線管理課長に対して通報する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第14号 廃棄物管理規則第34条第1項第12号 加工規則第8条第1項第13号 埋設規則第20条第1項第14号</p> <p>■加工施設(濃縮)については、新規制基準適合に係る事業変更許可を一部反映した内容で規定。再処理施設、廃棄物管理</p>		

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
42	<p>施設の措置の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 防汚業務課長は、初期消火活動のための体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 別表7の2に定める設備等及び初期消火活動に必要なその他の資機材の配備</p> <p>(2) 初期消火活動を行う10名以上の要員の常駐及び当該要員に対する火災発生時の通報連絡体制</p> <p>(3) 火災の早期発見のための第25条に基づき巡視・点検の体制及びあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合における火災の早期発見のための別表3に示す設備等の巡視・点検体制</p> <p>4 各職位は、前項の計画に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5 防汚業務課長は、第3項の計画について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p>6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>7 統括当直長及び燃料管理課長は、山火事、台風等が所管する施設に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工場長に報告する。</p> <p>8 工場長は、前項の報告を受けた場合は、事業部長及び核燃料取扱主任者と協議し、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等の措置を講じる。</p>	<p>貯蔵管理課長に通報する。</p> <p>放射線管理に係る異常においては、放射線安全課長に対して通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長、貯蔵管理課長及び放射線安全課長は、直ちに異常状況の把握に必要な措置を講じる。</p> <p>また、前項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長及び貯蔵管理課長は、工場長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。さらに、統括当直長はユーティリティ施設課長に、貯蔵管理課長は安全ユーティリティ課長に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、統括当直長(建屋外の電気設備に係る異常に限る。)及び関係課長と協力して異常の原因を調査し、廃棄物管理施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。なお、ガラス固化体の受入れにおいて、ガラス固化体のもつ閉じ込めの機能に異常が発生した場合には、当該ガラス固化体を容器等に収納し保管する。</p>	<p>のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>また、初期消火活動のために必要な要員を第75条により9名以上(事業所常駐2名以上、隣接する自社の他の事業所常駐7名以上)配置する。</p> <p>(2) 火災発生時における加工施設の保安のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 火災発生時における加工施設の保安のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表30に示す化学消防自動車等を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保安のための活動を行う。</p> <p>また、巡視点検担当課長は、第16条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p>	<p>2 前項の通報を受けた設備等の管理担当課長及び放射線管理課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、事業部長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、埋設施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p>			<p>施設、廃棄物埋設施設は、既許可の保安規定における規定内容で、今後、事業変更許可後に反映予定。</p>
			<p>第10章 自然災害発生時における加工施設の保安活動を行うための体制の整備</p> <p>(自然災害発生時における加工施設の保安活動を行うための体制の整備)</p> <p>第72条 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保安のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」)に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害発生時における加工施設の保安のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 自然災害発生時における加工施設の保安のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 自然災害発生時における加工施設の保安のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保安のための活動を行う。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は</p>				

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
			<p>加工施設(濃縮)</p> <p>必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p> <p>5 各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p> <p>第11章 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動をを行うための体制の整備</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動をを行うための体制の整備)</p> <p>第73条 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。</p> <p>2 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を前項の文書に定める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3 各課長は、第1項に定めた文書に基づき、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>				

No.	再処理施設 第8章 非常時の措置 (非常時対策組織) 第109条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めよう。	廃棄物管理施設 第7章 非常時の措置 (非常時対策組織) 第47条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めよう。	加工施設(濃縮) 第12章 非常時の措置 (非常時対策組織) 第74条 運営管理課長は、火災、爆発、核燃料物質の漏えい等の異常発生により、濃縮事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。 2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が当たる。ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めよう。	廃棄物埋設施設 第9章 非常時の措置 (非常時対策組織) 第57条 事業部長は、埋設事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めよう。	加工施設(MOX) 第9章 緊急時の措置 (今回の規定範囲外)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
44	第109条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めよう。 2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が当たる。ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めよう。	第47条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めよう。 2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が当たる。ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めよう。	第74条 運営管理課長は、火災、爆発、核燃料物質の漏えい等の異常発生により、濃縮事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。 2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が当たる。 ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めよう。	第57条 事業部長は、埋設事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めよう。 2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が当たる。ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めよう。			
45	(非常時要員) 第110条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めよう。	(非常時要員) 第48条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めよう。	(非常時要員) 第75条 運営管理課長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。	(非常時要員) 第58条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めよう。			
46	(緊急作業従事者) 第110条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定めよう。 (1) 別表49の2に定める緊急作業に従事する教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 別表49の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量に従事する者について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者	(緊急作業従事者) 第48条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定めよう。 (1) 別表18の2に定める緊急作業に従事する教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 別表18の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量に従事する者について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者	(緊急作業従事者) 第76条 運営管理課長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。 (1) 別表33に定める緊急作業に従事する教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 別表34に定める緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量に従事する者について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者	(緊急作業従事者) 第59条 事業部長は、次の各号に定める要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定めよう。 (1) 別表18に定める緊急作業に従事する教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 別表18の2に定める緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量に従事する者について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者			
47	(非常時用器材の整備) 第111条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しよう。	(非常時用器材の整備) 第49条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しよう。	(非常時用器材の整備) 第77条 運営管理課長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等を第6条の表1に掲げる文書(加工施設 異常時対策要領)に定める。 2 各課長は、前項に定める非常時用器材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。	(非常時用器材の整備) 第60条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しよう。			
48	(安全避難通路) 第78条 運転管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路(均質槽からのUF。漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む。)、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。 2 各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各課長は、工事等により安全避難	(安全避難通路) 第78条 運転管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路(均質槽からのUF。漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む。)、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。 2 各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各課長は、工事等により安全避難	(安全避難通路) 第78条 運転管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路(均質槽からのUF。漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む。)、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。 2 各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各課長は、工事等により安全避難				

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
49	(通報系統) 第112条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。	(通報系統) 第50条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。	(通報系統) 第79条 運営管理課長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立し、 第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」) に定める。	(通報系統) 第61条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。			
50	(通報) 第113条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあるとき、または、直ちに工場長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、前条に定める通報系統に従って通報する。 2 工場長は、前項の報告を受けた場合、又は自ら非常事態若しくは非常事態に発展するおそれがあるとき、または、直ちに工場長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、前条に定める通報系統に従って通報する。	(通報) 第51条 第46条第1項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長及び貯蔵管理課長は、その状況が非常事態であると判断したときは、直ちに工場長、廃棄物取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。 また、関係箇所に係る異常については、建屋外の電気設備はユーティリティ施設課長に対しても通報し、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常については、貯蔵管理課長は安全ユーティリティ課長に対しても通報する。 2 工場長は、前項の通報を受けた場合は、非常事態の状況を直ちに事業部長に報告する。	(通報) 第80条 第29条第1項の通報を受けた管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、 前条に定める通報系統に従って 直ちに事業部長があらかじめ定めた連絡責任者及びその他の関係箇所に通報する。 2 前項の通報を受けた連絡責任者は、 前条に定める通報系統に従って 事業部長及び核燃料取扱主任者に通報するとともに、直ちに社外関係機関に通報する。	(通報) 第56条 第1項の通報を受けた設備等の管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあるとき、または、直ちにセンター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。			
51	(応急措置) 第114条 前条の統括当直長及び課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。	(応急措置) 第52条 前条において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあるとき、または、統括当直長及び設備等の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。	(応急措置) 第81条 前条の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長に報告する。 また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。	(応急措置) 第63条 前条の課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、放射線防護上必要な措置を講じる。			
52		(救助活動) 第82条 非常時対策組織は、均質槽において液化を行っているときに核燃料物質の漏れが発生した場合、非常時体制の発令に拘らず直ちに放射線業務従事者の救助活動を行う。	(救助活動) 第82条 非常時対策組織は、均質槽において液化を行っているときに核燃料物質の漏れが発生した場合、非常時体制の発令に拘らず直ちに放射線業務従事者の救助活動を行う。				
53	(非常時体制の発令) 第115条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	(非常時体制の発令) 第53条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	(非常時体制の発令) 第83条 事業部長は、 第80条 第2項の通報を受けた場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	(非常時体制の発令) 第64条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。			
54	(非常時対策活動) 第116条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第112条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。	(非常時対策活動) 第54条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第50条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。	(非常時対策活動) 第84条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時対策組織の要員を招集し、 第79条 であらかじめ確立した通報系統に従って、 その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。	(非常時対策活動) 第65条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、 第61条 であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。			

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>3 第98条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合には、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、再処理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p>	<p>3 第38条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合には、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、廃棄物管理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p>	<p>なお、均質槽において液化を行っているときに均質槽から室内に核燃料物質の漏えい等により拡大防止を行う。</p> <p>3 第61条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合には、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、加工施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p>	<p>3 第48条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合には、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、埋設施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p>			
55	<p>(非常時体制の解除) 第117条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。</p>	<p>(非常時体制の解除) 第55条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。</p>	<p>(非常時体制の解除) 第85条 本部長は、非常事態が終了し、非常時体制をとる必要性がなくなると判断した場合は、非常時体制を解除し、第79条であらかじめ確立した通報システムに従って、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。</p>	<p>(非常時体制の解除) 第66条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。</p>			
56	<p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第118条 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。</p>	<p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第56条 「原子力災害対策特別措置法」に基づき措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。</p>	<p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第86条 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。</p>	<p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第67条 「原子力災害対策特別措置法」に基づき措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。</p>			
57	<p>(保障措置分析所に係る措置) 第119条 事業部長は、非常時における核管理センターとの連携、協力について、あらかじめ定めおく。</p> <p>2 非常時対策組織の本部長は、前項の定めに基づき必要な措置を講じる。</p>						
58	<p>第10章 再処理施設の定期的な評価 (再処理施設の定期的な評価) 第124条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 再処理施設における保安活動の実施状況 (2) 再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況 2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。 3 各職位は、前項の計画に基づき、評価を実施する。 4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を受ける。 5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 6 事業部長は、第4項の評価結果の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>第9章 廃棄物管理施設の定期的な評価 (廃棄物管理施設の定期的な評価) 第59条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 廃棄物管理施設における保安活動の実施状況 (2) 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況 2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。 3 各職位は、前項の計画に基づき、評価を実施する。 4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。 5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 6 事業部長は、第4項の評価の承認を行うに当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>第14章 加工施設の定期的な評価 (加工施設の定期的な評価) 第89条 運営管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 加工施設における保安活動の実施状況 (2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況 2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 3 各職位は、第1項の実施計画に基づき、評価を実施する。 4 運営管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。 5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 6 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p>	<p>第11章 埋設施設の定期的な評価 (埋設施設の定期的な評価) 第70条 埋設技術課長は、10年を超えない期間ごと、又は放射線の減衰に依りた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時に、次の各号に定める最新の知見を踏まえ、核燃料物質等による放射線の被曝、管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保安区域を廃止する時をいう。 (1) 埋設施設に係る監視及び測定の結果 (2) 国内外の研究開発・技術開発成果等 2 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の計画に基づき、評価を実施する。 3 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。 (1) 第1項の最新の知見は、埋設規則第2条第2項第3号から第7号までに掲げる書類の記載事項を更新す</p>			

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
				<p>るために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知識に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>4 埋設技術課長は、第 2 項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じて改善を行う。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>7 埋設技術課長は、第 1 項に基づく計画を作成する場合は、第 5 項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>8 事業部長は、第 1 項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受け、また、第 4 項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>			
59	<p>第 11 章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第 125 条 各職位は、別表 53 に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	<p>第 10 章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第 60 条 作成責任者及び保存責任者は、別表 20 に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、気象記録のうち降雨量は、この規定による記録を行わない。</p>	<p>第 15 章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第 90 条 各課長は、別表 35 に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	<p>第 12 章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第 71 条 作成責任者及び保存責任者は、別表 20 に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	<p>第 11 章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第 28 条 各職位は、表 28-1 に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期間保存する。</p>		
60	<p>附 則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. 令和 2 年 4 月 1 日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第 125 条に基づき保存する。</p> <p>3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第 125 条に基づき保存する。</p> <p>4. 第 34 条別表 14 について、非常用発電設備の運用を開始するまでは、所要の電力の供給が可能な場合、電源車又は運転予備用ディーゼル発電機を非常用発電設備と見なすことができる。</p> <p>ただし、第 1 非常用ディーゼル発電機又は第 2 非常用ディーゼル発電機を計画的に動作不能な状態とする場合は、電源車を確保する。</p>	<p>附 則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. 令和 2 年 4 月 1 日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第 60 条に基づき保存する。</p> <p>3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第 60 条に基づき保存する。</p>	<p>附 則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. 令和 2 年 4 月 1 日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第 90 条に基づき保存する。</p> <p>3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前事業者検査の結果の記録とみなし、第 90 条に基づき保存する。</p>	<p>附 則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. この規定第 19 条ないし第 21 条で埋設規則第 6 条を適用する場合には、2019 年 12 月 5 日以後最初に行われる法第 51 条の 5 第 1 項の規定による変更の許可処分がある日までの間は、2019 年 12 月 5 日施行の埋設規則第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から、社長が指定する日より施行する。</p>		<p>■「この規定の施行日以降の使用前検査の記録は、使用前検査の記録とみなし、第 125 条(記録)に基づき保存する。」</p> <p>■使用前検査は、施設の工事および性能について原子力規制委員会の検査を受けるものであり、その実施は従前より保安規定には規定しない。なお、技術基準適合性確認するために事業者が実施する検査は、使用前事業者検査に準じた体制で実施する。</p>
61			<p>添付 1 火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針(第 71 条、第 72 条関連)</p> <p>火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針</p> <p>1.~1.3. (略)</p> <p>1.4 文書の整備</p> <p>運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書(「火災防護計画」)を整備す</p>				

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
			<p>加工施設(濃縮) 各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>なお、UF₆を内包する機器を設置する2号発回均質室、2号中間室(搬入室を含む)、1号均質室、2号カスケード室、Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室、Cウラン貯蔵室及びBウラン濃縮廃棄物を火災区域とした火災防護活動とする。</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。</p> <p>3) ~12) (略)</p> <p>1.5.~2.5(略)</p>				

別表 47 放射線測定器類 (第 102 条関係)

放射線測定器類	数量
放射線管理用固定式モニタ*	130 台
・ガンマ線エリアモニタ	44 台
・ベータ線ダストモニタ	46 台
・アルファ線ダストモニタ	39 台
・中性子線エリアモニタ	9 式
・臨界警報装置	2 系列
・主排気筒ガスモニタ	2 系列
・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2 台
・冷却空気出口シャフトモニタ	3 台
・排水モニタ	
エアスニフア	631 台
放射線サーベイ機器	
・ガンマ線用サーベイメータ	20 台
・中性子線用サーベイメータ	11 台
・アルファ/ベータ線用サーベイメータ	16 台
・ダストサンブラ	16 台
・ガスモニタ	1 台
・ダストモニタ	1 台
放射能測定器	6 台
退出モニタ	6 台
ホールボディカウンタ	1 台
環境モニタリング設備	
・モニタリングポスト*	9 式
・ダストモニタ	9 台

* : 警報装置の作動の確認を含む。

別表 48 周辺監視区域等における線量当量等の測定 (第 103 条関係)

測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度*
周辺監視区域 境界付近	・外部放射線に係る線量率	γ線 連続 1回/週
	・外部放射線に係る線量当量*	γ線 1回/3月
	・外部放射線に係る線量	γ線 連続 1回/3月
	・空気中の放射性粒子濃度	全α放射能、 全β放射能 連続
	・空気中の放射性粒子濃度	¹⁰⁶ Ru, Pu(α) 1回/3月
	・陸土中の放射性物質の濃度	⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹³² I, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/年
	・外部放射線に係る線量率	γ線 連続
	・外部放射線に係る線量	γ線 1回/3月
	・空気中の放射性物質の濃度	放射能希ガス 連続
	・空気中の放射性物質の濃度	(主に ⁸⁵ Kr) 連続
周辺監視区域 域外	・空気中の放射性物質の濃度	¹³¹ I 1回/週
	・空気中の放射性物質の濃度	³ H 1回/月
	・空気中の放射性物質の濃度	全α放射能、 全β放射能 1回/週
	・空気中の放射性粒子濃度	連続
	・空気中の放射性粒子濃度	¹⁰⁶ Ru, Pu(α) 1回/3月
	・飲料水中の放射性物質の濃度	³ H, ⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/3月
	・陸土中の放射性物質の濃度	⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹²⁹ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/年
	・湖底土	⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm
	・陸土中の放射性物質の濃度	¹⁴ C, ¹⁰⁶ Ru, Pu(α) 1回/年
	・陸上植物中の放射性物質の濃度	¹⁰⁶ Ru, Pu(α) 1回/年
	・畜産物中の放射性物質の濃度	¹⁰⁶ Ru, Pu(α) 1回/3月
	・海水	³ H, ⁶⁰ Co, ⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹³⁴ Cs, ¹³⁷ Cs, ¹⁴⁴ Ce, ¹⁵⁴ Eu, Pu(α) 1回/3月
	・海底土中の放射性物質の濃度	⁶⁰ Co, ⁹⁰ Sr, ¹³⁴ Cs, ¹³⁷ Cs, ¹⁴⁴ Ce, ¹⁵⁴ Eu, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/6月
	・海産物中の放射性物質の濃度	³ H, ¹⁰⁶ Ru, Pu(α) 1回/3月
	・魚類	¹⁰⁶ Ru, Pu(α) 1回/3月
	・貝類	¹⁰⁶ Ru, Pu(α) 1回/3月
	・海藻類	¹⁰⁶ Ru, Pu(α) 1回/3月
	・漁網の線量率	γ線量率 β線量率 1回/3月

* 1 : 測定地点を別図 6 に示す。ただし、当該地点において試料の採取が困難な場合及び測定器の故障等により測定不能となった場合については、代替措置を第 89 条の規定に定め、実施するものとする。

* 2 : 線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

別表53 保安に関する記録（第125条関係）

1. 再処理規則第8条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
1. 再処理施設の施設管理（再処理規則第11条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	許可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
(2) 再処理規則第11条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した再処理施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間
(3) 再処理規則第11条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理方針：保全企画部長 施設管理目標：品質保証課長 施設管理実施計画：技術課長	評価を実施した再処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
2. 放射線管理記録*1 (1) 再処理設備、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日操作中1回	放射線安全課長	
(2) (略)	(略)	(略)	
(3) (略)	(略)	(略)	
(4) (略)	3月ごとに1回	環境管理課長	法第50条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(5) 海洋放出口周辺の海域の海水、海底土その他第103条別表48に定める物の放射性物質の種類別の濃度等 ただし、上記(4)に係る事項を除く。			
(6) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び11月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなつた場合はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間
(7) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	(略)	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなつた場合はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間
(8) (略)	その都度 その者が当該業務に就く時		1年間
(9) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	運搬の都度	運搬を行った課長	法第50条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(10) 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	廃棄の都度 封入又は固型化の都度	保管廃棄を行った職位	
(11) 廃棄施設に保管廃棄する放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法			
(12) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法			

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
3. 操作記録 (1)～(3) (略)	(略)	(略)	
(4) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	別表9及び別表17に定める警報装置に定める警報装置長 統括当直長 別表47に定める警報装置長 放射線安全課長	1年間
(5) 第3章第2節に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	統括当直長及び燃料管理課長	
4. 再処理施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った措置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置	その都度	技術課長	法第50条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
5. 気象記録 (1) 風向及び風速 (2) 降雨量 (3) 大気温度	連続して	環境管理課長	10年間
6. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度 実施の都度	技術課長 保安教育を実施した職位 同上	3年間
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録を作成又は変更した職位*3	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間

*1：線量等の記載については線量告示第3条によるものとする。

*2：燃料貯蔵プールのプール水温度及び安全冷却水系の冷却水温度については、1時間ごとに記録するものとする。

*3：社長が行う品質保証に係る業務に関する記録は安全・品質本部長、事業本部長、事業部長が行う品質保証に係る業務に関する記録は品質保証課長、技術本部長が行う品質保証に係る業務に関する記録は技術管理部長とする。

2. 再処理規則第4条の3及び第7条の11に基づく記録

記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
<p>1. 使用前事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	検査の都度	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間
<p>2. 定期事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	検査の都度	事業者検査課長	その再処理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

別表 16 周辺監視区域における線量当量等の測定 (第 41 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度
周辺監視区域境界付近	・ 外部放射線に係る線量当量	1 回 / 月
	・ 外部放射線に係る線量当量*	1 回 / 週
	・ 空気中の放射性粒子濃度	1 回 / 週

* : 線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

別表 17 放射線測定器類 (第 42 条関係)

測定器名	数量	点検責任者
・ エアスニフア	2 1 台	放射線施設課長
・ 放射線サーベイ機器		
・ ガンマ線用サーベイメータ	4 台	
・ 中性子線用サーベイメータ	2 台	
・ アルファ線用サーベイメータ	3 台	
・ ベータ線用サーベイメータ	3 台	
・ ダストサンブラ	1 台	
・ 放射能測定器	2 台	
・ 退出モニタ	2 台	
・ ホールポディカウンタ	1 台	
・ 環境モニタリング設備	2 台	
・ ダストサンブラ	1 台	
・ 放射能測定器	1 台	
・ 積算線量計用測定装置	1 台	

* : 警報装置の作動の確認を含む。

別表 20 保安活動に関する記録 (第 60 条関係)

1. 管理規則第 26 条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
1. 廃棄物管理施設の施設管理 (管理規則第 29 条第 1 項に規定するもの) に関する記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	許可業務課長	許可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
(2) 管理規則第 29 条第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した廃棄物管理施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
(3) 管理規則第 29 条第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理方針 : 社長 施設管理目標 : 事業部長 施設管理実施計画 : 技術課長	施設管理方針 : 保全企画部長 施設管理目標 : 品質保証課長 施設管理実施計画 : 技術課長	評価を実施した廃棄物管理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
2. 放射線管理記録*1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3. 操作記録 (1) 貯蔵ピットに収納したガラス固化体の挿入量及び挿入の日時 (2) ガラス固化体の冷却空気温度*2 及び収納管排気設備の入口圧力 (3) ~ (5) (略)	挿入の都度 連続して (1 時間ごと) に 1 回 (略)	貯蔵管理課長	貯蔵管理課長	1 年間 (1 年を超えてガラス固化体を搬出するまでの期間) (略)
4. 廃棄物管理施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置	その都度	技術課長	技術課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間
5. 気象記録 (1) 風向及び風速 (2) 大気温度	連続して	環境管理課長	環境管理課長	1 0 年間
6. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度 実施の都度	技術課長 保安教育を実施した各職位の者 同上	技術課長 保安教育を実施した各職位の者 同上	3 年間
7. 品質管理基準規則第 4 条第 3 項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録を作成又は変更した職位*5	当該文書又は記録を作成又は変更した職位*5	当該文書又は記録の作成又は変更後 5 年が経過するまでの期間
8. 管理規則第 33 条の 2 第 1 項各号の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果	評価の都度	保安管理課長	保安管理課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間

* 1 : 線量等の記録については、線量告示第 3 条によるものとする。

* 2 : 冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにおける冷却空気温度並びにガラス固化体が貯蔵された収納管と通風管とで形成する円環流路出口における冷却空気温度とする。

* 3 : 保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存する。

* 4 : 「警報装置から発せられた警報」とは、廃水貯槽の漏れい水検知装置、ガンマ線エリアモニタ、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタのレベル高警報をいう。

* 5 : 社長が行う品質保証に係る業務に関する記録は安全・品質本部長、事業部長が行う品質保証に係る業務に関する記録は品質保証課長、技術本部長が行う品質保証に係る業務に関する記録は技術管理部長とする。

2. 管理規則第6条の3及び第14条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
<p>1. 使用前事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る廃棄物管理施設の存続する期間
<p>2. 定期事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	その廃棄物管理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

別表27 管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定（第65条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域（汚染のおそれのない区域以外の区域）	<ul style="list-style-type: none"> 外部放射線に係る線量当量^{*1} 外部放射線に係る線量当量率 空気中の放射性物質の濃度 表面密度 	1回/週 1回/週 1回/週 1回/週	放射線管理課長
管理区域（汚染のおそれのない区域）	<ul style="list-style-type: none"> 外部放射線に係る線量当量^{*1} 外部放射線に係る線量当量率 	1回/週 1回/週	放射線管理課長
周辺監視区域境界付近	<ul style="list-style-type: none"> 外部放射線に係る線量当量^{*1} 空気中の放射性物質の濃度 空間放射線量率 風向、風速、降雨量、大気温度、日射量、放射収支量 	1回/週 1回/3月連続 ^{*2} 連続 ^{*2}	
周辺監視区域外	<ul style="list-style-type: none"> 土壌中の放射性物質の濃度 湖沼水中の放射性物質の濃度 空気中の放射性物質の濃度 	1回/3月	

*1：線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。

*2：点検等による機器の停止時を除く。

別表28 放射線測定器類（第66条関係）

測定器名	数量	点検責任者
線量当量率サーベイメータ	6台	
汚染サーベイメータ	10台	
ダストサンブラ	7台	
可搬式HP検知警報装置	7台	
退出モニタ	1台	
放射能測定装置	3台	放射線管理課長
積算線量計	1式	
個人線量計	1式	
モニタリングポスト	3式	
気象観測機器 ^{*1}	1式	
エアスニップア	採取口65	機械保全課長及び電気計装保全課長 ^{*2}
排気用HPモニタ	2台	電気計装保全課長

*1：風向風速計、温度計、雨量計、日射計、放射収支計

*2：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長

別表35 保安に関する記録（第10、39、40、90条関係）

1. 加工規則第7条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
1. 加工施設の施設管理（加工規則第7条の4第1項に規定するものをいう。以下、この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	機械保全課長、電気計装保全課長	機械保全課長、電気計装保全課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
(2) 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設確認の実施の都度	機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長	機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長	施設管理を実施した加工施設の施設解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間
(3) 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者	評価の都度	保全管理課長	保全管理課長	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
2. 放射線管理記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回毎週1回	廃棄物管理課長	廃棄物管理課長	10年間
(2) * 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理課長	放射線管理課長	
(3) * 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び11月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原簿に引渡すまで
(4) * 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間にあつては毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間に限る。）	放射線管理課長	放射線管理課長	
(5) * 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	放射線管理課長	放射線管理課長	
(6) * 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間にあつては当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時	放射線管理課長	放射線管理課長	

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
(7) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類及びその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を実施した課長	運搬を実施した課長	1年間
(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	廃棄物管理課長	廃棄物管理課長	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(9) 放射性廃棄物を容器に封入した場合には、その方法	封入の都度			
3. 操作記録				
(1) 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度(連続式にあっては連続して)	運転管理課長	運転管理課長	1年間
(2) 保安上特に管理を必要とする設備における圧力、流量及び温度の値	連続して			
(3) 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度			
(4) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度			
(5) 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度			
4. 加工施設の事故記録				
(1) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	運営管理課長	運営管理課長	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度			
(3) 事故の原因	その都度			
(4) 事故後の処置	その都度			
5. 気象記録				
(1) 風向及び風速	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	10年間
(2) 降雨量	連続して			
(3) 大気温度	連続して			
6. 保安教育の記録				
(1) 保安に必要な教育訓練計画	策定の都度	運営管理課長	運営管理課長	5年間
(2) 保安に必要な教育訓練の実施の日時及び項目	実施の都度	教育訓練を実施した課長	教育訓練を実施した課長	
(3) 保安に必要な教育訓練を受けた者の氏名	実施の都度			
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネージメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他に掲げるものを除く)				

*：線量等の記載については、線量告示第3条に基づいたものとする。

2. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	当該使用開始に係る加工施設の使用開始から5年経過するまでの期間
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	その加工施設が廃棄された後5年経過するまでの期間

別表 15 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等の測定（第 51 条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域：汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1 回/週	放射線管理課長
	管理区域：汚染のおそれのない区域	1 回/週	
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1 ・外部放射線に係る線量当量*1	1 回/週	
周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度 (尾駱沼)	1 回/3 月*2	

*1：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

*2：3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日及び 12 月 1 日を始期とする各 3 月間

別表 16 放射線測定器類（第 52 条関係）

測定器名	数量	点検責任者
・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6 台	放射線管理課長
・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4 台	
・ダストサンプラ	2 台	
・放射能測定装置	4 台	
・積算線量計	1 式	放射線管理課長
・個人線量計	1 式	
・排気用モニタ	1 台	放射線管理課長
・エアモニタ	5 台	

別表 20 保安活動に関する記録（第 71 条関係）

1. 埋設規則第 13 条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第 51 条の 6 第 1 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	検査課長、埋設技術課長、運営課長及び土木課長	検査課長、埋設技術課長、運営課長及び土木課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間
	ロ 法第 51 条の 6 第 2 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	検査課長、運営課長	検査課長、運営課長	
(2) 放射線管理記録*1	ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	運営課長	運営課長	10 年間
	イ 放射性廃棄物の排気口及び排気口における放射性物質の濃度	放射線管理課長	放射線管理課長	
ハ 周辺監視区域における外部放射線に係る 1 週間（すべての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間）においては 1 週間の線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度	排気又は排水の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	線量当量にあつては 10 年間、地下水中の放射性物質の濃度にあつては、法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間
	毎週 1 回	放射線管理課長及び放射線管理課長	埋設技術課長及び放射線管理課長	
ニ 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、3 月間の線量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月ごとに 1 回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会に引き渡すまでの期間
(2) 放射線管理記録*1	ホ 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20mSv を超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年 1 回（左欄に掲げる当該 1 年間に降に限り）	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会に引き渡すまでの期間
	ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	放射線管理課長	
	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時	放射線管理課長	

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った課長	運搬を行った課長	1年間
	廃棄の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
	封入又は固型化の都度			
ス 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法	防止及び除去の都度	防止及び除去を行った課長	防止及び除去を行った課長	1年間
ル 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	その都度	運営課長	運営課長	1年間
(3) 警報装置から発せられた警報の内容	放射線監視・測定設備（排気用モニタ、エリアモニタ）のレベルに関する警報			
(4) 廃棄物施設管理に係る記録	施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理を行った課長	施設管理を行った課長	施設管理を実施した廃棄物施設施設解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間（廃棄物施設に係る場合においては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間）
(5) 廃棄物施設事故記録	イ 事故の発生及び復旧の日時			
	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	評価を行った各職員の者	評価を行った各職員の者	評価を実施した廃棄物施設施設管理目標及び施設管理実施計画の改定までの期間
	ハ 事故の原因			
	ニ 事故後の処置	事故記録を作成した課長	事故記録を作成した課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(6) 降雨記録	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	1年間 法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(7) 地下水の水位	毎月1回	土木課長	土木課長	法第51条の25第3項において準用する

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
(8) 法第51条の18第1項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物処理施設及びその周辺の状況（前2号に掲げるものを除く）	監視の都度	運営課長及び放射線管理課長	運営課長及び埋設技術課長	法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(9) 保安教育の記録	イ 保安教育の実施計画			
	ロ 保安教育の実施日時及び項目	教育訓練を計画又は実施した各職員の者	教育訓練を計画又は実施した各職員の者	3年間
	ハ 保安教育を受けた者の氏名	その都度 教育を実施したとき		
(10) 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く）	イ 定期的な評価の結果	埋設技術課長	埋設技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
	ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	措置を実施した各職員の者	措置を実施した各職員の者	
(11) 埋設規則第19条の2の規定による廃棄物施設施設定期的な評価の結果	評価の都度	埋設技術課長	埋設技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間

*1: 線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。

*2: 保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存すること。

施設管理について

再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、

廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)

1. はじめに

本資料は、規則類の改正に伴い、2020年6月1日に保安規定の変更認可申請(加工施設(MOX)については、認可申請をいう。)を行った再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮、MOX)及び廃棄物埋設施設における「施設管理」の基本的な考え方及び各施設の具体的な施設管理の内容について、説明するものである。

2. 「施設管理」の基本的考え方

各施設の保安規定における「施設管理」は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則等の各施設に該当する規則、保安規定の審査基準及び原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド(以下、「保安措置運用ガイド」という。)の要求事項に基づき定めており、施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を適切に維持・管理するための各種の保安活動を実施するものである。

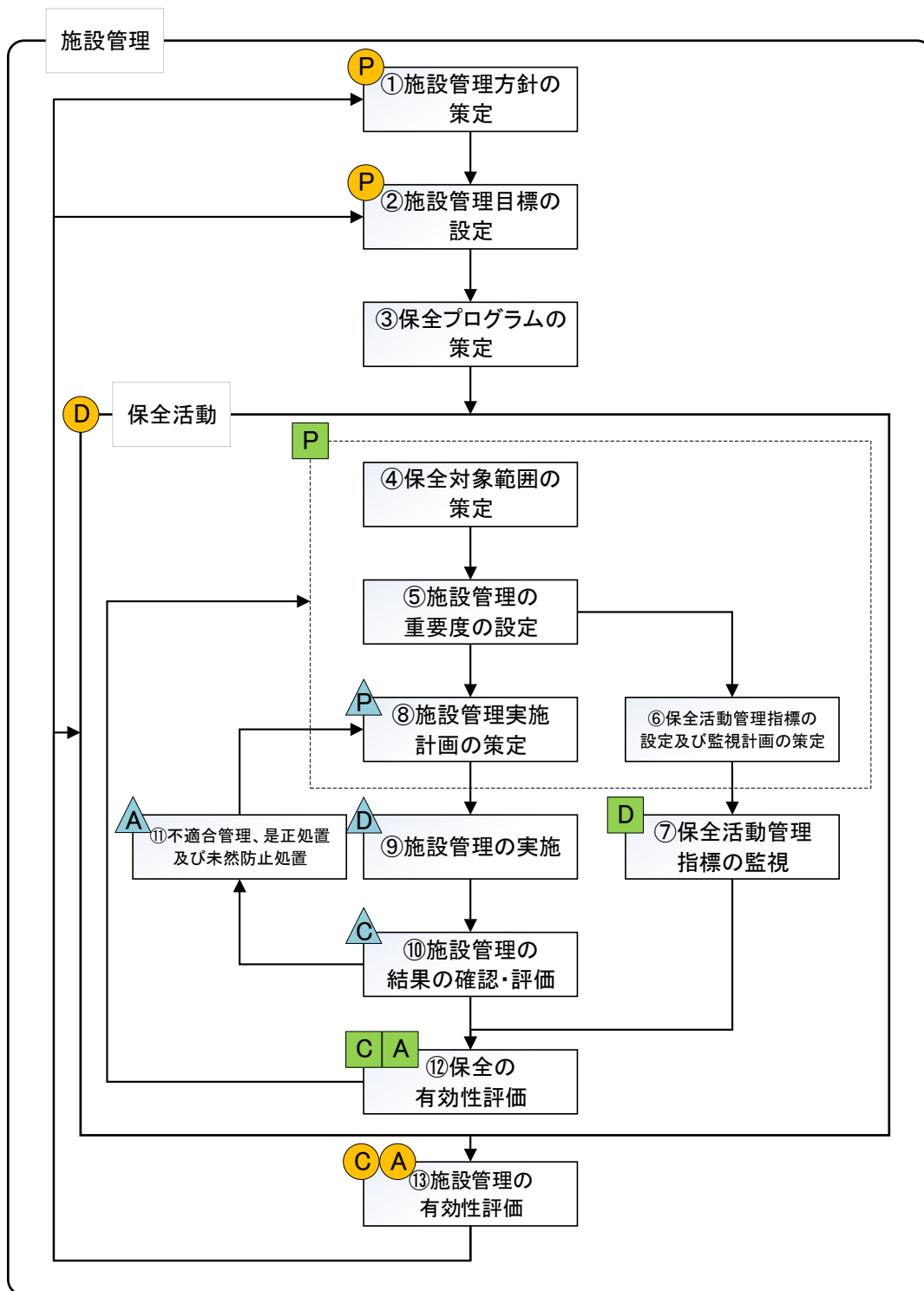
具体的な活動としては、社長が策定する施設管理方針のもと、目標を立て、目標達成のための計画を策定し、計画に従い実施するとともに、定期的な評価により、必要に応じて改善していくものである。

3. 各施設の施設管理

再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)については、事業者対応方針に基づく活動において、原子力発電所の保守管理規程((一社)日本電気協会、2016年出版、以下、「JEAC4209」という。)に従った保守管理の仕組みを構築してきた。従って、これらの施設では、JEAC4209に基づく保守管理の仕組みを含め保安規定に規定(実用発電炉と同等)している。

また、その他施設(加工施設(MOX)、廃棄物埋設施設)も含め、施設管理の基本フロー(図-1参照)に基づきPDCAサイクルを回しながら継続的に改善を進める。

以下、各施設の施設管理の特徴について記載する。



●■▲: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

なお、施設管理の基本フローにおける、②、⑥の参考及び⑩の補足として、各施設の施設管理目標(抜粋)、各施設の保全活動管理指標(抜粋)を本資料の(8/45)、(9/45)に、検査の独立性の確保を(10/45)にそれぞれ示す。

(1) 再処理施設及び廃棄物管理施設の施設管理

a. 施設管理の具体的な内容

再処理施設及び廃棄物管理施設は、運転プラント(運転炉)と同様の施設管理を実施する。

なお、具体的な実施内容については、再処理施設及び廃棄物管理施設を代表に記載する(別紙-1参照)。

また、施設管理の概要図を示す(別紙-2参照)。

b. 環境管理設備の設備管理箇所の変更

(変更の目的)

再処理施設及び廃棄物管理施設では、放射線管理施設の管理及び保守に係る業務を、環境管理設備(放射能観測車、気象観測設備等)については放射線管理部 環境管理課長が、それ以外の設備については同部 放射線施設課長が実施してきた。

今回の検査制度の見直しに伴い、使用前事業者検査、構成管理を含む施設管理を実施していくにあたり、放射線管理施設について、より専門性の高い施設管理が行えるよう、放射線管理施設の管理及び点検、工事等に係る業務を、放射線施設課に集約する。

(保安規定の変更内容)

環境管理課長の職務である環境管理設備の管理及び保守に係る業務を、環境管理設備以外の放射線管理施設に係る業務を行う放射線施設課長の職務に変更する(表-1参照)。 **【再処理:第17条、廃棄物管理:第5条】**

なお、周辺監視区域等における線量当量等の測定等の環境監視に係る業務は、これまでどおり環境管理課長が行う。

表－1 再処理施設保安規定の変更内容

変更前	変更後																		
<p>第3節 職務 (職務) 第17条 (略) 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (32) 放射線施設課長は、放射線測定器類 (環境管理設備は除く。)の管理に関する業務を行う。</p>	<p>第3節 職務 (職務) 第17条 (略) 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (35) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。</p>																		
<p>別表1 管理及び保守に関する業務の担当課長 (第17条関係)</p> <table border="1" data-bbox="240 790 762 1081"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 790 411 864">施設</th> <th data-bbox="411 790 587 864">管理担当課長</th> <th data-bbox="587 790 762 864">保守担当課長^{※1} (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="240 864 762 913">2. 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 913 411 981">(1) 環境管理設備</td> <td data-bbox="411 913 587 981">環境管理課長</td> <td data-bbox="587 913 762 981">環境管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 981 411 1081">(2) 上記以外の放射線管理施設</td> <td data-bbox="411 981 587 1081">放射線施設課長</td> <td data-bbox="587 981 762 1081">放射線施設課長</td> </tr> </tbody> </table>	施設	管理担当課長	保守担当課長 ^{※1} (略)	2. 放射線管理施設			(1) 環境管理設備	環境管理課長	環境管理課長	(2) 上記以外の放射線管理施設	放射線施設課長	放射線施設課長	<p>別表1 管理及び点検・工事等に関する業務の担当課長 (第17条関係)</p> <table border="1" data-bbox="807 790 1329 934"> <thead> <tr> <th data-bbox="807 790 978 864">施設</th> <th data-bbox="978 790 1153 864">管理担当課長</th> <th data-bbox="1153 790 1329 864">保守担当課長^{※1} (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="807 864 978 934">2. 放射線管理施設</td> <td data-bbox="978 864 1153 934">放射線施設課長</td> <td data-bbox="1153 864 1329 934">放射線施設課長</td> </tr> </tbody> </table>	施設	管理担当課長	保守担当課長 ^{※1} (略)	2. 放射線管理施設	放射線施設課長	放射線施設課長
施設	管理担当課長	保守担当課長 ^{※1} (略)																	
2. 放射線管理施設																			
(1) 環境管理設備	環境管理課長	環境管理課長																	
(2) 上記以外の放射線管理施設	放射線施設課長	放射線施設課長																	
施設	管理担当課長	保守担当課長 ^{※1} (略)																	
2. 放射線管理施設	放射線施設課長	放射線施設課長																	

(2) 加工施設(濃縮)の施設管理の具体的な内容

加工施設(濃縮)は、安全上重要な設備がない等の違いにより、再処理施設との施設の違いはあるものの、基本的には再処理施設の施設管理と同様の活動を行う。

また、職制上の違いはあるものの保安規定における記載も同様である。

(3) 廃棄物埋設施設の施設管理の具体的な内容

廃棄物埋設施設は、基本的には再処理施設の施設管理と同様の活動を行うが、人と環境へ影響を与えるリスクが低いことから、保安規定には施設管理に関する埋設規則要求を網羅した記載をした上で、それ以外の事項(JEAC4209 に準じた保全プログラムの策定等)については、下位文書に記載することとした。

また、「設工認」、「定期事業者検査」及び「使用前事業者検査」の制度がなく、系統レベルの保全活動管理指標を設定する必要のある施設(系統)はないこと等から、以下の運用とする。

- a. 廃棄物埋設施設が技術上の基準に適合することの確認については、施設管理として自主検査等を実施する。
- b. 系統レベルの保全活動管理指標を設定する必要のある施設(系統)はないため、系統レベルの「保全活動管理指標」については設定しない。
- c. 巡視については、保安措置運用ガイドを参考に、第二種廃棄物埋設施設に係る巡視を「毎週 1 回以上」実施する。

(4) 加工施設(MOX)の施設管理の具体的な内容

加工施設(MOX)は、再処理施設等と同等の施設管理の基本フローに基づき施設管理を展開するが、設計及び工事段階であることから、建設炉の施設管理をベースとして、保安措置運用ガイドの施設管理要求の趣旨を踏まえ設計及び工事段階に実施すべき施設管理を規定する。

具体的には、施設管理方針の策定、施設管理目標の設定を行い、施設管理に関する計画を策定する。

施設管理に関する計画に基づき実施し、結果を確認・評価し、改善する一連のPDCAサイクルを回していく。

ただし、設計及び工事段階を踏まえて、今回申請では定期事業者検査、長期施設管理方針等を除外すること、保全の有効性評価を施設管理の有効性評価に含めて実施すること等、建設工事の進捗に合わせた施設管理を実施し、段階的に拡充していくこととする。

なお、段階的に定める事項について、その考え方を別表－1に示す。

参考 各施設の施設管理目標(抜粋)

施設管理目標は、施設管理方針を達成するために設定するものであり、参考として施設管理方針「設備・機器の不適合を未然に防止する。」を達成するために設定した、各施設の 2020 年度施設管理目標及び達成指標を示す(表-2参照)。

表-2 各施設の施設管理目標(抜粋)

施設	施設管理方針	施設管理目標	達成指標
再処理施設/廃棄物管理施設	設備・機器の不適合を未然に防止する。	保全プログラムに基づく全設備に対する保全計画の策定および確実な実施	保全による予防可能な機能故障 件数:0 件
加工施設(濃縮)		設備・機器の重要度に応じた保全計画に基づき、確実に点検を行い、機器故障によるトラブルの未然防止を図る	保全による予防可能な機能故障 件数 2 件以下/月
廃棄物埋設施設	設備・機器の不適合を未然に防止する。	埋設施設の確実な巡視・点検を実施するとともに、設備等の重要度に応じた策定した保全計画に基づき、適切に点検、補修等を行うことにより、設備等の故障によるトラブルの未然防止を図る。	設備等の故障による操業停止なし
加工施設(MOX)		安全かつ安定に MOX 燃料工場が操業でき、MOX 燃料が製造できる要員・体制・QMS とする。	工物品質に係るトラブルや不具合等による工事計画遅れゼロ (しゅん工まで)

参考 各施設の保全活動管理指標(抜粋)

保全活動管理指標は、保全の有効性を評価するための指標であり、各施設における安全上重要な施設を含む系統及びプラントに対する施設の状態、運転実績等を考慮し、設定する。

参考として各施設において設定した、2020年度保全活動管理指標及び目標値を示す(表-3参照)。

表-3 各施設の保全活動管理指標(抜粋)

施設	レベル	保全活動管理指標	目標値
再処理施設/廃棄物管理施設	プラントレベル	事業開始時に設定する	—
	系統レベル	保全による予防可能な機能故障件数	<1回
加工施設(濃縮)	プラントレベル	計画外の生産停止の排気回数	<1回
	系統レベル	保全による予防可能な機能故障件数	≦月2回
廃棄物埋設施設	プラントレベル	計画外操業停止日数	<10日/年
	系統レベル	系統レベルの施設はないため、設定しない	
加工施設(MOX)	プラントレベル	事業開始時に設定する	—
	系統レベル	事業開始時に設定する	—

検査の独立性について

「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されている原子力施設」と「要求されていない原子力施設」における、具体的な方策の要求の違いを以下に示す。

- ・要求されている施設【再処理施設、加工施設(MOX)】

検査を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること。

- ・要求されていない施設【廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設】

検査の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることができる。

ただし、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設については以下のとおり実施する。

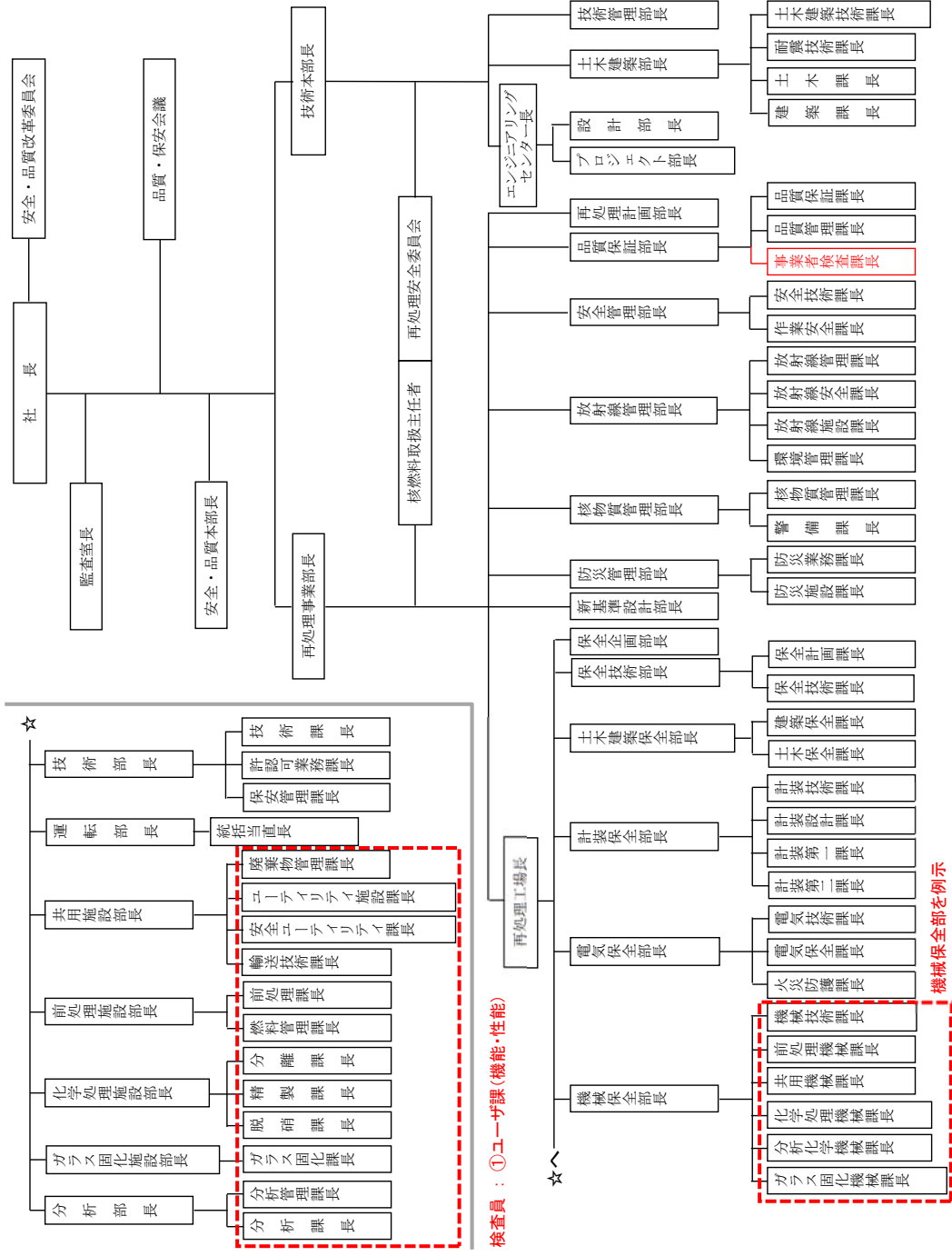
- 【廃棄物管理施設】

廃棄物管理施設は、再処理事業部として同様の対応とし、部門を異にする要員とすることで、独立性を確保する。

- 【廃棄物埋設施設】

使用前事業者検査等の要求がないことから、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。

代表として、再処理事業部の組織図を示す(図-2参照)。



図一-2 再処理事業部の組織図

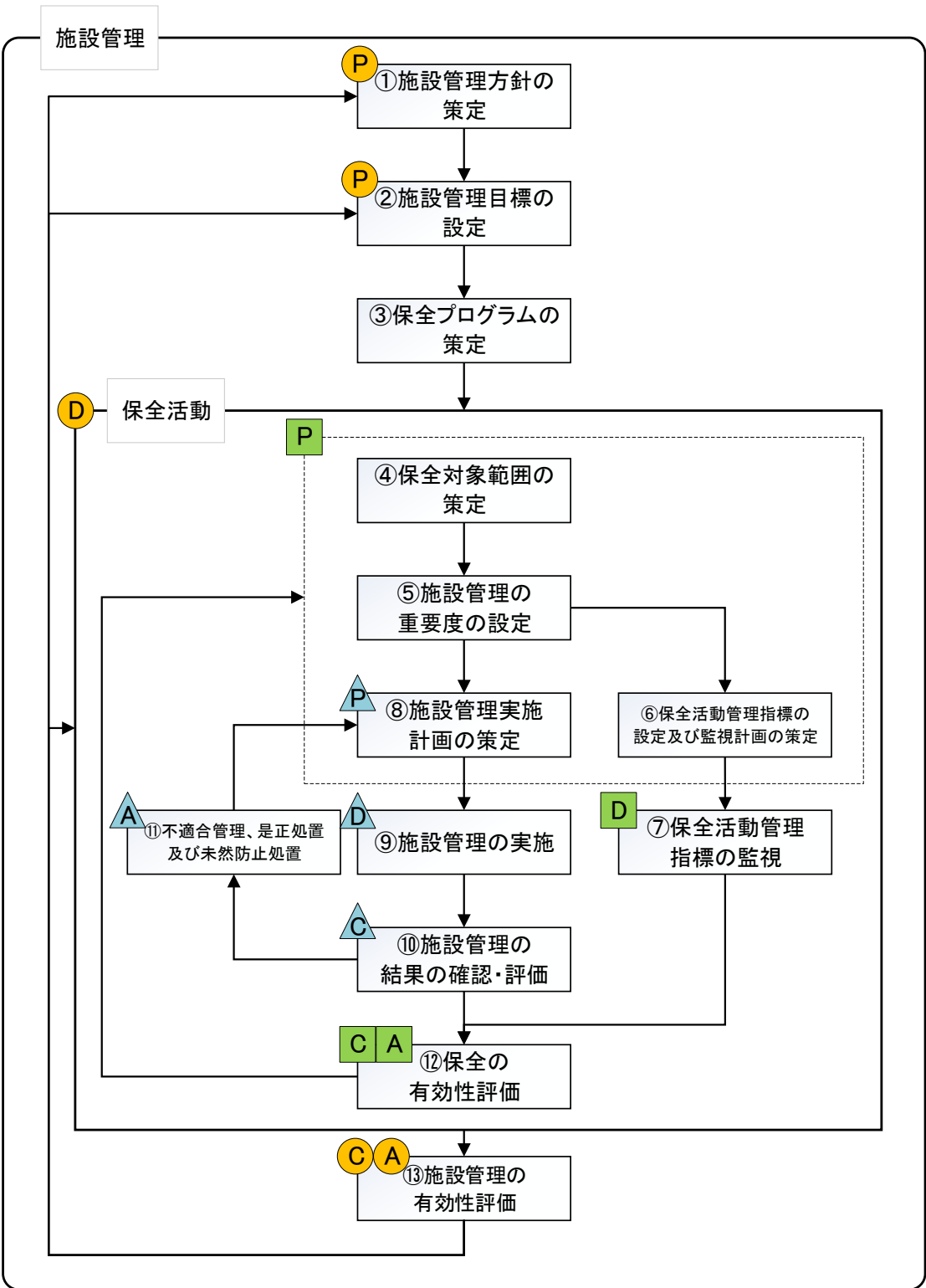
「再処理施設及び廃棄物管理施設における施設管理の具体的な内容」

再処理施設及び廃棄物管理施設は、以下の通り運転プラント(運転炉)と同様の施設管理を実施する。また、①～⑬については施設管理の基本フローに示す(図－1参照)。

再処理施設及び廃棄物管理施設の施設管理は以下の項目で実施する。

- ①施設管理方針の策定
- ②施設管理目標の設定
- ③保全プログラムの策定
- ④保全対象範囲の策定
- ⑤施設管理の重要度の設定
- ⑥保全活動管理指標の設定及び監視計画の策定
- ⑦保全活動管理指標の監視
- ⑧施設管理実施計画の策定
- ⑨施設管理の実施
- ⑩施設管理の結果の確認・評価
- ⑪不適合管理、是正処置及び未然防止処置
- ⑫保全の有効性評価
- ⑬施設管理の有効性評価
- ⑭構成管理
- ⑮設計管理
- ⑯作業管理
- ⑰情報共有
- ⑱経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針

なお、⑧のうち、点検計画については、資料⑤ 別紙－1(42/45)に示す。



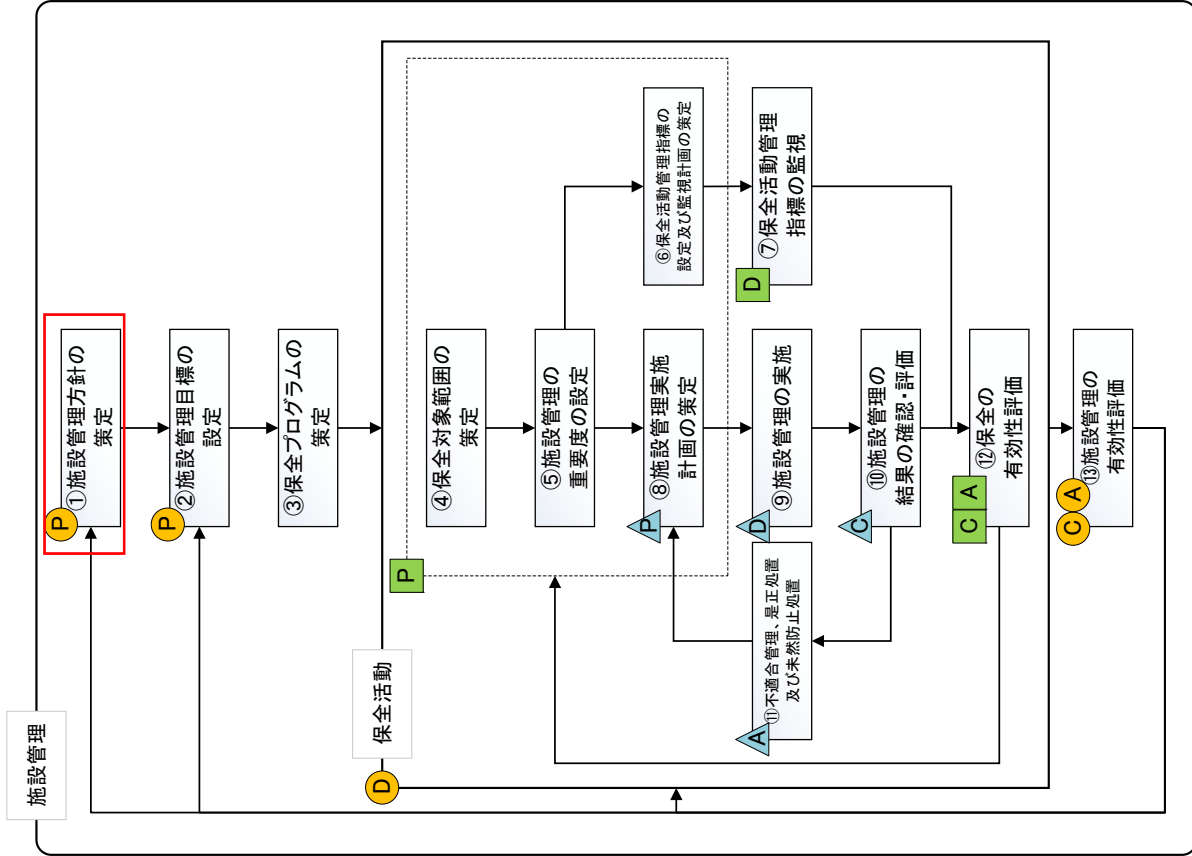
●■▲: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

①施設管理方針の策定

項目	内容
策定者	社長
方法	施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図ることができるよう、施設管理の現状等を踏まえた方針を、施設管理方針として策定する。 また、特別な状態に移行した場合又は長期施設管理方針を策定若しくは変更した場合は、それぞれその状況に応じて保全を実施することを施設管理方針に反映する。 さらに、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 ・施設管理の有効性評価の結果
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 1 施設管理方針及び施設管理目標 (資料2ー資料④No.9) *1 【廃棄物管理施設】 第23条 1 施設管理方針及び施設管理目標 (資料2ー資料④No.9)

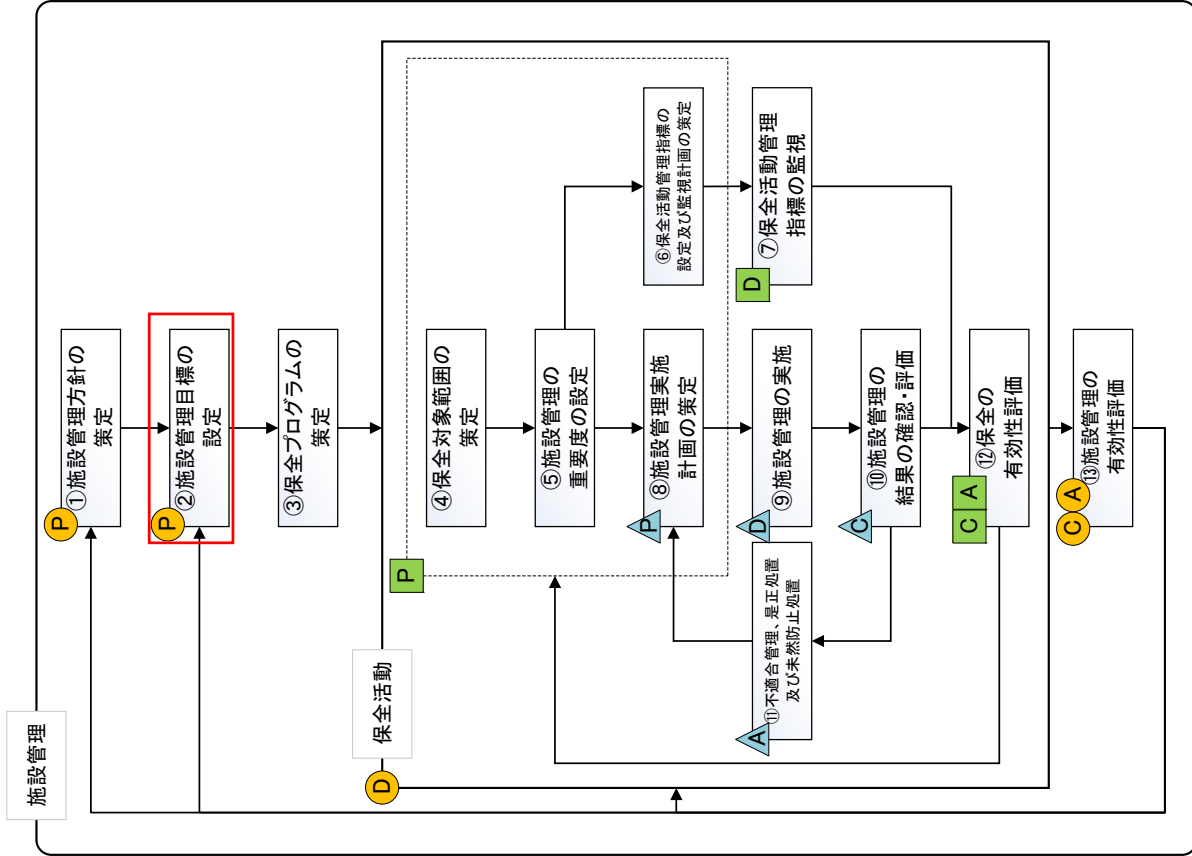
*1: (資料2ー資料④No.○)は、補足説明資料④(保安規定各施設比較)におけるNo.○の項目を示す。



●▲: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図-1 施設管理の基本フロー

②施設管理目標の設定(施設管理要領)

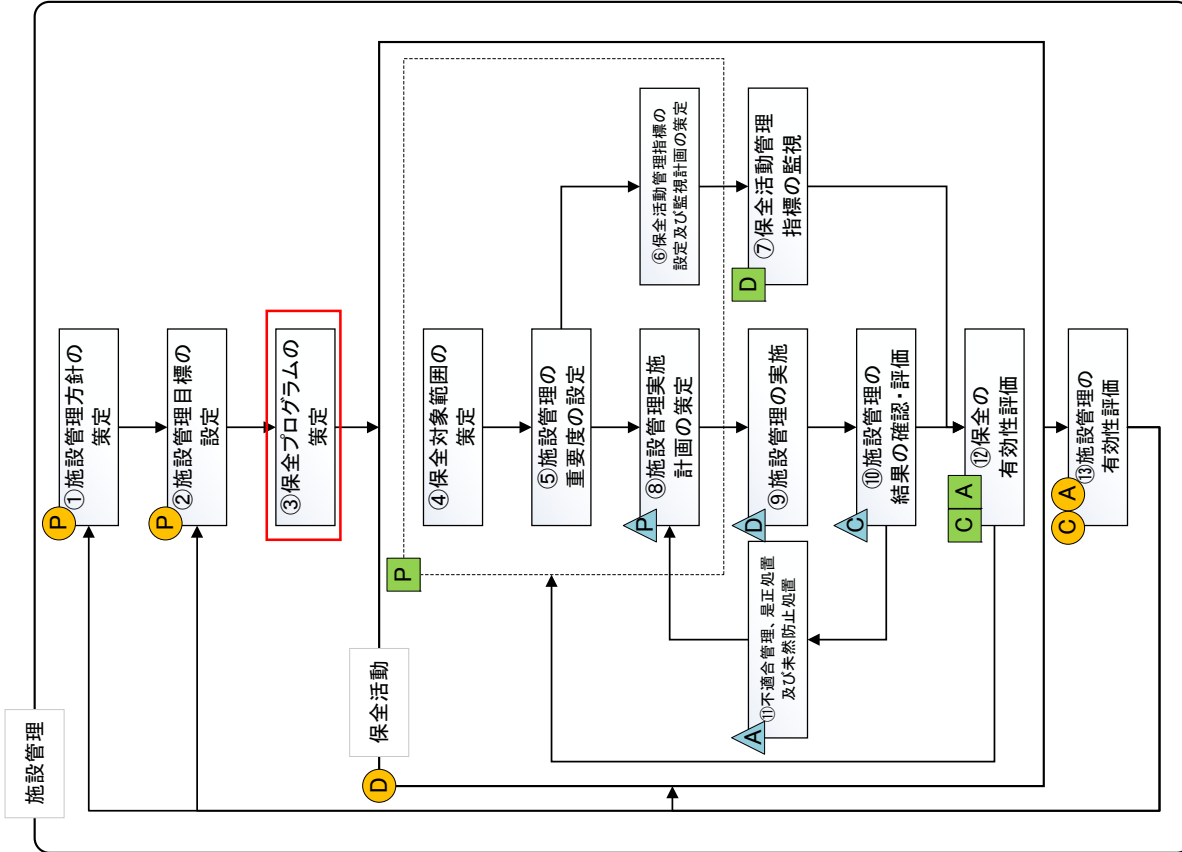
項目	内容
設定者	再処理事業部長
方法	<p>保全企画部長に以下の観点を踏まえ、施設管理方針を達成するための具体的な目標(指標を含む)を作成させ、施設管理目標として承認する。</p> <p>なお、特別な状態に移行した場合、その状況に応じて保全を実施することを施設管理目標に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理目標はその達成度が定量的に判定可能で、施設管理方針と整合がとれていること。 ・施設管理が有効に機能していることを確認できること。 ・適切な単位で評価が可能なこと。 <p>また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理の有効性評価の結果
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】</p> <p>第74条 1 施設管理方針及び施設管理目標 (資料2ー資料④No.9)</p> <p>【廃棄物管理施設】</p> <p>第23条 1 施設管理方針及び施設管理目標 (資料2ー資料④No.9)</p>



●▲△:JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図-1 施設管理の基本フロー

③保全プログラムの策定

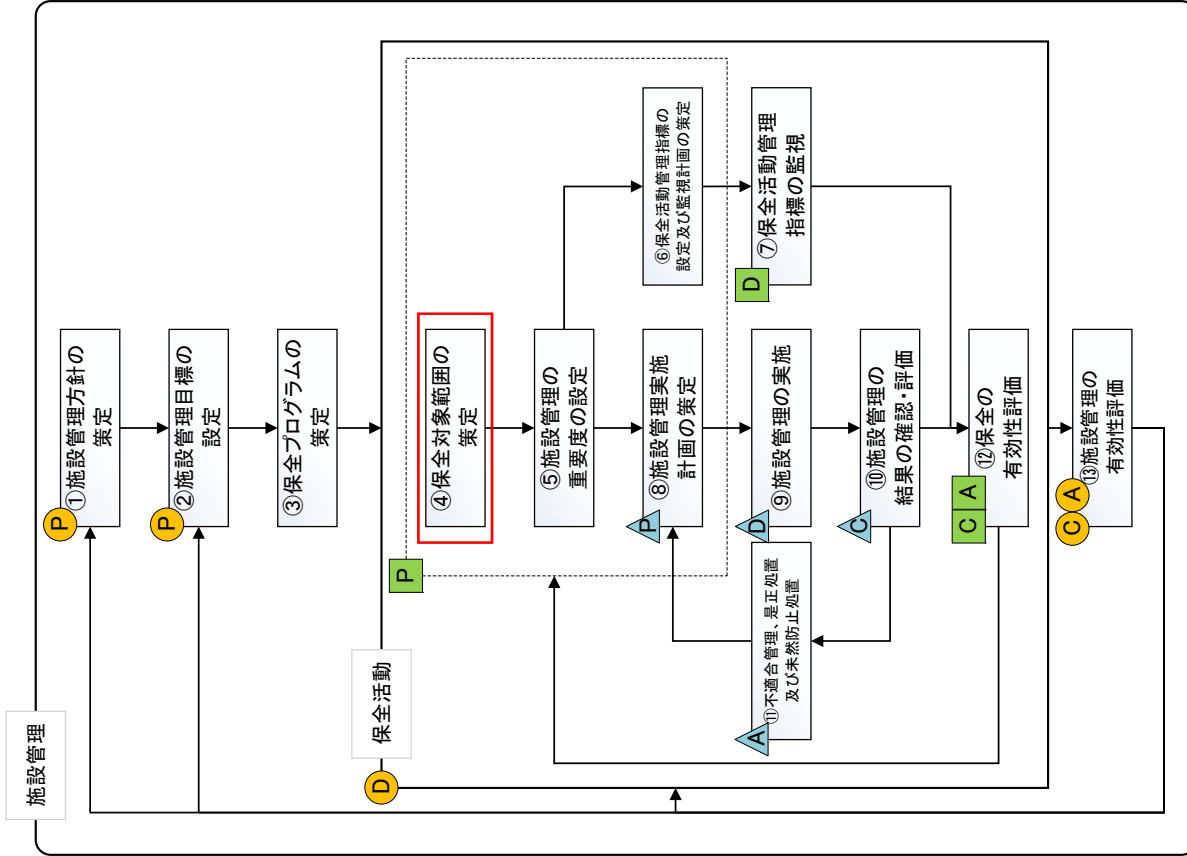
項目	内容
策定者	再処理事業部長
方法	<p>施設管理方針及び施設管理目標を達成するため、保全企画部長に以下に示す項目について、施設管理要領(再処理事業部長決裁)として制定させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④保全対象範囲の策定 ⑤施設管理の重要度の設定 ⑥保全活動管理指標の設定及び監視計画の策定 ⑦保全活動管理指標の監視 ⑧施設管理実施計画の策定 ⑨施設管理の実施 ⑩施設管理の結果の確認・評価 ⑪不適合管理、是正処置及び未然防止処置 ⑫保全の有効性評価 <p>また、施設管理目標が変更された際には、必要に感じ、見直しを検討する。</p> <p>【再処理施設】 第74条 2 保全プログラムの策定 (資料2ー資料④No.10) 【廃棄物管理施設】 第23条 2 保全プログラムの策定 (資料2ー資料④No.10)</p>
保安規定 該当箇所	



●▲△:JFAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
 図ー1 施設管理の基本フロー

④保全対象範囲の策定

項目	内容
策定者	管理担当課長
方法	再処理施設及び廃棄物管理施設の中から再処理施設保安規定及び廃棄物管理施設保安規定の対象設備を必須とし、その他必要と認められた設備を含め、保全対象範囲を策定する。 また、保全対象範囲として設定すべき設備の追加または撤去時に見直す。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 3 保全対象範囲の策定 (資料2ー資料④No.11) 【廃棄物管理施設】 第23条 3 保全対象範囲の策定 (資料2ー資料④No.11)

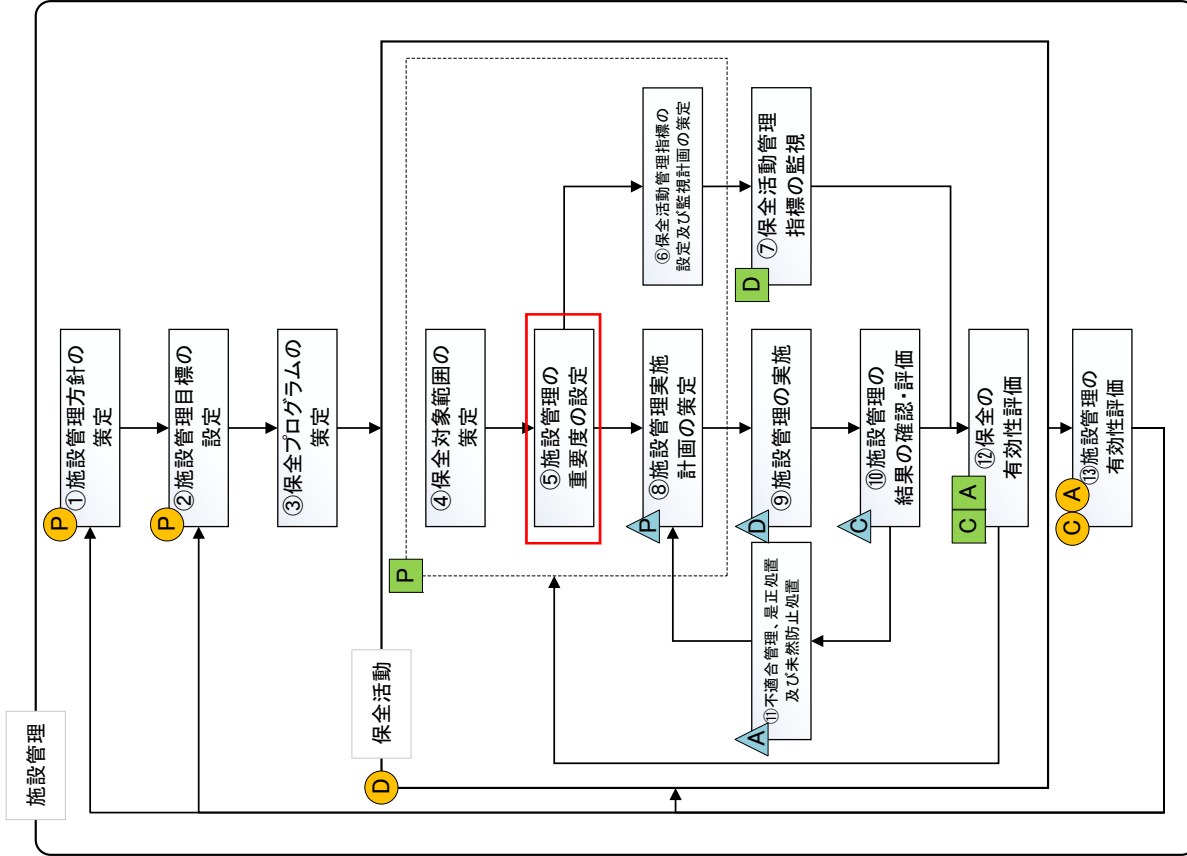


●▲：JFAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図ー1 施設管理の基本フロー

⑤施設管理の重要度の設定

a. 保全重要度

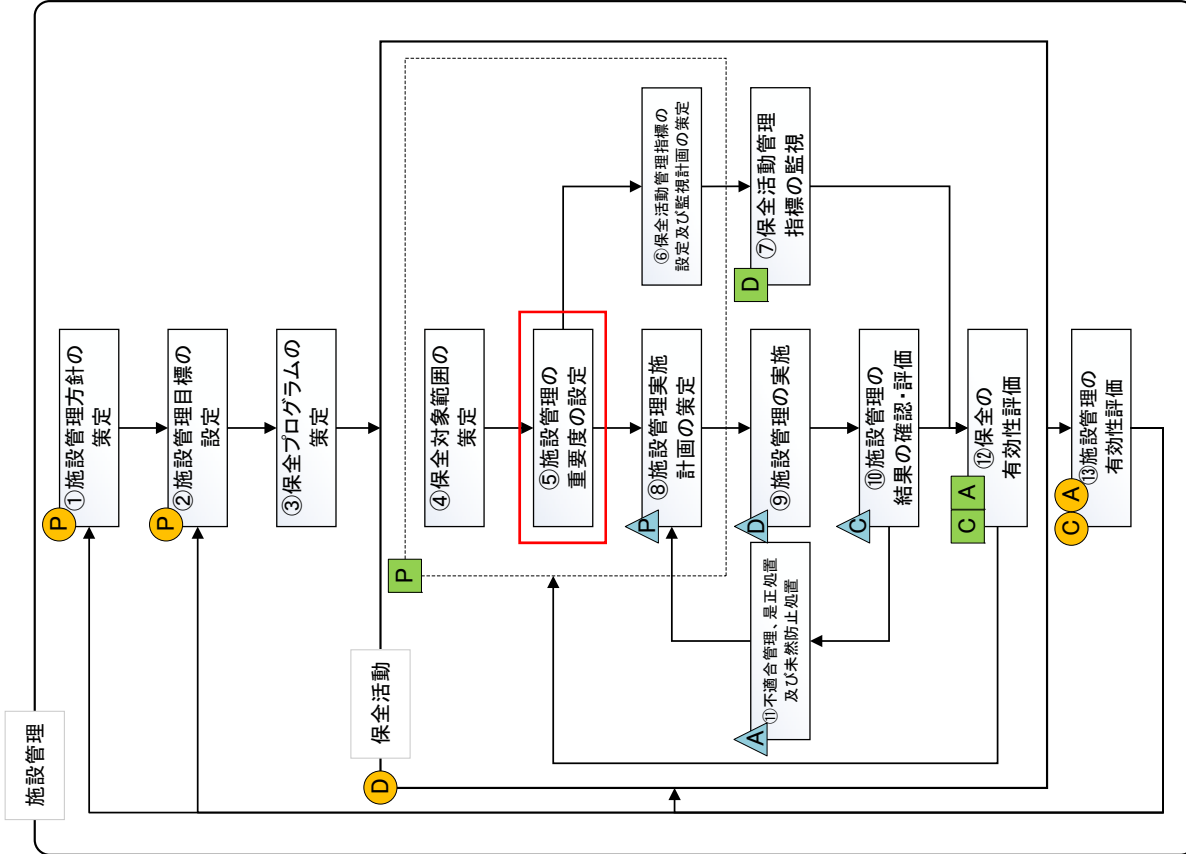
項目	内容
設定者	管理担当課長
方法	保全対象範囲を系統ごとに「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」による安全上重要な施設及び重大事故等対処施設の有無により分類し、系統に含まれる機器単位で系統機能への影響、人身災害へのリスク、生産性への影響等を考慮し保全重要度を設定する。 また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 ・保全の有効性評価の結果
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 4 施設管理の重要度の設定 4.1 保全重要度の設定 (資料2ー資料④No.12) 【廃棄物管理施設】 第23条 4 施設管理の重要度の設定 4.1 保全重要度の設定 (資料2ー資料④No.12)



●▲:JFAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図ー1 施設管理の基本フロー

b. 設計及び工事の重要度 (設計管理要)

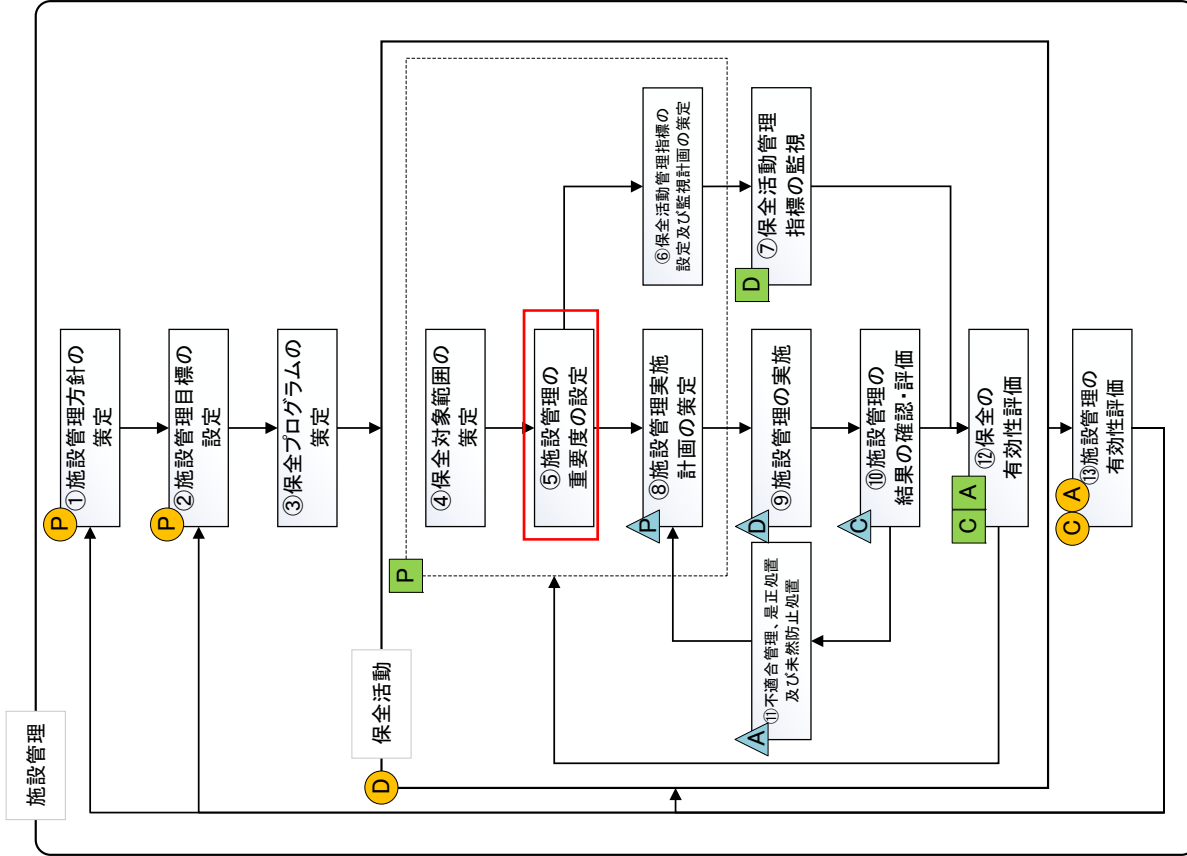
項目	内容																				
設定者	設計主管課長																				
方法	設計開発を必要とする設計及び工事に関しては、安全機能分類上の重要度を考慮し、以下のとおりレビュー区分を設定する。 凡例・・・○：必要、×：不要																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>安全委員会</th> <th>設計審査委員会</th> <th>設計主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全上重要な施設の安全機能に係る改造</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>増設</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他安全機能に係る改造</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他安全機能に係らない改造</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		安全委員会	設計審査委員会	設計主管課	安全上重要な施設の安全機能に係る改造	○	○	○	増設	×	○	○	その他安全機能に係る改造	×	○	○	その他安全機能に係らない改造	×	×	○
	安全委員会	設計審査委員会	設計主管課																		
安全上重要な施設の安全機能に係る改造	○	○	○																		
増設	×	○	○																		
その他安全機能に係る改造	×	○	○																		
その他安全機能に係らない改造	×	×	○																		
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】</p> <p>第74条 4 施設管理の重要度の設定 4.2 設計及び工事の重要度の設定 (資料2ー資料④No.12)</p> <p>【廃棄物管理施設】</p> <p>第23条 4 施設管理の重要度の設定 4.2 設計及び工事の重要度の設定 (資料2ー資料④No.12)</p>																				



●▲：JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図ー1 施設管理の基本フロー

b. 設計及び工事の重要度(設計管理不要)

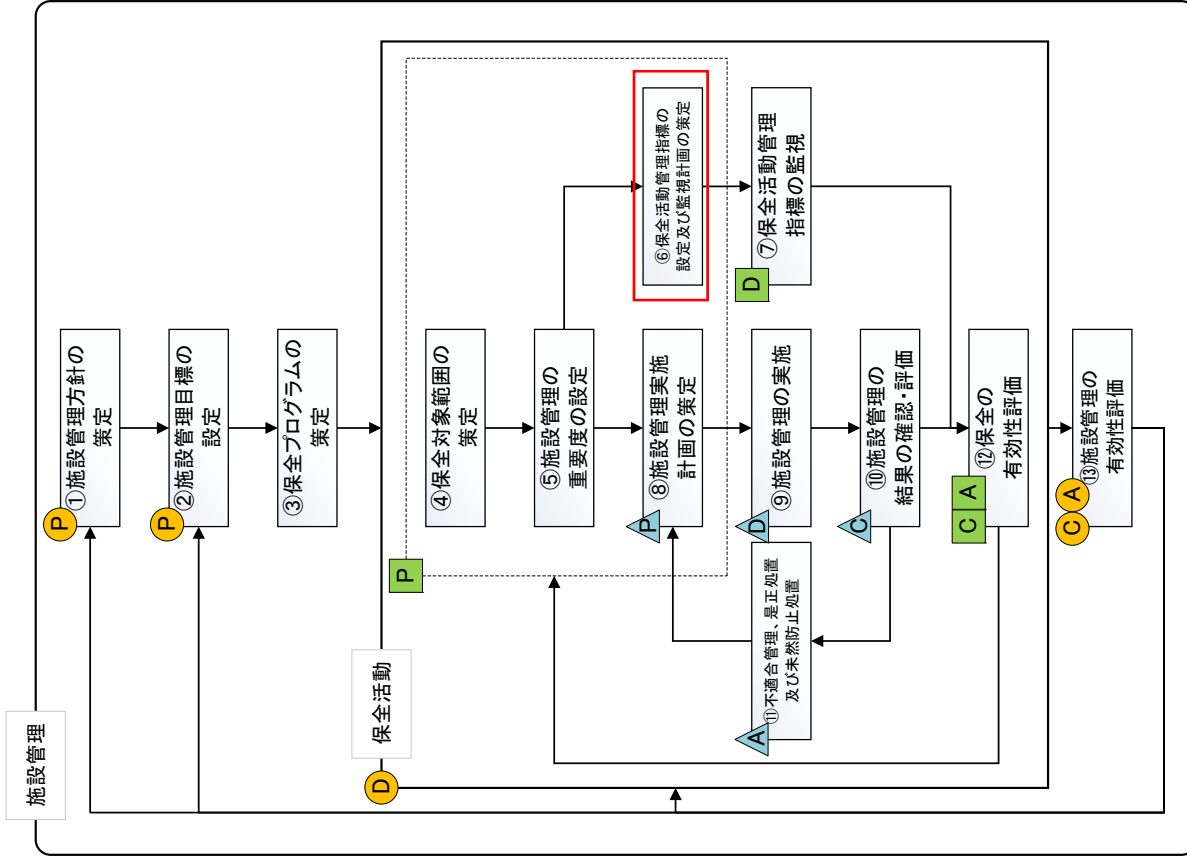
項目	内容
設定者	作業実施箇所
方法	<p>保全対象範囲の設備に対し、以下の条件への該当有無により区分した作業票区分を設計及び工事の重要度とする。</p> <p>① 再処理施設保安規定第56条第1項に該当する場合に行う補修</p> <p>② 使用済み燃料等の取扱いを開始した施設における設計開発を伴う再処理施設の設備の変更</p> <p>③ 安全上重要な施設の安全機能への影響する作業</p> <p>なお、廃棄物管理施設については一般汎用品(クレーン、エレベータ等)かを判断し区分する。</p> <p>【再処理施設】</p> <p>第74条 4 施設管理の重要度の設定</p> <p>4.2 設計及び工事の重要度の設定 (資料2ー資料④No.12)</p> <p>【廃棄物管理施設】</p> <p>第23条 4 施設管理の重要度の設定</p> <p>4.2 設計及び工事の重要度の設定 (資料2ー資料④No.12)</p>
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】</p> <p>第74条 4 施設管理の重要度の設定</p> <p>4.2 設計及び工事の重要度の設定 (資料2ー資料④No.12)</p> <p>【廃棄物管理施設】</p> <p>第23条 4 施設管理の重要度の設定</p> <p>4.2 設計及び工事の重要度の設定 (資料2ー資料④No.12)</p>



●▲△:JFAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
 図ー1 施設管理の基本フロー

⑥ 保全活動管理指標の設定及び監視計画の策定

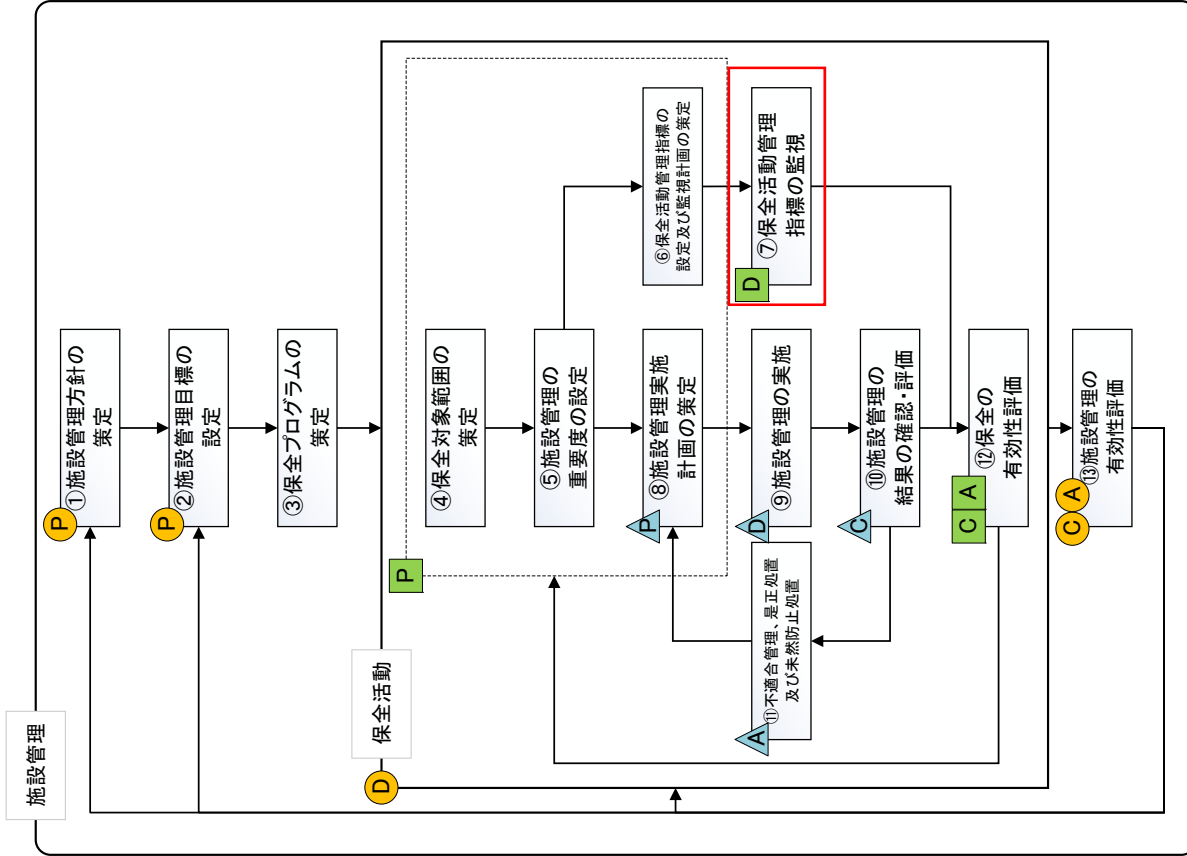
項目	内容
設定及び策定者	保全技術課長
方法	保全の有効性を評価するため、安全上重要な施設を含む系統及びプラントに対して施設の状況、運転実績等を考慮し、施設管理目標から設定する。 保全活動管理指標の期間、監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。 また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 ・保全の有効性評価の結果
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (資料2ー資料④No.13) 【廃棄物管理施設】 第23条 5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (資料2ー資料④No.13)



●▲△: JEA C4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図ー1 施設管理の基本フロー

⑦保全活動管理指標の監視

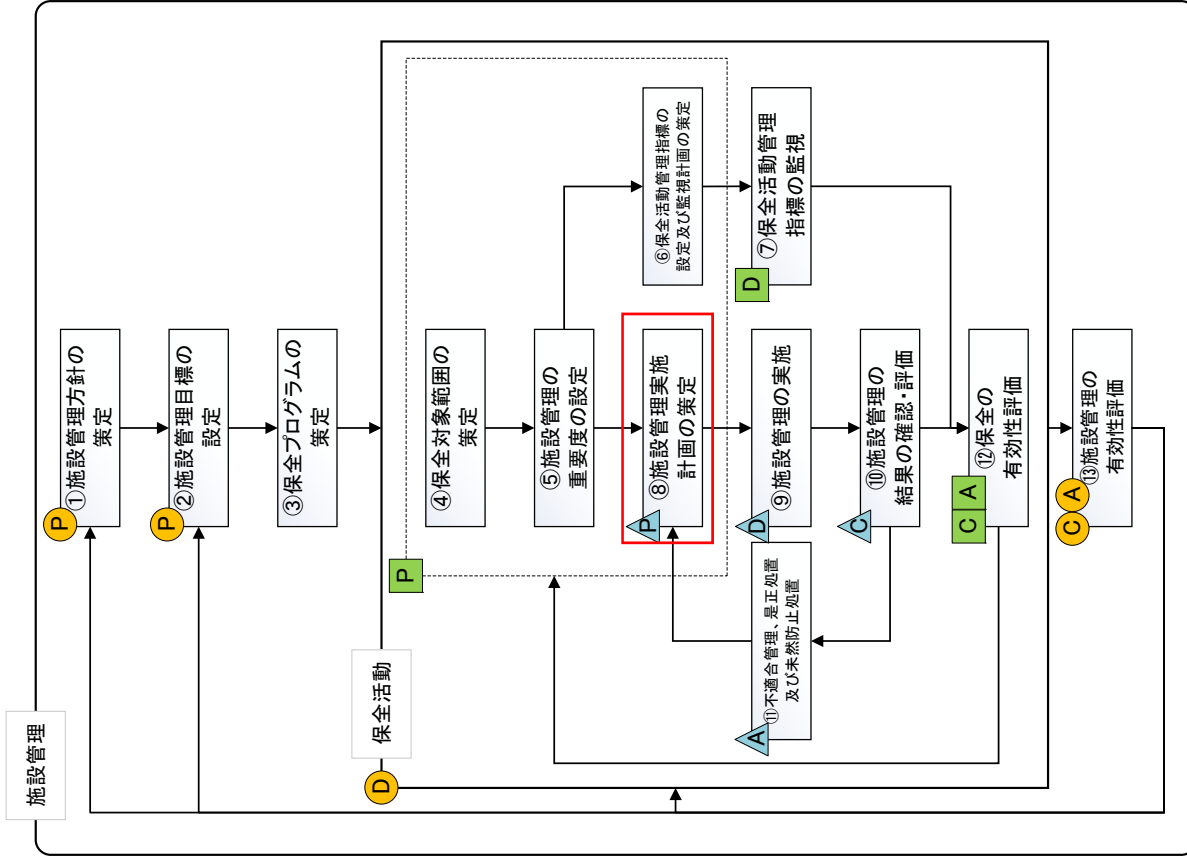
項目	内容
監視者	保全技術課長
方法	監視計画に従い、定期的に情報を採取、評価する。
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】</p> <p>第74条 5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (資料2ー資料④No.13)</p> <p>【廃棄物管理施設】</p> <p>第23条 5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (資料2ー資料④No.13)</p>



●▲：JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
 図ー1 施設管理の基本フロー

⑧ 施設管理実施計画の策定
施設管理実施計画

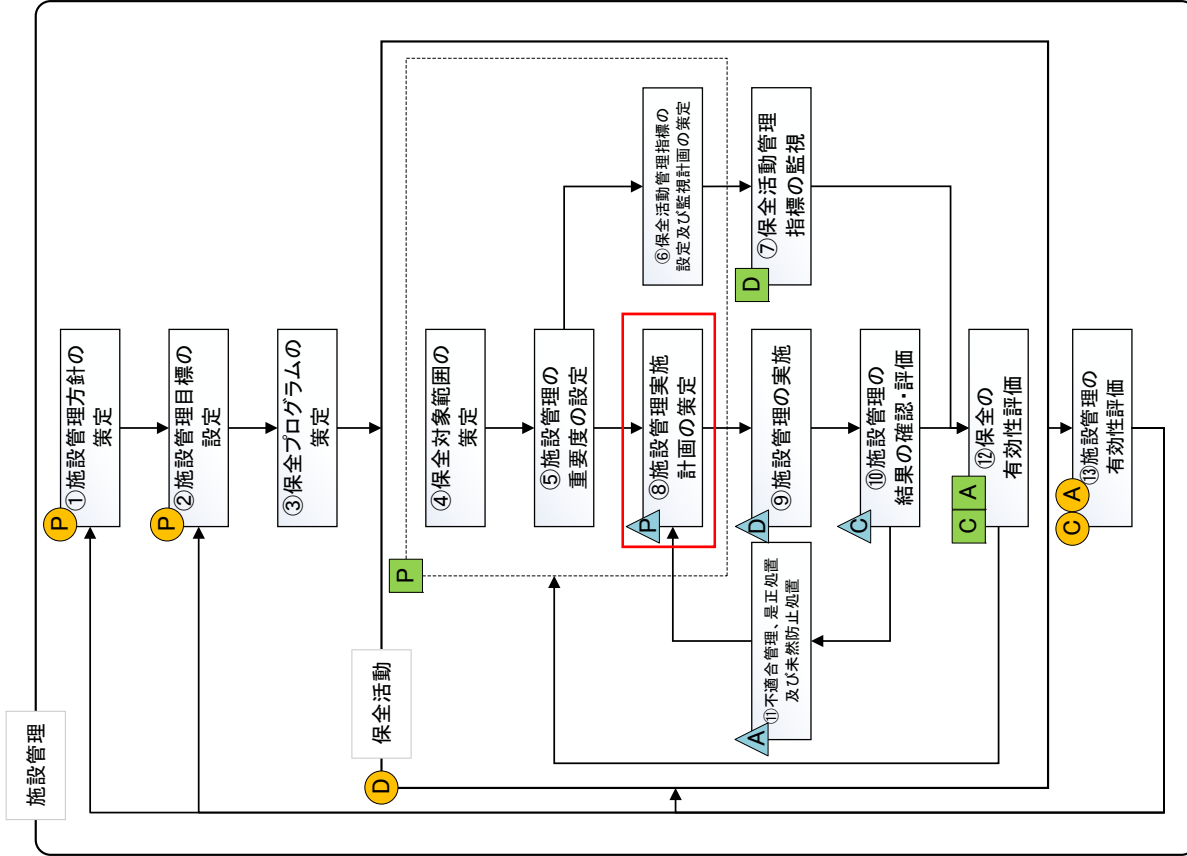
項目	内容
策定者	再処理事業部長
方法	<p>保全対象範囲に対して、技術課長に關係部署より以下に示す情報を収集し、施設管理実施計画としてとりまとめを実施させ、承認することをもって施設管理実施計画を策定する。</p> <p>①施設管理実施計画の始期及び期間 ②設計及び工事の計画 ③巡視(保全のために実施するものに限る。) ④点検等の方法、実施頻度及び実施時期(施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。) ⑤工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 ⑥設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法 ⑦⑧の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。 ⑨施設管理に関する記録に関すること。 また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置 ・保全の有効性評価の結果</p>
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第74条 6 施設管理実施計画の策定 (資料2ー資料④No.14) 【廃棄物管理施設】 第23条 6 施設管理実施計画の策定 (資料2ー資料④No.14)</p>



●▲:JFAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図ー1 施設管理の基本フロー

a. 点検計画

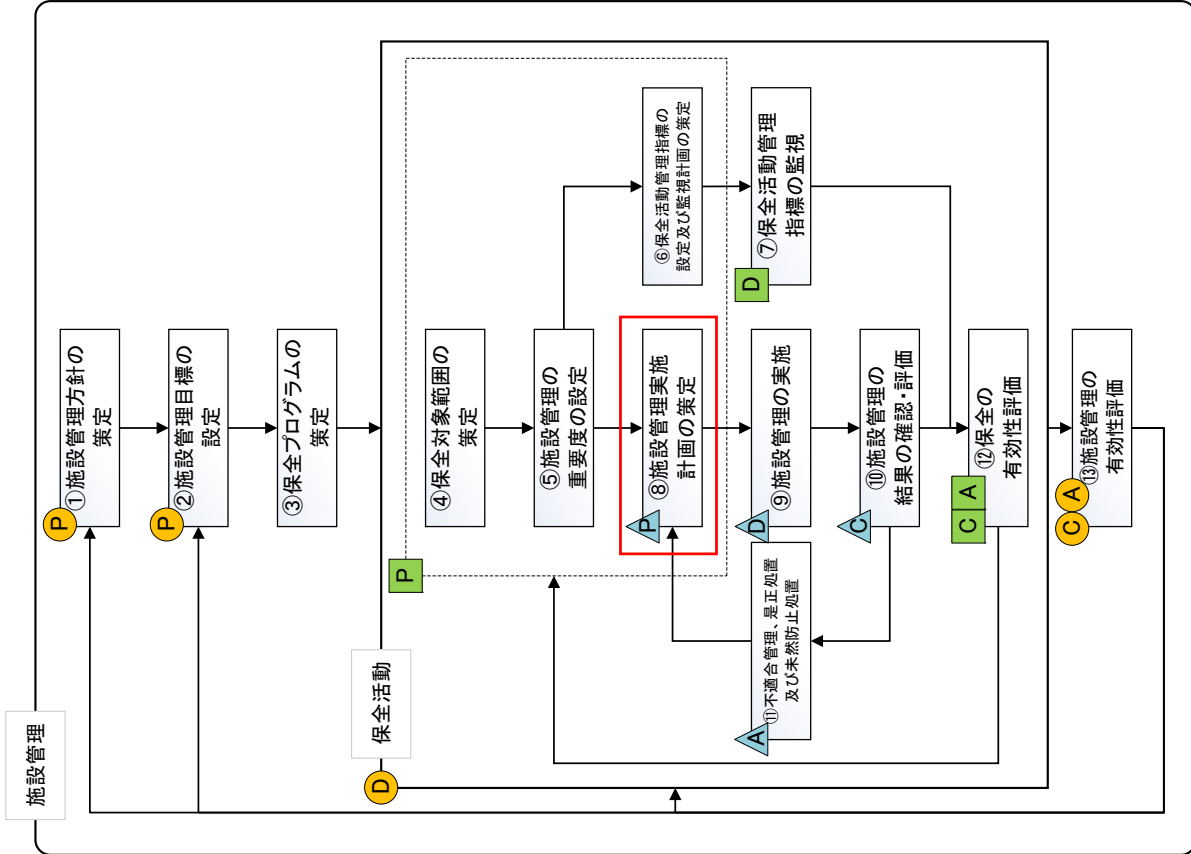
項目	内容
策定者	保修担当課長
方法	原子力発電所の高経年化対策実施基準付属書 A を参考に、想定される劣化事象を整理し、機器の保全重要度、運転実績及び設置環境等を考慮した点検内容、周期、点検実施時期をまとめた点検計画を策定する。 また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置 ・保全の有効性評価の結果
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 6 施設管理実施計画の策定 (資料2ー資料④No.14) 【廃棄物管理施設】 第23条 6 施設管理実施計画の策定 (資料2ー資料④No.14)



●▲△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図ー1 施設管理の基本フロー

b. 設計及び工事の計画
(設計管理あり)

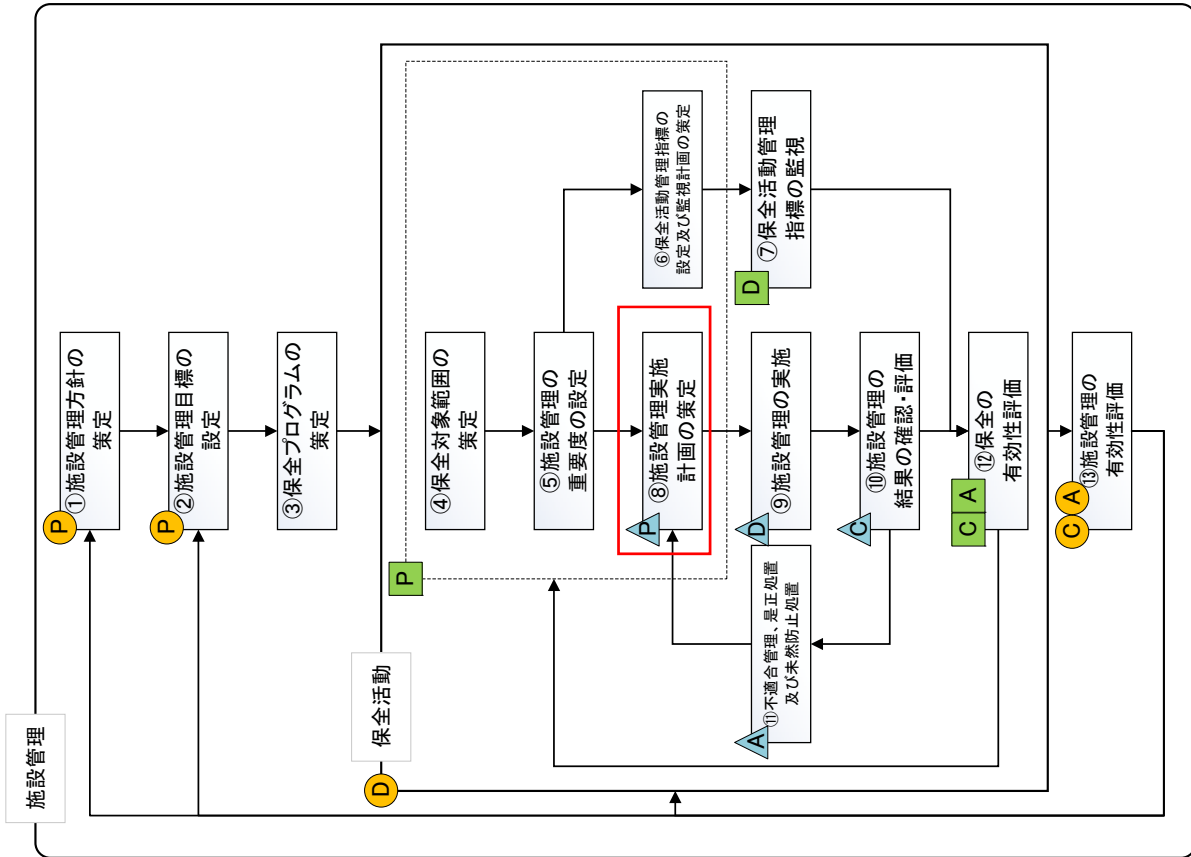
項目	内容
策定者	設計主管課長
方法	⑮に示す設計管理の中で、以下の設計の計画を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・設計レビュー ・設計検証 ・妥当性確認 ・実施体制、責任 ・設計スケジュール等 また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置
保安規定 該当箇所	【再処置施設】 第74条 6 施設管理実施計画の策定 (資料2－資料④No.14) 【廃棄物管理施設】 第23条 6 施設管理実施計画の策定 (資料2－資料④No.14)



●▲■:JFAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図-1 施設管理の基本フロー

b. 設計及び工事の計画
(設計管理なし)

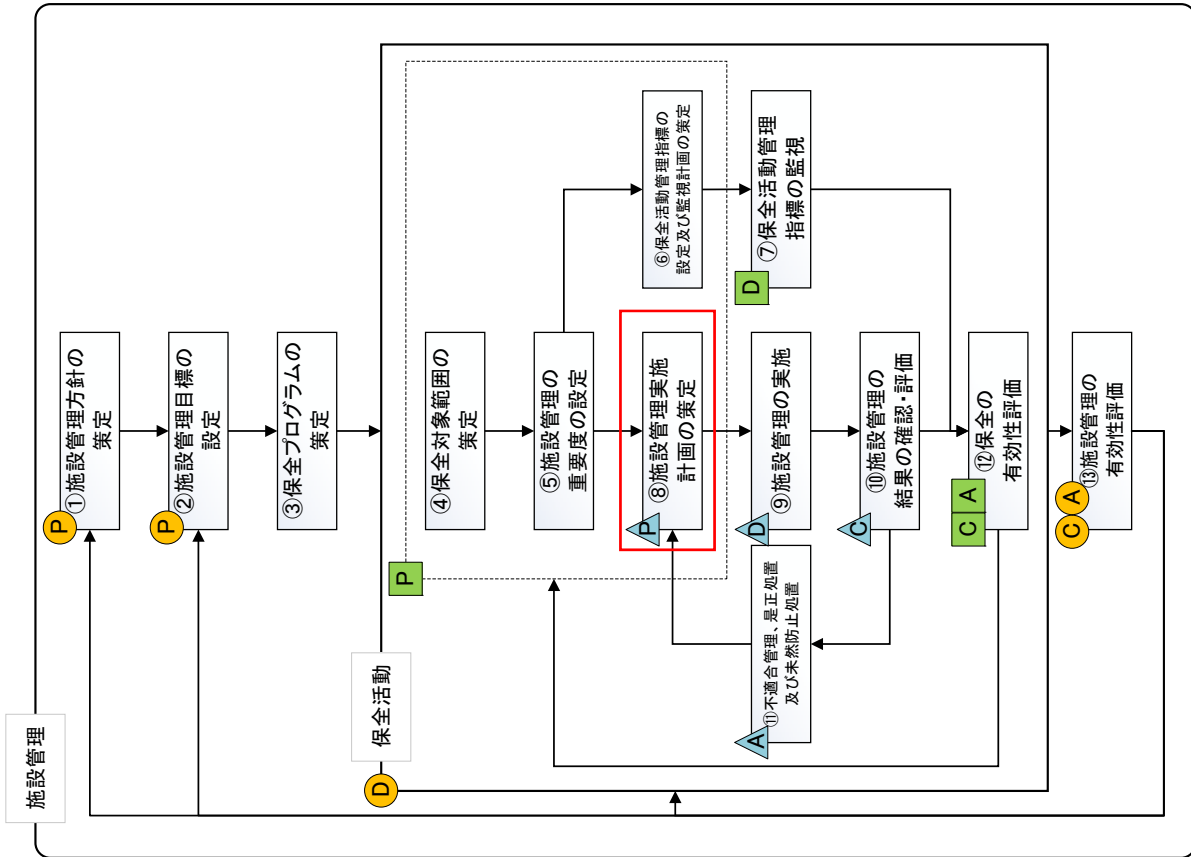
項目	内容
策定者	工事を実施する組織の課長またはグループリーダー
方法	中長期的に実施する工事の以下の事項について計画を策定する。 ・工事の内容 ・実施時期 また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置 ・保全の有効性評価
保安規定 該当箇所	【再処置施設】 第74条 6 施設管理実施計画の策定 (資料2ー資料④No.14) 【廃棄物管理施設】 第23条 6 施設管理実施計画の策定 (資料2ー資料④No.14)



●▲■:JFAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
 図-1 施設管理の基本フロー

c. 特別な保全計画

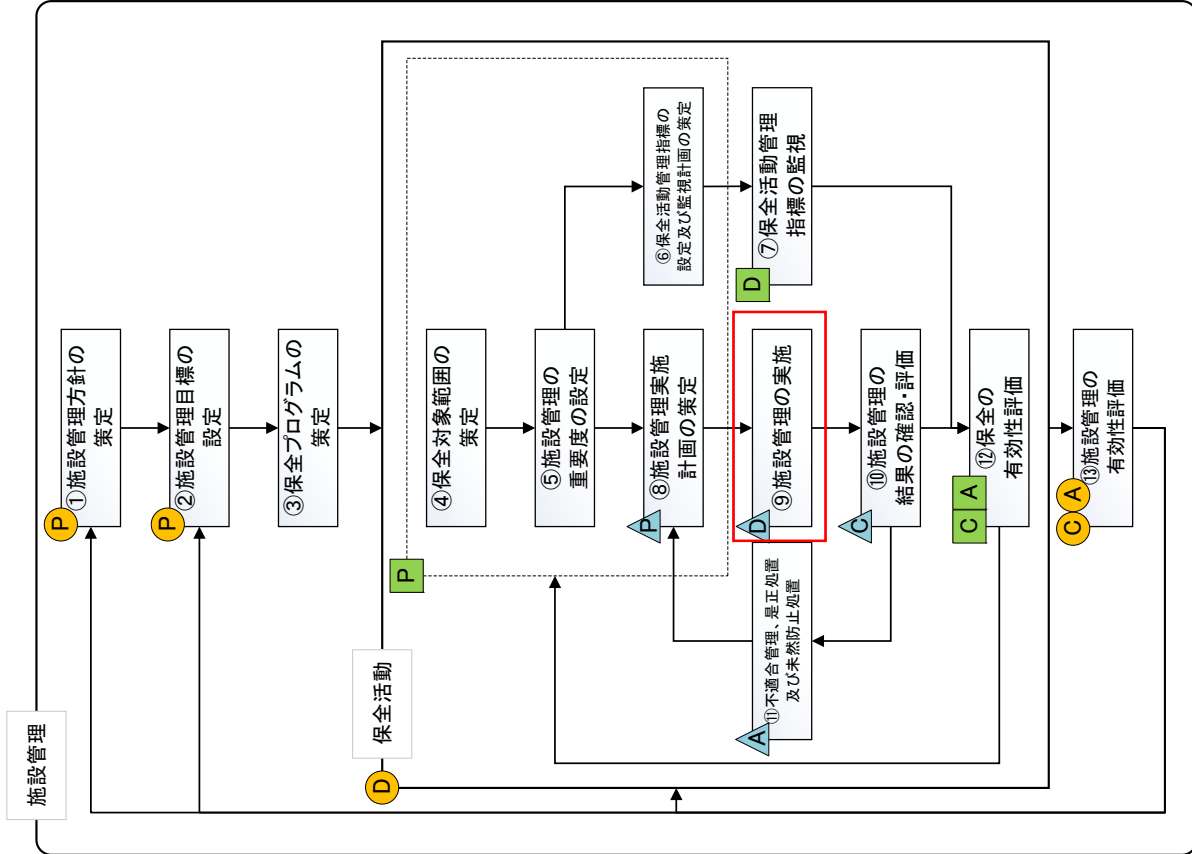
項目	内容
策定者	保修担当課長
方法	保全対象範囲の設備が地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合には、再処理事業部長が移行を宣言し、設備の状態に応じた特別な保全計画を策定する。 また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置
保安規定 該当箇所	【再処置施設】 第74条 6 施設管理実施計画の策定 (資料2ー資料④No.14) 【廃棄物管理施設】 第23条 6 施設管理実施計画の策定 (資料2ー資料④No.14)



●▲■:JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図-1 施設管理の基本フロー

⑨施設管理の実施
(点検)

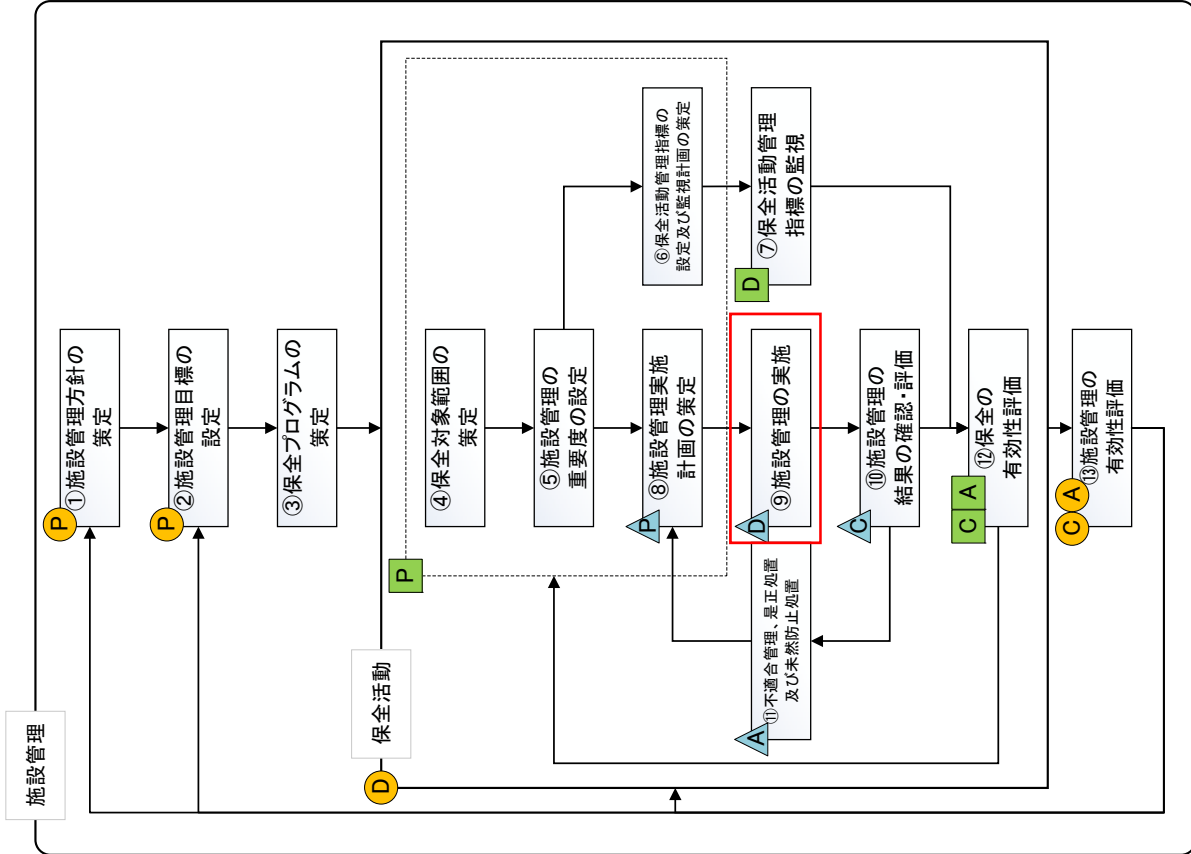
項目	内容
実施者	点検計画に従い作業を実施する者
方法	施設管理実施計画に従い点検を以下のとおり実施する。 点検の実施にあたっては、作業要領書を定め、作業のステップ毎にチェックシートにチェックをしながら実施する。 また、作業の結果について作業報告書としてまとめる。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 7 施設管理の実施 (資料2ー資料④No.15) 【廃棄物管理施設】 第23条 7 施設管理の実施 (資料2ー資料④No.15)



●▲△:JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図-1 施設管理の基本フロー

(設計及びび工事)

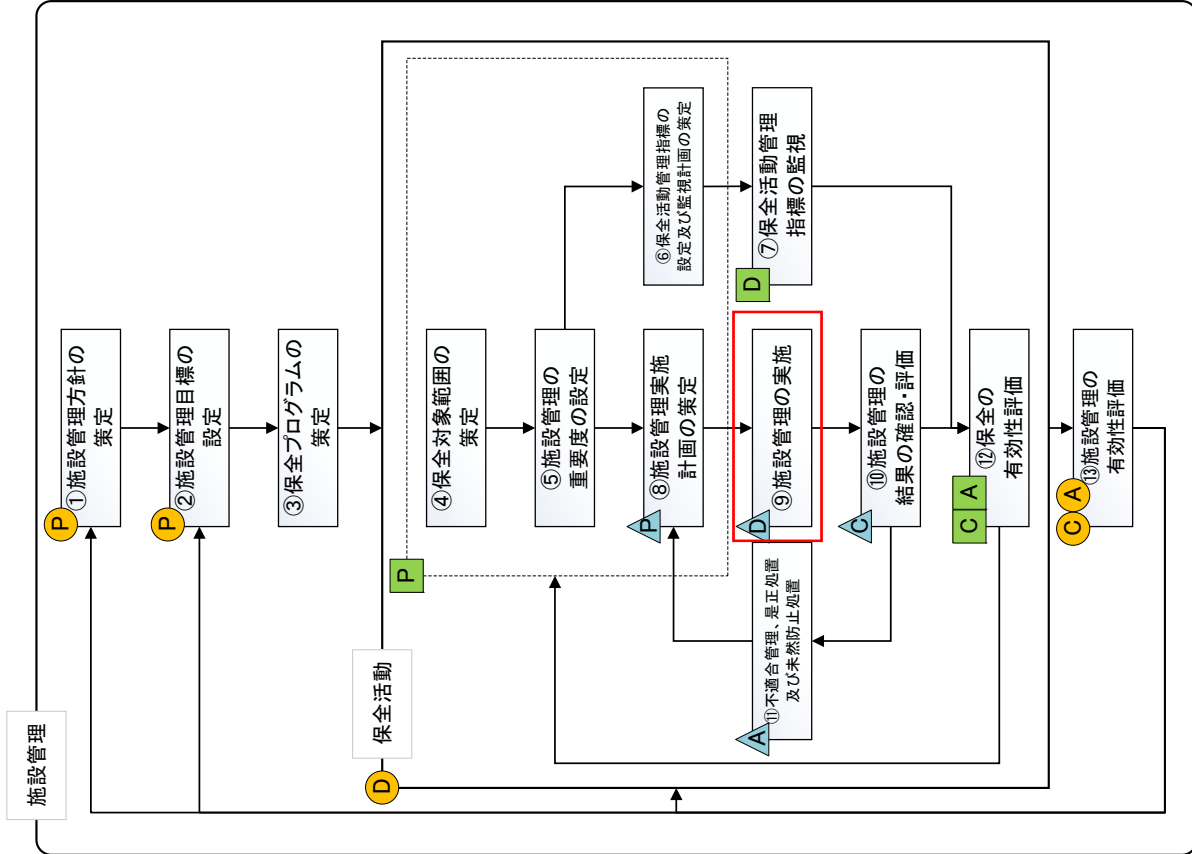
項目	内容
実施者	設計及びび工事の計画に従い作業を実施する者
方法	<p>施設管理実施計画に従い、設計及びび工事を以下のとおり実施する。</p> <p>設計が必要な際には、設計管理に従い設計を実施した後、工事を実施する。</p> <p>工事実施にあたっては作業要領書を定め、作業のステップ毎にチェックシートにチェックをしながら実施する。</p> <p>また、作業の結果について作業報告書としてまとめる。</p>
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】</p> <p>第74条 7 施設管理の実施 (資料2ー資料④No.15)</p> <p>【廃棄物管理施設】</p> <p>第23条 7 施設管理の実施 (資料2ー資料④No.15)</p>



●▲■:JFAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図-1 施設管理の基本フロー

(巡視)

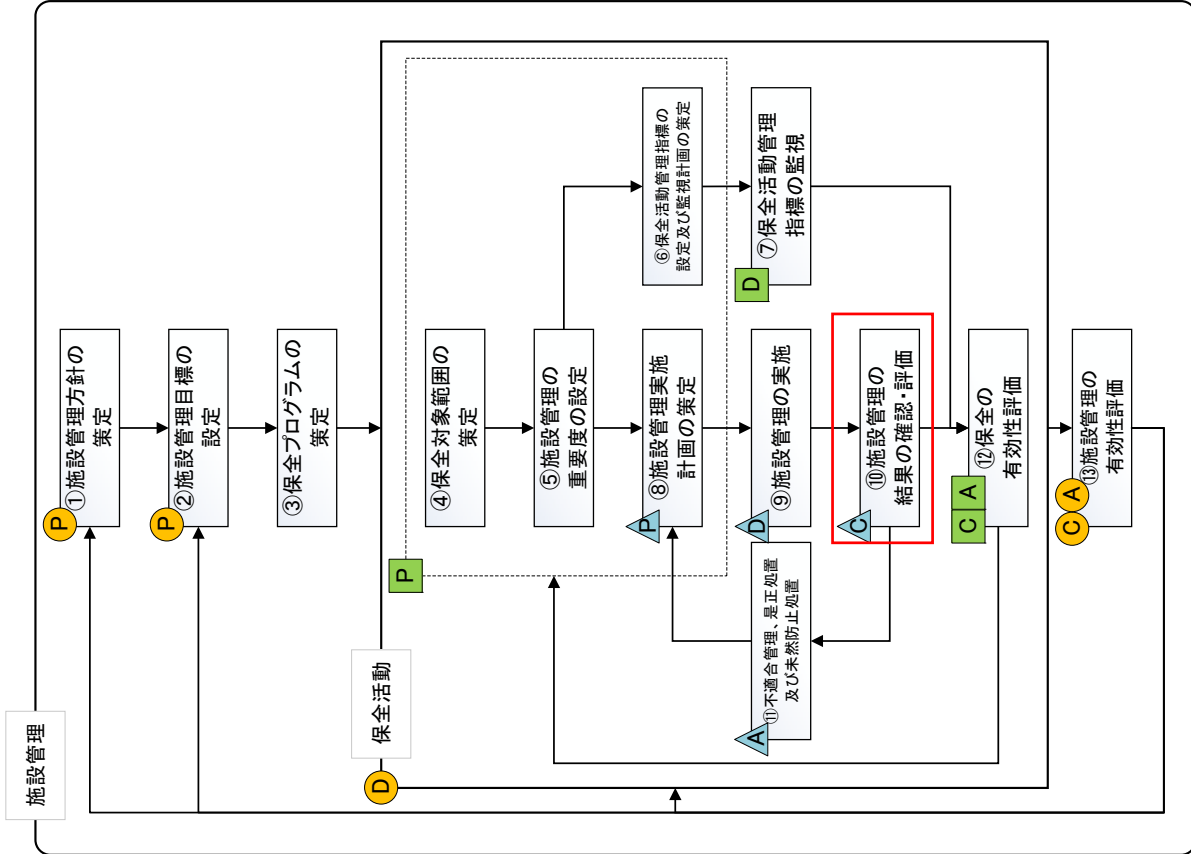
項目	内容
実施者	統括当直長、貯蔵管理課長、保修担当課長
方法	社内標準類に基づき、保全対象範囲に対して定期的に巡視を実施する。 なお、統括当直長及び貯蔵管理課長による巡視は1日1回以上、保全員による巡視は設備の要求、機能等に応じ定期的に実施する。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 7 施設管理の実施 (資料2ー資料④No.15) 【廃棄物管理施設】 第23条 7 施設管理の実施 (資料2ー資料④No.15)



●▲△:JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図-1 施設管理の基本フロー

⑩施設管理の結果の確認・評価
(自主検査等)

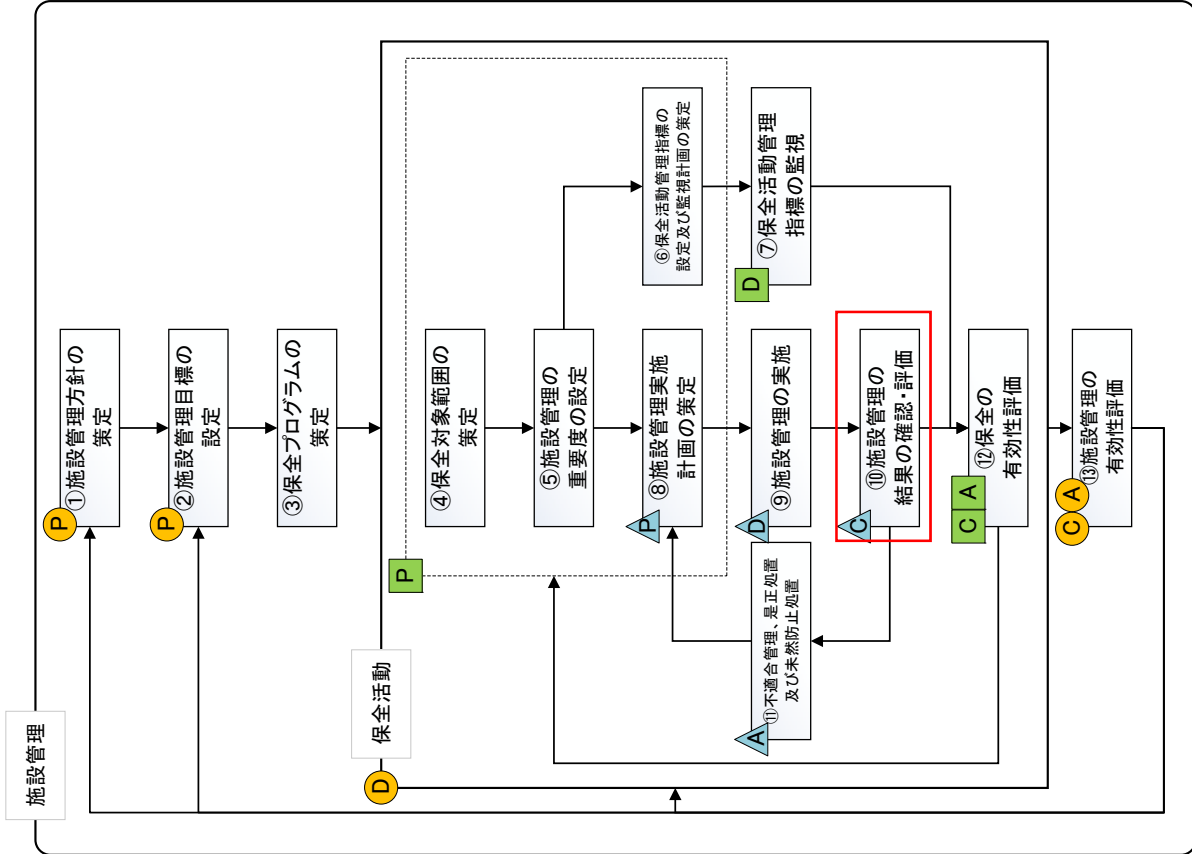
項目	内容
実施者	点検計画に従い作業を実施する者
方法	施設管理実施計画に基づく作業の実施後、対象設備が要求事項を満足していることを自主検査等にて確認する。 実施にあたっては、確認方法や手順等を要領書に定め実施する。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 8 施設管理の結果の確認・評価 (資料2ー資料④No.16) 【廃棄物管理施設】 第23条 8 施設管理の結果の確認・評価 (資料2ー資料④No.16)



●▲:JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図-1 施設管理の基本フロー

(使用前事業者検査)

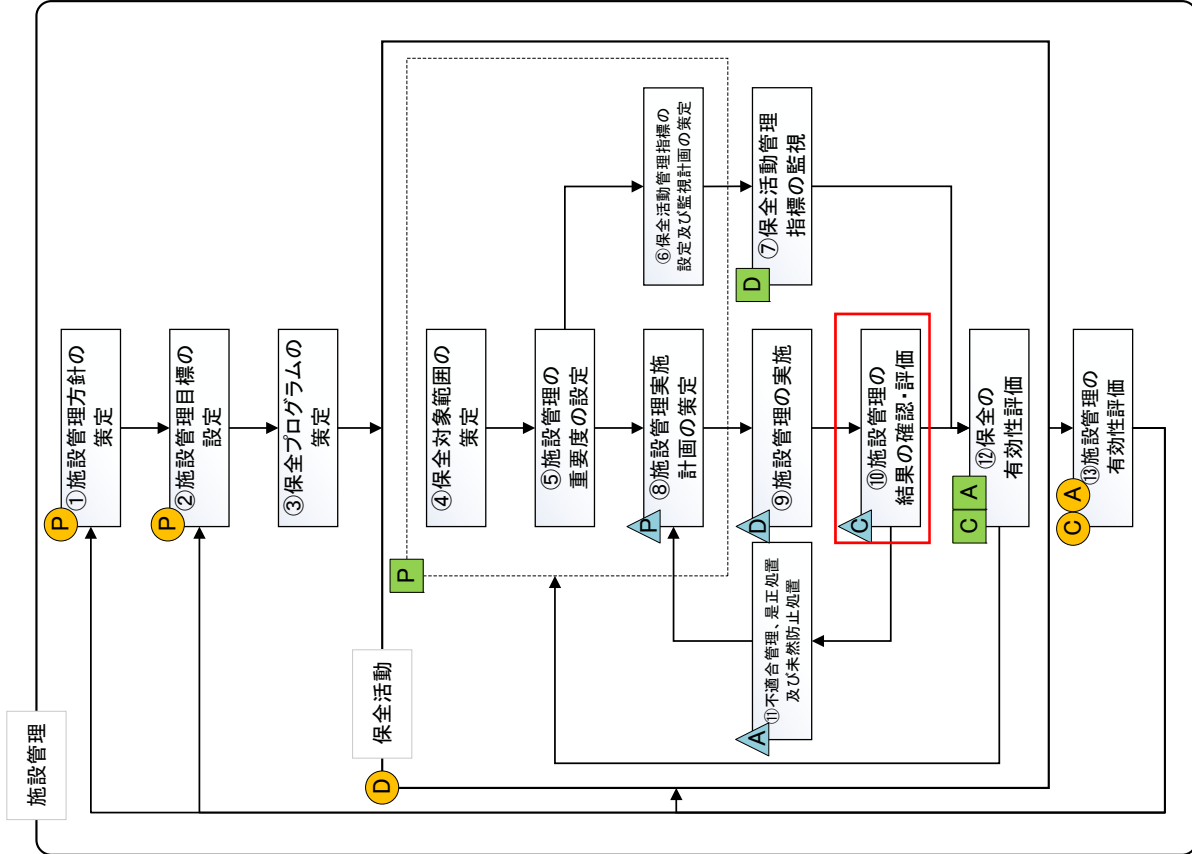
項目	内容
実施者	検査実施責任者、検査員
方法	<p>施設管理実施計画に基づき、設備の設置または変更の工事において、対象設備が技術基準規則（設工認）に記載された要求事項を満足していることを検査にて確認するための要領を作成し結果を検査成績書として残す。（使用前事業者検査の主な流れ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査実施責任者の指名 検査要領書の制定 検査員等の指名 検査体制の確立 検査スケジュールの作成 検査の事前準備 検査の実施 検査の判定 検査成績書の作成 <p>また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不適合管理、是正処置及び未然防止処置
保安規定 該当箇所	<p>【再処置施設】</p> <p>第74条 8 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>第77条 使用前事業者検査の実施 (資料2ー資料④No.16)</p> <p>【廃棄物管理施設】</p> <p>第23条 8 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>第26条 使用前事業者検査の実施 (資料2ー資料④No.16)</p>



●▲■△:JFAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図-1 施設管理の基本フロー

(定期事業者検査)

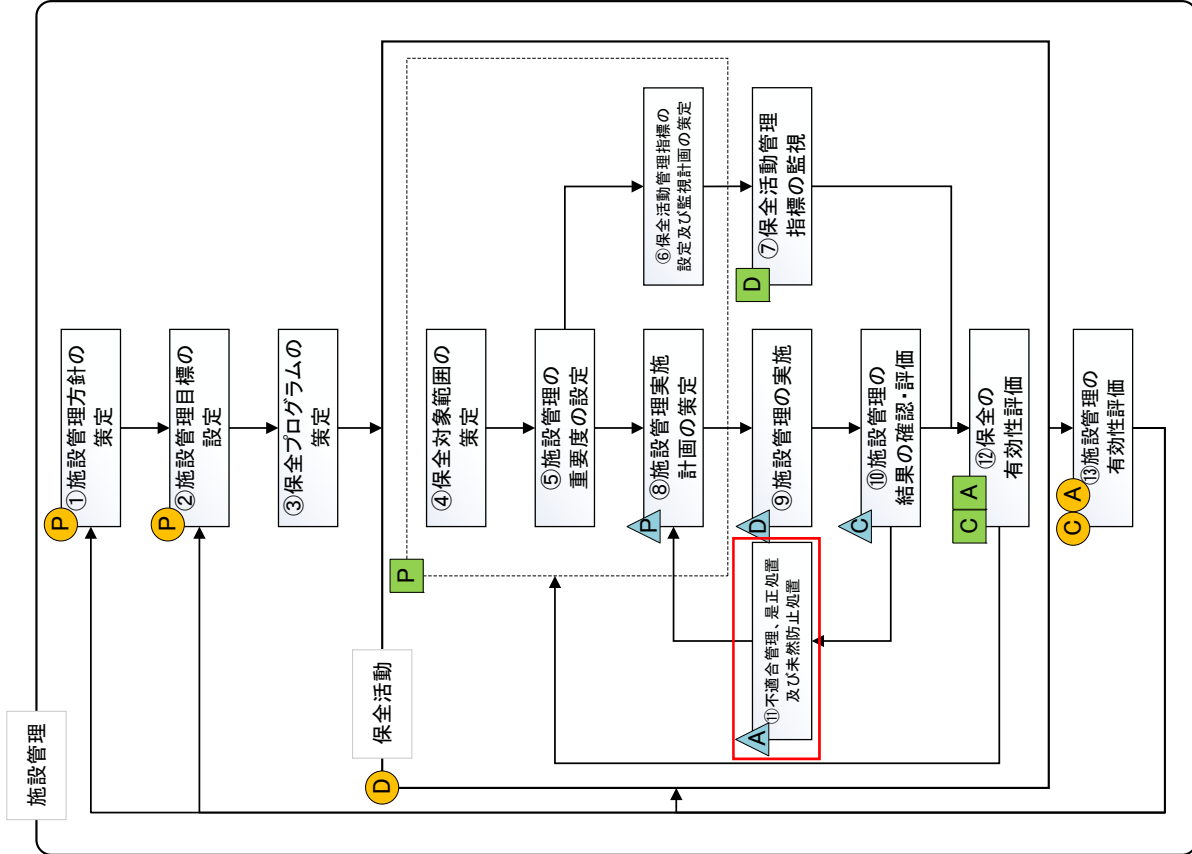
項目	内容
実施者	検査実施責任者、検査員
方法	<p>施設管理実施計画に基づき、保全対象範囲の施設が技術基準規則に適合していることを定期的に検査にて確認するため、要領を作成し結果を検査成績書として残す。 (定期事業者検査の主な流れ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査実施責任者の指名 ・検査要領書の制定 ・検査員等の指名 ・検査体制の確立 ・検査スケジュールの作成 ・検査の事前準備 ・検査の実施 ・検査の判定 ・検査成績書の作成 <p>また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p>
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第74条 8 施設管理の結果の確認・評価 第78条 定期事業者検査の実施 (資料2ー資料④No.16) 【廃棄物管理施設】 第23条 8 施設管理の結果の確認・評価 第27条 定期事業者検査の実施 (資料2ー資料④No.16)</p>



●▲△:JFAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図-1 施設管理の基本フロー

⑪不適合管理、是正処置及び未然防止処置

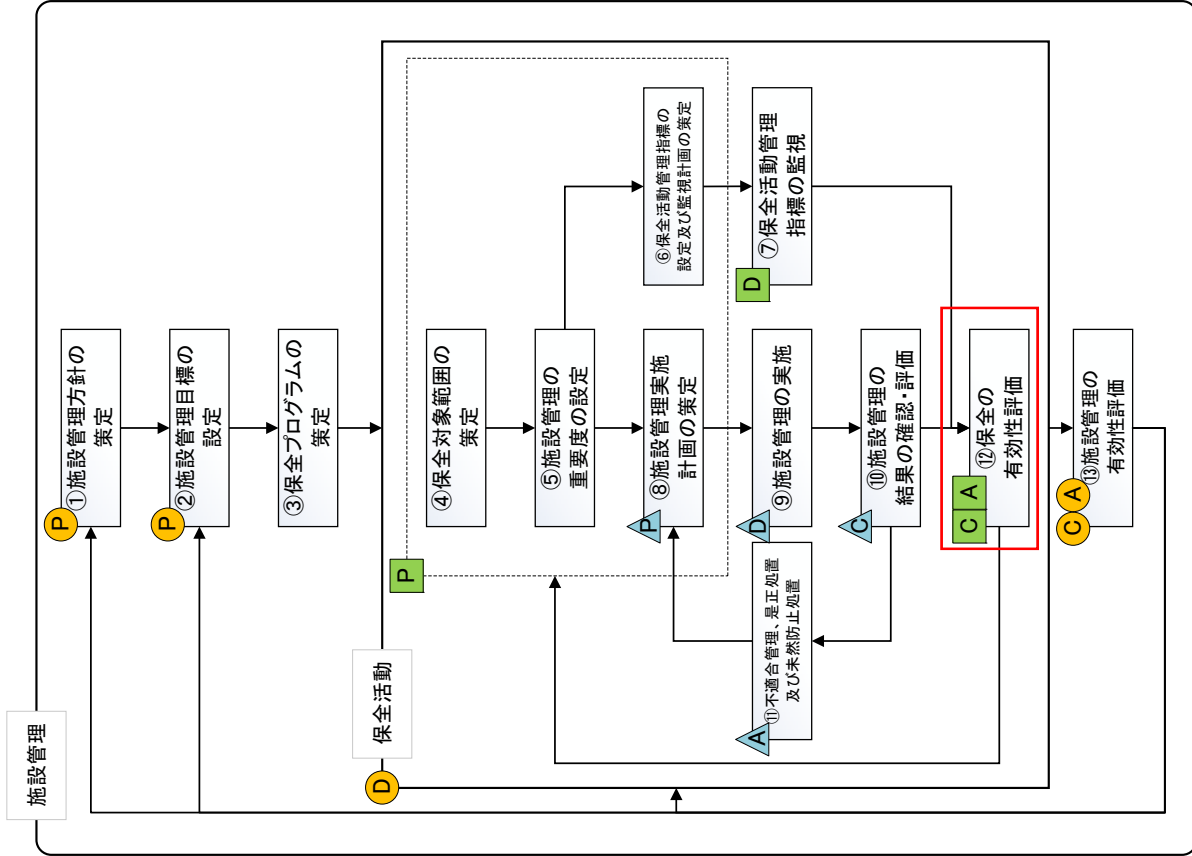
項目	内容
実施者	パフォーマンス改善推進者(PICo)から指名された部署の長
方法	コンディションレポート(CR)として登録された不適合管理、是正処置、未然防止処置(以下「不適合等」という)に係る情報を、PICoが仕分けし、適切な部署へ処置を指示する。 指示された部署は、指示内容に従い、帳票にて、管理レベルに応じた処理計画を立案し、管理レベルに応じた承認者による承認を得た上で、不適合等を処理する。
保安規定 該当箇所	【再処置施設】 第74条 9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (資料2ー資料④No.17) 【廃棄物管理施設】 第23条 9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (資料2ー資料④No.17)



●▲△:JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図-1 施設管理の基本フロー

⑫ 保全の有効性評価

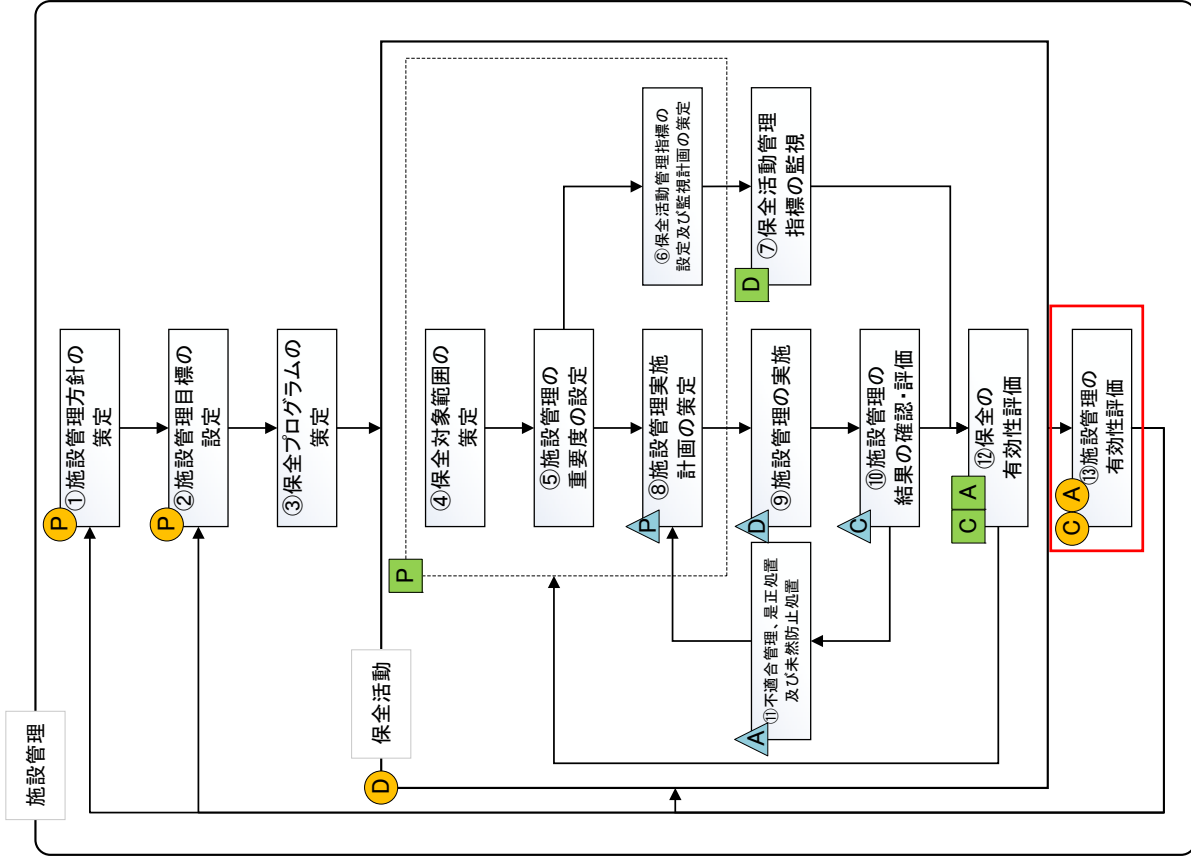
項目	内容
実施者	保全技術課長及び保修担当課長
方法	以下に示すインプット情報から、保全が有効に働いているかを評価し、保全が有効に機能していることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・保全活動管理指標監視結果 ・点検結果 ・経年劣化に関する技術的な評価結果 ・他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ ・リスク情報、科学的知見 保全が有効でない場合は、計画に反映し継続的な改善につなげる。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 10 保全の有効性評価 (資料2ー資料④No.18) 【廃棄物管理施設】 第23条 10 保全の有効性評価 (資料2ー資料④No.18)



●▲△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
 図-1 施設管理の基本フロー

⑬ 施設管理の有効性評価

項目	内容
実施者	再処理事業部長
方法	施設管理を実施した者に保全の有効性結果や施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、保全企画部長及び品質保証部長に報告させた情報から施設管理が有効に働いているかを評価させ必要に応じて是正処置を検討させる。 評価した結果については、マネジメントレビューに諮る。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 11 施設管理の有効性評価 (資料2－資料④No.19) 【廃棄物管理施設】 第23条 11 施設管理の有効性評価 (資料2－資料④No.19)



●▲■: JEA C4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図-1 施設管理の基本フロー

⑭構成管理

項目	内容
実施者	施設管理を実施する者
方法	<p>構成管理については、①から⑤により、設計要件、施設構成情報及び物理的構成（以下、「各要素」という。）の均衡を保つ。</p> <p>①設計管理において、設計要件と施設構成情報との検証を設計の検証にて行う。</p> <p>②工事において、施設構成情報に基づき、施工がなされていることを試験（性能試験、据付外観確認等）によって確認する。</p> <p>③使用前事業者検査等により設計要件を満足していることを確認する。</p> <p>④日々の施設管理において、設計管理または工事にて設定した余裕が維持されていることを確認する。</p> <p>⑤各要素の均衡が崩れていることまたは設定した余裕が維持されていないことを確認した場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p>
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第74条 12 構成管理 (資料2－資料④No.21)</p> <p>【廃棄物管理施設】 第23条 12 構成管理 (資料2－資料④No.21)</p>

⑮設計管理

項目	内容
実施者	設計主管課
方法	<p>再処理施設及び廃棄物管理施設に必要な要求事項を整理したうえで社内標準類に従い設計のインプットから妥当性確認までのプロセスの全体像、責任と権限及びインターフェイスを含めて、「設計の計画」を策定する。</p> <p>※設計の計画とは設計の計画時に、設計へのインプット・アウトプット、設計レビュー、設計の検証、設計の妥当性確認、実施体制、責任、設計スケジュール等について明確にする計画書である。</p> <p>また、設計からのアウトプットが、設計へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするため、設計の計画で計画されたとおり、発注仕様書、設計図書及び技術検討書等の社内設計の結果として信頼性の高い図書について、チェックシートを用いて設計の検証を実施する。</p> <p>結果として得られる施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするため、設計の計画で計画した方法に従って、設計の妥当性確認を実施する。</p>
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第5条 7.3 設計開発 第75条 設計管理 (資料2－資料④No.23)</p> <p>【廃棄物管理施設】 第3条の4 7.3 設計開発 第24条 設計管理 (資料2－資料④No.23)</p>

⑩作業管理

項目	内容
実施者	施設管理を実施する部署
方法	<p>施設管理実施計画に基づき実施する作業について以下に示す作業全般の管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 ・供用中の施設に対する悪影響の防止 ・使用開始後の管理上重要な初期データの採取 ・作業工程の管理 ・使用開始までの作業対象設備の管理 ・作業における放射性廃棄物管理 ・作業における放射線管理 <p>また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第76条 作業管理 (資料2－資料④No.24)</p> <p>【廃棄物管理施設】 第25条 作業管理 (資料2－資料④No.24)</p>

⑰情報共有

項目	内容
実施者	施設管理を実施した者
方法	点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報や調達において取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報について、他の再処理事業者(日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)及び廃棄物管理事業者(日本原子力研究開発機構 大洗研究所)と、会議を開催する等により技術情報を共有し品質マネジメントシステム計画に基づき、未然防止処置等の必要な措置を講じる。
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第74条 13 情報共有 (資料2-資料④No.22)</p> <p>【廃棄物管理施設】 第23条 13 情報共有 (資料2-資料④No.22)</p>

⑱経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針

項目	内容
実施者	保全技術課長及び各職位
方法	<p>保全技術課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成する。その後、10 年を超えない期間ごとに再評価の実施計画を作成する。</p> <p>各職位は、実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>各職位は、評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>保全技術課長は、評価の結果(技術評価書)を作成するとともに、有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定する。</p>
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第79条 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針 (資料2－資料④No.27)</p> <p>【廃棄物管理施設】 第28条 廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針 (資料2－資料④No.27)</p>

点検計画策定の概要

1. 予防保全機器の設定

再処理施設には約 400,000 の保全対象機器があり、その機器に対して保全重要度を設定し約 318,000 (安全上重要な設備:約 38,000 機器、その他設備:約 280,000 機器)を予防保全対象機器としている。

2. 点検計画の策定

再処理施設の設備は、配管、弁、ポンプ、電気品等、多くは発電炉と共通の設備で構成されている。

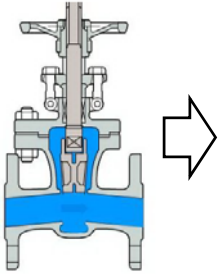
一方、高線量を扱うためセルと呼ばれるコンクリート製の部屋に収納され、人が入域し、直接的に機器の補修等が困難である、せん断機、溶解槽、ミキサセトラ等の再処理施設特有の機器も存在する。

それらの機器の点検計画の策定プロセスについて以下に示す。

(1) 機器構成部品の抽出

各機器について、施工図書・設計図書(構造図、EFD 等)を基に、機器の構造、使用環境、使用材料を確認し、主要な構成部品を抽出する。以下に弁についての構成部品抽出(例)を示す(表－1参照)。

表－1 弁構成部品の抽出(例)

設計条件			部品抽出表			
機器番号		部品	員数	材質	流体
種類	仕切弁		弁棒	1	ステンレス鋼	水
最高使用温度	100℃		弁体	1	ステンレス鋼	水
最高使用圧力	1Mpa		弁箱	1	ステンレス鋼	水
流体	水		弁蓋	1	ステンレス鋼	水
:	:		:	:	:	:

(2) 保全内容決定根拠書の作成

各機器の主要な構成部品に対して、原子力発電所の高経年化対策実施基準附属書 A などを参考に想定される劣化事象を調査し、その劣化事象の確認方法やこれまでの運転実績及び他電力の運転実績を考慮して保全方式、保全内容及び点検周期を定めている。それらを機器毎にまとめ保全内容決定根拠書として策定している。以下に弁についての保全内容決定根拠書(例)を示す(表－2参照)。

表－2 弁の保全内容決定根拠書(例)

部品	材質	流体	劣化事象	保全方法	保全内容	点検周期	保全内容の根拠	
弁体	ステンレス鋼	水	摩耗	TBM	当り確認	10年	弁の開閉に伴い摺動・・・	
			腐食	－	－	－	想定されず	
弁箱	:	:	↑	:	:	:	:	
弁蓋	:	:	(例) 経年劣化メカニズムまとめ表-BWR				:	:
			B06-06 弁 (仕切弁 / ステンレス鋼 / 純水)				:	:
			No.	機能達成に必要な項目	部位	材料	経年劣化事象	:
			29		弁 箱	ステンレス鋼	応力腐食割れ (貫通型応力腐食割れ)	:
1				疲労割れ	:			
2				熱疲労	:			
3			ステンレス鋼	応力腐食割れ (貫通型応力腐食割れ)	:			
4				応力腐食割れ (非貫通型応力腐食割れ)	:			

(3) 点検計画の作成

保全内容決定根拠書を基に各機器の保全内容毎に点検計画を策定する。

なお、点検計画については今後点検を実施していく中で得られる As Found Data や経年劣化に関する技術的な評価結果等を活用し、PDCA を回し継続的な改善に努める。以下に弁の点検計画表(例)を示す(表－3に参照)。

表－3 弁の点検計画表(例)

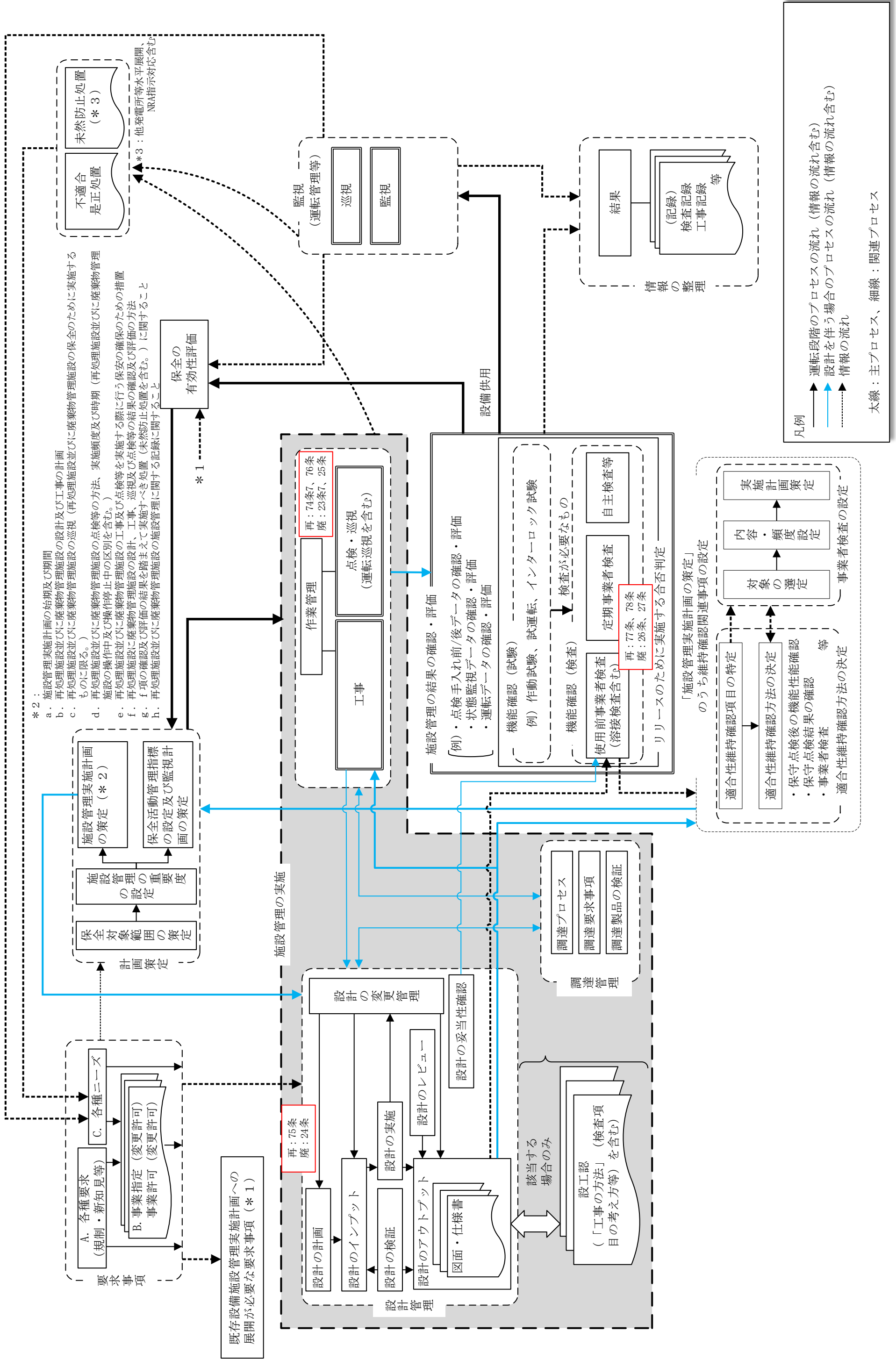
建屋	工程	機器	点検内容	点検周期	点検計画								
					2019	2020	2021	...	2026	2027	2028	2029	
AA	****	弁 ○○○	分解点検	10年	○			...					○
			開閉確認	5年	○			...					○
BA	****	弁 △△△	分解点検	20年			○	...					
			漏えい確認	5年			○	...	○				

(4) セル内に設置している機器の保全について

セル内機器としては、以下の2つに分類される。

- ① 設計的に、操業期間を考慮しメンテナンスフリーとなっている配管や貯槽等の設備
 - ② 専用の保守ツールによりポンプや攪拌機の一部を交換して使用する設備
- ① の設備については、メンテナンスフリーであるが、定期的に次の項目等を確認し設備が健全であることを評価している。
- ・設計範囲を逸脱した運転が無いこと
 - ・機器及び配管の異常に伴う漏えいが無いこと
 - ・圧縮空気等の運転圧力及び流量に異常が無いこと 等
- ② の設備については、異常の検知により補修等を実施している。

施設管理の概要図(再処理施設/廃棄物管理施設)



条文	規定する事項	各段階と規定する事項との関係			段階的に規定する考え方
		今回申請	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	加工施設の使用を開始する前まで	
第11条	施設管理に係る計画、実施、計画及び改善	○	○	○	
第12条	施設管理方針及び施設管理目標	○	○	○	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。ただし、保安規定の添付書類となる長期施設管理方針は事業の開始後20年を経過するまでに定める。
	長期施設管理方針			○	
第13条	施設管理目標	○	○	○	
	施設管理に係る個別業務計画の策定	○	○	○	
第14条	施設管理対象範囲の選定	○	○	○	
第15条	施設管理の重要度の設定	○	○	○	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。
	保安重要度設計及び工事の重要度	○	○	○	
第16条	施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	△	△	○	核燃料物質等の運搬を開始する前までは条文の枠組みのみを記載し、プラントレベル、システムレベルの指標は、設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。
	施設管理に関する計画の策定	○	○	○	核燃料物質等の運搬を開始する前までは、使用前点検を規定し、使用中点検は、設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。
第17条	点検の計画	△	△	○	
	特別な施設管理の実施計画	○	○	○	
第18条	施設管理の実施	○	○	○	
第19条	施設管理の結果の確認・評価	○	○	○	
第20条	施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	○	○	○	
—	保全の有効性評価			○	核燃料物質等の運搬を開始する前までは、第21条で実施する。
第21条	施設管理の有効性評価	△	△	○	核燃料物質等の運搬を開始する前までは、有効性評価で考慮する情報は、この段階で考慮可能なものを記載する。 有効性評価で考慮するものうち、経年劣化の長期的な傾向監視、高経年化技術評価は、設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。
	構成管理	○	○	○	
第22条	情報共有	○	○	○	
第23条	設計管理	○	○	○	
第24条	作業管理	△	○	○	作業管理の考慮事項とする「他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止」「放射性廃棄物管理」「放射線管理」は、核燃料物質等の運搬を開始する前までに規定する。
	使用前事業者検査の実施	○	○	○	
—	定期事業者検査の実施			○	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。
—	加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針			○	設置の工事における最終の保安規定変更認可時に規定する。

○：運転段階と同様の条文を記載するもの、△：運転段階の条文の一部を記載しないもの

施設の操作について

再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)

本資料のうち、■内の記載事項は公開制限情報に属するものであり、公開できませんので削除しております。

1. はじめに

本資料は、規則類の改正に伴い、2020年6月1日に保安規定の変更認可申請を行った再処理施設、廃棄物管理施設及び加工施設(濃縮)における「施設の操作」の基本的な考え方及び保安規定審査基準への適合について、説明するものである。

2. 審査基準の改正に伴う保安規定変更について

新検査制度に伴う保安規定審査基準の改正において、臨界事故に関する規定要求が追加されるとともに、施設間の審査基準の記載の整合が図られた。

保安規定変更認可申請書の作成にあたっては、新検査制度に伴い保安規定審査基準が変更された箇所に加え、「施設の操作」に係る要求事項全体に対して、改めて保安規定審査基準への適合性を確認し、基準を満足するように保安規定変更案を検討した。

以下、各項目における保安規定への反映状況について記載する。従前の保安規定条文は黒色、新規制定または条文への追加は赤色の文字にて示す。また、別表-1にそれぞれの施設の保安規定認可申請書の記載を示す。

番号	「施設の操作」	該当する条文番号 (赤字は審査基準の変更等に伴い追加・変更した条文)		
		再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)
①	操作員の確保	第24条	第10条の3	第15条
②	組織内規定類の策定	第26条	第12条	第17条
③	操作前後の確認事項、 操作に必要な事項 警報発信時の対応	第26条	第12条	第17条
④	臨界管理	第26条	(該当なし)	第23条
⑤	業務の引継	第27条	第12条の2	第18条
⑥	地震、火災、有毒ガス発 生時の措置	第30条* 第109～118条	第46条 第47～56条	第71条、第72条、第 73条、第74～86条
⑦	巡視・点検	第25条	第11条	第16条

* : 有毒ガスへの対応は、経過措置期間(定期事業者検査を終了した日又は再処理の事業を開始する日の前日のいずれか早い日まで)に行う事業変更許可後に保安規定を変更予定

①操作員の確保(資料2-資料④No.3)

廃棄物管理施設については、新検査制度に係る保安規定審査基準の変更において、操作員の確保の要求が明確化されたことから、保安規定に「必要な知識等を有すると認

めた者に操作させる」ことを追加する。

なお、具体的な管理については、現状においても社内の品質マネジメントシステム文書に定めて実施している。

その他施設に関しては、既認可の保安規定に操作員の確保を規定している。

なお、新型コロナウイルス感染拡大が懸念される状況を踏まえ、制御室への操作員以外の立ち入りの一部制限、当直内ミーティングにおけるWeb会議システムの活用等による操作員への感染拡大、当直組織内における集団感染の可能性低減に係る措置を実施するとともに、今後、青森県内における感染者が増加し、操作員への感染の危険性が高まった場合に備え、再処理施設においては、運転直を3交代制から2交代制へ変更し、待機班を設けることで、加工施設（濃縮）においては、当直の5班体制に加え、交代要員として2班分の要員を確保しており、施設の操作に必要な操作員を確保できる。

②組織内規定類の策定（資料2－資料④No.5）

各施設の保安規定に、操作に必要な手順書の策定を規定している。

いずれの事業においても手順書を策定するに当たっては、核燃料取扱主任者／廃棄物取扱主任者の確認を受けることとしている。

③操作前後の確認事項、操作に必要な事項、警報発信時の対応（資料2－資料④No.5）

各施設の保安規定審査基準の改正において、操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていることが明確化されたことを受け、今回の保安規定変更において、手順書の策定において操作前後及び操作に必要な事項を定めることを明確化する。

なお、再処理施設においては、特に重要性の高い安全上重要な施設の安全機能を確保する観点から、操作に必要な事項として実用炉における運転上の制限（LCO）を参考に、機能を確保するため運転管理上の措置を適切に講じる必要のある機器（ポンプ、排風機等の動的機器、機能の確保のため管理を要する高性能粒子フィルタ等の静的機器）を含む安全上重要な施設について、以下の事項を既認可の保安規定第3章第3節（変更後の保安規定では第3章第2節）に規定している。

再処理施設の『設備に求められる状態』の運用に係る保安規定条文を別添に示す。

1)機能の確保を必要とする場合（運転状態）

⇒保安規定の別表8～19において『適用される状態』として規定

2)上記1)において、機能を確実に確保するために運転状態若しくは運転可能な状態とすべき機器等

⇒保安規定の別表8～19において『設備に求められる状態』として規定（実用炉のLCOに相当するもの）

3)上記2)を満足していないと判断した場合の措置

⇒保安規定の別表8～19において『左記の状態を満足していないと判断した場合の措置』として規定

4) 予防保全を目的とした作業により計画的に「設備に求められる状態」外に移行する場合は、あらかじめ作業実施計画を策定し、「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合の措置を講じるとともに、必要な追加措置を実施

⇒保安規定の第76条(作業管理)の第4項、第5項に規定

既認可の保安規定においては、上記2)の『設備に求められる状態』を満足しているかどうかについては、巡視・点検及び施設定期自主検査等において確認するほか、満足しないおそれがある事態が発見された場合に確認し、判断する運用としていたが、新検査制度に係る再処理事業規則の改正において、施設定期自主検査が削除されたことから、従来の施設定期自主検査等での実施項目を整理し、第74条に基づく点検、自主検査等及び第78条の定期事業者検査において確認を行うことに変更する。

④臨界管理(資料2-資料④No.7)

再処理施設及び加工施設(濃縮)では、事業許可申請書(再処理施設においては事業指定申請書。以下、本資料では、事業許可申請書には事業指定申請書を含む。)の臨界防止に係る安全設計において施設の操作の中で担保するとして事項について、許可申請書の記載に整合するように臨界安全管理に関する施設の操作において講じる措置を既認可の保安規定に規定している。

今回の保安規定審査基準の変更において「核燃料物質の臨界管理について定められていること。」が追加されたが、本件は要求事項の明確化として追加されたものであり、既認可の保安規定での規定内容の変更は不要と判断している。

新規制基準への適合に係る事業変更許可に整合した規定内容への変更は、事業変更許可取得後に行う予定である。また、加工施設(濃縮)においては、既認可の保安規定に一部規定済みであるが、残りの設工認及び工事を要する事項について、新規制基準に係る事業許可に施設を適合させるための工事完了後に反映する予定である。

なお、廃棄物管理施設に関しては、取り扱うガラス固化体による臨界の可能性がないことから保安規定上に臨界管理に関する事項の規定はない。

【再処理施設】

臨界防止に係る措置等について、以下の事項を既認可の保安規定に規定している。

規定箇所	規定事項の概要
第26条	・臨界防止に係る確認等に必要の分析の手順書の策定 ・核的制限値の掲示 ・臨界防止に係る確認を複数の者で実施すること、逐次並行分析の実施

規定箇所	規定事項の概要
第3章第2節	・臨界防止を目的として設置した安全上重要な施設(インターロック、警報装置、漏えい検知装置)の管理
第3章第3節以降	臨界安全設計を講じる各施設別に施設の操作において実施する臨界防止に係る措置を規定(例:第40条にせん断・溶解を行う使用済燃料集合体の仕様の確認、溶解時の硝酸ガドリニウムの要否判定を行うことを規定)
第4章	核燃料物質(使用済燃料集合体、製品ウラン粉末、製品MOX粉末)の受入・貯蔵に係る臨界防止上に係る措置を規定(例:第66条に輸送容器からの使用済燃料集合体を燃料取出し装置で取り扱うこと、燃焼度計測前燃料仮置きラックに仮置きすることを規定)

【加工施設(濃縮)】

臨界防止に係る措置等について、以下の事項を既認可の保安規定に規定している。

規定箇所	規定事項の概要
第23条	<ul style="list-style-type: none"> ・カスケード設備の運転条件の設定等の濃縮度管理 ・ウランの供給・充填を行う場合の措置 ・使用済みNaF等のウラン量管理 ・製品シリンダ等の洗缶時の管理
第32条、第33条	核燃料物質の運搬・貯蔵に係る措置(搬送設備での取扱い、シリンダ置台上での貯蔵)

⑤業務の引継ぎ(資料2-資料④No.6)

再処理施設及び加工施設(濃縮)については、既認可の保安規定に引継ぎ時に実施すべき事項を規定している。

廃棄物管理施設については、既認可の保安規定に引継ぎ時に実施すべき事項の規定がなかったが、保安規定審査基準の改正にあわせて実施した審査基準の要求事項を確認の結果、追加が必要と判断したことから、今回の変更申請において追加する。

なお、現在においても保安規定に基づく施設の操作に係る品質マネジメントシステム文書に引継ぎ時に実施すべき事項を定めて実施している。

⑥地震、火災、有毒ガス発生時の措置(資料2-資料④No.41、42、43、44~57、61)

再処理施設については、地震、火災発生時に講じるべき措置を既認可の保安規定に規定している。なお、新規制基準に適合するに係る措置内容の保安規定への規定につ

いては、新規制基準適合に係る事業変更許可を取得後に反映する予定である。また、有毒ガスについては、これに対応する事業変更許可を今後申請予定であり、保安規定へは、当該事業変更許可に反映する。

廃棄物管理施設については、既認可の保安規定において異常時の措置として包括的に規定しているが、新規制基準適合に係る事業変更許可を取得後に新規制基準へ適合する内容への変更にあわせて記載の明確化を図る予定である。

加工施設(濃縮)については、地震、火災発生時の措置について、新規制基準適合に係る事業変更許可の内容を踏まえた措置を、既認可の保安規定に一部規定済である。残りの設工認及び工事を要する事項については、新規制基準に係る事業許可に施設を適合させるための工事完了後に反映する予定である。

いずれの施設も、地震等による自然災害、火災等の内部事象を起因として非常事態に該当する事態となった場合の体制の構築、通報連絡システムの整備等を非常時の措置として既認可の保安規定に規定している。

⑦巡視・点検(資料2-資料④No.4)

各事業規則の改正により、巡視及び点検の要求が施設管理の一部に整理されたが、現在実施している運転中の施設の状態を確認する操作のための巡視については、運転管理の一環として継続して実施することとし、当該巡視の実施において施設管理の観点を含めて実施することを明確にするため保安規定を変更する。

以 上

別表-1 保安規定条文(案) : 今回申請における変更箇所を赤字で示す。

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設 (濃縮)
<p>(操作員の確保)</p> <p>第24条 工場長は、再処理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために再処理施設を操作させると認められた者の監督の下で、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で、第4項に基づき訓練を受ける者が守るべき事項を守らせる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 工場長は、再処理施設の操作に当たって別表2に定める人員を確保するとともに、操作に応じて必要な人員をそろえる。</p> <p>4 事業部長は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に、第1項の訓練を受ける者が守るべき事項を定める。</p>	<p>(操作員の確保)</p> <p>第10条の3 工場長は、廃棄物管理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために廃棄物管理施設を操作させる場合であって、第3項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。</p>	<p>(操作員の確保)</p> <p>第15条 各課長は、第87条に基づき加工施設の操作に必要な保安教育を実施した者に操作させる。</p> <p>2 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。</p> <p>3 運転管理課長は、1直当たり4名以上の当直員をそろえる。</p>
<p>(巡視・点検)</p> <p>第25条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第74条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(巡視・点検)</p> <p>第11条 統括当直長及び貯蔵管理課長は、毎日1回以上、別表2に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第23条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第16条 巡視点検を担当する課長(以下「巡視点検担当課長」という。)は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第36条に定める観点を含めて行う。</p> <p>ただし、休祭日における巡視点検については、運転管理課長が行う。</p>
<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作(第28条及び第30条の2に基づき試験操作計画等に定めるものは除く。)について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>② 警報作動時の対応内容に関すること</p> <p>2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。</p> <p>3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱取次主任者の確認を受ける。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第12条 貯蔵管理課長及びビューリテリ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、その結果及び異常の場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。</p> <p>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>② 警報発信時の対応内容に関すること</p> <p>2 貯蔵管理課長及びビューリテリ施設課長は、前項に基づき手順書を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第17条 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること。</p> <p>(2) 設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関すること。</p> <p>(3) 警報作動時の対応内容に関すること。</p> <p>2 各課長は、前項の手順書の制定に当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）
<p>4、5、6、7（略）</p> <p>8 統括当直長は、第3章（第2節は除く）、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合（第56条第1項第3号に該当する場合は除く。）は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>確認を受ける。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、ガラス固化体受入れ建屋の玄関付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>3 各課長は、当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実にを行うこと。</p>
<p>(引継)</p> <p>第27条 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合は、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。</p>	<p>(引継)</p> <p>第12条の2 貯蔵管理課長は、当直日誌の引渡し及び引継時に実施すべきその他の事項を定め、操作責任者に実施させる。</p> <p>2 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合は、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。</p>	<p>(引継)</p> <p>第18条 運転管理課長は、当直長がその業務を次の当直長に引き継ぐ場合は、引継簿を確実に引き渡させるとともに、操作の状況を的確に申し送りさせる。</p>
<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条（略）</p> <p>2、3、4（略）</p> <p>5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等を複数の者に行わせる。また、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要なら分析を行う場合は、標準試料と逐次並行分析を行わせるとともに、測定を複数回行わせる。</p> <p>6 統括当直長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に係る溶液の移送手段を施錠し、開錠する場合は、当直長を含む複数の者に臨界防止に係る確認を行わせ、その結果を報告させた上で行う。</p> <p>7 統括当直長は、別表5に定める臨界警報装置が動作可能でないと判断した場合は、監視対象区域における核燃料物質の移動及び人の立入りを禁止する措置を講じる。ただし、保安上必要な場合を除く。</p> <p>8（省略）</p> <p>第3章第2節に臨界防止に係る安全上重要な施設（計測制御設備）の管理を規定</p> <p>第3章第3節以降に各施設別に再処理施設の操作における臨界管理に係る措置を規定</p> <p>第4章に核燃料物質の取り扱いに係る臨界管理に係る措置を規定</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(臨界安全管理)</p> <p>第23条 運転管理課長は、別表6に定める濃縮制限値以上とならないようにするため、あらかじめ[]によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。</p> <p>ただし、新素材を用いた遠心分離機（以下「新型遠心機」という。）のみを運転する場合は、[]による運転条件とすることができる。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>3 運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第1項の運転条件を遵守する。</p> <p>4 運転管理課長は、毎日1回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>なお、濃縮度測定装置の保守点検等によりカスケード設備の濃縮度測定ができなない場合は、直ちに生産を停止する。</p> <p>5 運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>6 運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あら</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）
<p>(地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第30条 管理担当課長は、あらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 各職位は、再処理施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、管理担当課長は、鎮火後所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 防災業務課長は、初期消火活動のための体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 別表7の2に定める設備等及び初期消火活動に必要なその他の資機材の配備</p> <p>(2) 初期消火活動を行う10名以上の要員の常駐及び当該要員に対する火災発生時の通報連絡体制</p>	<p>(異常時の措置)</p> <p>第46条 廃棄物管理施設において異常を発見した者は、直ちに第12条第1項第1号に基づき手順書等に従い、必要な緊急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>ただし、建屋外の電気設備に係る異常においては統括当直長に、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常においては貯蔵管理課長に通報する。</p> <p>放射線管理に係る異常においては、放射線安全課長に対しても通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長、貯蔵管理課長及び放射線安全課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。</p> <p>また、前項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当</p>	<p>はじめ原料シリンドラ内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。</p> <p>7 運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表7に示す設備及び容器を使用する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、使用済み NaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物（以下「分析沈殿物」という。）をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が別表8に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器に含まれるウラン量を別表8に定める最大ウラン含有量以下にする。</p> <p>9 運転管理課長は、製品シリンドラ(ANSI又はISO規格30B)及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が16kg-U以下であることを確認する。</p> <p>10 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済 NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱ウラン量を別表9に定める最大取扱ウラン量以下とするとともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</p> <p>11 運転管理課長は、臨界警報装置の保守点検等を行っているときに臨界を検知した場合には、ベージング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>第5章に核燃料物質の取り扱いに係る臨界管理に係る措置を規定</p>
		<p>(火災防護活動のための体制の整備)</p> <p>第71条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要となる事項を第75条により配置する。</p> <p>また、初期消火活動のために必要となる事項を第75条により9名以上（事業所常駐2名以上、隣接する自社の他の事業所常駐7名以上）配置する。</p> <p>(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）
<p>(3) 火災の早期発見のための第25条に基づく巡視・点検の体制及びあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合における火災の早期発見のための別表3に示す設備等の巡視・点検体制</p> <p>4 各職位は、前項の計画に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5 防災業務課長は、第3項の計画について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p>6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>7 統括当直長及び燃料管理課長は、山火事、台風等が所管する施設に対し重大な影響を及ぼすおそれがある場合と判断した場合は、工場長に報告する。</p> <p>8 工場長は、前項の報告を受けた場合は、事業部長及び燃料取扱主任者と協議し、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等の措置を講じる。</p>	<p>当課長及び貯蔵管理課長は、工場長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。さらに、統括当直長は、ニューテライティ施設課長に、貯蔵管理課長は安全ニューテライティ課長に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、統括当直長（建屋外の電気設備に係る異常に限る。）及び関係課長と協力して異常の原因を調査し、廃棄物管理施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>なお、ガラス固化体の受入れにおいて、ガラス固化体のもつ閉じ込めの機能に異常が発生した場合には、当該ガラス固化体を容器等に収納し保管する。</p>	<p>また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表30に示す化学消防自動車等を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保安のための活動を行う。</p> <p>また、巡視点検担当課長は、第16条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合に必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、あらかじめ定められた通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p> <p>(自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)</p> <p>第72条 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害書 対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合に必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、あらかじめ定められた通報系統に従い連絡するとともに、連絡</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）
		<p>を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p> <p>5 各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)</p> <p>第73条 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動をを行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動をを行うために必要な体制を整備する。</p> <p>2 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を前項の文書に定める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3 各課長は、第1項に定めた文書に基づき、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）
<p>第8章 非常時の措置</p> <p>(非常時対策組織)</p> <p>第109条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>(非常時要員)</p> <p>第110条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>(緊急作業従事者)</p> <p>第110条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。</p> <p>(1) 別表49の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表49の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p>	<p>第7章 非常時等の措置</p> <p>(非常時対策組織)</p> <p>第47条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>(非常時要員)</p> <p>第48条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>(緊急作業従事者)</p> <p>第48条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。</p> <p>(1) 別表18の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表18の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p>	<p>第12章 非常時の措置</p> <p>(非常時対策組織)</p> <p>第74条 運営管理課長は、火災、爆発、核燃料物質の漏えい等の異常発生により、濃縮事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>(非常時要員)</p> <p>第75条 運営管理課長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>(緊急作業従事者)</p> <p>第76条 運営管理課長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 別表33に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表34に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p>
		<p>4 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合に必要な措置を講じる。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）
<p>(非常時用器材の整備) 第111条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>(通報系統) 第112条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p> <p>(通報) 第113条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに工場長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、前条に定める通報系統に従って通報する。</p> <p>2 工場長は、前項の報告を受けた場合、又は自ら非常事態若しくは非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、その状況等を直ちに事業部長に報告するとともに、前条に定める通報系統に従って通報する。</p>	<p>(非常時用器材の整備) 第49条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>(通報系統) 第50条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p> <p>(通報) 第51条 第46条第1項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長及び貯蔵管理課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに工場長、廃棄物取扱主任者及び事業部長があらかじめ定められた連絡責任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。</p> <p>また、建屋外の電気設備に係る異常については、統括当直長はユーティリティ施設課長に対しても通報し、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常については、貯蔵管理課長は安全ユーティリティ課長に対しても通報する。</p> <p>2 工場長は、前項の通報を受けた場合は、非常事態の状況等を直ちに事業部長に報告する。</p>	<p>(非常時用機材の整備) 第77条 運営管理課長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用機材、防護具類、放射線測定器等を第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定める。各課長は、前項に定める非常用機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>(安全避難通路) 第78条 運転管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路（均質槽からのUF₆漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む）、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p> <p>(通報系統) 第79条 運営管理課長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立し、第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定める。</p> <p>(通報) 第80条 第29条第1項の通報を受けた管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、前条に定める通報系統に従って直ちに事業部長があらかじめ定められた連絡責任者及びその他の関係箇所に通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた連絡責任者は、前条に定める通報系統に従って事業部長及び核燃料取扱主任者に通報するとともに、直ちに社外関係機関に通報する。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）
<p>(応急措置)</p> <p>第114条 前条の統括当直長及び課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(非常時体制の発令)</p> <p>第115条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。</p> <p>(非常時対策活動)</p> <p>第116条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第112条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。</p> <p>2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。</p> <p>3 第98条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあつては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、再処理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p>	<p>(応急措置)</p> <p>第52条 前条において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した統括当直長及び設備等の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(非常時体制の発令)</p> <p>第53条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。</p> <p>(非常時対策活動)</p> <p>第54条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第50条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。</p> <p>2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。</p> <p>3 第38条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあつては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、廃棄物管理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p>	<p>(応急措置)</p> <p>第81条 前条の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長に報告する。</p> <p>また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(救助活動)</p> <p>第82条 非常時対策組織は、均質槽において液化を行っているときに核燃料物質の漏えいが発生した場合、非常時体制の発令に拘らず直ちに放射線業務従事者の救助活動を行う。</p> <p>(非常時体制の発令)</p> <p>第83条 事業部長は、第80条第2項の通報を受けた場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。</p> <p>(非常時対策活動)</p> <p>第84条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時対策組織の要員を招集し、第79条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。</p> <p>2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。</p> <p>なお、均質槽において液化を行っているときに均質槽から室内に核燃料物質の漏えいが発生した場合は、建屋への閉じ込め等により拡大防止を行う。</p> <p>3 第61条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあつては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、加工施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）
<p>(非常時体制の解除) 第 117 条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第 118 条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。</p>	<p>(非常時体制の解除) 第 55 条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第 56 条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず、当該措置を優先する。</p>	<p>(非常時体制の解除) 第 85 条 本部長は、非常事態が終息し、非常時体制をとる必要性がなくなつたと判断した場合は、非常時体制を解除し、第 79 条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第 86 条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。</p>

別添 再処理施設の『設備に求められる状態』の運用に係る保安規定条文

第2節 保安上特に管理を必要とする設備

(プール水冷却系及び補給水設備)

第31条 統括当直長は、別表8に定める「適用される状態」において、プール水冷却系及び補給水設備を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

別表8 プール水冷却系及び補給水設備 (第31条関係)

保安上特に管理を必要とする設備	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
			条件	要求される措置	完了時間
プール水浄化・冷却系	燃料貯蔵プール等において使用済燃料の取扱い又は貯蔵を行う場合	プール水冷却系1系列が運転状態* ¹ 、同系列の他のポンプ又は他の系列が運転可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. プール水冷却系1系列が運転状態、同系列の他のポンプ又は他の系列が運転可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
補給水設備* ²	燃料貯蔵プール等において使用済燃料の取扱い又は貯蔵を行う場合	ポンプ2台を含む系列が運転可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. ポンプ2台を含む系列が運転可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. プール水の補給手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後 1直1回

*1：ポンプ等の切替え操作中は運転状態と見なす。

*2：第56条第1項第2号の対象となる設備

(安全上重要なインターロック等)

第32条 燃料管理課長は、別表9に定める「適用される状態」において、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

2 統括当直長は、別表9に定める「適用される状態」において、同表に定める前項以外の安全上重要なインターロック等を「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(別表9 省略)

(建屋換気設備等)

第 33 条 統括当直長は、別表 10、別表 11、別表 12 及び別表 13 に定める「適用される状態」において（「適用される状態」の定めのない場合は常に）、同表に定める建屋換気設備等を「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(別表 10～13 省略)

(非常用所内電源系統)

第 34 条 統括当直長は、別表 14 に定める非常用所内電源系統の設備を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(別表 14 省略)

(安全冷却水系)

第 35 条 統括当直長は、別表 15 に定める「適用される状態」において（「適用される状態」の定めのない場合は常に）、安全冷却水系を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(別表 15 省略)

(安全圧縮空気系)

第 36 条 統括当直長は、安全圧縮空気系を別表 16 に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(別表 16 省略)

(漏えい検知装置等)

第 37 条 統括当直長は、別表 17 に定める「適用される状態」において、漏えい検知装置等を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

2 統括当直長は、漏えい液希釈水供給槽液位低警報、漏えい液希釈溶液供給槽液位低警報及び純水中間貯槽水位低警報が作動した場合又は作動しない場合であっても作動すべき事態に至ったと判断される場合（別表 17 に定める「適用される状態」に該当しない場合は除く。）は、速やかに当該槽に純水等を供給し、警報を解除できる水位に回復させる。

(別表 17、18 省略)

(制御建屋中央制御室換気設備及び主排気筒ガスモニタ)

第 38 条 統括当直長は、制御建屋中央制御室換気設備を別表 19 に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

2 統括当直長は、主排気筒ガスモニタが別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(別表 19 省略)

(設備に求められる状態の確認等に係る措置)

- 第 39 条 統括当直長及び各課長は、第 25 条に基づく巡視・点検、第 74 条に基づく点検、自主検査等及び第 78 条の定期事業者検査による確認の結果、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないおそれがあると判断した場合は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置にあつては燃料管理課長に、また、その他の設備にあつては統括当直長に直ちに連絡する。
- 2 統括当直長及び燃料管理課長は、前項の確認の結果及び前項の確認以外で別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足しないおそれのある事態が発見された場合並びに前項に基づく連絡を受けた場合は、「設備に求められる状態」を満足しているかどうかの判断を行う。
- 3 統括当直長及び各課長は、予防保全を目的とした点検、工事等の作業を行うため、計画的に別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」外に移行する場合は、当該状態を満足しない場合とは見なさない。
- 4 統括当直長及び各課長は、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を実施している期間は、当該状態を満足していないと判断しなくてもよい。
- 5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合は、当該設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。
- 6 統括当直長及び燃料管理課長は、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合において使用済燃料の再処理を停止する措置等を講じた後に、再度、当該措置を講じる前の状態に復帰する場合は、その原因に対して必要な措置が講じられていることを確認し、復帰について核燃料取扱主任者の確認を受けるとともに工場長の承認を得る。

(作業管理)

第 76 条 (省略)

2～3 (省略)

- 4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。

ただし、第 56 条第 1 項第 1 号に掲げる設備以外の設備において別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を第 26 条第 1 項の手順書に基づき実施する場合は除く。

- (1) 作業の目的
- (2) 作業を行う設備等
- (3) 作業工程
- (4) 作業実施体制
- (5) 作業の内容及び保安上必要な措置

- 5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。

- 6 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。
- 7 各職位は、第 3 項及び第 4 項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第 3 項及び第 4 項に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。
- 8 前項の各職位は、第 4 項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。
- 9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

以 上

放射性廃棄物管理及び 放射線管理について

再処理施設、廃棄物管理施設、
加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設

1. はじめに

本資料は、規則類の改正に伴い、2020年6月1日に保安規定の変更認可申請を行った再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)及び廃棄物埋設施設における「放射性廃棄物管理」及び「放射線管理」に係る保安規定へ規定する事項の考え方、保安規定審査基準への適合について説明するものである。

本資料は、以下の2部構成とする。

- (1)ARALAの精神に則った放射性廃棄物管理等、放射線測定器の管理、測定方法等に係る保安規定へ規定する事項の考え方、保安規定審査基準への適合⇒2.にて説明
- (2)核燃料物質等の事業所内外における運搬に係る保安規定へ規定する事項の考え方、保安規定審査基準への適合⇒3.にて説明

2. ARALAの精神に則った放射性廃棄物管理等に係る保安規定記載について

2.1 ALARAの精神に則った放射性廃棄物管理等について(資料2-資料④

No.28、30、31、32、35)

(再処理規則第17条第1項第9号、第12号、廃棄物管理規則第34条第1項第9号、第11号、加工規則第8条第1項第9号、第12号、第二種埋設規則第20条第1項第9号、第13号)

当社各事業に係る事業許可申請書(再処理施設においては事業指定申請書。以下、本資料では、事業許可申請書には事業指定申請書を含む。)におけるALARAに関連する記載を別表-1に示す。

ALARAは個別の保安活動に紐づくものではなく、各保安活動が総合的に相まって実現されるものであることから、現状は、一部の事業における保安規定では(基本方針)として、若しくはそれぞれの保安規定の(作業に伴う放射線管理)に作業に伴う被ばく低減の管理方法を具体的に記載しているが、事業許可申請書での記載との関連性および審査基準への適合性を考慮し、各事業の保安規定の「放射性廃棄物管理」及び「放射線管理」の章にALARAに関する基本方針を記載する。

なお、ALARAは「放射性廃棄物管理」及び「放射線管理」の各条文の保安活動が総合的に相まって実現されるものと考えているため、両章の冒頭に基本方針を記載し、(作業に伴う放射線管理)の条項にALARAに係る保安活動(作業者の受ける線量を低くするよう放射線防護措置を含む作業方法(計画)を策定すること)を記載する。

また、各施設における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理については、放出する放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くするように施設した設備を適切に使用し、処理した放射性気体/液体廃棄物中の放射性物

質が放出管理目標値を満足することを確認している。

(以下に再処理施設保安規定の記載例を例示し、別表-2にそれぞれの施設の保安規定の記載を示す。赤字は今回の変更申請における変更箇所を示す。)

第6章 放射性廃棄物管理

(放射性廃棄物管理に係る基本方針)

第81条 再処理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

(海洋への放出)

第86条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性液体廃棄物を放出する場合は、海洋放出管の海洋放出口から放出するとともに、次の事項を遵守する。

- (1) 放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が、平成27年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)(以下「線量告示」という。)第8条に定める放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量限度を超えないようにする。
- (2) 放射性物質の放出量が別表39に定める放出管理目標値を超えないようにする。
- (3) (省略)

(大気への放出)

第88条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表41に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。

- (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。
- (2) 放射性物質の放出量が別表42に定める放出管理目標値を超えないようにする。

(第2項以下省略)

第7章 放射線管理

(放射線管理に係る基本方針)

第89条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

(作業に伴う放射線管理)

第99条 統括当直長及び各課長は、第91条に定める通常人の立入りを禁止する区域若しくは第93条第1項各号に定める区域において作業を行う場合又は作業によって第93条第1項各号に定める場所が生じるおそれがある場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。

2.2. 排気監視設備及び海洋放出監視設備、排水監視設備(資料2—資料④No.30、31、36、62～65)

(再処理規則第17条第1項第8号、廃棄物管理規則第34条第1項第8号、加工規則第8条第1項第8号、第二種埋設規則第20条第1項第8号)

放出管理に係る設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、保安規定の「放射性廃棄物管理」の章に測定項目、計測器種類、測定頻度等を記載し、機能の維持の方法については、保安規定の「放射線管理」の章に記載している。

(以下に再処理施設保安規定の記載例を例示し、別表-2にそれぞれの施設の保安規定の記載を示す。)

(海洋への放出)

第86条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性液体廃棄物を放出する場合は、海洋放出管の海洋放出口から放出するとともに、次の事項を遵守する。

(1)～(3) (省略)

2 放射線管理課長は、別表40に基づき放出する放射性液体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。

3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。

(大気への放出)

第88条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表41に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。

(1)～(2) (省略)

2 放射線管理課長は、別表41に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。

3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。

第7章 放射線管理

(放射線測定器類の管理)

第102条 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。

2 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。

2.3 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法(資料2—資料④No. No.30、31、33、36、37、62～65)

(再処理規則第17条第1項第10号、廃棄物管理規則第34条第1項第10号、加工規則第8条第1項第10号、第二種埋設規則第20条第1項第11号)

放射線測定器(放出管理用計測器、放射線計測器類)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法は、各事業の保安規定の「放射線管理」の章に明記している。

放射線測定器の使用方法は、保安規定の「放射線管理」の章に場所、測定項目、測定頻度等を記載することで測定の方法を明示している。

(以下に再処理施設保安規定の記載例を例示し、別表-2にそれぞれの施設の保安規定の記載を示す。)

第7章 放射線管理

(放射線測定器類の管理)

第102条 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。

2 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。

第6章 放射性廃棄物管理

(海洋への放出)

第86条(前記に同じ)

(大気への放出)

第88条(前記に同じ)

第7章 放射線管理

(管理区域への出入管理)

第95条(省略)

2～5(省略)

6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。

(1)～(3) (省略)

(4) 管理区域内で汚染のおそれのない区域以外の区域から汚染のおそれのない区域に移動する場合及び汚染のおそれのない区域以外の管理区域から管理区域外に退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認する。

7 放射線安全課長は、前項の退出又は移動に当たって、退出又は移動する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表 49 に定める値を超えないような措置を講じる。

(線量当量等の測定)

第 101 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 46 に定めるところにより測定する。

ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。

2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。

(環境監視)

第 103 条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表 48 に定めるところにより測定する。

2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第 86 条又は第 88 条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。

3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第 86 条及び第 88 条の放射性物質の放出量に基づき評価する。

2.4 保全区域の設定(資料2－資料④No.34)

(再処理規則第17条第1項第7号、第13号、加工規則第8条第1項第7号、第二種埋設規則第20条第1項第7号)

加工施設(濃縮)については、新検査制度に係る事業規則の改正において、保全区域の設定及び講ずべき措置の要求が追加されたことから、非常用電源設備等の保安上重要な設備で管理区域以外に設置している場所を取り囲む範囲を特に管理を必

要とする場所(保全区域)とし、保安規定において加工施設(濃縮)に係る保全区域を明確にするとともに、区域の管理方法を追加する。

その他施設に関しては、既認可の保安規定に保全区域(埋設施設においては、埋設保全区域)及び区域の管理に関する事項を規定している。

(以下に再処理施設保安規定の記載例を例示し、別表-2にそれぞれの施設の保安規定の記載を示す。)

第7章 放射線管理

(保全区域)

第 96 条 保全区域は、別図4に示す区域とする。

2 警備課長は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。

2.5 放射性廃棄物の廃棄(環境放射線モニタリング)(資料2-資料④No.37、62～65)

(再処理規則第17条第1項第12号、第13号、廃棄物管理規則第34条第1項第11号、加工規則第8条第1項第12号、第二種埋設規則第20条第1項第13号)

周辺環境への放射性物質の影響を確認するための環境放射線モニタリングについては、既認可の保安規定の「放射線管理」の章に記載している。

なお、廃棄物管理施設は、取り扱う放射性物質がキャニスタに密閉されたガラス固化体のみであり、放射性物質の放出がほとんど発生しないとの施設の特徴を踏まえ、事業許可申請書に記載する周辺監視区域境界付近における放射線監視を規定している。

(以下に再処理施設保安規定の記載例を例示し、別表-2にそれぞれの施設の保安規定の記載を示す。)

(環境監視)

第 103条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表48に定めるところにより測定する。

2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第86条又は第88条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。

3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第86条及び第88条の放射性物質の放出量に基づき評価する。

別表-1 各施設事業許可申請書におけるALARAに関する記載箇所

ALARA に関する記載箇所				
許認可図書	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設
事業許可申請書	<p>本文 四、A. ロ. (6) その他主要な構造</p> <p>添付書類六 7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.1 概要 他</p> <p>添付書類七 1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>2. 再処理施設の放射線管理 2.2.7 作業管理</p> <p>3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視</p> <p>4. 放射性廃棄物処理 4.1 放射性廃棄物の廃棄に関する基本的考え方</p>	<p>本文 四、A. ロ. 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>添付書類五 8. 運転保守 8.5 放射性廃棄物管理 8.6 放射線管理</p> <p>添付書類六 1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>2. 施設の放射線管理 2.2.7 作業管理</p> <p>3. 周辺監視区域境界の放射線監視</p>	<p>本文 一、イ(イ)放射線防護に関する基本方針</p> <p>添付書類六 イ 放射線防護に関する基本方針</p> <p>ハ 施設放射線管理 (二) 作業管理</p> <p>ニ 周辺監視区域の管理 (イ) 周辺監視区域の設定及び管理</p> <p>(2) 周辺監視区域の管理</p> <p>ト 放射性廃棄物管理 (イ) 放射性気体廃棄物 (ロ) 放射性液体廃棄物</p>	<p>本文 四 ロ. (2) その他の主要な構造</p> <p>添付書類五 イ 安全設計の方針 (1) 基本方針 (3) 放射線防護等 (i) 放射線防護 (ii) 管理区域内の管理 (iii) 液体廃棄物の放出管理 (iv) 放射線監視</p> <p>添付書類六 イ 放射線管理 (1) 放射線管理の基本方針 ニ 線量当量評価 (2) 基本的考え方</p>

別表-2 保安規定条文(案)

; 今回申請における変更箇所を赤字で示す。

再処理施設 (記載なし)	廃棄物管理施設 第1章 総則 (基本方針) 第2条の2 廃棄物管理施設の保安に係る運用は、安全文化を基礎とし、ALARAの精神(一般公衆及び従事者の線量を合理的に達成できる限り低い水準に保つ)にのっとり、核燃料物質等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施する。	加工施設(濃縮) (記載なし)	廃棄物埋設施設 第1章 総則 (削除)
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第81条 再処理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつて、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第5章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第28条の2 廃棄物管理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつて、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第7章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第42条 加工施設における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつて、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。</p>	<p>第7章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第36条 埋設施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつて、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>
<p>(海洋への放出) 第86条 総括当直長は、再処理施設から発生した放射性液体廃棄物を放出する場合は、海洋放出管の海洋放出口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が、平成27年原子力規制委員会告示第8号(核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)(以下「線量告示」という。)第8条に定める放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量限度を超えないようにする。 (2) 放射性物質の放出量が別表39に定める放出管理目標値を超えないようにする。 (3) 第1放出前貯槽及び第2放出前貯槽から同時に放出しない。</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(放射性液体廃棄物) 第47条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 (1) 運転管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出する。 (2) 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、平成27年原子力規制委員会告示第8号(核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)(以下「線量告示」という。)第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 (3) 廃棄物管理課長は、処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度が別表17に</p>	<p>(放射性液体廃棄物) 第39条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。 (1) 埋設施設の汚染のおそれのない区域以外の管理区域から発生する液体 (2) 排水・監視設備から排水される液体(第31条第3項に該当する場合) 2 運営課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物理施設
<p>2 放射線管理課長は、別表 40 に基づき放出する放射性液体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物) 第 31 条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにより監視するともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒における排気中の放射性物質濃度が別表 8 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 9 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 10 に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p>	<p>定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の年間廃水量が別表 18 に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(5) 運転管理課長は、別表 20 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表 21 に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>ただし、別表 21 に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できない場合は、加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。</p>	<p>限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>
<p>(大気への放出) 第 88 条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表 41 に定める排気口から放出するともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表 42 に定める放出管理目標値を超えないようにすること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 41 に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物) 第 51 条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタにより監視し、排気口から放出する。</p> <p>(2) 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(3) 廃棄物管理課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 19 に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) 運転管理課長は、別表 20 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 21 に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>ただし、別表 21 に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できない場合は、加工施設内で測定できない場合と等により加工施設外で測定することができる。</p>	<p>(放射性気体廃棄物) 第 40 条 運営課長は、理設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。</p> <p>2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物) 第 40 条 運営課長は、理設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。</p> <p>2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物理施設
<p>第7章 放射線管理</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第89条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第6章 放射線管理</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第31条の2 廃棄物管理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第8章 放射線管理</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第53条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線業務従事者(一時立入者を含む)の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。</p>	<p>第8章 放射線管理</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第41条 理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>
<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第95条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第36条 管理区域へ立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第58条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第46条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p>
<p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線安全課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線安全課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行うとともに、放射線管</p>	<p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線安全課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線安全課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行うとともに、放射線管</p>	<p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行う。</p>	<p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行う。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	廃棄物理施設
<p>管理課長に通知する。</p> <p>4 放射線安全課長は、第2項及び前項による指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線安全課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入管理室を経由すること。ただし、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 管理区域用被服又は放射線安全課長が認められた被服を着用すること。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない区域のみ立ち入る場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 管理区域内で汚染のおそれのない区域以外の区域から汚染のおそれのない区域に移動する場合及び汚染のおそれのない区域以外の管理区域から管理区域外に退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認する。</p> <p>7 放射線安全課長は、前項の退出又は移動に当たって、退出又は移動する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表49に定める値を超えないような措置を講じる。</p>	<p>管理課長に通知する。</p> <p>4 放射線安全課長は、前二項に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線安全課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入管理室を経由すること。ただし、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 管理区域用被服又は放射線安全課長が認められた被服を着用すること。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認すること。</p> <p>7 放射線安全課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に当たって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表12に定める値を超えないような措置を講じる。</p>	<p>4 放射線管理課長は、第2項及び第3項による指定及び立入承認を得た者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線管理課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の管理区域出入口を経由すること。ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、第1項第2号の一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 放射線管理課長が認められた被服を着用すること。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすること。</p> <p>7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に当たって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表22に定める値を超えないような措置を講じる。</p>	<p>4 放射線管理課長は、前二項に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線管理課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入管理室を経由すること。ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 管理区域用被服又は放射線管理課長が認められた被服を着用すること。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認すること。</p> <p>7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に当たって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表12に定める値を超えないような</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設
<p>(保全区域) 第 96 条 保全区域は、別図4に示す区域とする。 2 警備課長は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>なお、被服に汚染があった場合は、第 43 条第2項に基づき、廃棄物前処理室へ搬出し、廃棄物管理課長へ引渡す。</p> <p>(保全区域) 第 59 条 保全区域は、別図3に示す区域とする。 2 警備課長は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。</p>	<p>措置を講じる。</p> <p>(埋設保全区域) 第 35 条 埋設保全区域は、別図 3 に示す区域とする。 ただし、第 21 条に基づき覆土が終了するまでの期間においては、別図 3 に示す区域内で設定又は変更することができる。 2 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地に埋設保全区域を設定し、埋設保全区域の周囲に埋設保全区域である旨を示す標識を設ける等の方法により、明らかに他の場所と区別する。 3 運営課長は、埋設保全区域を設定又は変更する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 埋設保全区域の設定又は変更を行う場合には、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を受けらること。 (2) 埋設保全区域の設定又は変更を行った場合には、その旨を廃棄物埋設の事業に関する業務を行う者に周知すること。 4 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地の出入口付近に、廃棄物埋設地であること及び次の事項を表示した立札等を設置し、常に見やすい状態にしておく。 (1) 放射性廃棄物の種類 (2) 埋設を開始した日及び埋設を終了した日 (3) 保安のための注意事項 5 運営課長は、前項の立札等に表示した事項に変更が生じた場合には、速やか</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	廃棄物理施設
<p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第99条 統括当直長及び各課長は、第91条に定める通常人の立入りを禁止する区域若しくは第93条第1項各号に定める区域において作業を行う場合又は作業によって第93条第1項各号に定める場所が生じるおそれがある場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第39条 各課長等は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第62条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。</p> <p>なお、各課長は放射線管理課長の承認後、作業を行うに当たり、作業訓練を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>に書換え、その他必要な措置を講じる。</p> <p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第49条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。</p> <p>(以下略)</p>
<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第102条 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第42条 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第66条 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表28に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表28に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第52条 放射線管理課長及び運営課長は、別表16に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長及び運営課長は、別表16に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物理施設
<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第101条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表46に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>(環境監視)</p> <p>第103条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表48に定めるところにより測定する。</p> <p>2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第86条又は第88条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。</p> <p>3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第86条及び第88条の放射性物質の放出量に基づき評価する。</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第41条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、別表11に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表16に定めるところにより測定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>4 環境管理課長は、第2項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第65条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表27に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第51条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p>

【再処理施設保安規定】

別表 40 放射性液体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度(第 86 条関係)

測定項目	測定頻度	海洋放出監視設備
H-3 I-129 I-131* その他核種 アルファ線を放出する核種* アルファ線を放出しない核種	放出の都度	放射能測定器
Pu(α), Pu-241, Am(α)及びCm(α)*	原則として1回/月	
Co-60, Ru-106/Rh-106, Cs-134, Cs-137/Ba-137m, Ce-144/Pr-144m,Pr-144 及びEu-154*	放出の都度	
Sr-90/Y-90*	原則として1回/3月	

*:使用済燃料の受入れ及び貯蔵に伴い発生する放射性液体廃棄物のみを放出する場合は除く。

別表 41 放射性気体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度(第 88 条関係)

排気筒等	測定項目	測定頻度	排気監視設備
主排気筒	Kr-85	連 続	主排気筒ガスモニタ
	H-3, C-14, I-129, I-131 その他核種 アルファ線を放出する核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
	Pu(α)	原則として1回/月	放射能測定器
	Ru-106/Rh-106 及び Cs-137/ Ba-137m	原則として1回/週	
	Sr-90/Y-90	原則として1回/3月	
使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋換気筒	Kr-85	連 続	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ
	H-3, I-129 その他核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
使用済燃料輸送容 器管理建屋換気筒	その他核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
低レベル廃棄物処 理建屋換気筒	H-3 その他核種 アルファ線を放出する核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
ハル・エンドピース及び第 1 ガラス固化体貯蔵 建屋換気筒	その他核種 アルファ線を放出する核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
冷却空気出口シャフ トの排気口	放射性アルゴン	原則として1回/週	冷却空気出口シャフトモニタ

別表 46 管理区域における線量当量等の測定(第 101 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度
管理区域	・外部放射線に係る線量当量率*1, *2	毎日操作中1回
	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週
	・空気中の放射性物質の濃度*3	1回/週
	・表面密度*3	1回/週
管理区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週

*1:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

*2:エリアモニタにおいて測定する項目

*3:汚染のおそれのない区域は、測定を省略することができる。

別表 47 放射線測定器類(第 102 条関係)

放射線測定器類	数量
放射線管理用固定式モニタ*	
・ガンマ線エリアモニタ	130 台
・ベータ線ダストモニタ	44 台
・アルファ線ダストモニタ	46 台
・中性子線エリアモニタ	39 台
・臨界警報装置	9 式
・主排気筒ガスモニタ	2 系列
・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2 系列
・冷却空気出口シャフトモニタ	2 台
・排水モニタ	3 台
エアスニファ	631 台
放射線サーベイ機器	
・ガンマ線用サーベイメータ	20 台
・中性子線用サーベイメータ	11 台
・アルファ/ベータ線用サーベイメータ	16 台
・ダストサンプラ	16 台
・ガスモニタ	1 台
・ダストモニタ	1 台
放射能測定器	6 台
退出モニタ	6 台
ホールボディカウンタ	1 台
環境モニタリング設備	
・モニタリングポスト*	9 式
・ダストモニタ	9 台

*:警報装置の作動の確認を含む。

別表 48 周辺監視区域等における線量当量等の測定(第 103 条関係)

測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度*1		
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率	γ 線	連続
	・外部放射線に係る線量当量*2	積算線量当量	γ 線	1回/週
	・外部放射線に係る線量	積算線量	γ 線	1回/3月
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	全 α 放射能、 全 β 放射能	連続
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	1回/3月
	・陸土中の放射性物質の濃度	表土	⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹²⁹ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm	1回/年
周辺監視区域外	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率	γ 線	連続
	・外部放射線に係る線量	積算線量	γ 線	1回/3月
	・空気中の放射性物質の濃度	気体状 β 放射能濃度	放射性希ガス (主に ⁸⁵ Kr)	連続
	・空気中の放射性物質の濃度	ヨウ素	¹³¹ I	1回/週
	・空気中の放射性物質の濃度	大気中湿分	³ H	1回/月
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	全 α 放射能、 全 β 放射能	1回/週
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	1回/3月
	・飲料水中の放射性物質の濃度	飲料水	³ H, ⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹³⁷ Cs, Pu(α)	1回/3月
	・陸土中の放射性物質の濃度	表土	⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹²⁹ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm	1回/年
		湖底土	⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm	
	・陸上植物中の放射性物質の濃度	精米	¹⁴ C, ¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	1回/年
		根菜	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	
		葉菜	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	
	・畜産物中の放射性物質の濃度	牛乳	¹⁰⁶ Ru	1回/3月
	・海水中の放射性物質の濃度	海水	³ H, ⁶⁰ Co, ⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹³⁴ Cs, ¹³⁷ Cs, ¹⁴⁴ Ce, ¹⁵⁴ Eu, Pu(α)	1回/3月

・海底土中の放射性物質の濃度	海底土	^{60}Co , ^{90}Sr , ^{134}Cs , ^{137}Cs , ^{144}Ce , ^{154}Eu , $\text{Pu}(\alpha)$, ^{241}Am , ^{244}Cm	1回/6月
・海産物中の放射性物質の濃度	魚類	^3H , ^{106}Ru , $\text{Pu}(\alpha)$	1回/3月
	貝類	^{106}Ru , $\text{Pu}(\alpha)$	
	海藻類	^{106}Ru , $\text{Pu}(\alpha)$	
・漁網の線量率	漁網	γ 線量率 β 線量率	1回/3月

*1:測定地点を別図6に示す。ただし、当該地点において試料の採取が困難な場合及び測定器の故障等により測定不能となった場合については、代替措置を第 89 条の規定に定め、実施するものとする。

*2:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

【廃棄物管理施設保安規定】

別表9 放射性気体廃棄物の測定項目及び測定頻度(第31条関係)

測定項目	測定頻度
ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質の濃度 (放射性セシウム、放射性ルテニウム)	原則として1回/週 確認測定1回/3月
冷却空気出口シャフトの排気口における排気中の放射性物質の濃度 (放射性アルゴン)	原則として1回/週

別表10 放出管理用計測器の種類等(第31条関係)

区分	種類	設置場所
放射性気体 廃棄物管理用	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋 換気筒モニタ	北換気筒管理建屋
	冷却空気出口シャフトモニタ	ガラス固化体貯蔵建屋 ガラス固化体貯蔵建屋B棟
	放射能測定器	ガラス固化体受入れ建屋

別表15 管理区域における線量当量等の測定(第41条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度
管理区域	・外部放射線に係る線量当量率*1	毎日操作中1回
	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週
	・空気中の放射性物質の濃度*2	1回/週
	・表面密度*2	1回/週
管理区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週

*1:線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。

*2:汚染のおそれのない区域は、測定を省略することができる。

別表 16 周辺監視区域における線量当量等の測定(第 41 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量	1 回／3月
	・外部放射線に係る線量当量*	1 回／週
	・空気中の放射性粒子濃度	1 回／週

*:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

別表 17 放射線測定器類(第 42 条関係)

測定器名	数量	点検責任者
・放射線管理用固定式モニタ		放射線施設課長
・ガンマ線エリアモニタ*	9台	
・ベータ線ダストモニタ	1台	
・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*	2台	
・冷却空気出口シャフトモニタ*	2台	
・エアスニファ	21台	
・放射線サーベイ機器		
・ガンマ線用サーベイメータ	4台	
・中性子線用サーベイメータ	2台	
・アルファ線用サーベイメータ	3台	
・ベータ線用サーベイメータ	3台	
・ダストサンプラ	1台	
・放射能測定器	2台	
・退出モニタ	2台	
・ホールボディカウンタ	1台	
・環境モニタリング設備		
・ダストサンプラ	2台	
・放射能測定器	1台	
・積算線量計用測定装置	1台	

*:警報装置の作動の確認を含む。

【加工施設保安規定(濃縮)】

別表 20 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第 47、51 条関係)

測定項目	測定頻度
処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度(全 α)	放出の都度
処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度(U)	精密測定 1 回/3 月
排気口における排気中の放射性物質濃度(全 α)	原則として 1 回/週
排気口における排気中の放射性物質濃度(U)	精密測定 1 回/3 月

別表 21 放出管理用計測器の種類等(第 47、51 条関係)

区 分	種 類	設置場所
放射性液体廃棄物放出管理用	放射能測定装置	ウラン濃縮建屋
	放射能測定装置*	
放射性気体廃棄物放出管理用	排気用モニタ	ウラン濃縮建屋
	放射能測定装置*	

* :放射性液体廃棄物放出管理用と共用

別表 27 管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定(第 65 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域(汚染のおそれのない区域以外の区域)	・外部放射線に係る線量当量*1	1 回/週	放射線管理課長
	・外部放射線に係る線量当量率	1 回/週	
管理区域(汚染のおそれのない区域)	・空気中の放射性物質の濃度	1 回/週	
	・表面密度	1 回/週	
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1 回/週	
	・空気中の放射性物質の濃度	1 回/3 月	
	・空間放射線量率	連続*2	
	・風向、風速、降雨量、大気温度、日射量、放射収支量	連続*2	
周辺監視区域外	・土壌中の放射性物質の濃度	1 回/3 月	
	・湖沼水中の放射性物質の濃度		
	・空気中の放射性物質の濃度		

*1:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

*2:点検等による機器の停止時を除く。

別表 28 放射線測定器類(第 66 条関係)

測定器名	数量	点検責任者
・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長
・汚染サーベイメータ	10 台	
・ダストサンプラ	7 台	
・可搬式 HF 検知警報装置	7 台	
・退出モニタ	1 台	
・放射能測定装置	3 台	
・積算線量計	1 式	
・個人線量計	1 式	
・モニタリングポスト	3 式	
・気象観測機器*1	1 式	
・エアスニッフア	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長*2
・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長

*1:風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計

*2:機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長

【廃棄物埋施設保安規定】

別表 10 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第 39 条、第 40 条関係)

測定項目	測定核種	測定頻度
サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度	トリチウム コバルト 60 セシウム 137	放出の都度
排気口における排気中の放射性物質濃度	トリチウム コバルト 60 セシウム 137	1 回／週

別表 11 放出管理用計測器の種類等(第 39 条、第 40 条関係)

区分	種類	設置場所
放射性液体廃棄物放出管理用	放射能測定装置	低レベル廃棄物管理建屋
放射性気体廃棄物放出管理用	排気用モニタ 放射能測定装置*	低レベル廃棄物管理建屋

* :放射性液体廃棄物放出管理用と共用。

別表 15 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等の測定(第 51 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域:汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量* ¹ ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1 回/週	放射線管理課長
管理区域:汚染のおそれのない区域	・外部放射線に係る線量当量* ¹	1 回/週	
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量* ¹	1 回/週	
周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度(尾駁沼)	1 回/3 月* ²	

*1:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

*2:3月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日及び 12 月 1 日を始期とする各 3 月間

別表 16 放射線測定器類(第 52 条関係)

測定器名	数量	点検責任者
・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6 台	放射線管理課長
・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4 台	
・ダストサンプラ	2 台	
・放射能測定装置	4 台	
・積算線量計	1 式	
・個人線量計	1 式	
・排気用モニタ	1 台	運営課長
・エリアモニタ	5 台	

3. 核燃料物質等の事業所内外における運搬に係る保安規定記載について

3.1 当社で実施する核燃料物質等の運搬について

当社の各施設に関連して当社が主体的に実施する主な核燃料輸送物の運搬は以下のとおりである。

○事業所外運搬

返還ガラス固化体:廃棄物管理施設

六フッ化ウラン(原料ウラン):加工施設(濃縮)

A型、L型、IP型の運搬物:再処理施設・廃棄物管理施設・加工施設(濃縮)

○事業所内運搬(管理区域外における運搬)

ハル・エンドピース:再処理施設

チャンネルボックス・バーナブルポイズン:再処理施設

低レベル濃縮廃液のセメント固化体:再処理施設

雑固体廃棄物:再処理施設・加工施設(濃縮)

廃棄体:廃棄物埋設施設

上記の核燃料物質等の運搬に関し、運搬する核燃料輸送物の特徴を踏まえた運搬に係る措置の確認方法、独立性の確保の保安規定の規定について説明する。

3.2 核燃料物質等の運搬に係る検査について

核燃料物質等の運搬においては、要求事項への適合性を検証するために、ホールドポイントを適切に設けて、「自主検査等」※1を実施する。

※1:要求事項への適合性を判定するために事業者が行う合否判定基準のある自主的な検査等をいう。(品質管理基準規則の解釈第19条第3項)

(1) 基本的な考え方

核燃料物質等の運搬の主要プロセス・工程を添付-1～添付-3に示す。新検査制度導入後においては、核燃料物質等の運搬に係る業務プロセスを従来どおりQMSにより適切に管理するとともに、原子力安全上の重要度を踏まえ、運搬物に係る要求事項(運搬物に対する技術基準)への適合確認をホールドポイントと位置づけ、自主検査等と整理するとともに、その実施にあたっては、品質管理基準規則第48条第6項に基づき、重要度に応じて信頼性を確保する。

なお、再処理規則第14条第1項、廃棄物管理規則第32条第1項、加工規則第7条の6第1項、もしくは第二種廃棄物埋設規則第18条第1項に基づく措置の実施状況の運搬前の確認は、運搬に係る業務プロセスにおいて保安のために必要な措置が講じられていることを確認する行為であり、自主検査等としない。

(2) 自主検査等の範囲

前項の考え方を踏まえ、自主検査等を具体的に整理した結果を以下に示す。

- ・返還ガラス固化体の事業所外運搬における、炉規法第 59 条第 1 項に基づく発送前検査
- ・六フッ化ウラン(原料ウラン)の事業所外運搬における、炉規法第 59 条第 1 項に基づく発送前検査
- ・上記以外の事業所外運搬における、外運搬規則適合検査

3.3 自主検査等の信頼性確保の考え方

収納物の性状や IAEA 規則に定められている収納限度・重要度等を踏まえ、放射線障害等の公衆へのリスクに応じて、以下のとおり、自主検査等の信頼性を確保する。(添付一4参照)

(1) 独立性確保の考え方

核燃料物質を含む放射線障害等の公衆へのリスクが高い返還ガラス固化体並びに六フッ化ウラン(原料ウラン)の事業所外運搬における発送前検査については、検査を実施する要員は工事を実施した部門に属する要員と部門を異にする要員とする。

また、事業所外運搬における、外運搬規則適合検査については、公衆へのリスクが低いことから、直接の工事担当者からの独立、又は発注者と受注者の関係による独立を確保する。

(2) 記録の信頼性確保の考え方

事業所外運搬における発送前検査及び事業所外運搬における外運搬規則適合検査において、立会わない範囲の記録を用いて合否判定を行う場合、その記録の信頼性について、記録確認とする対象業務(データ採取)の実施状況を、独立のグレードに応じた体制により、抜き打ちにて確認している。

(3) 独立性及び記録の信頼性以外の管理方法の考え方

事業所外運搬における発送前検査においては、個別案件毎に検査要領書や検査体制表等を2次文書等に定める方法で作成する。

また、事業所外運搬における外運搬規則適合検査においては、個別案件ごとに検査要領書や検査体制表等は作成せず、恒常的な体制により2次文書等に定める方法で実施する。

3.4 審査基準の変更を踏まえた保安規定への規定について(資料2-資料④No.38、39、40)

各施設の保安規定審査基準の変更において、核燃料物質等の運搬に関する事項として、工場又は事業所内における核燃料物質の運搬に際して臨界防止以外の保安のために講ずべき措置の規定が明確化されるとともに核燃料物質等の工場又は事業所の外への運搬に関する行為が定められていることが追加された。

工場又は事業所内における運搬については、各事業規則の「事業所において行われる運搬」として要求される措置の実施を既認可の保安規定の事業所内運搬に係る条文に規定していることから、今回の保安規定変更においては、措置の実施状況を運搬前に確認することを明確にした。

工場又は事業所の外への運搬については、廃棄物埋設施設は既認可の保安規定において「外運搬規則」および「核燃料物質等車両運搬規則」で要求される措置の実施(運搬中に実施するものをのぞく)を規定しており、変更していない。既認可の保安規定において事業所外への運搬に係る措置を明確に規定していなかった再処理施設については、「外運搬規則」および「核燃料物質等車両運搬規則」で要求される措置の実施(運搬中に実施するものをのぞく)を新たに規定するとともに、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)においても措置内容の追加等、記載の充実化を図った。

また、廃棄物管理施設および加工施設(濃縮)については、運搬に係る自主検査等として、前3.2の整理を踏まえ、返還ガラス固化体及び六フッ化ウラン(原料ウラン)の事業所外運搬における発送前検査の実施を規定する。当該検査の実施においては、品質管理基準規則で要求される検査の独立性を確保するため、第1項の措置の実施と第2項の検査を実施する職位を異なる職位とする。

(それぞれの施設の保安規定の記載を別表に示す。)

以上

添付-1 返還ガラス固化体の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例

添付-2 六フッ化ウラン(原料ウラン)の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例

添付-3 A型、L型、IP型の運搬物の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例
(核燃料物質を封入しているものを除く)

添付-4 核燃料物質等の運搬における自主検査等の信頼性確保の考え方

返還ガラス固化体の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例

主要プロセス					備考						
	(1) 空容器受取	(2) 発送前検査① 輸送物仕立	(3) 発送前検査②	(4) 陸上輸送 (5) 積出港	(5) 事業所外運搬 (着地側) 準備 運搬						
現場作業	<ul style="list-style-type: none"> 緩衝体取外し 建屋搬入 輸送容器受取検査 	<ul style="list-style-type: none"> 気密漏えい検査 圧力測定検査 	<ul style="list-style-type: none"> 外観検査 吊上検査 線量当量率検査 表面密度検査 温度測定検査 収納物検査 重量検査 	<ul style="list-style-type: none"> 運搬車両への積付け 陸送 税関手続き 船荷積み作業 出港 	<ul style="list-style-type: none"> 輸送本部の運営 船荷積降ろし作業 運搬車両への積付け 	<ul style="list-style-type: none"> 隊列編成状況 					
	<ul style="list-style-type: none"> 運搬車両の確認 標識、標札の確認 運搬車両等の携行資機材類確認 車両積付時の検査 外観検査 表面密度検査 線量当量率検査 固縛検査 他 	<ul style="list-style-type: none"> 運搬車両の確認 標識、標札の確認 運搬車両等の携行資機材類確認 車両積付時の検査 外観検査 表面密度検査 線量当量率検査 固縛検査 他 	<ul style="list-style-type: none"> 証明 	<ul style="list-style-type: none"> 証明 	<ul style="list-style-type: none"> 証明 	<ul style="list-style-type: none"> 証明 					
許可関係	原子炉等規制法	① 車両運搬確認申請 日本原燃、輸送会社 → 原子力規制委員会	② 核燃料輸送物運搬確認申請 日本原燃、輸送会社 → 国交省自動車局	③ 核燃料物質等運搬届出 日本原燃、輸送会社 → 県公安委員会	④ 取決めの締結確認 事業者間で取決め締結後申請 (日本原燃 → 原子力規制委員会)	⑤ 原子力損害賠償補償契約 原子力損害賠償責任保険契約 付保手続 (日本原燃 → 文科省/原子力保険プール)	⑥ 放射性輸送物運送計画・安全確認申請 船長 (運航会社) → 国交省海事局	⑦ 放射性物質等運送届 船長 (運航会社) → 管区海上保安本部	: 重要度高の独立性確保 : 官庁検査	確認	確認
	原賠法										
	船舶安全法										

六フッ化ウラン（原料ウラン）の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例

主要プロセス					備考
(1) 空容器受取	(2) 発送前検査① 輸送物仕立	(3) 発送前検査②	(4) 陸上輸送 (5) 積出港	(5) 事業所外運搬（着地側） 準備 運搬	
<ul style="list-style-type: none"> 建屋搬入 輸送容器受取検査 	<ul style="list-style-type: none"> 外観検査 固縛検査 線量当量率検査 表面密度検査 収納物検査 重量検査 	<ul style="list-style-type: none"> 運搬車両への積付け 陸送 税関手続き 船荷積み作業 出港 	<ul style="list-style-type: none"> 輸送本部の運営 船荷積降ろし作業 運搬車両への積付け 運搬車両の確認 標識、標札の確認 運搬車両等の携行資機材類確認 車両積付時の検査 外観検査 表面密度検査 線量当量率検査 固縛検査 他 	<ul style="list-style-type: none"> 隊列編成状況 	<p>現場作業</p>
<p>原子炉等規制法</p>	<p>① 車両運搬確認申請 日本原燃 → 原子力規制委員会</p> <p>② 核燃料輸送物運搬確認申請 日本原燃、輸送会社 → 国交省自動車局</p> <p>③ 核燃料物質等運搬届出 日本原燃、輸送会社 → 県公安委員会</p> <p>④ 取決めの締結確認 事業者間で取決め締結後申請（日本原燃 → 原子力規制委員会）</p> <p>⑤ 原子力損害賠償補償契約 原子力損害賠償責任保険契約 付保手続（日本原燃 → 文科省/原子力保険プール）</p>	<p>⑥ 放射性輸送物運送計画・安全確認申請 船長（運航会社） → 国交省海事局</p> <p>⑦ 放射性物質等運送届 船長（運航会社） → 管区海上保安本部</p>	<p>確認</p> <p>証明</p>	<p>：重要度高の独立性確保</p> <p>：官庁検査</p>	
<p>原賠法</p> <p>船舶安全法</p>					<p>添付 - 2</p>

A型、L型、IP型の運搬物の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例（核燃料物質を封入しているもの除く）

主要プロセス					備考
(1)空容器受取	(2)輸送物仕立	(3)外運搬規則適合検査	(4)事業所外運搬（発地側） 準備 運搬	(5)輸送物の船積※2	
現場作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蓋開 ・ 装荷 ・ 蓋閉め 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射能量確認 ・ 法令に適合した容器への収納 ・ 線量当量率測定 ・ 表面密度測定 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業部長承認 ・ 携行資機材類確認 ・ 標識、灯火、固縛状況 ・ 車両積付時の <ul style="list-style-type: none"> ・ 外觀検査 ・ 表面密度検査 ・ 線量当量率検査 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【船積前】輸送物 ・ 線量当量率検査 ・ 表面密度検査 	※1：必要に応じて実施する ※2：船舶輸送を実施する場合
許可関係	原子力損害賠償補償契約 原子力損害賠償責任保険契約 放射性輸送物運送計画・安全確認申請※1 放射性物質等運送届※1 船舶安全法	外運搬規則 3条～5条 8条～10条 【運搬前確認】 再処理規則第14条第4項 等	付保手続（電力→文科省/原子力保険プール） 船長（運航会社）→国交省海事局 船長（運航会社）→管区海上保安本部 危険物積付検査申請 船長（運航会社）→国交省海事局	確認	

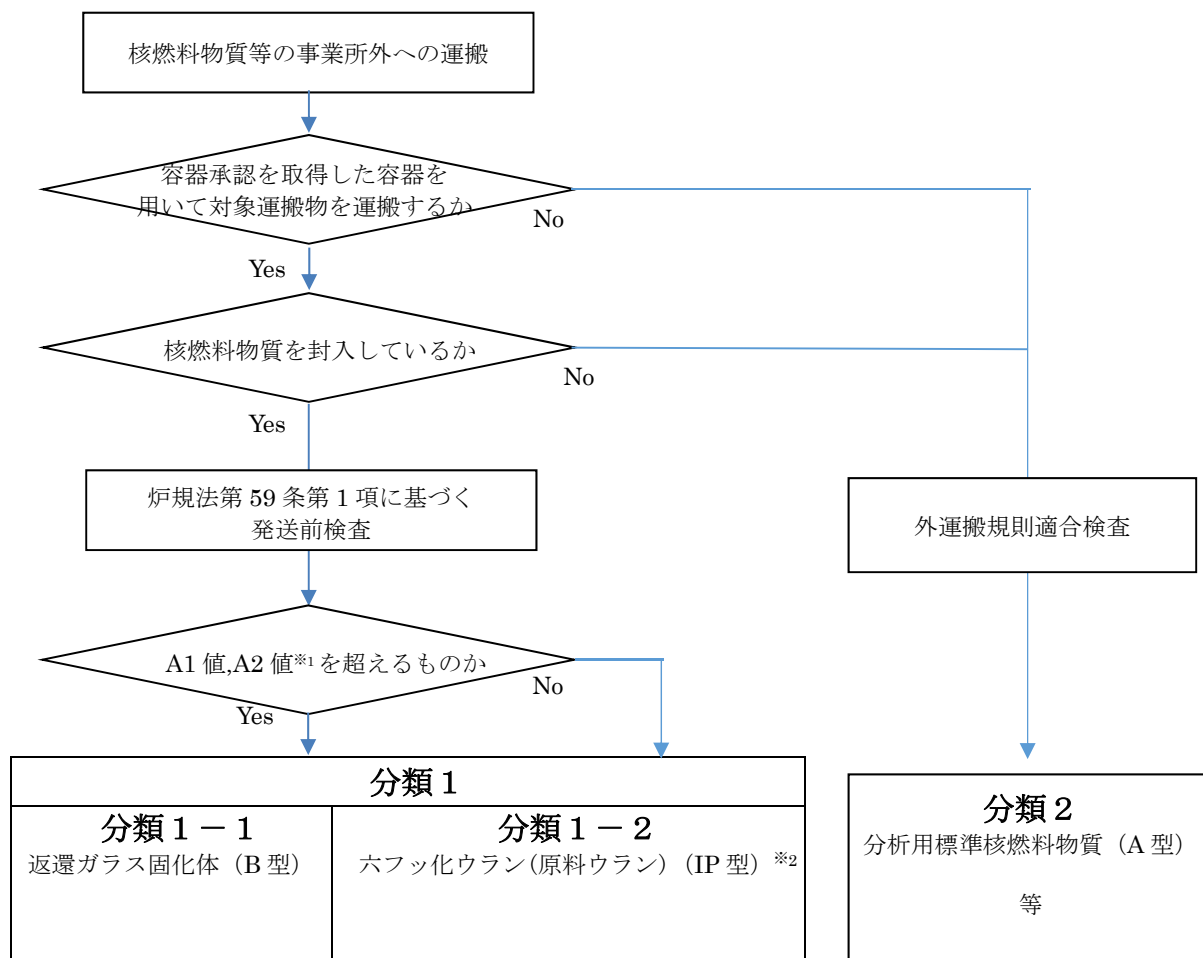
核燃料物質等の事業所内運搬に関する主要プロセス・工程の例（核燃料物質を封入しているもの除く）

主要プロセス			備考	
(1)空容器受取	(2)輸送物仕立	(3)構内輸送		
現場作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蓋開 ・ 装荷 ・ 蓋閉め 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転倒、転落防止 ・ 標識 ・ 危険物混載有無 ・ 線量当量率測定 ・ 表面密度測定 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【運搬前確認】再処理規則14条等（事業所内運搬） 	

: 自主検査等
 : 官庁検査

核燃料物質等の運搬における自主検査等の信頼性確保の考え方

○事業所外運搬に係る自主検査等の信頼性確保の分類

**分類 1**：発送前検査

- ・独立性：放射線障害等の公衆へのリスクが高いことから、厳格な独立性を確保し、信頼性を担保するため、検査を実施する要員は工事を実施した部門に属する要員と部門を異にする要員とする。**分類 1-1**
放射線障害等の公衆へのリスクが比較的低いことから、直接の工事担当者からの独立、又は発注者と受注者の関係による独立を確保。**分類 1-2**
- ・記録の信頼性：立会わない範囲の記録を用いて合否判定を行う場合、その記録の信頼性について、記録確認とする対象業務（データ採取）の実施状況を、独立のグレードに応じた体制により、抜き打ちにて確認している。
- ・上記以外：個別案件毎に検査要領書や検査体制表等を作成。

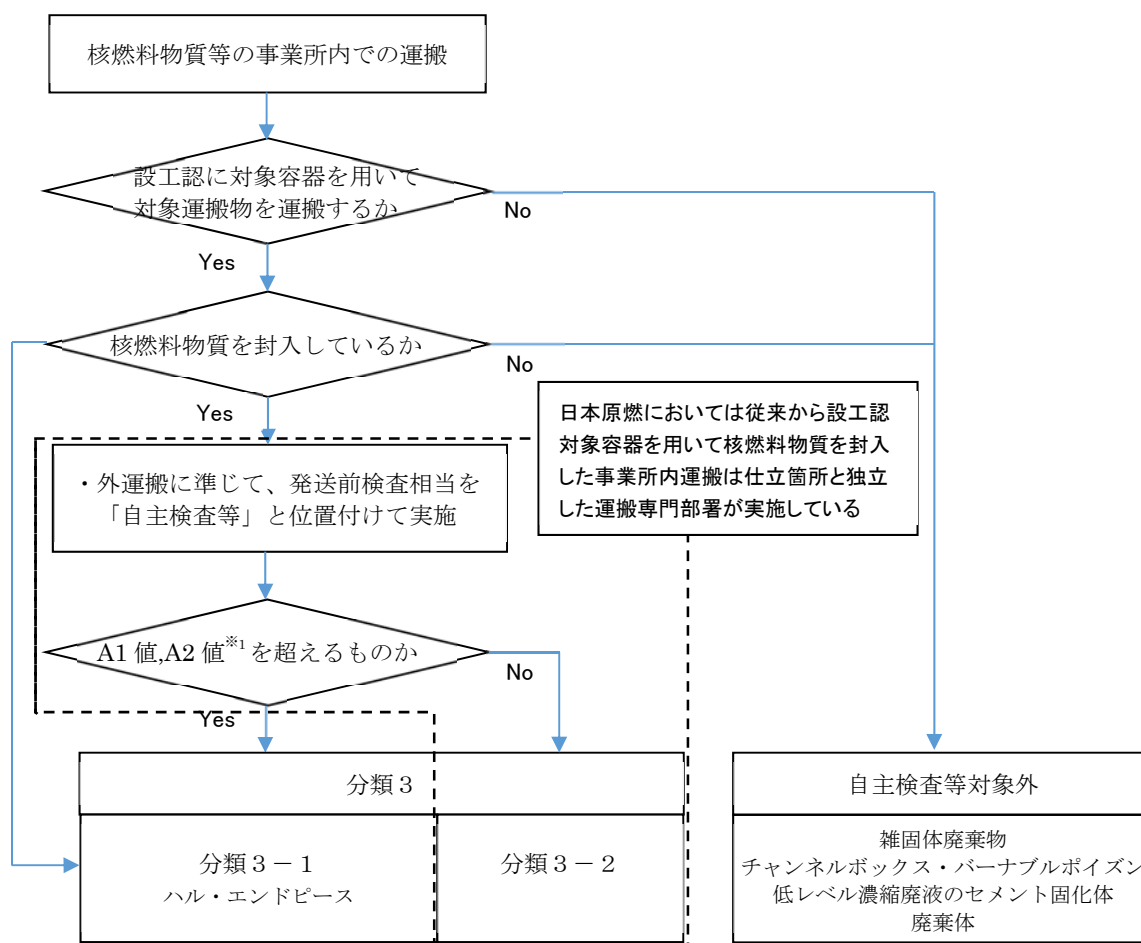
分類 2：外運搬規則適合検査

- ・独立性：放射線障害等の公衆へのリスクが低いことから、直接の工事担当者からの独立、又は発注者と受注者の関係による独立を確保。
- ・記録の信頼性：立会わない範囲の記録を用いて合否判定を行う場合、その記録の信頼性について、記録確認とする対象業務（データ採取）の実施状況を、独立のグレードに応じた体制により、抜き打ちにて確認している。
- ・上記以外：個別案件毎に検査要領書や検査体制表等は作成せず、恒常的な体制により 2 次文書等に定める方法で実施。

※1 A1,A2 値は、輸送容器が事故で破損し、その一部が漏えいして、その内容物の一部を人が摂取しても影響を与えないよう、IAEA 規則にて定められた収納限度

※2 分類上は 1-2 に該当するが当社においては検査を実施する要員は工事を実施した部門に属する要員と部門を異にする要員とする予定。

○事業所内運搬に係る自主検査等の信頼性確保の分類



分類 3：発送前検査相当

- ・独立性：公衆への放射線障害リスクが高いことから、厳格な独立性を確保し、信頼性を担保するため、検査を実施する要員は工事を実施した部門に属する要員と部門を異にする要員とする。分類 3-1
- ・記録の信頼性：立会わない範囲の記録を用いて合否判定を行う場合、その記録の信頼性について、記録確認とする対象業務(データ採取)の実施状況を、独立のグレードに応じた体制により、抜き打ちにて確認している。
- ・上記以外：外運搬規則に準じて、個別案件毎に検査要領書や検査体制表等を作成。

※1 A1,A2 値は、輸送容器が事故で破損し、その一部が漏えいして、その内容物の一部を人が摂取しても影響を与えないよう、IAEA 規則にて定められた収納限度

別表 核燃料物質の運搬に係る各施設の保安規定条文（案）

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	廃棄物埋設施設
<p>第7章 放射線管理 第6節 物品移動の管理</p> <p><u>（事業所において行われる運搬）</u></p> <p>第105条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、再処理規則第14条に定める運搬に関する措置を<u>講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表49に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に準拠して、必要措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</p>	<p>第6章 放射線管理 第5節 物品移動の管理</p> <p><u>（事業所において行われる運搬）</u></p> <p>第44条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、管理規則第32条に定める運搬に関する措置を<u>講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表18に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に準拠して、必要措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</p>	<p>第8章 放射線管理 第5節 物品移動の管理</p> <p><u>（事業所において行われる運搬）</u></p> <p>第68条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を<u>講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p><u>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際しては、<u>運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</u></p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、<u>運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</u></p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、<u>相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために</u></p>	<p>第8章 放射線管理 第5節 物品移動の管理</p> <p><u>（事業所において行われる運搬）</u></p> <p>第54条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、埋設規則第18条に定める運搬に関する措置を<u>講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</u></p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表17に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p>

別表 核燃料物質の運搬に係る各施設の保安規定条文（案）

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	廃棄物理施設
<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第106条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外にお</p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第45条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入して運搬</p>	<p>必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、<u>運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表29に定める値を超えていないこと</u>について放射線管理課長の確認を得る。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p> <p>(事業所外への運搬)</p> <p>第69条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第55条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、標識の取付け等、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じる。</p> <p>2 前項において各課長は、表面密度及び線量当量率が別表17に定める値を超えていない</p>

別表 核燃料物質の運搬に係る各施設の保安規定条文（案）

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	廃棄物埋設施設
<p>ける運搬に関する規則」に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>(2) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定める核燃料物質等の使用等に必要なる書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第3号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) 容器等の表面汚染密度が別表49に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 容器等の表面から1m離れた位置における</p>	<p>すること。</p> <p>(2) 外運搬規則に定める核燃料物質等の使用等に必要なる書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第3号を除く）について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) 容器等の表面密度が別表18に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 容器等の表面から1m離れた位置における</p>	<p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要なる書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表29に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</p>	<p>ことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p>

別表 核燃料物質の運搬に係る各施設の保安規定条文（案）

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	廃棄物埋設施設
<p><u>線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないこと。</u></p>	<p><u>線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。</u></p>		
<p>(ガラス固化体を納めた輸送物の運搬)</p> <p>第 45 条の 2 <u>輸送技術課長は、ガラス固化体を納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。</u></p> <p>2 <u>貯蔵管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>外観検査</u></p> <p>(2) <u>吊上げ検査</u></p> <p>(3) <u>重量検査</u></p> <p>(4) <u>表面密度検査</u></p> <p>(5) <u>総量当量率検査</u></p> <p>(6) <u>収納物検査</u></p> <p>(7) <u>温度測定検査</u></p> <p>(8) <u>気密漏えい検査</u></p> <p>(9) <u>圧力測定検査</u></p>	<p>(原料ウランを納めた輸送物の運搬)</p> <p>第 70 条 <u>機械保安課長は、原料ウランを納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。</u></p> <p>2 <u>保安管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>外観検査</u></p> <p>(2) <u>固縛検査</u></p> <p>(3) <u>表面密度検査</u></p> <p>(4) <u>線量当量率検査</u></p> <p>(5) <u>収納物検査</u></p> <p>(6) <u>重量検査</u></p>		

段階的に定める保安規定の
制定時期の考え方

1. はじめに

本資料は、規則類の改正に伴い、2020年6月1日に保安規定の認可申請を行った加工施設(MOX)における「段階的に定めるMOX燃料加工施設保安規定の制定時期」の基本的な考え方について、説明するものである。

2. 制定時期の基本的な考え方

保安規定審査基準において、「(前略)ただし、加工規則第8条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。」とされている。

本資料では、表1に保安規定の各章の制定段階を示すとともに、表2に保安規定審査基準の各条項を受けて定めるべき保安規定の条文とそれらを定める時期の考え方を整理した。

表1 保安規定に段階的に定める事項（その1）

保安規定目次		設計及び 工事段階	核燃料物質等 の運搬を開始 する前まで	加工施設の 使用を開始 する前まで	表2との 対応No.
第1章	総則				
第1条	目的	○	○	○	—
第2条	適用範囲	○	○	○	—
第3条	規定の遵守	○	○	○	—
第4条	関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上	○	○	○	—
第2章	品質保証				
第5条	品質マネジメントシステム計画	○	○	○	—
第3章	保安管理体制				
第6条	保安に関する組織	○	○	○	—
第7条	職務	○	○	○	(1) (20)
第8条	品質・保安会議の審議事項、構成等	○	○	○	(1)
第9条	燃料製造安全委員会の審議事項、構成等	○	○	○	(1)
第10条	安全・品質改革委員会の審議事項、構成等	○	○	○	—
	核燃料取扱主任者の選任		○	○	(1)
第4章	運転管理				
	操作員の確保		○	○	(3) (4)
	巡視点検		○	○	(21)
	マニュアルの作成		○	○	(3)
	引継及び通知		○	○	(3)
	設備運転開始前の確認事項		○	○	(3)
	試験操作			○	(21)
	火災発生時の体制の整備			○	(4)
	内部溢水発生時の体制の整備			○	(4)
	その他の自然災害発生時の体制の整備			○	(4)
	資機材等の整備			○	(4)
	重大事故等発生時の体制の整備			○	(5)
	大規模損壊発生時の体制の整備			○	(5)
	運転上の制限			○	(21)
	異常発生時の基本的な対応			○	(4)
	異常時の措置			○	(4)
	異常収束後の措置			○	(4)
第5章	核燃料物質の管理				
	核燃料物質の運搬		○	○	(17) (18)
	核燃料物質の貯蔵		○	○	(17)
第6章	放射性廃棄物管理				
	放射性固体廃棄物の管理			○	(14)
	放射性液体廃棄物の管理			○	(10) (15)
	放射性気体廃棄物の管理			○	(10) (15)
	放出管理用測定器の管理			○	(10) (15)
	頻度の定義			○	(10)

(凡例: 今回申請対象 核燃料物質搬入及び貯蔵段階までに定めるもの 運転段階までに定めるもの)

表1 保安規定に段階的に定める事項（その2）

保安規定目次		設計及び 工事段階	核燃料物質等 の運搬を開始 する前まで	加工施設の 使用を開始 する前まで	表2との 対応No.
第7章 放射線管理					
	管理区域の設定及び解除		○	○	(6)(11)
	管理区域内における区域区分		○	○	(6)(11)
	管理区域内における特別措置		○	○	(6)(11)
	管理区域への出入管理		○	○	(6)(11)
	飲食及び喫煙の禁止		○	○	(6)(11)
	保全区域			○	(7)
	周辺監視区域		○	○	(8)(17)
	線量の評価		○	○	(10)(11)
	床、壁等の除染			○	(12)
	外部放射線に係る線量当量率等の測定		○	○	(11)(16)
	放射線測定機器の管理		○	○	(10)(11) (16)
	管理区域外からの搬入及び運搬		○	○	(6)(13)
	管理区域外等への搬出及び運搬		○	○	(6)(11) (13)
	MOX燃料加工施設外からの運搬		○	○	(6)(13)
	MOX燃料加工施設外への運搬		○	○	(6)(13)
	協力企業への放射線防護		○	○	(9)
第8章 施設管理					
第11条	施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	○	○	○	—
第12条	施設管理方針及び施設管理目標	○	○	○	—
第13条	施設管理に係る個別業務計画の策定	○	○	○	—
第14条	施設管理対象範囲の選定	○	○	○	—
第15条	施設管理の重要度の設定	○	○	○	—
第16条	施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	○	○	○	—
第17条	施設管理に関する計画の策定	○	○	○	(10)(16)
第18条	施設管理の実施	○	○	○	—
第19条	施設管理の結果の確認・評価	○	○	○	—
第20条	施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	○	○	○	—
第21条	施設管理の有効性評価	○	○	○	—
第22条	構成管理	○	○	○	—
第23条	情報共有	○	○	○	—
第24条	設計管理	○	○	○	—
第25条	作業管理	○	○	○	—
第26条	使用前事業者検査の実施	○	○	○	—
	定期事業者検査の実施			○	(21)
	加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針			○	(21)

表1 保安規定に段階的に定める事項（その3）

保安規定目次		設計及び 工事段階	核燃料物質等 の運搬を開始 する前まで	加工施設の 使用を開始 する前まで	表2との 対応No.
第9章 緊急時の措置					
	原子力防災組織			○	(19)
	原子力防災組織の要員			○	(19)
	緊急作業従事者の選定			○	(19)
	原子力防災資機材等の整備			○	(19)
	通報経路			○	(19)
	緊急時演習			○	(19)
	通報			○	(19)
	緊急時体制の発令			○	(19)
	応急措置			○	(19)
	緊急時における活動			○	(19)
	緊急作業従事者の線量管理等			○	(19)
	緊急時体制の解除			○	(19)
第10章 保安教育					
第27条	社員等への保安教育	○	○	○	—
	請負事業者等への保安教育		○	○	(2)
第11章 記録及び報告					
第28条	記録	○	○	○	—
	報告		○	○	(20)
第12章 加工施設の使用を開始する前までに定める事項					
第29条	加工施設の使用を開始する前までに定める事項	○	○		—

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の考え方	表1との対応番号
冒頭文	加工事業者は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第2条第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、加工施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第377号。以下「加工規則」という。）第8条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。 申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第2条第2項に定める認可要件である ・原子炉等規制法第13条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質による災害の防止上十分でないことと認められないこと を確認するための審査を行うこととしている。 したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。	—	(手続きに關する事項であり、保安規定に記載なし)	—	—	—
加工規則第8条第1項第1号【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること については、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することと定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第29条	加工施設の使用を開始する前までに定める事項	今回申請中	—	—
加工規則第8条第1項第2号【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準規則解釈」という。）を踏まえて定められていること。	第3条	規程の遵守	今回申請中	—	—
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしていること。	第4条	関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上			
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の低位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第5条	品質マネジメントシステム計画			
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第5条	品質マネジメントシステム計画			
	5. 内部監査の仕組みについては、許可を受けたところにより、重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生しないことと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条第1項の規定に基づき、内部監査の対象に關与していない要員を実施させることとしてもよい。	—	（該当しないため、保安規定に記載なし）			
加工規則第8条第1項	1. 加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定めら	第6条	保安に関する組織	今回申請中	—	—

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の考え方の	表1との対応番号		
1項第3号【加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織】	1項第4号【核燃料取扱主任者の職務の範囲等】	第7条	職務	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	加工施設の使用に関する保安の監督については、核燃料物質等の搬入以降に生じることから、核燃料取扱主任者の選任・職務については、核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(1)		
1項第3号【加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織】	1項第4号【核燃料取扱主任者の職務の範囲等】	1. 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。	核燃料取扱主任者の選任	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	加工施設の使用に関する保安の監督については、核燃料物質等の搬入以降に生じることから、核燃料取扱主任者の選任・職務については、核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(1)		
		2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	品質・保安会議の審議事項、構成等 燃料製造安全委員会の審議事項、構成等 核燃料取扱主任者の選任 職務	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	核燃料取扱主任者の選任	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	加工施設の使用に関する保安の監督については、核燃料物質等の搬入以降に生じることから、核燃料取扱主任者の選任・職務については、核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(1)
		3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。	核燃料取扱主任者の選任	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	核燃料取扱主任者の選任	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	加工施設の使用に関する保安の監督については、核燃料物質等の搬入以降に生じることから、核燃料取扱主任者の選任・職務については、核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(1)
		1. 加工施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	社員等への保安教育	今回申請中	社員等への保安教育	今回申請中	請負事業者への保安教育は、核燃料物質等による災害の可能性が生じる核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(2)
		2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	社員等への保安教育	今回申請中	社員等への保安教育	今回申請中	請負事業者への保安教育は、核燃料物質等による災害の可能性が生じる核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(2)
		3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	社員等への保安教育	今回申請中	社員等への保安教育	今回申請中	請負事業者への保安教育は、核燃料物質等による災害の可能性が生じる核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(2)
		4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	社員等への保安教育	今回申請中	社員等への保安教育	今回申請中	請負事業者への保安教育は、核燃料物質等による災害の可能性が生じる核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(2)
		1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。	操作員の確保	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	操作員の確保	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	核燃料物質等の運搬に係る取扱設備及び貯蔵設備に関する業務が発生する核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(3)
		2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	マニュアルの作成	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	マニュアルの作成	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	核燃料物質等の運搬に係る取扱設備及び貯蔵設備に関する業務が発生する核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(3)
		3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。	マニユアルの作成	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	マニユアルの作成	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	核燃料物質等の運搬に係る取扱設備及び貯蔵設備に関する業務が発生する核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(3)
4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	引継及び通知	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	引継及び通知	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	核燃料物質等の運搬に係る取扱設備及び貯蔵設備に関する業務が発生する核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(3)		
5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。	設備運転開始前の確認事項	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	設備運転開始前の確認事項	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	核燃料物質等の運搬に係る取扱設備及び貯蔵設備に関する業務が発生する核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(3)		
6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	運転上の制限	加工施設の使用を開始する前まで	運転上の制限	加工施設の使用を開始する前まで	加工施設の使用を開始することであるため、加工施設の使用を開始する前までに定める。	(21)		
1項第6号【加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1項第7号【管理区域の設置、構成及び審議事項について定められていること。】	異常時の措置	異常発生時の基本的な対応	加工施設の使用を開始する前まで	加工施設の使用を開始することであるため、加工施設の使用を開始する前までに定める。	(4)		
		異常収束後の措置	異常発生時の体制の整備	加工施設の使用を開始する前まで	加工施設の使用を開始することであるため、加工施設の使用を開始する前までに定める。	(4)		
		火災発生時の体制の整備	内部溢水発生時の体制の整備	加工施設の使用を開始する前まで	加工施設の使用を開始することであるため、加工施設の使用を開始する前までに定める。	(4)		
		その他の自然災害発生時の体制の整備	資機材等の整備	加工施設の使用を開始する前まで	加工施設の使用を開始することであるため、加工施設の使用を開始する前までに定める。	(4)		
		重大事故等発生時の体制の整備	大規模環境発生時の体制の整備	加工施設の使用を開始する前まで	加工施設の使用を開始することであるため、加工施設の使用を開始する前までに定める。	(4)		
		品質・保安会議の審議事項、構成等	燃料製造安全委員会の審議事項、構成等	今回申請中	品質・保安会議の審議事項、構成等	今回申請中	重大事故等又は大規模環境の発生リスクが生じる加工施設の使用を開始する前までに定める。	(6)
		安全・品質改革委員会の審議事項、構成等	安全・品質改革委員会の審議事項、構成等	今回申請中	安全・品質改革委員会の審議事項、構成等	今回申請中	重大事故等又は大規模環境の発生リスクが生じる加工施設の使用を開始する前までに定める。	(6)
		管理区域の設定及び解除	管理区域の設定及び解除	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	管理区域の設定及び解除	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	核燃料物質等の搬入以降から管理区域を設定（貯蔵施設）するため、核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(6)
		1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	管理区域の設定及び解除	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	管理区域の設定及び解除	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	核燃料物質等の搬入以降から管理区域を設定（貯蔵施設）するため、核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(6)

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれを定める時期の考え方の考え方

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号	
区域、保安区域及び周辺監視区域の設定等	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	管理区域内における区域区分	—	—	開始する前までに定める。	—	
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁等の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	管理区域内における特別措置	—	—	—	—	
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	管理区域への出入管理	—	—	—	—	
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	管理区域への出入管理 飲食及び喫煙の禁止	—	—	—	—	
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	管理区域外からの搬入及び運搬 管理区域外等への搬出及び運搬 MOX 燃料加工施設外からの運搬 MOX 燃料加工施設外への運搬	—	—	—	—	
	8. 保安区域を明示し、保安区域についての管理措置が定められていること。	保安区域 周辺監視区域	—	—	加工施設の使用を開始する前までに定める。	(7)	
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	周辺監視区域	—	—	核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(8)	
	10. 役割を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	協力会社への放射線防護	—	—	核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(9)	
	加工規則第8条第1項第8号【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	放射性気体廃棄物の管理 放射性液体廃棄物の管理 放射線測定器の管理 放射線測定器の管理 頻度の定義 施設管理に関する計画の策定	—	—	放出管理すべき放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が発生する加工施設の使用を開始する前までに定める。	(10)
		2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていて、また、これらの設備のうち放射線測定に係るものについては、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項と併せて定められていてよい。	—	—	—	—	—
1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。		線量の評価 放射線測定機器の管理 線量の評価	—	—	核燃料物質等の取扱いに伴う線量管理の措置が発生する核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(11)	
2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable. 以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。		—	—	—	—	—	
3. 加工規則第7条の2の9に基づき床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。		床、壁等の除染	—	—	加工施設の使用を開始する前までに定める。	(12)	
4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。		外部放射線に係る線量当量率等の測定	—	—	核燃料物質等の取扱いに伴う線量管理の措置が発生する核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(11)	
5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。		管理区域外等への搬出及び運搬	—	—	核燃料物質等の取扱いに伴う線量管理の措置が発生する核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(13)	
6. 核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてよい。		管理区域外等への搬入及び運搬 管理区域外等への搬出及び運搬 MOX 燃料加工施設外からの運搬 MOX 燃料加工施設外への運搬	—	—	—	—	
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射線濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射線濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物の仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてよい。		（クリアランス規定を採用する場合には、保安規定に記載する）	—	—	—	—	

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		核燃料物質搬入及び貯蔵段階までに定めるもの		運転段階までに定めるもの	
保安規定審査基準	保安規定条文	核燃料物質搬入及び貯蔵段階までに定めるもの	保安規定条文	核燃料物質搬入及び貯蔵段階までに定めるもの	運転段階までに定めるもの	表1との対応番号	
加工規則第8条第1項第10号【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	8. 放射性廃棄物の取扱いに関する事項については、「原子力施設における「放射性廃棄物の取扱い」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-1111-a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物の仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていること。		放射性固体廃棄物の管理	加工施設の使用を開始する前まで	放射性固体廃棄物の処理、保管廃棄、運搬を開始する前までに定める。	(14)	
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。		管理区域の設定及び解除 管理区域における区域区分 管理区域への出入り管理 飲食及び喫煙の防止 管理区域外等への搬出及び運搬 床、壁等の除染	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	核燃料物質等の取扱いに伴う線量管理の措置が発生する核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(11)	
加工規則第8条第1項第11号【放射性測定器の維持の方法】	1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。		放射性液体廃棄物の管理 放射性気体廃棄物の管理 放出管理用測定器の管理 外部放射線に係る線量率等の測定 放射線測定機器の管理 施設管理に関する計画の策定	加工施設の使用を開始する前まで	放射性液体廃棄物の処理、保管廃棄、運搬を開始する前までに定める。	(15)	
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていること。		核燃料物質の運搬 核燃料物質の貯蔵	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	放射線測定器の使用を開始する前までに定める。	(16)	
加工規則第8条第1項第12号【放射性廃棄物の受払い、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。		核燃料物質の運搬	加工施設の使用を開始する前まで	核燃料物質の事業所外への運搬が発生する加工施設の使用を開始する前までに定める。	(18)	
	2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外への運搬中に運搬するものを除く。)に関する事項と併せて定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていること。		放射性固体廃棄物の管理 放射性液体廃棄物の管理	加工施設の使用を開始する前まで	放射性固体廃棄物の処理、保管廃棄、運搬を開始する前までに定める。	(14)	
加工規則第8条第1項第13号【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。		放射性液体廃棄物の管理 頻度の定義 放射性気体廃棄物の管理 頻度の定義	加工施設の使用を開始する前まで	放射性液体廃棄物の処理、保管廃棄、運搬を開始する前までに定める。	(10)	
	2. 放射性液体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外への運搬中に運搬するものを除く。)に係る体制が構築されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていること。		周辺監視区域	核燃料物質等の運搬を開始する前まで	放射性液体廃棄物の取扱いを開始する核燃料物質等の運搬を開始する前までに定める。	(17)	
加工規則第8条第1項第13号【非常の場合に講ずべき処置】	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。		線量の評価 放射性液体廃棄物の管理 放射性気体廃棄物の管理	加工施設の使用を開始する前まで	放出管理すべき放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が発生する加工施設の使用を開始する前までに定める。	(10)	
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。		原子力防災組織 原子力防災組織の要員 原子力防災資機材等の整備 原子力防災資機材等の整備 通報経路 通報	加工施設の使用を開始する前まで	加工施設の使用以降から原子力災害に該当する事業が生じることから、加工施設の使用を開始する前までに定める。	(19)	
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。						
	7. ALARAの精神にとり、排気、排水等を管理することが定められていること。						
	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。						
	2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。						
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。						

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号		
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	5. 緊急事態が発生した場合、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	原子力防災組織		—	—	—		
		緊急時体制の発令	緊急時における活動					
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に対する影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	緊急作業従事者の線量管理等		—	—	—		
		緊急時体制の解除	緊急時演習					
加工規則第8条第1項第14号【設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置】 イ 火災 可燃物の管理、消防員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 重大事故等 ① 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。 ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。) ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 (2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること。 (3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可燃消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	8. 事象が収束した場合、緊急時体制を解除することが定められていること。 9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。 1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 加工施設政に必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 重大事故等 ① 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。 ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。) ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 (2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること。 (3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可燃消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	加工施設の使用以前から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じることから、加工施設の使用を開始する前までに定める。	(4)					
		加工規則第8条第1項第15号【記録及び報告】	品質マネジメントシステム計画 記録 記録 職務	今回申請中	—	—	(5)	
		加工規則第8条第1項第15号【記録及び報告】	第5条 第28条 第28条	品質マネジメントシステム計画 記録 記録	今回申請中	—	—	—
		3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	—	職務	核燃料物質等の運	—	—	(20)

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の考え方	表1との対応番号	
加工規則第8条第1項第16号【加工施設の施設管理】	4. 特に、加工規則第9条の1.1.6各号に掲げる事故故障等の事象又はこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実な報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	報告	報告	定める時期	定める時期の設定の考え方	-	
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	報告	報告	定める時期	定める時期の設定の考え方		-
加工規則第8条第1項第17号【加工施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらへの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に関する運用ガイド」(原規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第11条 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	施設管理目標及び施設管理目標	今回申請中	-	-	
		第12条 施設管理に係る個別業務実施計画の策定	施設管理に係る個別業務実施計画の策定				
		第13条 施設管理対象範囲の設定	施設管理対象範囲の設定				
		第14条 施設管理の重要度の設定	施設管理の重要度の設定				
		第15条 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視				
		第16条 施設管理に関する計画の策定	施設管理に関する計画の策定				
		第17条 施設管理の実施	施設管理の実施				
		第18条 施設管理の結果の確認・評価	施設管理の結果の確認・評価				
		第19条 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置				
		第20条 施設管理の有効性評価	施設管理の有効性評価				
		第21条 構成管理	構成管理				
		第22条 情報共有	情報共有				
		第23条 設計管理	設計管理				
		第24条 作業管理	作業管理				
		第25条 使用前事業者検査の実施	使用前事業者検査の実施				
		2. 加工施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化に関する基本的考え方」(平成20・05・14 厚院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))等を参考とし、加工規則第7条の4の2に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に変更することが定められていること。	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施	加工施設の使用を開始する前まで	加工施設の使用を開始することであるため、加工施設の使用を開始する前までに定める。	(21)
		3. 事業を開始した日以降20年を経過した加工施設については、長期施設管理方針が定められていること。	巡回点検	巡回点検	加工施設の使用を開始する前まで	加工施設の使用を開始することであるため、加工施設の使用を開始する前までに定める。	(21)
		4. 加工規則第8条第1項第16号に掲げる加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書の結果若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	加工施設の使用を開始する前まで	加工施設の使用を開始することであるため、加工施設の使用を開始する前までに定める。	(21)
		5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。	(長期施設管理方針については、事業を開始した日以降20年を経過する日までに定める)	(長期施設管理方針については、事業を開始した日以降20年を経過する日までに定める)	-	-	-
		6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。なお、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないことと評価された場合においては、品質管理基準規程第4.8条第5項及び品質管理基準規程第4.8条第2項の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与しない要員に検査を実施させる体制でもよい。	(手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし)	(手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし)	-	-	-
	加工規則第8条第1項第17号【技術情報の共有】	1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られる保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させたための措置が定められていること。	第26条 使用前事業者検査の実施	使用前事業者検査の実施	今回申請中	-	-
		1. 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第23条 情報共有	情報共有	今回申請中	-	-
	加工規則第8条第1項第18号【不		第5条 品質マネジメントシステム計画	品質マネジメントシステム計画	今回申請中	-	-

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定めるべき時期の考え方

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
適合発生時の情報の公開 加工規則第8条第1項第19号【その他必要な事項】	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。 1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること。	第5条	品質マネジメントシステム計画			
		第1条	目的	今回申請中	—	—
		第1条	目的			

(凡例: 今回申請対象 核燃料物質搬入及び貯蔵段階までに定めるもの 運転段階までに定めるもの)